

【保全工事】

工事関係標準書式集

(様式編・資料編)

※ 工事関係標準書式集（様式編、資料編）について

本冊は、東日本賃貸住宅本部にて発注する保全工事において作成する工事関係書類に係る様式等をまとめたものである。（他支社において使用する際には、発注元に確認されたい）

現場説明書本文中、**様式-●**または**資料-●**と記載されているものについては、本冊の様式番号又は資料番号に該当する様式を指すので、これを参照されたい。

本書式集を UR コミュニティにて発注する工事において使用する場合、書式集内の「独立行政法人都市再生機構（UR 都市機構）」という表記は、「株式会社 UR コミュニティ」に読み替える。



東日本賃貸住宅本部 技術監理部

大分類	中分類	No.	書類名	主に該当する職種					備考
				建	電	機	土	造	
一覧	00_一覧	01	工事関係書類の取扱い（保全工事版）	●	●	●	●	●	2025/8/1 字句訂正
様式	01_工程	01	工程表	●	●	●	●	●	
様式	02_打合せ	01	協議記録書・報告協議書・ワックス	●	●	●	●	●	
様式	03_機材	01	使用材料の報告に関する事項について	●	●	●	●	●	2025/8/1 字句訂正
様式	03_機材	02	使用材料報告書（保全工事版）	●	●	●	●	●	2025/8/1 組織名称修正
様式	03_機材	03	コンクリート施工計画書・結果報告書	●	●	●	●	●	
様式	03_機材	04	トレーサビリティシステム情報管理実施要領		●				
様式	03_機材	05	騒音測定マニュアル			●			
様式	03_機材	06	エレベーター設備工事に関するチェック項目及び完成検査の取扱いについて			●			2025/8/1 組織名称修正
様式	03_機材	07	業務用空調機器等の諸元情報			●			
様式	03_機材	08	水質基準項目一覧表			●			
様式	03_機材	09	水質検査検体数について・簡易な水質検査記録票			●			
様式	04_施工	01	月次報告書・検査予定申請書・請求予定書	●	●	●	●	●	
様式	04_施工	02	工期延長願	●	●	●	●	●	
様式	04_施工	03	施工体制に関する事項について	●	●	●	●	●	2025/8/1 字句訂正・内容更新
様式	04_施工	04	施工体制台帳 様式例	●	●	●	●	●	2025/8/1 専任特例2号対応
様式	04_施工	05	現場代理人届・主任（監理）技術者届・専門技術者届	●	●	●	●	●	
様式	04_施工	06	緊急連絡体制	●					2025/8/1 組織名称修正
様式	04_施工	07	保全工事共通仕様書「重点監督項目」の追加項目	●	●	●			
様式	04_施工	08	工事概要書	●	●	●	●	●	2025/8/1 保全工事 工事受注者の監理部門を削除
様式	05_検査	01	検査カルテ実施要領	●	●	●	●	●	2025/8/1 組織名称修正
様式	06_発生材	01	建設リサイクル法に基づく特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について	●	●	●	●	●	
様式	06_発生材	02	建設リサイクル法 別表1・2・3	●	●	●	●	●	
様式	06_発生材	03	建設発生土搬出のお知らせ	●	●	●	●	●	
様式	06_発生材	04	残土処分計画書・調書	●	●	●	●	●	
様式	06_発生材	05	建築物その他の施設の解体工事におけるアスベスト含有建材の撤去、運搬及び処分等についての特記仕様書	●	●	●	●	●	2025/8/1 字句訂正
様式	06_発生材	06	保全工事における石綿（レベル3建材）対応についての特記仕様書	●	●	●	●	●	
様式	06_発生材	07	外壁等仕上塗材等石綿含有調査結果報告書	●	●	●	●	●	
様式	07_その他	01	契約不適合等に関する事項について	●	●	●	●	●	
様式	07_その他	02	契約の保証に関する事項について	●	●	●	●	●	
様式	07_その他	03	建設業退職金共済制度の掛金取り扱い	●	●	●	●	●	2025/8/1 電子申請の場合について追記
様式	07_その他	04	施工計画・技術提案の履行に係る覚書	●	●	●	●	●	
様式	07_その他	05	労災保険加入確認書	●	●	●	●	●	
様式	07_その他	06	（中間）前払請求書・中間前金払認定請求書・工事履行報告書	●	●	●	●	●	2025/8/1 中間前金請求書の様式修正
様式	07_その他	07	事故報告書	●	●	●	●	●	2025/8/1 組織名称修正
様式	07_その他	08	事故データベースに登録する事故報告書の提出対象事故について	●	●	●	●	●	2025/8/1 組織名称修正
様式	07_その他	09	投入マテリアル量の集計について	●	●	●	●	●	
様式	07_その他	10	投入マテリアル入カシート	●	●	●	●	●	
様式	07_その他	11	バルコニー点検票	●	●	●	●	●	
様式	07_その他	12	施工完了確認表	●	●	●	●	●	
様式	07_その他	13	借用鍵管理方法	●	●	●	●	●	
様式	07_その他	14	借用鍵管理簿	●	●	●	●	●	
様式	07_その他	15	工事完了（耐震分類変更）のお知らせ	●	●	●	●	●	
様式	07_その他	16	晴雨表・風速記録	●	●	●	●	●	
様式	08_保全	01	保証書（保証基準）	●	●	●	●	●	2025/8/1 字句訂正
様式	08_保全	02	受水槽等に関する保証書			●			2025/8/1 字句訂正
様式	08_保全	03	保全工事保証書	●	●	●	●	●	2025/8/1 字句訂正
様式	08_保全	04	保存書類・引継書類リスト（保全工事版）	●	●	●	●	●	2024/12/23 リスト更新
様式	08_保全	05	鍵及び工具等引継書	●	●	●	●	●	
資料	02_施工	01	工事関係車両表示	●	●	●	●	●	
資料	02_施工	02	工事表示板等の記入要領	●	●	●	●	●	
資料	02_施工	03	保全工事マニュアル	●	●	●	●	●	
資料	02_施工	04	安全要求性能水準書及び安全遵守事項	●					
資料	02_施工	05	保全工事安全管理計画書 標準例	●					
資料	02_施工	06	改修前後写真撮影要領	●	●	●	●	●	
資料	02_施工	07	耐火乾式戸境壁の施工	●	●	●	●	●	
資料	03_保全	01	設備機器等取扱説明書の作成要領	●	●	●			
資料	04_完成	01	完成図作成要領（保全工事版）	●	●	●			
資料	04_完成	02	引継ぎ資料等電子データ作成時の留意点について	●	●	●	●	●	

工事関係書類の取扱い(「保存書類」+「引継書類」+その他)(一覧)

保全工事版

◎：監督員確認の上、監督員及び工事施工者の双方で保管する書類 △：監督員確認の上、工事施工者において現場で保管する書類 □：請負代金請求時に提出する書類 ■：契約担当課に提出する書類 保：「保存書類」として編集(工事記録として工事部門へ引き継ぎ(1部)) 継：「引継書類」として編集(管理用として管理部門へ引き継ぎ(1部))	☆：電子データ化(以下は電子データ化要領) ・電子化対象は「保存書類」及び「引継書類」。 ・原則、PDF形式(400dpi程度。) ・印影、図面等が明確に判別出来るよう、スキャン時に考慮すること。 ・ファイル名・階層、PDFの「しおり機能」等を活用して整理し、CD等に格納。 ・CD等のメディア表面に工事件名等を印字し、各「書類」に格納すること。	※提出先や提出時期、保存・引継書類の別については標準例であり、実際は総主任や監督員の指示に従うこと。
---	--	--

分類	No	詳細文書件名	規定条項等	提出先等	提出時期	保存	引継	電子データ	備考	工事関係標準書式集
		電子データ(CD等)	現場説明書	◎	完成時	保	継	☆	電子化要領参照	

(1) 工事請負契約書関係

【共通】

契約書	1	契約書		■	着工前	保	継	☆		
契約書	2	中間支払率表	第37条	■	着工前					
契約書	3	設計図書(契約図面)	第1条	■	着工前					
契約書	4	工程表(契約時の計画工程表)	第3条	■	着工前	保		☆	「前払金」時期との関係が必要	様式編-01工程
契約書	5	契約保証金収納報告書/提出書	第4条1項	■	着工前				(契)第4条第1項第1号の場合	様式編-07その他
契約書	6	保証に係る保証書又は証券	第4条1項	■	着工前				(契)第4条第2~4項のいずれかの場合	
契約書	7	監督員決定通知書(機構→受注者)	第9条	△	着工前					
契約書	8	現場代理人届	第10条1項	◎	着工前	保		☆	建設業法第19条	様式編-04施工
契約書	9	主任(監理)技術者届	第10条1項	◎	着工前	保		☆	建設業法第26条	様式編-04施工
契約書	10	前払金請求書	第34条1項	□	着工前				締結後契約担当課へ提出	
契約書	11	前払金保証書	第34条1項	■	着工前				締結後契約担当課へ提出	
契約書	12	火災保険等契約締結通知書	第53条	◎	着工前					
契約書	13	(中間)前払金請求書	第34条4項	□	工事中					様式編-07その他
契約書	14	中間前払金認定請求書/履行報告書	第34条4項	□	工事中					様式編-07その他
契約書	15	部分払検査願	第37条2項	□	工事中					検査関係書類の作成要領
契約書	16	部分払請求書	第37条5項	□	工事中					検査関係書類の作成要領
契約書	17	一部完成届	第38条	□	工事中					検査関係書類の作成要領
契約書	18	一部引渡書	第38条	□	工事中					検査関係書類の作成要領
契約書	19	一部完成払請求書	第38条	□	工事中					検査関係書類の作成要領
契約書	20	完成未完成部分使用同意書	第33条1項	□	工事中					
契約書	21	監督員に対する措置請求	第12条4項	◎	工事中					
契約書	22	工事材料検査願/検査結果通知書	第13条	△	工事中					
契約書	23	工事材料場外搬出願承諾書	第13条	△	工事中					
契約書	24	支給材料及び貸与品使用不適の通知	第15条	◎	工事中				設計施工の場合対象外	
契約書	25	支給材料及び貸与品受領書又は借用書	第15条	◎	工事中				設計施工の場合対象外	
契約書	26	工事変更要望書/承諾書	第18条	◎・△	工事中					
契約書	27	施工条件変更願	第18条1項	◎	工事中					
契約書	28	工事中止報告書	第20条	■	工事中					
契約書	29	工期延長願	第21条	◎	工事中					様式編-04施工
契約書	30	請負代金額変更届	第24条	◎	工事中					
契約書	31	臨機処置通知書(受注者→機構)	第26条	◎	工事中					
契約書	32	臨機処置指示通知書(機構→受注者)	第26条	△	工事中					
契約書	33	損害発生通知書・報告書(受注者→機構)	第27条	◎	工事中					
契約書	34	損害状況通知書/損害補償請求書(機構→受注者)	第27条	△	工事中					
契約書	35	不可抗力による損害届	第29条1項	◎	工事中					
契約書	36	契約保証金払戻請求書	第4条1項	■	完成時				(契)第4条第1項第1号の場合	様式編-07その他
契約書	37	契約保証書等の返還/保証書に係る領収書	第4条1項	■	完成時				(契)第4条第1項第2号の場合のうち銀行等の場合	
契約書	38	完成払請求書	第32条1項	□	完成時					検査関係書類の作成要領
契約書	39	完成届	第31条1項	□	完成時					検査関係書類の作成要領
契約書	40	引渡書	第31条4項	□	完成時					検査関係書類の作成要領

工事関係書類の取扱い(「保存書類」+「引継書類」+その他)(一覧)

保全工事版

◎：監督員確認の上、監督員及び工事施工者の双方で保管する書類 △：監督員確認の上、工事施工者において現場で保管する書類 □：請負代金請求時に提出する書類 ■：契約担当課に提出する書類 保：「保存書類」として編集(工事記録として工事部門へ引き継ぎ(1部)) 継：「引継書類」として編集(管理用として管理部門へ引き継ぎ(1部))	☆：電子データ化(以下は電子データ化要領) ・電子化対象は「保存書類」及び「引継書類」。 ・原則、PDF形式(400dpi程度。) ・印影、図面等が明確に判別出来るよう、スキャン時に考慮すること。 ・ファイル名・階層、PDFの「しおり機能」等を活用して整理し、CD等に格納。 ・CD等のメディア表面に工事件名等を印字し、各「書類」に格納すること。	※提出先や提出時期、保存・引継書類の別については標準例であり、実際は総主任や監督員の指示に従うこと。
---	--	--

分類	No	詳細文書件名	規定条項等	提出先等	提出時期	保存	引継	電子データ	備考	工事関係標準書式集
(2)現場説明書関係										
【共通】										
現説	1	契約不適合等に関する覚書	保全 第2章1	■	着工前	保	継	☆		様式編-07その他
現説	2	個人情報等の保護に関する特約条項	保全 第2章1	■	着工前					
現説	3	建設業退職金共済制度の掛金収納書届	保全 第2章1	△・■	着工前				契約締結後1ヶ月以内に契約担当課へ提出	様式編-07その他
現説	4	建設リサイクル法関連書類	保全 第3章1	△	着工前	保		☆		様式編-06発生材
現説	5	発注時工事カルテ受領書(写)	保全 第2章1	◎	着工前	保		☆		JACIC様式
現説	6	変更時工事カルテ受領書(写)	保全 第2章1	◎	工事中	保		☆		JACIC様式
現説	7	完了時工事カルテ受領書(写)	保全 第2章1	◎	完成時	保		☆		JACIC様式
現説	8	施工計画・技術提案の履行に係る覚書	保全 第2章1	◎	着工前	保		☆	総合評価方式の場合	様式編-07その他
現説	9	施工計画に係る実施状況の確認(チェックリスト)	保全 第2章1	◎	工事中	保		☆		様式編-07その他
現説	10	法令等に基づく届出チェックリスト	保全 第2章1	◎	着工前	保		☆		別添01
現説	11	施工体制台帳	保全 第2章1	△	着工前	保		☆		様式編-04施工
現説	12	施工体系図	保全 第2章1	△	着工前	保	継	☆		様式編-04施工
現説	13	労災保険加入確認書	保全 第2章1	◎	着工前					様式編-07その他
現説	14	公共事業労務費調査/賃金調査票	保全 第2章1	△	着工前					様式編-07その他
現説	15	建設副産物利用促進実施集計表	保全 第3章1	◎	完成時	保		☆		様式編-06発生材
現説	16	緊急連絡体制	保全 第3章1	◎	着工前					様式編-04施工
現説	17	使用材料報告書(居室の内装に係る材料)	保全 第3章2	◎	工事中	保	継	☆	使用に先立って提出	様式編-03機材
現説	18	使用材料報告書(居室の内装以外に係る材料)	保全 第3章2	◎	工事中	保	継	☆	使用に先立って提出	様式編-03機材
現説	19	使用材料報告書(屋外工事)	保全 第3章2	◎	工事中	保	継	☆	使用に先立って提出	様式編-03機材
現説	20	事故報告書	保全 第3章1	◎	工事中				支社報告	様式編-07その他
現説	21	四連報告書/協議記録書/ワンレス	保全 第3章1	◎	工事中	保	継	☆		様式編-02打合せ
現説	22	工事写真	保全 第3章2	△	工事中	保		☆		様式編-04施工
現説	23	投入マテリアル量の集計表	保全 第3章1	△	完成時					様式編-07その他
現説	24	晴雨表/風速記録(超高層住宅のみ)	安全管理計画書	◎	完成時					様式編-07その他
現説	25	施工完了確認表	保全 第3章3	◎	完成時	保	継	☆		様式編-07その他
現説	26	住戸・共用部検査カルテ	保全 第3章1	△	完成時	保		☆		様式編-05検査
現説	27	設備機器等取扱説明書	保全 第3章1	△	完成時	保	継			資料編-03保全
現説	28	保証書	保全 第3章1	△	完成時	保	継	☆		様式編-08保全
現説	29	完成図又は変更図	保全 第3章3	△	完成時	保	継	☆		資料編-04完成
【建築】										
現説	30	アスベスト処理報告書	保全 別紙1	◎	工事中					様式編-06発生材
現説	31	外壁等仕上塗材等石綿含有調査結果 報告書	保全 別紙1	◎	完成時	保		☆		様式編-06発生材
現説	32	バルコニー点検票/手摺点検チェック表	保全 第3章3	◎	工事中					様式編-07その他
現説	33	改修前後写真	保全 第3章3	◎	完成時	保		☆		資料編-02施工
【電気】										
現説	34	トレーサビリティシステムに関する書類	保全 別紙1	◎	工事中					様式編-03機材

工事関係書類の取扱い(「保存書類」+「引継書類」+その他)(一覧)

保全工事版

◎：監督員確認の上、監督員及び工事施工者の双方で保管する書類 △：監督員確認の上、工事施工者において現場で保管する書類 □：請負代金請求時に提出する書類 ■：契約担当課に提出する書類 保：「保存書類」として編集(工事記録として工事部門へ引き継ぎ(1部) 継：「引継書類」として編集(管理用として管理部門へ引き継ぎ(1部)	☆：電子データ化(以下は電子データ化要領) ・電子化対象は「保存書類」及び「引継書類」。 ・原則、PDF形式(400dpi程度。) ・印影、図面等が明確に判別出来るよう、スキャン時に考慮すること。 ・ファイル名・階層、PDFの「しおり機能」等を活用して整理し、CD等に格納。 ・CD等のメディア表面に工事件名等を印字し、各「書類」に格納すること。	※提出先や提出時期、保存・引継書類の別については標準例であり、実際は総主任や監督員の指示に従うこと。
---	--	--

分類	No	詳細文書件名	規定条項等	提出先等	提出時期	保存	引継	電子データ	備考	工事関係標準書式集
【機械】										
現説	35	EV騒音測定結果報告書	保全 別紙1	△	工事中					様式編-03機材
現説	36	EV設備工事に関するチェックシート	保全 別紙1	◎	工事中					様式編-03機材
現説	37	業務用空調機器等の諸元情報	保全 別紙1	◎	工事中					様式編-03機材
(3) 保全工事共通仕様書関係										
【共通】										
保共仕	1	技術者名簿	総則編1.1.9	◎	着工前					
保共仕	2	施工計画書	総則編1.4.2	◎	着工前	保		☆		
保共仕	3	電気主任技術者との協議書	総則編1.1.18	◎	着工前					
保共仕	4	給水施設の管理者との協議	総則編1.1.19	◎	着工前					
保共仕	5	健康診断書(水道法第21条関連)	総則編1.1.25	◎	着工前					
保共仕	6	施工管理技術者に係る証明資料	総則編1.2.3	◎	工事中					
保共仕	7	近隣及び第三者との折衝記録	総則編1.2.4	◎	工事中	保	継	☆		
保共仕	8	軽微な変更に係る協議結果(協議記録書)	総則編1.1.6	◎	工事中	保		☆	(現場説明書)協議記録書による。	様式編-02打合せ
保共仕	9	地下埋設物等の打合せ記録	総則編1.2.12	◎	工事中	保	継	☆		
保共仕	10	施工図等	総則編1.4.3	◎	工事中					
保共仕	11	試験成績書及び規格証明書等	総則編1.5.4	△	工事中	保	継	☆		
保共仕	12	技能士の資格を証明する資料	総則編1.6.2	△	工事中					
保共仕	13	技能資格を証明する資料	総則編1.6.3	△	工事中					
保共仕	14	月次報告書(工事進捗)/検査予定/請求予定	特記基準 建築編1.2.5	◎	工事中					様式編-04施工
保共仕	15	実施工程表	総則編1.4.1	◎	完成時	保		☆		
【建築】										
保共仕	16	エポキシ樹脂注入に関する試験	建築編3.2.3	◎	工事中	保		☆		
保共仕	17	タイルの打診検査及び接着剤試験結果報告書	建築編3.3.3	◎	工事中	保		☆		
保共仕	18	外壁複合補修工法に関する試験	建築編3.5.4	◎	工事中	保		☆		
保共仕	19	既存枠板厚測定	建築編7.2.1	◎	工事中	保		☆		
保共仕	20	塗装・防水材塗布量試験	建築編8.1.4	◎	工事中	保		☆		
保共仕	21	既存塗膜の付着試験	建築編8.6.1	◎	工事中	保		☆		
保共仕	22	ベースパネルの質量測定結果	建築編9.3.2	◎	工事中					
保共仕	23	ボード割付図(化粧ボード)	建築編9.10.3	◎	工事中					
保共仕	24	補修要領書(躯体改造工事の際の既存躯体)	建築編10.13.3	◎	工事中					
保共仕	25	あと施工アンカー施工管理技術者資格者証	建築編10.14.5	◎	工事中				耐震改修工事の場合	
保共仕	26	あと施工アンカー技能者資格者証	建築編10.14.6	◎	工事中				耐震改修工事の場合	
(5) その他										
その他	1	工事概要書		△	完成時	保	継	☆		様式編-04施工
その他	2	配置図		△	完成時	保	継	☆		
その他	3	色彩計画書		△	完成時	保	継	☆		
その他	4	工事関係書類(引継用)受領書		△	完成時	保	継	☆		
その他	5	契約不適合等補修の代行に関する契約について		△	完成時	保	継	☆	代行する場合のみ提出する	
その他	6	契約不適合等処理担当者届等		△	完成時	保	継	☆	住棟内LAN設備の契約不適合等受付体制等含む	
【行政確認・検査書類】										
その他	7	計画通知・建築確認書				保	継	☆		該当物件の場合に必要
その他	8	建築物検査済証				保	継	☆		該当物件の場合に必要
その他	9	エレベーター確認済証				保	継	☆		該当物件の場合に必要
その他	10	消防設備等に関する届出書				保	継	☆		該当物件の場合に必要
その他	11	消防検査済証				保	継	☆		該当物件の場合に必要

報告・協議書

(工事名称)

(受注者)

(通し番号) No.

現場代理人	監理技術者	担当	総括監督員	副総括監督員	総主任	管理技術者	主任監理員	課長	担当課長	主幹	担当	総括監督員	副総括監督員	総主任	管理技術者	主任監理員																			
※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1																			
1. 受注者から工事事務所への質疑・協議等 工事事務所受理日 年 月 日			2. 工事事務所の所見・設計担当課への質疑・協議等 設計担当課受理日 年 月 日			3. 設計担当課より工事事務所への指示・回答等 工事事務所受理日 年 月 日			4. 工事事務所より受注者への指示・回答等 受注者受理日 年 月 日																										
質疑 協議 承諾 提出			質疑 協議 承諾 提出			指示 回答 承諾 提出			指示 回答 承諾 提出																										
設計変更処理 A B C			設計変更処理 A B C			設計変更処理 A B C																													
									<table border="1"> <tr> <td>管理技術者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>※1</td> <td>※1</td> <td>※1</td> <td>※1</td> <td>※1</td> <td>※1</td> </tr> <tr> <td colspan="6">設計者より設計担当への回答</td> </tr> </table>									管理技術者						※1	※1	※1	※1	※1	※1	設計者より設計担当への回答					
管理技術者																																			
※1	※1	※1	※1	※1	※1																														
設計者より設計担当への回答																																			
									<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> 在来設計で設計意図伝達業務等がある場合、 (UR 設計担当以外に外部設計者の確認が必要な場合等) 追加 </div>																										

1. 原則として1件1枚とする。なお、添付書類がある場合は、報告・協議書に合せて綴じる。

2. 通し№を付し、一覧表を作成し設計変更時に再度確認する。

3. ①質疑とは図面の食違い等の質問その他、②協議とは変更等の協議、③承諾とは製作材料等の使用承諾他、④提出とは変更図、材料見本等の提出その他、をいう。

4. 設計変更処理 A・B・Cとは、「A」・・・金額変更を伴う変更処理（変更契約）、「B」・・・金額の増減を伴わない変更処理、「C」・・・軽微な変更処理、をいう。

*上記A・Bの変更はすべて完成図に折り込む。Cについては、管理上必要な件のみ完成図に折り込む。

※1 電子印等も可とするが、運用は設計担当者及び工事事務所の指示に従うこと。

ワンレス【 質疑協議記録 】

更新日 令和 年 月 日

(工事名称)

(受注者)

NO	質疑・指示				回答				金額変更時 記載		完了 確認 ※6	
	質疑日	質疑・指示者	質疑・指示内容	回答希望日 ※1	回答日	回答者	回答内容	変更処理 ※2	四連報告書 ※3	金額 概算・税抜 ※4 (単位:千円)		見積・図面 ※5
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												

※1 回答希望日を記載する。

※2 「A」…金額変更を伴う変更処理、「B」…金額変更を伴わない変更処理

※3 四連報告書が必要となる場合に記載する。作成しない場合「不要」と記載する。

※4 概算額であり、決定金額は積算精査による。なお、金額決定に当たっては、請負契約時の落札率が掛けられる。

※5 金額変更の伴う質疑については、必要に応じて「見積」「図面」「カタログ」等を添付する。

※6 回答済の項目は、完了確認欄へ「済」と記載する。

使用材料の報告に関する事項について

本工事で使用する材料に表1から表4に掲げる機材を含む場合、その材料の使用に先立ち、使用材料報告書（以下「報告書」という。）を作成し、監督員に提出すること。

なお、その取扱い等については以下による。

1 報告書の分類

報告書は、「居室の内装に係る使用材料報告書」、「居室の内装以外に係る使用材料報告書」、「屋外工事に係る使用材料報告書（屋外工事を含む場合に限る。）」に分類し作成すること。

2 報告書の様式

報告書の様式は、**様式-03 機材**「使用材料報告書（保全工事版）」による。

3 留意事項

(1) 報告書に記載する確認日の取扱い

報告書に記載する確認日は、当初に確認した日付のみでよい。

(2) 「機材の品質・性能基準」に規定された材料の取扱い

本工事で使用する機材のうち「機材の品質・性能基準」に規定された機材については、機構に登録された品質性能評価機関の評価を受けたことを証明する証明書を監督員に提出する。なお、品質性能評価機関については「都市再生機構工事特記基準」の一般共通事項による。

(3) 「機材の品質判定基準」及び「機材及び工法の品質判定基準」に規定された材料の取扱い

本工事で使用する機材のうち「機材の品質判定基準」及び「機材及び工法の品質判定基準」に規定された機材については、同基準に添付されている「品質確認報告書」を監督員に提出すること。

(4) 「居室の内装に係る使用材料報告書」の「空気質に関する事項」について

イ 「使用する材料の規格」の記載方法

「空気質に関する事項」の「使用する材料の規格」については、JIS、JAS等の規格に基づく使用材料については、F☆☆☆、F☆☆☆☆等を記入し、それ以外で建築基準法に対応している材料については、第3種、規制対象外、大臣認定内容等を記入すること。

ロ 「規格の確認方法」の記載方法

「規格の確認方法」については、確認を行った表示等を記入すること。

以 上

表1 居室の内装に係る使用材料報告書の対象機材

工事区分	材料名	必要とされる規格
タイル工事 (内装部分に係る材料)	タイル	JIS A5209
	タイル用タイル	品質判定基準
	接着剤	JIS A5548
木工事	木材	JAS
	集成材	JAS
	合板	JAS、特記
	接着剤	JIS A5538
		JIS A5537
防腐剤	JIS K1571	
建具・ガラス工事 (内装部分に係る材料)	内装ドア①	機材の品質・性能基準
	内装ドア②	機材の品質・性能基準
	襖	機材の品質・性能基準
塗装工事 (内装部分に係る材料)	塗装材料	
	G. P	JIS K5660
仕上塗材工事 (内装部分に係る材料)	上記以外	当該 JIS
	仕上塗材	
内装工事	床下地材	品質判定基準
	発泡プラスチック系床下地材	品質判定基準
	乾式遮音二重床	品質判定基準
	セルフレビング床材	JASS15
	フロリング	JAS 等
	ビニル床シート	JIS A5705
	接着剤	JIS A5536
	カーペット	JIS L4405 等
	石膏ボード	JIS A6901
	セメントけい酸カルシウム板	JIS A5430
	硬質繊維板	JIS A5905
	パーティクルボード	JIS A5908
	普通合板	JAS
	特殊加工化粧合板	JAS
	難燃合板	JAS
	接着剤	JIS A5538
	ビニルクロス	JIS A6921
		求められる防火性能
	接着剤	JIS A6922
	発泡プラスチック保温材	JIS A9511
接着剤	JIS A5547	
ユニット及びコンクリートブロック工事 (内装部分に係る材料)	浴室ユニット	機材の品質・性能基準
	キッチンキャビネット	機材の品質・性能基準
	収納ユニット	特記
	集合郵便受箱	機材の品質・性能基準
	手すりユニット	機材の品質・性能基準
収納用はしご段	特記	

表2 居室の内装以外に係る使用材料報告書の対象機材

工事区分	材料名	必要とされる規格
地業工事	PHC杭	機関評価等 JIS A 5373
	SC杭	機関評価等
	鋼管杭	JIS A 5525
	H型鋼杭※	JIS A 5526
	地業工事に用砕石	特記
鉄筋工事	異形棒鋼	JIS G 3112
コンクリート・型枠工事	レディミクスコンクリート	JIS A 5308
	高性能AE減水剤	品質判定基準
	初期補修用プレミックスポリマーセメントペースト	品質判定基準
	初期補修用プレミックスポリマーセメントモルタル	品質判定基準
	PC部材	プレ協認定工場
鉄骨工事	鋼材	JIS G 3101 他 大臣認定
	溶接材料	JIS Z 3211 他
	特殊高力ボルト	大臣認定
	アンカーボルト	JIS A 3101 他
防水工事	防水工事に用アスファルト	JIS K 2207
	ストレッチアスファルトルーフィングフェルト	JIS A 6022
	穴あきアスファルトルーフィングフェルト	JIS A 6023
	アスファルトルーフィングフェルト※	JIS A 6005
	改質アスファルトフェルトルーフィング※	JIS A 6013
		特記
	塗膜防水材	JIS A 6021
シーリング材	JIS A 5758	
タイル工事 (内装部分以外に係る材料)	タイル	JIS A 5209
	タイルモルタル	品質判定基準
	接着剤	JIS A 5548
屋根及びとい工事	屋根外断熱工法用断熱材	品質判定基準
金属工事	軽量鉄骨下地	JIS A 6517
建具・ガラス工事 (内装部分以外に係る材料)	玄関ドア	品質判定基準
	パイプシャフトドア	品質判定基準
	アルミサッシ	品質判定基準
	錠前	品質判定基準
	ドアコーザー	品質判定基準
	ガラス	
	フロート板ガラス※	JIS R 3202 等
	合わせガラス等	JIS R 3205 等
塗装工事 (内装部分以外に係る材料)	塗装材料	
	G. P	品質判定基準
	上記以外	当該 JIS
仕上塗材工事 (内装部分以外に係る材料)	仕上塗材	
	マ仕ックA、B、C	品質判定基準
	マ仕ック上記以外	品質判定基準
	吹付けタイル	JIS A 6909
	フレックスコート	品質判定基準
ユニット及びコンクリートブロック工事 (内装部分以外に係る材料)	集合郵便受箱	品質判定基準
	手すりユニット	品質判定基準
	コンクリートブロック	JIS A 5406

表3 電気工事の対象機材

材料名	必要とする規格
電線・ケーブル類 (EM-IE, EEF, CE, UB, MB) ○	JIS C 3307 JCS 376-A 他 JCS 416 他 機材の品質・性能基準
電線管 電線管附属品	JIS C 8305 JIS C 8411 他
ボックス Pc 板ビニルボックス	JIS C 8330 JIS C 8412 他 指定資材
フアグアウトライティングダクト附属品	JIS C 8366 JIS C 8351 他
配線器具	JIS C 8303 JIS C 8304 JWDS0024 他
高圧配電盤 分電盤・制御盤	JIS C 4620 JIS C 8480 JEM 1459 他 指定資材
電柱・地中ケーブル、保護材料	JIS C 3653 他
住宅用分電盤 (過電流警報装置) ○	JIS C 8328 機材の品質・性能基準
照明器具 電球類 安定器	JIS C 8106 JIS C 7501 JIS C 8117 他 JEL、JIL 指定材料
換気扇 電気調理器 電気温水器 電気乾燥機	特記
避雷用機器	JIS A 4201
直流電源装置 蓄電池類	JIS C 4402 JEM 1459 JIS C 8704 SBA 5006 他
太陽光発電装置	JIS C 8918 JIS C 8939 他 特記
テレビ・FM 共同 受信機器 ○	機材の品質・性能基準
通信ケーブル 同軸ケーブル	JIS C 3502 JCS C 68 他
住宅情報盤 ○ (インターを含む)	機材の品質・性能基準
拡声機器	特記 JIS C 5504 他
防犯カメラ ○	機材の品質・性能基準
中央監視制御装置	特記 JEM 1459 JIS x 0301
宅配ボックス ○	機材の品質・性能基準
住棟 LAN 配線システム	特記 JIS X 5150 ISO 11801 他

表 4 機械工事の対象機材

工事区分	機器名	材料名
衛生器具設備工事	洗面化粧ユニット	合板類
		ミディアム・デンシティ・ファイバーボード[MDF]
		パーティクルボード
暖冷房設備工事	住戸セントラル給湯 ・暖冷房システム	合板類
		ミディアム・デンシティ・ファイバーボード[MDF]
		パーティクルボード
ガス設備工事	調理用ガス機器	合板類
		ミディアム・デンシティ・ファイバーボード[MDF]
		パーティクルボード
塗装及び防露・保温工事	—	塗料（居室の内装に用いる場合）
塗装及び防露・保温工事	—	防露・保温材（居室の内装に用いる場合）

令和 年 月 日

独立行政法人 都市再生機構〇〇本部
技術監理部
総括監督員 〇〇 〇〇 殿

保全工事

工 事 名 令和 年度 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事

受 注 者 〇 〇 〇 〇 株 式 会 社
現 場 代 理 人 〇 〇 〇 〇

使用材料報告書(標準様式)

材料名 ○:機材の品質判定基準、機材の品質・性能基準、機材及び工法の品質判定基準に規定する材料	必要とする規格	使用する材料の規格 (空気質に関する事項を含む)	製品名 (品番・型番)	製造業者名(連絡先)
初期補修用プレミックス ポリマーセメントペースト	○	機材の品質 性能基準	同左 F☆☆☆☆	〇〇〇〇 株式会社 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 Tel. 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
速硬軽量モルタル	○	機材及び工法の 品質判定基準	同左 F☆☆☆☆	〇〇〇〇 株式会社 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 Tel. 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
エポキシ樹脂モルタル (同プライマー:同一製造所の製品)		(社)公共建築協会 「建築材料・設備機器 等品質性能評価事業」評価品	2液混合型 F☆☆☆☆	〇〇〇〇 株式会社 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 Tel. 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
建築補修用注入エポキシ樹脂 (2液性無溶剤タイプ)		保全工事共通仕様書 JIS A 6024	JIS適合品 F☆☆☆☆	〇〇〇〇 株式会社 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 Tel. 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
ポリウレタンシーリング材 (ノンブリード型) (同プライマー:同一製造所の製品)		保全工事共通仕様書 JIS A 5758	JIS適合品 F☆☆☆☆	〇〇〇〇 株式会社 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 Tel. 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
セメント系下地調整材		保全工事共通仕様書 JIS A 6916 C-2材	JIS適合品 F☆☆☆☆	〇〇〇〇 株式会社 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 Tel. 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
可とう形改修塗材E		保全工事共通仕様書 JIS A 6909	JIS適合品 F☆☆☆☆	〇〇〇〇 株式会社 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 Tel. 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
GP塗装材(有光沢合成樹脂エマルジョン ペイント) (同シーラー:同一製造所の製品)		保全工事共通仕様書 JIS K 5660	JIS適合品 F☆☆☆☆	〇〇〇〇 株式会社 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 Tel. 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
S-UE塗装材(錆止め兼用ウレタン 樹脂ペイント)	○	機材及び工法の 品質判定基準	同左 F☆☆☆☆	〇〇〇〇 株式会社 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 Tel. 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
フタール系変成エポキシ樹脂塗料		特記仕様書	同左 (環境配慮型)	〇〇〇〇 株式会社 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 Tel. 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
アクリルシリコン樹脂塗料クリヤー (タイル用塗料)		特記仕様書	同左	〇〇〇〇 株式会社 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 Tel. 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
ポリウレタン樹脂塗料 (超低汚染・超耐久性NAD型)		特記仕様書	F☆☆☆☆	〇〇〇〇 株式会社 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 Tel. 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
アクリルシリコン樹脂塗料 (超低汚染・超耐久性NAD型)		特記仕様書	F☆☆☆☆	〇〇〇〇 株式会社 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 Tel. 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
塗膜防水材 (ウレタンプライマー)	○	機材及び工法の 品質判定基準 JIS A 6021	JIS適合品 F☆☆☆☆ 環境対応型	〇〇〇〇 株式会社 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 Tel. 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
塗膜防水材 (ウレタン塗膜防水材)	○	機材及び工法の 品質判定基準 JIS A 6021	JIS適合品 F☆☆☆☆ 環境対応型	〇〇〇〇 株式会社 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 Tel. 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
塗膜防水材 (ウレタン主剤)	○	機材及び工法の 品質判定基準 JIS A 6021	JIS適合品 F☆☆☆☆ 環境対応型	〇〇〇〇 株式会社 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 Tel. 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
塗膜防水材 (ウレタントップコート)	○	機材及び工法の 品質判定基準 JIS A 6021	JIS適合品 F☆☆☆☆ 環境対応型	〇〇〇〇 株式会社 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 Tel. 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
<ul style="list-style-type: none"> 本書の作成及び写真の整理は、当該工事の受注者とし、監督員に提出することとする。 リニューアル等工事についても本書にて確認を行う。 使用材料の確認として現場への搬入時の写真は製品とその表示マーク等が確認できるよう撮影する。 『必要とする規格』の欄は保全工事共通仕様書等の標準仕様を記載しているが、設計図書により性能が特記された場合は、その規格を記入する。 『機材の品質判定基準』、「公住仕II『機材の品質・性能基準』及び「保共仕『機材及び工法の品質判定基準』に規定する材料は、あらかじめ『機材に関する評価書』により確認を受け、同評価書を添付する。 空気質に関する『必要とする規格』及び『使用する材料の規格についてはJIS、JASSもしくは事業者団体による自主表示制度に基づくF☆☆☆☆、F☆☆☆☆等を記入する。ただしそれ以外で建築基準法に対応している材料については、第三種、規制対象外、大臣認定等を記入する。 				

材料業者一覧表

保全工事

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部
 技術監理部
 総括監督員 ○○○○ 殿

工 事 名：R○○○○団地△-△-△号棟他○○棟外壁修繕その他
 受 注 者： ○○建設株式会社
 現場代理人： ○△○ ○△○

□材料業者一覧表

対象	材料名	製品名	製造業者名	発注先又は代理店名及び担当者名	住 電 所 話
○○○○工事	速硬軽量モルタル	○-△△丸外	△△△△株式会社	□□株式会社 リアル第一営業部 ○○ □□	東京都港区西新橋2-35-6 TEL03-3436-3010

コンクリート施工計画報告書

令和 年 月 日
 号
 第 号
 第 号

報告書 工事監理者 住所・氏名 工事受注者 住所・氏名	代表者 印 TEL	使用材料 セメント 混和材料	品名・種別・製造工場 粗骨材	産地・種別・最大寸法
	() 級建築士 () 登録 第 号 印 TEL		産地・種別・塩分量(%) 粗骨材	産地・種別・最大寸法
建築工事名称 建築場所 建築主 住所・氏名 設計者 住所・氏名	印 TEL	混合材料 レディミキスト・コンクリート	製造会社及び工場名 工事現場までの距離 所要時間	粗骨材 呼び強度 (N/mm ²) スラッグ (cm) 空気量 (%) 水セメント比 (%) 単位水量 (kg/m ³) 細骨材率 (%)
確認年月日・番号 建築物の概要	平成 年 月 日 第 号 敷地面積 m ² 階数 地上 階 延べ面積 m ² 構造	打設時期 コンクリートの種類 設計基準強度 (N/mm ²) 1 2 3 4 5	調査計画 調査計画番号 打込箇所 打込年月日 打込容積(m ³) 打込方法 予定試験回数 容積計 普通 塩化物量の予測	軽量 m ³ 合計 m ³ 塩害対策 (有・無)
かぶり厚さの最小値 (cm)	土に接しない部分 屋外 屋内 柱 屋外 屋内 屋根版 屋外 屋内 床版 下端 上端 はり 屋外 屋内 耐力壁 屋外 屋内 非耐力壁 屋外 屋内	() 0.30kg/m ³ 以下 () 0.30kg/m ³ を超え 0.60kg/m ³ 以下 () 0.60kg/m ³ を越える	() 調合 (W/C %、スラッグ c m) () 防せい材 () () 床下端の鉄筋のかぶり厚さ () その他 ()	アルカリ骨材反応対策 (有・無) () 無害骨材の使用 () 低アルカリ形セメントの使用 () アルカリ総量 kg/m ³ () 混合セメントの使用
外部仕上げの種類・工法等	塩害の要因 (有・無) () 海砂 () 混和剤 () 海水中の塩分 () その他 ()	() 0.30kg/m ³ 以下 () 0.30kg/m ³ を超え 0.60kg/m ³ 以下 () 0.60kg/m ³ を越える	() 調合 (W/C %、スラッグ c m) () 防せい材 () () 床下端の鉄筋のかぶり厚さ () その他 ()	アルカリ骨材反応対策 (有・無) () 無害骨材の使用 () 低アルカリ形セメントの使用 () アルカリ総量 kg/m ³ () 混合セメントの使用

コンクリート施工結果報告書

令和 年 月 日

報告者	工事監理者 住所・氏名	() 級建築士 () 登録 第 号	号
	工事受注者 住所・氏名	代表者	代表者
建築工事名称	住所・氏名	住所・氏名	住所・氏名
建築場所	住所・氏名	住所・氏名	住所・氏名
建築主 住所・氏名	住所・氏名	住所・氏名	住所・氏名
設計者 住所・氏名	住所・氏名	住所・氏名	住所・氏名
確認年月日番号	平成 年 月 日 第 号	平成 年 月 日 第 号	平成 年 月 日 第 号
建築物の概要	敷地面積	延べ面積	㎡
	階数	構造	㎡
かぶり厚さの 最小値 (cm) (配筋検査)	部位	地上	地下
	基礎	屋外	屋内
	柱	屋外	屋内
	屋根版	屋外	屋内
	床版	下端	上端
	はり	屋外	屋内
	耐力壁	屋外	屋内
非耐力壁	屋外	屋内	
外部仕上げの 種類・工法等	土に接しない部分		
土に接する部分			

使用材料		打込結果		考察	
セメント	品名・種別・製造工場	細骨材	産地・種別・塩分量 (%)	粗骨材	産地・種別・最大寸法
混和材料	混合材料	レディーミクスト コンクリート	製造会社及び工場名		使用ポンプ車の圧送能力
調査計画番号					
打込箇所					
打込年月日					
コンクリートの種類					
設計基準強度 (N/mm ²)					
呼び強度 (N/mm ²)					
スランプ (cm)					
空気量 (%)					
圧縮強度① (N/mm ²)	28 日				
圧縮強度② (N/mm ²)	28 日				
試験所名					
塩化物量測定結果 (kg/m ³)					
使用塩化物量測定器					
強度試験結果について	塩化物量測定結果について				
アルカリ骨材反応対策について	その他 (材料の品質、不具合の処置等)				

トレーサビリティシステム情報管理実施要領

屋内及び屋外の共用部に設置する全ての照明器具について、トレーサビリティ情報の登録・管理を行うものとする。

● トレーサビリティ情報

照明器具を追跡する上で必要なトレーサビリティ情報は下表のとおりとする。

団地情報	建物所有者名、団地名、都道府県、市区町村
製品情報	製造業者名、型式、製造番号、製造年
設置情報	工事件名、施工業者（元請）、設置場所（街区・号棟・階数（共用灯の場合）、灯番号（屋外灯の場合）、工事種別（設置、撤去、修理、ランプ交換）、設置年月日（引渡年月日）、施工業者 ID 番号、個別 ID 番号

● トレーサビリティ情報管理者の選定

工事受注者は、次の要件を満たす情報管理者を選定し、設計担当者に対して要件を満たすことを証明する書類とともに通知書を提出するものとする。

設計担当者は、通知書を受領次第、工事受注者が選定した情報管理者が要件を満たしていることを確認し、要件を満たしている場合はその情報管理者と協定を締結するとともに工事受注者に対して情報管理者が決定したことを通知する。ただし、工事受注者が選定した情報管理者が既に機構（同一の本部・支社に限る）と同種の協定を締結している場合は、当該通知は行わない。

- (1) 別に定めるトレーサビリティ情報の管理に関する協定を機構と締結すること。ただし、既に同種の協定を締結している場合は、(1)～(9)の要件を満たしているものとみなす。
- (2) 機密保持及び目的外使用を防止する対策がとられていること。
- (3) 製品情報及び設置情報の登録及び提供に関し、適正な情報管理が実施できること。
- (4) トレーサビリティ情報管理の実績を有すること。
- (5) 標準出力形式におけるトレーサビリティ情報の提供、維持管理に伴う費用は情報管理者の負担であること。
- (6) 標準出力形式は、トレーサビリティ情報の全項目、全内容の出力のほか、次の項目を単体又は組合せた選択条件で抽出したトレーサビリティ情報の出力とし、出力データは、団地別の器具数の小計及び全体の合計がされていること。また、出力データのファイル形式は機構が指定する形式とする。
 - ・ 団地
 - ・ 設置場所
 - ・ 灯番号
 - ・ 工事種別
 - ・ 設置年月日
 - ・ 製造業者名
 - ・ 型式
 - ・ 製造番号
 - ・ 製造年
- (7) 照明器具に貼付けるための個別 ID 番号及び個別 ID 番号の QR コードが記載されたシールを確保すること。

- (8) 個別 ID 番号は、汎用性、唯一性があるものとし、「EPC(Electronic Product Code)」「EPC Global) 又は「ucode」(ユキビタス ID センター) とすること。
- (9) 個別 ID 番号シールは、太陽光や風雨に晒される屋外環境において 10 年以上経過後に個別 ID 番号が確認可能な耐候性を備えたものであること。

● 実施区分

実施区分は下表のとおりとする。

実施内容	機構	製造業者	工事受注者	情報管理者
情報管理者の選定、機構への通知			○	
情報管理者の確認、決定通知	○			
情報管理者と機構の協定締結	○			○
団地情報の情報管理者への提供	○			
製品情報の施工業者への提供		○		
製品情報の登録			○*	
設置情報の登録			○	
登録された製品情報・設置情報の確認	○			
個別 ID 番号シールの施工者への提供				○
個別 ID 番号シールの器具への貼付け			○*	
トレーサビリティ情報の管理				○
管理システムの運営・管理				○

※ 工事受注者に代わって製造業者が実施しても構わない。

● 製品情報、設置情報の確認、提出

- (1) 製品情報、設置情報を作成し、監督員の確認を受けること。確認を受けた後に、情報管理者へ各情報を提供することとする。
- (2) 工事完了後、製品情報、設置情報は CD-ROM 等にて機構設計担当者に提出すること。

以上

通 知 書

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構

殿

印※1

「〇〇〇〇**照明器具修繕工事**」におけるトレーサビリティ情報管理者について、
下記のとおり必要な要件を満たす者を選定したので通知します。

記

- 1 情報管理者名
- 2 所在地

添付書類

- 1 情報管理者としての要件を満たすことを示す証明書類
ただし、既に同種の協定を締結している情報管理者の場合は証明書類は不要とする。

以 上

(工事受注者) 担当者連絡先
所属部署
氏 名
電話番号

※1 本件責任者(会社名・部署名・氏名): _____

担 当 者(会社名・部署名・氏名): _____

※2 連絡先(電話番号) 1 : _____

連絡先(電話番号) 2 : _____

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。押印する場合は、**※1**の本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

令和 年 月 日

決 定 通 知 書

独立行政法人都市再生機構

(公 印 省 略)

令和 年 月 日付で通知のありました、次のトレーサビリティ情報管理者については、下記に決定しましたので通知します。

記

- 1 情報管理者名
- 2 所在地
- 3 連絡先

以 上

照明器具におけるトレーサビリティ管理システムの利用に関する協定書（案）

独立行政法人都市再生機構〇〇〇〇本部を発注者とし、●●●株式会社を受注者として、発注者受注者間に次のとおり照明器具におけるトレーサビリティ情報の管理に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、発注者が団地共用部に設置する照明器具のトレーサビリティ情報について、受注者が情報管理を行うに当たって、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 施工業者 発注者の発注により団地共用部に照明器具を設置する施工業者をいう。
- 二 製品情報 製造者の名称、型式、製造番号、製造年等の情報をいう。
- 三 設置情報 施工業者の名称、設置場所、設置年月日等の情報をいう。
- 四 トレーサビリティ情報 照明器具を追跡する上で必要な情報で、製品情報、設置情報及び団地情報で構成されるものをいう。
- 五 トレーサビリティ情報 照明器具を追跡する上で必要な情報で、製品情報、設置情報及び団地情報で構成されるものをいう。
- 六 管理システム トレーサビリティ情報を管理するために受注者が運営するシステムで、電磁的情報処理によって登録・検索が可能なものをいう。

（トレーサビリティ情報の登録）

第3条 発注者は、対象となる団地情報を電子データにより作成し、受注者に提出するものとする。

- 2 受注者は、トレーサビリティ情報を管理システムによって管理する。
- 3 受注者は、トレーサビリティ情報を登録するための要領を発注者受注者協議により定める。
- 4 発注者は、施工業者に対して、あらかじめ、前項の要領に従ってトレーサビリティ情報の登録を行うよう指示するものとする。

（設備等の準備）

第4条 発注者は、管理システムを利用する場合は、自己の所有又は占有するパーソナルコンピュータを使用するものとし、必要な回線、機器及びソフトウェアについては、自己の責任と負担において、準備しその管理を行うものとする。

（協定期間）

第5条 本協定におけるトレーサビリティ情報の管理に係る協定期間は、協定締結の日から10年を経過する年度の末までとする。

【本協定におけるトレーサビリティ情報の管理に係る協定期間は、第17条に掲げる協定の締結の日から10年を経過する年度の末までとする。】

〔注〕既に情報管理者と「照明器具におけるトレーサビリティ情報管理システムの利用に関する協定書」を締結している場合、第1項を上記のとおり記載すること。

- 2 前項の協定期間が満了する6か月前までに、発注者受注者又はその一方から何ら申し出がないときは、この協定は同一条件で1年間更新されるものとし、更新された協定についても同様とする。

（アクセス権の取得及び通知）

第6条 発注者は、管理システムへのアクセスに必要な情報（以下「アクセス権」という。）を取得する必要がある場合、受注者に対し書面により申請を行うものとする。

- 2 受注者は、前項による申請があった場合には、アクセス権を発注者に対し通知するものとする。

3 発注者は、アクセス権を厳重に管理するとともに、第三者に漏らしてはならない。

(発注者の協定解除)

第7条 発注者は、受注者が次条第2号から第4号までに該当する事由が発生したときは、この協定を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの協定を解除するときは、解除理由、協定解除日等を記載した書面により、受注者に対し通知を行うものとし、当該書面に記載された協定解除日をもって、この協定は解除されるものとする。

3 受注者は前項による協定解除に伴い、管理システムに登録されたトレーサビリティ情報を電子データで発注者に提出し消去する。

(発注者に対する通知)

第8条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときには、直ちに、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 一 主たる事務所の所在地、名称又は代表者を変更したとき。
- 二 合併し、解散し、営業を廃止し又は営業を譲渡したとき。
- 三 強制執行、仮差押え、仮処分又は競売の申立てを受けたとき。
- 四 再生手続き開始の申立て（自己申立てを含む）、破産の申立て（自己申立てを含む）、又は更正手続き開始の申立て（自己申立てを含む）があったとき。

(権利及び義務の譲渡等)

第9条 発注者及び受注者は、相手方の承諾を得ないで、この協定によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡してはならない。

2 発注者及び受注者は、相手方の承諾を得た上で、権利及び義務を第三者に譲渡しようとするときは、譲渡を受ける者に対して、この協定に定める権利及び義務を承継させるものとする。

3 発注者及び受注者は、相手方の一方が前項の第三者に権利及び義務を継承した場合、当該第三者に対して、この協定に定める権利・義務を負うものとする。

(トレーサビリティ情報の提出)

第10条 受注者は、発注者が受注者に対しトレーサビリティ情報の提出を求めたときは、第14条第1項の規定により発注者が指定する連絡担当部署に電子データで速やかに報告するものとする。

(費用負担)

第11条 発注者は、第3条第4項のトレーサビリティ情報の登録に要する費用を、施工業者に負担させるものとする。

2 受注者は、次の各号に掲げる費用を、施工業者が受注者にトレーサビリティ情報の管理等に要する費用として支払った費用から負担するものとする。

- 一 管理システム及び登録されたトレーサビリティ情報の管理に要する費用
- 二 登録されたトレーサビリティ情報の検索及び検索結果の報告に要する費用

3 発注者は、第4条に定める費用を除き、無償で管理システムを利用できるものとする。

(秘密の保持)

第12条 発注者及び受注者は、業務上知り得た相手方の秘密情報を、協定期間中及びその終了後を通じ

て第三者に漏らしてはならない。ただし、事前に相手方の書面による同意を得た場合は、この限りではない。

- 2 発注者は受注者に対し、秘密の保持及び目的外使用を防止する対策についての説明を求めた場合、受注者は速やかに応じるものとする。
- 3 受注者は、施工業者が登録したトレーサビリティ情報について、第三者が閲覧できないよう、管理システムに対し、適切にアクセス制限等を設けるものとする。

(損害賠償)

第13条 発注者及び受注者は、トレーサビリティ情報の管理に当たって、自己の責めに帰すべき事由により相手側に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償しなくてはならない。

(連絡担当部署)

第14条 発注者及び受注者は、発注者受注者間の連絡を図るため連絡担当部署を定め、通知するものとする。

- 2 発注者及び受注者は、前項の連絡担当部署に変更が生じたときは、速やかに通知するものとする。

(管轄裁判所)

第15条 この協定に関して発注者受注者間に権利義務の争いがあるときは、〇〇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、発注者受注者協議して、定めるものとする。

【(旧協定の廃止)

第17条 平成 年 月 日付けにて発注者受注者間で締結した協定書は、本協定書の締結をもって廃止する。】

[注] 既に情報管理者と「照明器具におけるトレーサビリティ情報の管理に関する協定書」を締結している場合にのみ記載すること。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、発注者受注者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住 所
氏 名

印

受注者 住 所
氏 名

印

騒音測定マニュアル

1. 測定マニュアルの目的

本マニュアルは、設計図書に記載された対象施設（室）の機器類に設置した防振・遮音材等による騒音制御の効果と直近住戸居寝室内の騒音性状の評価及び把握に係る測定手法の詳細を示すものである。本マニュアルに記載なき事項は、関係法令、設計図書及び監督員の指示により行うものとする。

2. 測定器

- (1) 騒音計は、計量法（平成4年 法律第51号）第71条の条件に合格したもので、普通騒音計（検定済品）若しくは精密騒音計（検定済品）を使用する。使用に際し、「騒音計基準適合済書」を携帯すること。また、原則として、付属のマイクロホンスタンド（三脚）を使用する。
- (2) 防音型住戸等で居室内暗騒音が20 dB(A)以下の音場で測定する場合は、精密騒音計を使用する。また、現地持込の測定器類（データ記録・PC等共）は、自己発生ノイズの影響が少ないものとする。
- (3) データ記録はレベルレコーダ又はプリンター等を使用する。ただし、騒音計等から直接PC等へデータ入力し演算出力する場合は不要とする。
- (4) 周波数分析には、1/1オクターブ・フィルタ・ユニット等を使用する。ただし、騒音計一体（内臓）型の場合は不要とする。

3. 測定条件

- (1) 強風・降雨時等の気象の影響やこれら以外の暗騒音の影響を受けにくい状況下で測定する。
- (2) 暗騒音と対象音との判別（対象音との差が10 dB(A)以上）が確認できる時点で測定する。（夜間測定が望ましい）
- (3) 対象機器類の運転音を主に測定するため、対象機器類以外の近接する受水槽への入水音・排水ポンプ・換気設備の運転音等は極力区分し発生させる。
- (4) 測定対象施設（室）及び測定対象住宅の開口部（内部の間仕切り開口部等を含む）は、全て閉めた状態とする。
- (5) 測定対象機器類が複数台設置されている場合は、通常の使用状態での最大数を同時運転させながら測定する。この場合、予め聴感又は騒音計による値により、最も発生音が増大する状態で測定する。
- (6) インバーター制御の場合は、予め聴感又は騒音計による値により、最も発生音が増大する状態を測定する。
- (7) エレベーターの場合には、かごには100%の荷重（ウエイト又は人間も可）を積載し昇降運転を行うこと。また、かご内アナウンスによる発生音量については、監督員と協議し決定する。
- (8) 受音点（測定点）は、別紙-1及び2の「受音点参考略図」により決定する。

4. 測定方法

- (1) 対象機器本体の騒音測定方法は、本マニュアル、関連JIS、日本建築学会推奨測定基準及び「機材の品質判定基準」等により行うものとする。
- (2) 各受音点のマイクロホンの位置は、FLまたはGL（SL）+1.2mの高さとし、測定住宅の壁や床及び測定者（人体）等から50cm以上離れた空間に上向きに設置する。また、屋外での測定においては、マイクロホンを防風スクリーンで覆い風雑音の影響を受け難くする。屋内でも1.0m/s以上の風速又は風雑音がある場合は同様とする。
- (3) 各受音点では、騒音レベルを測定する。騒音計の周波数補正回路A（L_A）又はC（L_C）にて測定する。

- (4) 動特性はFASTとし、ピークレベル(L5)にて評価を行う。
- (5) エレベーターの場合には、運転時(上昇・下降共各5回以上)の発生音を対象とする。
- (6) 給水施設の場合には、近接する受水槽への入水音(流入水音・返送水音等)、換気設備運転音、排水ポンプ運転音等を受音点(居寝室及び敷地境界等)で事前に確認し、各種の発生音が確認できる場合(目安として30dB(A)以上)は、監督員と協議し測定評価項目に加えることとする。
- (7) 背景騒音による影響がある場合の補正は、表-1に示す補正值により補正する。「JIS Z 8731:2019 環境騒音の表示・測定方法 4.5 定常騒音の測定方法」参照

表1-背景騒音の影響に対する騒音計の指示値の補正

対象とする騒音があるときとな いときとの指示値の差	4	5	6	7	8	9
測定値に加える補正值(dB)	-2		-1			

5. 評価方法及び提出物等

- (1) 測定結果の評価は、騒音レベルdB(A)及び日本建築学会遮音性能基準の内部騒音等級の基準周波数特性曲線(N曲線及びN値)により評価する。
- (2) 測定値は、別紙-3「騒音測定結果報告書」に取りまとめて、監督員に2部提出する。
- (3) 「騒音測定結果報告書」には、N曲線に測定値をプロットしたグラフと受音点を示す略図、測定時の写真(サービス版)を添付すること。
- (4) 使用した騒音計の「騒音計基準適合済証」等の計量法に適合する旨を証明する書類の写しを提出する。

「N曲線と同評価」

表-2 騒音等級・騒音レベル(参考);日本建築学会

建物	用途室	騒音等級			
		特級	1級	2級	3級
集合住宅	居寝室	N-30	N-35	N-40	N-45
建物	用途室	騒音レベル(dB(A))			
		特級	1級	2級	3級
集合住宅	居寝室	30	35	40	45

ただし、dB(A)は、騒音計の周波数補正回路Aを用いたものである。また、(N-〇〇)は、周波数特性を考慮する場合に用いる。

(図-1参照)

表-3 適用等級の意味(参考);日本建築学会

特級(特別) 特別仕様	<ul style="list-style-type: none"> 遮音性能上特にすぐれている。 特別に高い性能が要求された場合の性能水準。
1級(標準) 推奨標準	<ul style="list-style-type: none"> 遮音性能上すぐれている。 建築学会が推奨する好ましい性能水準。
2級(許容) 許容基準	<ul style="list-style-type: none"> 遮音性能上標準的である。 一般的な性能水準。
3級(最低限)	<ul style="list-style-type: none"> やむを得ない場合に許容される性能水準。

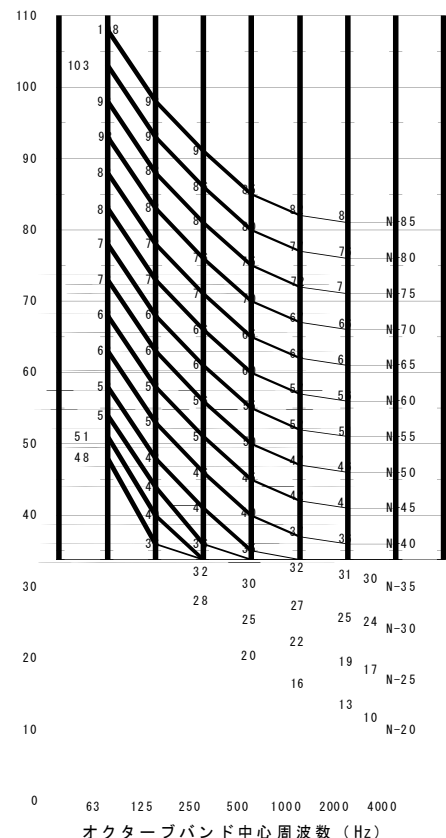


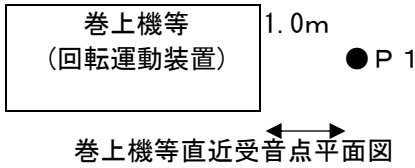
図1 建物の内部騒音に関する騒音等級の基準周波数特性(N曲線)

※ N曲線とは、室内の居住者への影響を評価するという観点から、一般に騒音のうるささの感覚量との対応がかなり良いといわれている騒音レベルdB(A)による評価を基本とし、逆A特性を騒音等級の基準曲線(N曲線)としたもの。ただし、N-30以下は、騒音のうるささというよりも騒音がどの程度聞こえるかどうかの評価になると考えられるので、聴感上の等感度曲線の可聴限界に近い曲線の傾向にあわせて低音を上げている。その結果N-30以下の曲線は、NC曲線にはほぼ合致した特性となっている。

別紙-1

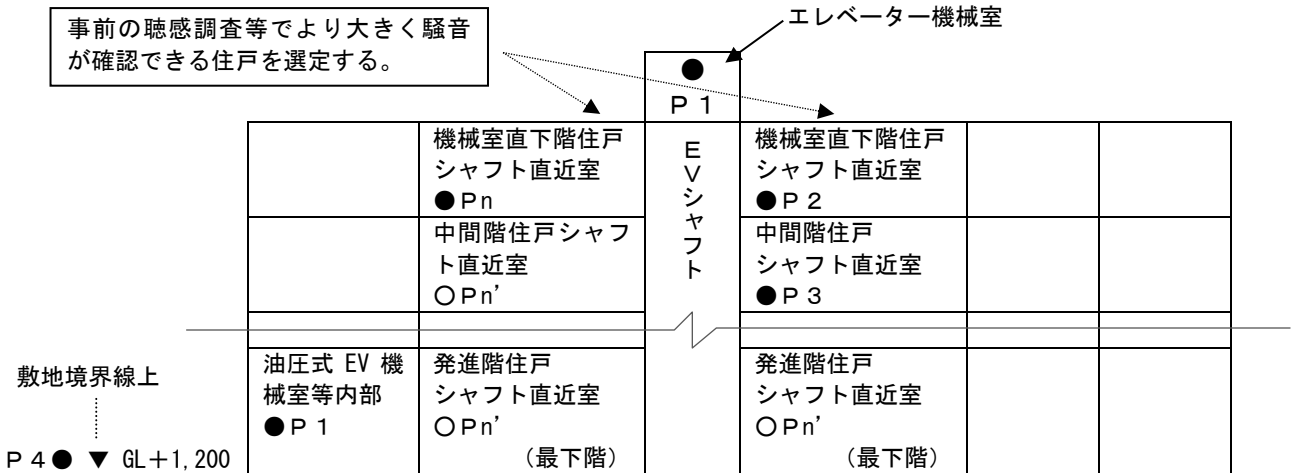
「エレベーター受音点参考略図」

1. エレベーター機械室内受音点

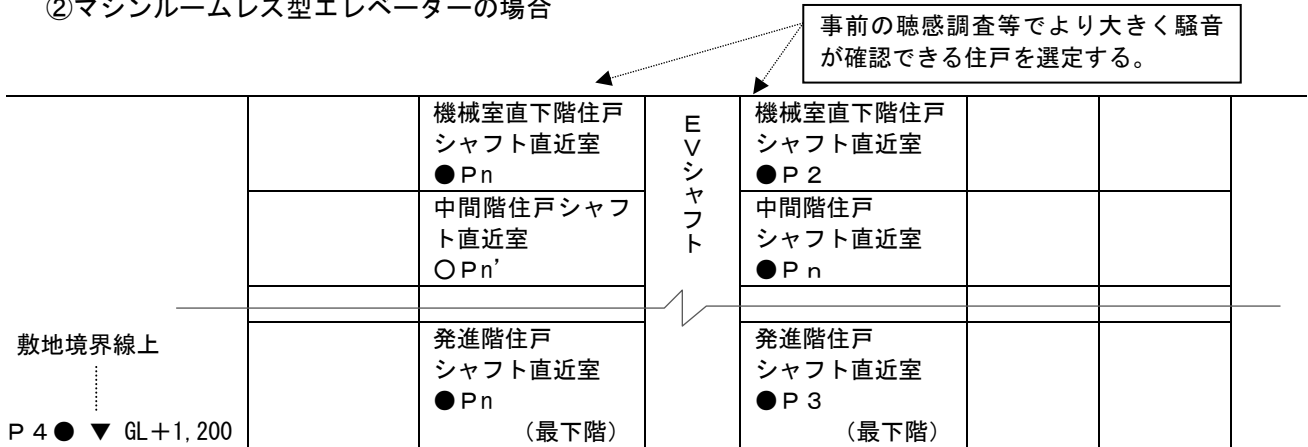


2. エレベーター走行時の受音点

①巻上式の場合



②マシンルームレス型エレベーターの場合



【凡例】(①、②共通)

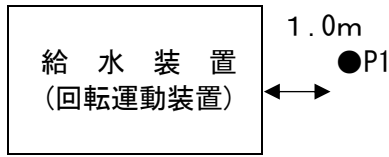
- P 数字 : 必須測定ポイント
- P n : 表示の測定対象居寝室は、事前測定において室内で直接聴感で騒音を確認できる場合につき、測定評価点に加える。測定実施に際しては、監督員の指示による。(原則として、当該住棟戸数の10%程度住戸を抽出する)
- P n' : 測定点番号表示の測定対象居寝室は、壁や床から直接聴感で確認し、騒音を確認できる場合につき、測定評価点に加える。測定実施に際しては、監督員の指示による。

各種エレベーター走行時受音点断面略図

別紙- 2

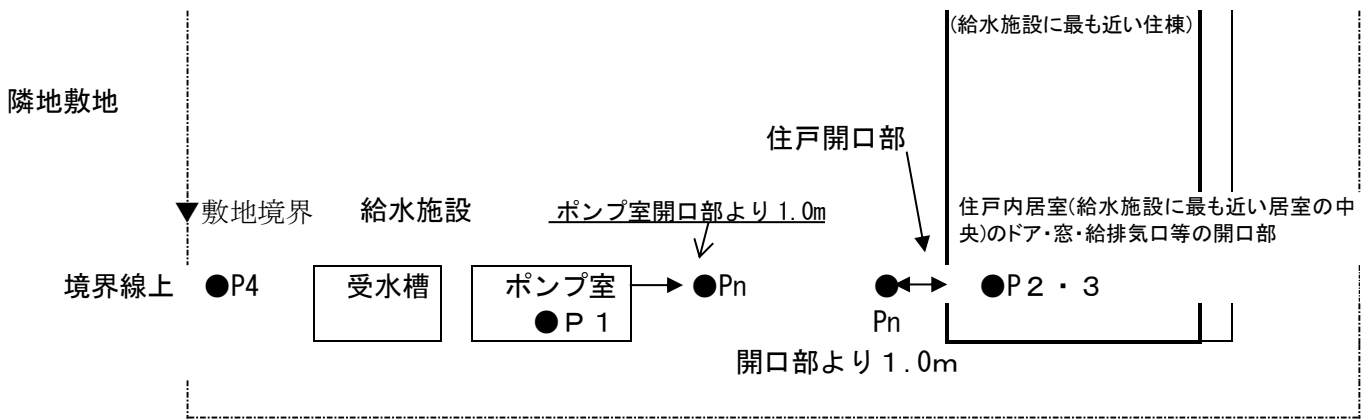
「給水施設受音点参考略図」

1. 給水施設内受音点



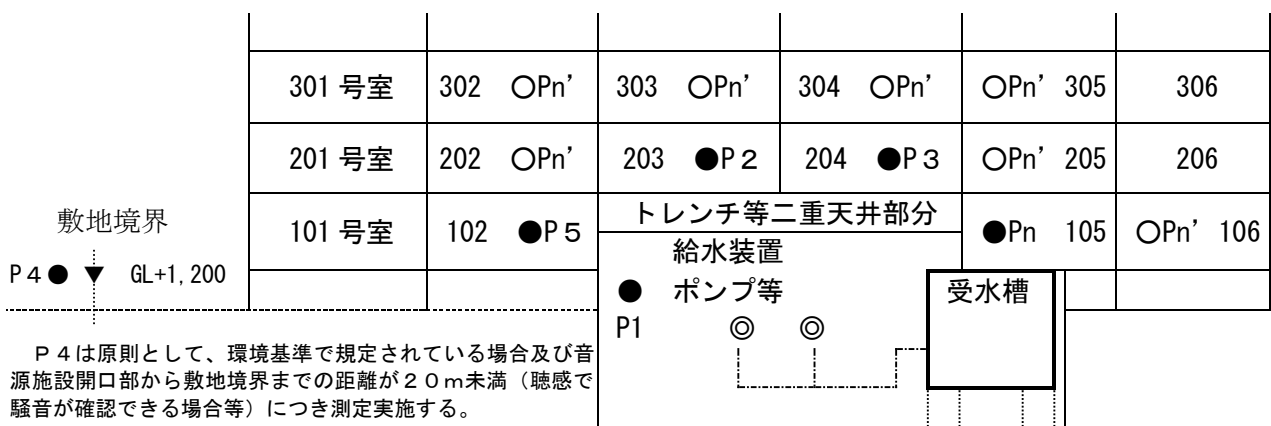
ポンプ等給水装置直近受音点平面略図

2. 給水施設が別棟にある場合の受音点



給水施設が別棟にある場合の受音点平面略図

3. 給水施設が住棟内にある場合の受音点



P4は原則として、環境基準で規定されている場合及び音源施設開口部から敷地境界までの距離が20m未満(聴感で騒音が確認できる場合等)につき測定実施する。

凡例(上図にも適用)

●P数字——必須測定ポイント

●Pn——表示の測定対象居室は、事前測定において室内で直接聴感で騒音が確認できる場合につき測定評価点に加える。測定実施に際しては、監督員の指示による。(原則として、当該住棟戸数の10%程度住戸を抽出する)

○Pn' ——測定点番号表示の測定対象居室は、壁や床から直接聴感で確認し、騒音が確認できる場合につき、測定評価点に加える。測定実施に際しては、監督員の指示による。

給水施設が住棟内にある場合の受音点断面略図

別紙-3

「騒音測定結果報告書」

1. 測定諸元

1 団地名		7 測定器具	騒音計 _____ レコーダ _____
2 住所		8 測定者立会者	
3 施設概要		9 測定場所	別添略図による
		10 入居予定日	平成 年 月 日
		11 敷地境界点の許容(法的・アセスメント)騒音値。[時間帯で異なる場合は最低値を記入]	_____ d B(A)
4 測定日	平成 年 月 日	12 メーカー(工場等)の測定値等	_____ d B(A)
5 測定時間	: ~ :		
6 測定日天候	気温____℃・相対湿度____% 測定時刻 :	13 その他(運転状況)	ウエイト _____ kg

2. 測定結果表

受音点名称 (測定点)	暗騒音		運転音		聴感等による 特記事項
	騒音レベル A特性(dB)	騒音等級 N値	騒音レベル A特性(dB)	騒音等級 N値	
P 1 機械室等 (対象機器のみ)					
P 1 機械室等 (対象機器以外)					
P 1 機械室等 (全運転音)					
P 2 号室 側 室					
P 3 号室 側 室					
P n 号室 側 室					
P n' 号室 側 室					
P 4 敷地境界 (対象機器)					
P 4 敷地境界 (対象機器以外)					

※1 N曲線図を添付すること。

2 各受音点の略図を添付すること。

エレベーター設備工事に関する
チェック項目及び完成検査の取扱いについて

マシンルームレス型エレベーター

機械室型ロープ式エレベーター

独立行政法人 都市再生機構
東日本賃貸住宅本部 技術監理部 企画第4課（機械設備）

－ は じ め に －

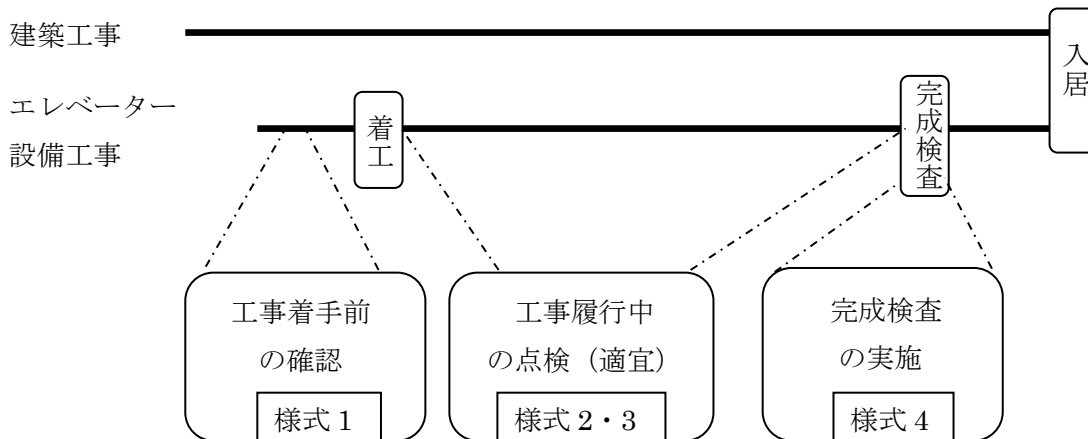
1. 目的

本要領は、エレベーター設備工事の工事監理及び完成検査に関する適切な点検等の基準を定めることにより、エレベーター設備工事の品質向上と事故防止に資することを目的とする。

2. 点検等のスケジュール

本要領に定める点検等にあたっては、チェックシートを用いて工事発注時から工事完了時までの適切な時期に実施するものとし、総主任、監督員等の確認を受けるものとする。

また、「工事着工前の確認（様式1）」、「工事履行中の点検（様式2・3）」、「完成検査の実施（様式4）」に定める点検等については、所定のチェックシートを用いて実施するものとする。



3. 施工体制の適正化等に関する点検

監督員は上記の点検に併せて、適切な時期に施工体制に関する点検等を実施するものとする。

— 点 検 の 概 要 —

工事着手前の確認

- 受注者は、工事着手前に建築及び電気等の関係業者と事前協議を行い、施工計画（全体・工事種目別）、実施工程表等及び緊急時の体制に関する計画内容の確認を行うこととする。

また、設計図書の記載内容に合致しているかについて、機械製作図、機材の仕様確認を行い、「工事着手前のチェックシート」を作成して、監督員及び総主任の承諾を事前に得ること。なお、建築工事に関連する項目については、建築工事受注者及び監督員の承諾を合わせて得ることとする。

但し、事前協議の結果、設計内容と相違が生じた場合は、速やかに監督員及び設計担当者（機械・建築）に報告し、その指示を受けること。

なお、上記に関する手続きにあたっては、必ず書類（現場説明書で定める質疑応答書）を作成し、記録の保管を行い工事の進捗に支障とされない対応が図れるよう努めなければならない。

施工体制の適正化に関する点検

- 施工体制に関する確認事項は下記によるものとし、監督員が実施すること。

1 監理技術者の専任制等に関する点検

- ・ 監理技術者資格者証及び同一性の把握

工事着手前に、監理技術者資格者証を提示させ、会社名、工種区分、期限、変更内容及び技術者名を確認し、配置技術者の同一性を把握すること。

- ・ 常駐の把握

概ね1回／月程度毎に監理技術者が常駐していることを確認すること。

2 施工計画書・施工要領書の点検

- ・ 品質管理及び安全管理等について把握

工事着手前に、受注者が作成した施工計画書及び施工要領書を確認し、品質管理及び安全管理について把握すること。また、納入機器機材の保管方法及び作業に伴う養生・安全対策について、適切な計画がなされているか確認及び指導を行うこと。

3 施工体制に関する点検

- ・ 施工体制台帳、体系図及び体制の把握

工事着手前に、施工体制台帳の確認し記載内容に誤りがないか把握すること。また、適宜、適切に台帳管理が行われているか、現場の体系図の掲示及び記載内容の点検を行うこと。

4 標識等に関する点検

- ・ 工事カルテ登録の把握

工事カルテは期限内に適正に登録されているか確認すること。

- ・ 建設業許可等の標識の把握

建設業許可、建退共制度及び労災保険に関する掲示が、適切に行われているかの確認するこ

と。

5 現場作業に関する実施スケジュールの点検

- ・機器機材搬入時期と関連工事の工程調整確認の記録
機器機材の搬入時期を把握するため、作業内容別に実施期間が確認できる書類を提出させ、適切な計画となっているか確認すること。

6 その他の点検

- ・本受電と試運転調整作業の実施時期について調整確認
本受電及び試運転調整作業の実施時期については、関連工事との調整・確認を行い、適切な時期に実施すること。
- ・募集等に伴う行政完成検査の実施時期について調整確認
募集時には、事前に行政完成検査の受検が完了させるため、関連工事と調整し、確実に実施すること。

工事履行中の点検

- 工事履行中に関する確認事項は下記によるものとし、監督員が実施すること。

1 現場の確認

- ・施工計画書・施工要領書に記載された作業内容が確実に実施されているか、適宜、現場の確認を行うこと。また、現場の確認に際しては事前に作業内容を把握し、納入機器機材の保管状態と作業内容に適した養生及び安全対策が施されていることも確認すること。
- ・作業内容毎に点検を実施し、様式 2 を作成させ確認すること。
- ・仮使用後には、主索の損傷状態を確認し、様式 3 を作成させ確認すること。

完成検査の実施

- 完成検査の実施に関する確認事項は下記によるものとし、監督員が実施すること。

1 受注者による事前社内検査の確認事項

- ・受注者は機構の完成検査に先立ち、監督員立会いの上、様式 4 に定める項目について事前に検査・確認を行うものとする。また、検査・確認方法については、日本工業規格（JIS）で定められている検査標準（JIS A 4302）に準拠し実施するものとするが、特に、下記事項については重点的に検査・確認を行うものとする。

① 安全装置関係の作動状況の確認

- ・かごの戸及び乗場戸スイッチ
- ・乗場戸ロック
- ・リミットスイッチ（下部・上部）
- ・ファイナルリミットスイッチ（下部・上部）

- ・ 過速安全スイッチ（調速器）
 - ・ 非常止め装置
 - ・ 緩衝装置
 - ・ 過加重検出装置等
- ② 主索の損傷状況の確認
- ・ 主索の損傷状況は、ロープテスター（素線断線を検出・記録する装置）により実施する。
- ③ エレベーターピット内等の確認
- ・ ピット、昇降路等における残材、工具類等の不要な残置物の有無。
- ④ 機器類の設置・固定状態
- ・ 機器類の設置及び固定が良好であること。

2 機構の完成検査

検査員は、設計図書及び計画通知に記載されている各項目について、下記の通り書類及び現場確認検査を行うこととする。

- ・ 書類の検査
受注者による社内検査結果について、検査判定日時、検査項目及び検査判定結果を、別添報告書を提出させ確認する。
- ・ 主事検査に関する確認
エレベーター工事完成検査試験成績表及び検査報告書を提出させ、内容の確認を行う。
- ・ 現地の検査・確認
検査員は、実際にエレベーターに乗車し、乗り心地等の運転状況の確認した上で、完成検査チェックシート（様式4）に基づき、必要な事項について確認を行うものとする。

— 結 べ り に —

本要領は、使用開始以降に利用者の皆様が安全で安心して乗車できる建物の設備機器として、又、維持管理の支障とならないよう、施工時点において受注者と連携を強化して、エレベーターの運行停止を伴う事故などの発生を未然に防止するべく、日頃から現場監理の徹底に努めることが求められています。

そこで、各チェックシートを用いて適切な時期に点検・記録を行い、その結果を総主任及び関連工事受注者に報告し確認を受ける『報告・連絡・相談』の体制を整えると共に、本要領に定めのない事項であっても、品質向上や事故防止を行う上で必要と思われる事項については、適時、点検及び確認を行い、記録を残すことが重要です。

工事着手前、工事履行中及び完成検査の段階で本チェックシートを活用して頂けるよう、皆様のご協力をお願い致します。

以 上

《様式1》

工事着手前のチェックシート

工事件名 : エレベーター設備工事
 工 期 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
 点 検 日 令和 年 月 日
 受 注 者 名 _____
 現場代理人 _____

■ 下記項目の確認が整ったので報告致します。

設計図書の整合

NO	項 目	チェック	確認印 ※1	備 考
1	建築平面詳細図等の有無	有 無		
2	承諾図（施工図）の有無	有 無		
3	計画通知提出図の有無	有 無		

エレベーター仕様の確認事項

NO	項 目	チェック	確認印 ※1	備 考
1	駆動方式の確認	良 否		
2	停止箇所の確認	良 否		
3	積載荷重の確認	良 否		
4	制御方式の確認	良 否		
5	操作内容の確認	良 否		
6	速度の確認	良 否		
7	動力・照明用電源の確認	良 否		
8	電動機容量の確認	良 否		
9	防犯窓有無の確認	良 否		
10	トランク有無の確認	良 否		

関連工事設計及び付加仕様の確認事項

NO	項 目	チェック	確認印 ※1	備 考
1	昇降行程寸法の確認 (発注図 m)	良 否		承諾 (施工図) (m)
2	昇降路全高寸法の確認 (発注図 m)	良 否		承諾 (施工図) (m)
3	オーバーヘッド寸法の確認 (発注図 m)	良 否		承諾 (施工図) (m)
4	ピット深さ寸法の確認 (発注図 m)	良 否		承諾 (施工図) (m)
5	中間ビーム有無の確認 (発注図 有 無)	良 否		承諾 (施工図) (有 無)
6	中間パネル有無の確認 (発注図 有 無)	良 否		承諾 (施工図) (有 無)
7	敷居持出し有無の確認 (発注図 有 無)	良 否		承諾 (施工図) (有 無)
8	24V インターホン使用有無の確認 (発注図 有 無)	良 否		承諾 (施工図) (有 無)
9	視覚障害者対策有無の確認 (発注図 有 無)	良 否		承諾 (施工図) (有 無)
10	地震管制運転有無の確認 (発注図 有 無)	良 否		承諾 (施工図) (有 無)
11	各階切替タイマー有無の確認 (発注図 有 無)	良 否		承諾 (施工図) (有 無)
12	自動通報装置有無の確認 (発注図 有 無)	良 否		承諾 (施工図) (有 無)
13	停電時自動着床装置有無の確認 (発注図 有 無)	良 否		承諾 (施工図) (有 無)
14	火災管制運転有無の確認 (発注図 有 無)	良 否		承諾 (施工図) (有 無)
15	フェッシャープレート有無の確認 (発注図 有 無)	良 否		承諾 (施工図) (有 無)
16	福祉型付加有無の確認 (発注図 有 無)	良 否		承諾 (施工図) (有 無)

関連工事との確認事項

NO	項 目	チェック	確認印 ※1	備 考
1	電源電圧 400V 使用有無の確認	良 否		
2	集中監視盤有無の確認	良 否		
3	監視カメラ有無の確認	良 否		
4	遮煙扉有無の確認	良 否		
5	三方枠の形状の確認	良 否		

その他の確認項目があれば、下記に記載願います。

NO	項 目	チェック	確認印 ※1	備 考
		良 否		
		良 否		
		良 否		
		良 否		

※1 電子印又は記名でも可

上記における項目及び協議内容に相違がないことを確認する。

建築工事 監理技術者 _____

〃 主任監理員（建築） _____

主任監理員（機械） _____

総 主 任（機械） _____

《様式2》

工事履行中のチェックシート

第 回 点検日 令和 年 月 日

現場代理人

NO	項 目	チェック	確認印 ※1	備 考
1	納入機器資材の管理方法及び養生等が適切に施されている	良 否		
2	作業スペースの安全対策、機器資材及び工具類の管理が適切に行われている	良 否		
3	開口部の養生は、適切な方法で開口部全面が覆われている	良 否		
4	シャフト内作業足場の安全対策、制限過重の厳守・安全帯の使用等が適切になされている	良 否		
5	機器資材等の搬入・取込に時には、安全確認・機器資材への養生が適切に行われている	良 否		納入機材は鋼材検査証明書と整合していることを確認する
6	火気使用を伴う作業の安全対策及び養生が確実に実施されている	良 否		レールブラケット溶接作業 三方枠溶接作業等
7	機器資材の取付は、専用工具の使用や飛来落下対策が適切に行われている	良 否		
8	ロープ掛けは、ワイヤーの点検及び確認が適切に行われている	良 否		作業前後に損傷箇所が無いことを確認
9	かごパネルの組立て作業中の電源管理が適切に行われている	良 否		組立て作業中は電源を切る。
10	試運転調整の作業は、リモコン操作の合図と確認が適切に行われている	良 否		

※1 電子印又は記名でも可

主任監理員（機械）

総主任（機械）

《様式3》

仮使用後のチェックシート

点検日 令和 年 月 日

現場代理人 _____

NO	項 目	チェック	確認印 ※1	備 考
1	素線の破断や傷が無いこと	良 否		
2	素線の伸びは基準値内であること	良 否		

主任監理員（機械） _____

総主任（機械） _____

《様式4》

完成検査チェックシート（非常用エレベーターを除く）

点検日 令和 年 月 日

現場代理人 _____

■ 意匠関係

項目	内容	結果
かご・乗場	設計図書（承認仕様）と合っているか	良 否
	傷、汚れが無いか	良 否
	釦（スイッチ）類に傷が無いか	良 否
	ランプ切れ、光モレ、光ムラが無いか	良 否

■ 機能動作関係

項目	内容	結果
昇降路	非常止め装置の作動確認 ※無不可の状態を確認すること	良 否
	着床階減速装置の作動確認 かごを安全に減速停止させることができること	良 否
	上部・下部リット（ファイナル）スイッチは強固に取付られており、確実に作動する取付位置にあること	良 否
乗場	乗場のスイッチ及び戸自閉装置の作動確認 戸の開閉装置は良好に作動すること	良 否
	乗場位置表示及び呼びボタン操作に伴うかごの着床が正確であること	良 否
	かご内と外部との非常連絡装置は正常であること	良 否
かご上	かご上運転スイッチは強固に取付られており作動状態が良好であること	良 否
	ロープ、レール及びブラケットの取付は強固であり、変形又は摩耗が認められないこと また、ロープはロープテスターを用いた点検の結果に問題がないこと	良 否
	乗場戸のロック及びスイッチの作動状態が確実であること	良 否
	昇降機に直接関係の無い配管・配線などが無いこと	良 否
	昇降路内に不要なボルトなどの突起物が無く、且つ、損傷防止措置が施されていること	良 否
ピット内	ピット内に漏水が無く、残材・工具類などが残置されていないこと	良 否

項 目	内 容	結 果
	緩衝器の取付は強固であり、機能は良好に維持されていること	良 否
	かごが最上階に停止している状態で、つり合い重りと緩衝器との距離が確保できていること	良 否
かご内	かご扉の作動状態が良好であること	良 否
	各種スイッチの作動状態が良好であること 運転・休止・呼び釦・戸開閉釦・インターホンの釦	良 否
	インジケータの取付及び表示状態が良好であること	良 否
	乗場とかごとの着床レベル差は±20mm（福祉型仕様の場合は±15mm）以内であること（全階床確認）	良 否 ()
	出入口の床先とかごとの水平距離は 30mm 以内であること（全階床確認）	良 否 ()
	かご床先と昇降路壁面との隙間が12.5cm 以下であること	良 否
	過加重検出装置の作動状態が良好であること	良 否
	走行中に異常音や振動が無いこと	良 否
	福祉型仕様にあつては、光電式検出装置の作動が良好であること	良 否

■ 品質管理関係

受電盤・附属盤 その他機器	端子の締付け、配線の損傷、アース線の布設状態が良好であること	良	否
制御盤	フラットケーブルの接続、コネクタの挿入具合、配線整理状況及び清掃状態が良好であること	良	否
ブレーキ	ブレーキカバーの損傷、ディスクとライニングの摺りより及び油の飛散が無いこと	良	否
その他全般	固定方法、取付部の締付け、損傷状態が無く良好な状態となっていること	良	否

※盤類の中の配線が他の機材等に挟まれた状態となっていないか確認すること。
また、接続部の緩みや破損が無いことを確認すること。

■ 付加機能動作確認

付加機能	設計図書に記載されている付加機能の仕様について動作確認を行うこと	良	否
------	----------------------------------	---	---

■ その他

騒音測定	騒音測定結果が基準値内であること ※騒音測定結果を提出すること	良	否
関連工事	関連工事の設置状態（昇降路内頂部のフック等）が良好であること	良	否

主任監理員（機械）

総主任（機械）

令和 年 月 日

マシンルームレス型エレベーター設備に関する
完成検査用チェックシート（報告）

現場代理人 _____

	確 認 項 目	判 定	備 考
かご室内で行う検査	出入口の床先とかごの床先との水平距離は	良 否	適正寸法 (以下)
	かごのドア・スイッチの作動状態は良好であること	良 否	
	外部に連絡する装置の作動状態は良好であること	良 否	
	着床状態に異常が無いこと	良 否	
	かごの戸が開いている状態で、ドアゾーンを超えて走行しようとした場合、かごを自動的に停止させる装置が確実に作動することとする。	良 否	
かご上で行う検査	頂部すき間、又は、機器頂部すき間の寸法が確保されていること	良 否	適正寸法 (以上)
	かご上の安全スイッチの作動状態が良好であること	良 否	
	調速機ロープの取付けが確実であること	良 否	
	上部リミットスイッチ類の取付けは強固で、取付位置及び作動が適確であること	良 否	
	主索端部の固定は適格であること	良 否	
	主索は、ほぼ均等な張力を受けていること	良 否	
	ロープ損傷検出器（ロープテスタ）の検査結果が良好であること	良 否	
	つり合ロープの取付状態は適確か。また、ロープは均等な張力を受けていること	良 否	
	レール及びブラケットの取付状態は強固であり、著しい錆、変形又は摩耗が無いこと	良 否	
	扉のロック及びスイッチの取付状態は強固であり、作動状態が確実であること	良 否	
	扉のガイドシューの取付状態は強固であり、その取付状態が適切であること	良 否	
	昇降路内には昇降機以外の配管、配線等が無いこと	良 否	
乗り降りの際に、人又は物が挟まれる危険のない構造となっていないこと	良 否		

	確 認 項 目	判 定	備 考
	かご及びつり合おもりのガイドシューの取付けは強固でかつ取り外れない措置が施されていること	良 否	
	つり合おもりの固定状態は適切であること	良 否	
	昇降路内に不要なボルト、鉄線等の突起物がないこと	良 否	
	かご枠材相互の締付状態は、良好であること	良 否	
	綱車及びそらせ車の取付けは良好であり、主体部にひび割れがないこと	良 否	
ピットで行う検査	ピットに漏水がなく清潔であること	良 否	
	下部リミットスイッチ類の取付けは強固で、確実に作動する取付位置にあり、その作動状態が適確であること	良 否	
	緩衝材や緩衝器の取付けは強固で、その機能は良好に維持されていること	良 否	
	移動ケーブルの取付けは強固で、かご昇降時に損傷のおそれがないこと	良 否	
乗り場で行う検査	乗り場の戸に変形がなく、戸の開閉が確実であること	良 否	
	戸閉め安全装置の作動は良好であることとする。	良 否	
	乗り場呼びボタンを操作したとき、かごはその階に正確に到着すること	良 否	
	かご内と外部の所定の場所との非常連絡装置は正常であること	良 否	
	乗り場位置表示器がある場合の表示は正確であること	良 否	
駆動装置	かご又はつり合おもりが緩衝器に衝突した場合においても、かご及びつり合おもりが駆動装置に触れないものとする。	良 否	
	駆動装置の取付けは確実で、かつ、転倒しない措置が施されていること	良 否	
	駆動装置の運転状態は良好で異常な発熱、振動や異音がないこと	良 否	
	制動機の取付けは確実で、動力遮断の際、かごを安全に減速停止させることができること	良 否	
	綱車にはひび割れがなく、通常運転時、主索との間に著しいすべりがないこと	良 否	
	綱車、そらせ車又は巻胴は、主索が外れないように措置されていること	良 否	
	受電盤・主開閉器は、安全かつ容易に操作できること	良 否	
	制御盤及びその他の制御装置の取付けは強固で、かつ、転倒しない措置が施されていること	良 否	

	確 認 項 目	判 定	備 考
	盤内の各機器の作動は良好であること	良 否	
	絶縁抵抗は回路ごとに規定に適合していること	良 否	
	接地線が確実に接続されていること	良 否	
調 速 機	調速機の取付けは確実で、かつ、転倒しない措置が施されていること	良 否	
	調速機の作動状態は速度計を用いて作動速度を測定し、適合していること	良 否	
	非常止め装置の作動状態は良好であること。また、機械装置及び調速機ロープに損傷を受けていないこと	良 否	

■その他、特別な仕様による確認項目が有る場合に記入する

	確 認 項 目	判 定	備 考

■チェック項目に不具合が確認された後の対策と完了確認

不具合項目	対 策 方 法	完了確認日	確認者

主任監理員（機械）

総主任（機械）

令和 年 月 日

機械室型ロープ式エレベーター設備に関する

完成検査用チェックシート（報告）

現場代理人 _____

	確 認 項 目	判 定	備 考
機械室で行う検査	主索、調速機ロープ、階床選択機のスチールテープなどが機械室床の貫通部分と接触していないこと	良 否	
	機械室には、所要の設備以外のものを設置し又は置いていないこと	良 否	
	照明及び換気は適切であり、室温は原則として40℃以下に保たれるようになっていること	良 否	
	出入口は鍵付戸とし、施錠装置は良好であること	良 否	
	非常用エレベーターの機械室は、専用昇降路以外の部分と防火区画されていること	良 否	
かご室内で行う検査	出入口の床先とかごの床先との水平距離は	良 否	適正寸法 (以下)
	かごのドア・スイッチの作動状態が良好であること	良 否	
	外部に連絡する装置の作動状態が良好であること	良 否	
	着床状態に異常がないこと	良 否	
	かごの戸が開いている状態で、ドアゾーンを超えて走行しようとした場合、かごを自動的に停止させる装置が確実に作動すること	良 否	
	非常用エレベーターは、中央管理室と連絡する電話装置の作動が良好であること	良 否	
	非常用エレベーターは、非常の用に供する装置[非常運転灯、一次消防スイッチ及び二次消防スイッチ]の作動状態が良好であること	良 否	
かご上で行う検査	頂部すき間、又は、機器頂部すき間の寸法が確保されていること	良 否	適正寸法 (以下)
	かご上の安全スイッチの作動状態が良好であること	良 否	
	調速機ロープの取付けが確実であること	良 否	
	上部リミットスイッチ類の取付けが強固で、取付位置及び作動が適確であること	良 否	

	確 認 項 目	判 定	備 考
	主索端部の固定は適格であること	良 否	
	主索は、ほぼ均等な張力を受けていること	良 否	
かご上で行う検査	ロープ損傷検出器（ロープテスタ）の検査結果が良好であること	良 否	
	つり合ロープの取付状態は適確であること又、全てのロープは均等な張力を受けていること	良 否	
	レール及びブラケットの取付状態は強固であり、著しいさび（錆）、変形又は摩耗が認められないこと	良 否	
	扉のロック及びスイッチの取付状態は強固であり、作動状態が確実であること	良 否	
	扉のガイドシューの取付状態は強固であり、その取付状態が適切であること	良 否	
	昇降路内には、昇降機設備以外の配管、配線などがないこと	良 否	
	各出入口の敷居下部は、乗り降りの際に人又は物が挟まれる危険のない構造であること	良 否	
	非常用EVには、かご上の各電気装置に水除けカバー、水抜き孔等が設けられていること	良 否	
	非常用エレベーターは、電線管、ボックス類に水がたまらない構造となっていること	良 否	
	かご及びつり合おもりのガイドシューは取付けが強固で、固定状態も適切であること	良 否	
	昇降路内に不要なボルト、鉄線などの突起物がないこと	良 否	
	かご枠材相互の締付状態は、良好であること	良 否	
ピットで行う検査	ピットに漏水がなく清潔であること	良 否	
	下部リミットスイッチ類の取付けは強固で、取付位置及び作動状態が適確であること	良 否	
	緩衝材や緩衝器の取付けは強固で、著しいさび（錆）、腐食などがないこと	良 否	
	移動ケーブルの取付けは強固で、かご昇降時に損傷のおそれがないこと	良 否	
	非常用エレベーターのピットには水に浮くものがないこと	良 否	
	非常用エレベーターは、最下階床面以下に設けられているスイッチ類が、各消防運転用に切り離されること	良 否	
乗り場で行う検査	乗り場の戸のスイッチ及び施錠の動作状態は良好であること	良 否	
	乗り場の戸に変形がなく、戸の開閉が確実であること	良 否	
	乗り場呼びボタンを操作したとき、かごはその	良 否	

	確 認 項 目	判 定	備 考
	階に正確に到着すること		
	非常用エレベーターには、避難階又はその直上階の乗降ロビーにかごを呼び戻す装置が取り付けられており、その作動が良好で、かつ、適確であること	良 否	
	非常用エレベーターには、各階に非常用標識及び表示灯が設けられていること	良 否	
室 中 央 管 理	呼び戻しキースイッチを操作すると、かごは直ちに避難階に直行し待機すること	良 否	
	非常運転灯は、非常運転に供されているときに点灯し、点灯時は赤色であること	良 否	

	確 認 項 目	判 定	備 考
線 受電盤・主開閉器、 制御盤、 電気配管及び配	受電盤・主開閉器は、安全で容易に操作ができる位置に設置されていること	良 否	
	制御盤及びその他の制御装置の取付けは強固で、かつ、移動及び転倒しない措置が施されていること	良 否	
	盤内の各機器の作動は良好であること	良 否	
	絶縁抵抗は各回路ごと規定に適合していること。また、その検査は、開閉器又は過電流遮断器で区切ることのできる電路であること	良 否	
	接地線が確実に接続されていること	良 否	
	非常用エレベーターの場合には、予備電源が設けられていること	良 否	
	非常用エレベーターは、非常用に供しているとき、他のエレベーターの影響を受けないこと	良 否	
駆動装置及び制動機	駆動装置の取付けは確実に、かつ、移動及び転倒しない措置が施されていること	良 否	
	駆動装置の運転状態は良好で異常な発熱、振動や異音がないこと	良 否	
	制動機の取付けは確実に、動力遮断の際、かごを安全に減速停止させることができること	良 否	
	綱車にはひび割れがなく、通常運転時、主索との間に著しいすべりがなく、かつ、綱車、それら車又は巻胴は、振動によって主索が外れないように措置されていること	良 否	
	綱車、それら車又は巻胴は、振動によって主索が外れないように措置されていること	良 否	
負荷試験	定格電圧及び定格周波数の下で速度及び電流を測定した結果は良好であること ・ 無負荷の場合 ・ 定格積載量の 100%の負荷を載せた場合 ・ 定格積載量の 110%の負荷を載せた場合	良 否	
調速機	調速機の取付けは確実に、かつ、移動及び転倒しない措置が施されていること	良 否	
	調速機の作動状態は速度計を用いて作動速度を測定し、規定値に適合していること	良 否	
非常止め装置	無負荷で、かごを下降中に調速機のキャッチを作動させ、停止させた後に下降させる操作を行い、その後、綱車が回転しても、かごが下降しないこと	良 否	
	機械装置及び調速機ロープにはなんらかの損傷を受けていないこと	良 否	
	非常止めは、左右両側とも均等に作用していること	良 否	

注) その他、特別な仕様による確認項目が有る場合に記入する

	確 認 項 目	判 定	備 考

チェック項目に不具合が確認された後の対策と完了確認

不具合項目	対 策 方 法	完了確認日	確認者

主任監理員（機械）_____

総主任（機械）_____

■ 参考資料

荷重試験の作動確認

項目	積載荷重を載せない場合 積載荷重の 110% を載せた場合	積載荷重の 100% を載せた場合
速度	設計図書に記載された速度の 12 5% 以下	上昇の際の速度が設計図書に記載さ れた速度の 90% 以上 105% 以下
電流	電動機定格電流値の 120% 以下	電動機定格電流値の 110% 以下

調速機の作動確認

種類	定格速度 45m/min 以下のもの	定格速度 45m/min を超えるもの
過速スイッチ	63m/min 以下で切れ、自己保 持すること	定格速度の 1.3 倍以下で切れ、自己持すること
キャッチ	過速スイッチが切れると同時に又は切 れた後に作動し、且つ、下降方 向の速度が 68m/min 以下で作 作動すること	過速スイッチが切れた後作動し、且つ、下 降方向の速度が定格速度の 1.4 倍以下 で作動すること

※定格速度：設計図書に記載された速度で、設計積載荷重 100% の負荷を載せて上昇する場合の毎分最高速度をいう。

非常止め装置の作動確認

無負荷（作業関係者を除く）でかごの下降中に調速機のキャッチを作動させ、かごをいったん停止させて後、更に、かごを下降させるように巻上げ機を操作する。綱車が回転しても、かごが下降しなくなることによって、非常止め装置が作動したことを確認する。

頂部すき間の関係寸法確認

定格速度 m/min	45 以下	45 を超え 60 以下	60 を超え 90 以下	90 を超え 120 以下
頂部すき間 m	1.2 以上	1.4 以上	1.6 以上	1.8 以上

※計算式による場合は、この限りではない。

ピット深さ寸法確認

定格速度 m/min	45 以下	45 を超え 60 以下	60 を超え 90 以下	90 を超え 120 以下
ピット深さ m	1.2 以上	1.5 以上	1.8 以上	2.1 以上

水質基準項目一覧表

図面特記に水質検査を行う旨記載がある場合の、必要な検査対象となる水質基準項目は以下のとおりとする。

5項目	9項目	22項目	23項目	番号	水質基準項目	基準値
	1 ▲	1 ●	1 ●	1	一般細菌	1 mL の検水で形成される集落数が 100 以下
	2 ▲	2 ●	2 ●	2	大腸菌	検出されないこと
		3 ●	3 ●	9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下
		4 ●	4 ●	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して 0.01mg/L 以下
		5 ●	5 ●	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下
		6 ●	6 ●	21	塩素酸	0.6mg/L 以下
		7 ●	7 ●	22	クロロ酢酸	0.02mg/L 以下
		8 ●	8 ●	23	クロロホルム	0.06mg/L 以下
		9 ●	9 ●	24	ジクロロ酢酸	0.04mg/L 以下
		10 ●	10 ●	25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L 以下
		11 ●	11 ●	26	臭素酸	0.01mg/L 以下
		12 ●	12 ●	27	総トリハロメタン (クロロホルム、ジブロモクロロメタン、 ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1mg/L 以下
		13 ●	13 ●	28	トリクロロ酢酸	0.2mg/L 以下
			14 ●	29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L 以下
		14 ●	15 ●	30	ブロモホルム	0.09mg/L 以下
		15 ●	16 ●	31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下
	3 ▲	16 ●	17 ●	38	塩化物イオン	200mg/L 以下
	4 ▲	17 ●	18 ●	46	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	3mg/L 以下
	5 ▲	18 ●	19 ●	47	pH 値	5.8 以上 8.6 以下
1 ●	6 ▲	19 ●	20 ●	48	味	異常でないこと
2 ●	7 ▲	20 ●	21 ●	49	臭気	異常でないこと
3 ●	8 ▲	21 ●	22 ●	50	色度	5 度以下
4 ●	9 ▲	22 ●	23 ●	51	濁度	2 度以下
5 ●				目 16	残留塩素	1mg/L 以下

以上

水質検査検体について

修繕項目	団地名	対象棟数	着工前		仮設管切替時		本設管切替時		工事完了時			備考
			公立の保健所又は厚生労働大臣の登録を受けた水質検査機関 9項目	22項目	公立の保健所又は厚生労働大臣の登録を受けた水質検査機関 9項目	23項目	公立の保健所又は厚生労働大臣の登録を受けた水質検査機関 9項目	22項目	公立の保健所又は厚生労働大臣の登録を受けた水質検査機関 9項目	22項目	23項目	
	〇〇団地										4	記載例
	△△団地										1	記載例
合計		検体数								0	5	記載例

[簡易な水質検査記録表]

<専用部分>

検査項目	水質基準	住戸番号				
		101	102	103	104	
水の色(※1)	5度以下					
濁り(※2)	2度以下					
臭い	異常でないこと					
味	異常でないこと					
残塩(※3)	0.1mg/L以上					
水質検査日						

<共用・屋外部分>

検査項目	水質基準	住戸番号				
		〇〇系統	〇〇系統	〇〇系統	〇〇系統	〇〇系統
水の色(※1)	5度以下					
濁り(※2)	2度以下					
臭い	異常でないこと					
味	異常でないこと					
残塩(※3)	0.1mg/L以上					
水質検査日						

注) 水質基準は水道法第4条第2項に基づく水質基準(厚生省令第69号)による

※1、2. 水の色、濁りについては、目視とし、無色・透明の表現とする。

※3. 遊離残留塩素は水質基準適否に含まないが、0.1mg/L(専用・共用)又は0.2mg/L(屋外)を確保できていること。

月次報告書 ○月分

主任監督員	監督員
※1	※1

工事名			
業者名		現場代理人氏名	
原請負代金額	円	前払代金額	円
変更請負代金額	第1回	変更後の 総請負代金額	円
	第2回		
	第3回		
原工期	自 至	変更工期	自 至
指定部分(原)		指定部分(変)	

月 進捗状況報告				※ 提出月、毎月末確定の進捗状況、他。
前回	今月	遅延日数	記事(遅延理由、その他備考)	
計	画	実		
%	%	%	日	
設計変更の有・無		あり	なし	

月 検査予定報告						※ 提出月の翌々月の検査予定報告。		
検査種類回数	出来型(%)	検査希望日	建築	電気	機械	土木	造園	請求金額
	%							

計算式

月～月 支出予定報告					
月	検査内訳(種類・回数)	出来型(%)	検査希望日	請求金額	支払予定 上旬 中旬 下旬
月	検査内訳(種類・回数)	出来型(%)	検査希望日	請求金額	支払予定 上旬 中旬 下旬
月	検査内訳(種類・回数)	出来型(%)	検査希望日	請求金額	支払予定 上旬 中旬 下旬
月	検査内訳(種類・回数)	出来型(%)	検査希望日	請求金額	支払予定 上旬 中旬 下旬
月	検査内訳(種類・回数)	出来型(%)	検査希望日	請求金額	支払予定 上旬 中旬 下旬

※1 電子印又は記名でも可

令和 年 月 日

請求予定書

団地・地区	契約番号

工事等名

現時点での契約金額 円

現時点での工期 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

上記工事等の支払い請求につきまして、令和 年 月 日 において
以下の通り予定しています。

予定	回数	受領(予定)年月旬	受領(予定)金額	支出ターナーパス番号
既・予定	前金	旬	円	
既・予定	中間 前払	旬	円	
既・予定		旬	円	
既・予定		旬	円	
既・予定		旬	円	
既・予定		旬	円	
既・予定		旬	円	
既・予定		旬	円	
既・予定		旬	円	
既・予定	完成	旬	円	
総計			円	

受注者 住所

氏名 現場代理人

- ・金額等は作成時点で契約、支払が完了しているものを記入してください。
- ・変更契約による予定、見込みの金額等は記入しないでください。
- ・あくまで「予定」ですので、今後変更しても構いません。
- ・変更が生じたら速やかに監督員事務所にこれを提出してください。
- ・前回提出から**変更が生じた部分は赤色のアンダーライン**を引いてください。
- ・受領予定まで2ヶ月を切ったからの5千万円以上の予定変更は認められない場合があります。

工期延長願

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構

殿

受注者 住 所
氏 名

印 ※ 1

.....(工事等名).....

請負契約書第 条により、下記の通り工期の延長を願います。

記

- 1 (工事名)
- 2 原 工 期 自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日
原内工期 至 令和 年 月 日
- 3 変更希望工期 自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日
変更内工期 至 令和 年 月 日
- 4 延長理由 別添のとおり
- 5 工程表 別添のとおり

以 上

※ 1 本件責任者(会社名・部署名・氏名): _____

担 当 者(会社名・部署名・氏名): _____

※ 2 連絡先(電話番号) 1 : _____

連絡先(電話番号) 2 : _____

※ 1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※ 2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

施工体制に関する事項について

1 施工体制台帳等の提出等

- (1) 建設業法第24条の8第1項に該当する工事の受注者は、工事着手までに同項及び建設業法施行規則第14条の2、4及び6に掲げる事項を記載した施工体制台帳等を作成後、その写しを監督員に提出するものとする。この当該施工体制台帳等を提出するにあたっては、次の事項を記載又は添付する。また、記載事項に変更が生じた場合は、その都度、監督員に提出するものとする。
 - イ 安全衛生責任者名、安全衛生推進者名、雇用管理責任者名
 - ロ 監理技術者、主任技術者（下請負を含む）、及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）の顔写真
 - ハ 1次下請負人となる警備会社の商号又は名称、現場責任者名、工期
 - ニ 提出様式は「施工体制台帳様式例」を参考とする。
- (2) 施工体制台帳に添付する請負契約書については、受注者が当事者となった下請負契約以外の下請契約（2次以下の下請契約）についても、請負代金の額が明示されたものとする。
- (3) 建設業法に基づく再下請通知書が下請負人から提出された場合、当該再下請負通知書に、下請契約の請負代金の額が明示された請負契約書を添付させるものとする。
- (4) 受注者は、工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を監督員に求められた場合は、速やかに、これに応じるものとする。
- (5) 受注者は、建設業法に基づく施工体系図を作成した場合は、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示するものとする。

2 社会保険等未加入建設業者について

- (1) 社会保険等未加入建設業者の排除

受注者は、工事を施工するために下請契約を締結する場合において、次の各号に掲げるいずれかの届出の義務があり当該義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいう。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を、下請契約（二次以下の下請契約を含む。）の相手方としてはならない。

 - 一 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - 二 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 - 三 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
- (2) 特例措置
 - イ 上記(1)にかかわらず、受注者は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合において、特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。なお、その際、受注者は当該社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となること等の特別の事情を記載した書面（以下、「特別事情申請書」という。）を速やかに発注者の求めに応じて提出しなければならない。なお、二次下請負契約以下の下請負人にあつては、特別事情申請書に代えて、当該下請負人に社会保険等に加入することを指導するように書面で通知した日から発注者の指定する期間内に未加入の社会保険等につき届出をした事実を確認できる書類の提出とすることができる。
 - ロ イの場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出の義務を履行し、当該事実を確認することのできる書類を発注者に提出しなければならない。

(3) 罰則

受注者が、上記(1)及び(2)イに違反している場合、又は、上記(2)イに定める特別の事情があると発注者が認めたにもかかわらず受注者が上記(2)ロに定める期間内に書類を提出しなかった場合において、受注者は、発注者の請求に基づき、次の各号に掲げる違約罰を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 受注者と直接下請契約を締結する下請負人が社会保険等未加入建設業者であった場合、受注者が当該社会保険等未加入業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の10分の1に相当する額

二 前号に掲げる下請負人以外の下請負人(二次以下の下請負人)が社会保険等未加入建設業者であった場合、当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額

(4) 通報

施工体制台帳を通じて、受注者が社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結している事実を確認した場合、発注者は国土交通省建設業担当部局に当該社会保険等未加入建設業者の商号又は名称、許可番号及び住所を通報する。(二次以下の下請契約を含む。)

(5) 工事成績評定

上記(3)及び(4)に加え、受注者に対して指名停止措置及び工事成績評定点の減点を行うものとする。

以 上

《下請負人に関する事項》

別添1

会社名	代表者名		
住所	〒		
電話番号 TEL			
工事名称 及び 工事内容	大臣 特定 知事 一般	許可番号 第 号	許可(更新) 年月日 平成 年 月 日
工期	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日	契約日	令和 年 月 日

建設業の 許可	施工に必要な許可業種	大臣 特定 知事 一般	許可番号 第 号	許可(更新) 年月日 平成 年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	平成 年 月 日

健康保険等 の 加入状況	健康保険	加入・未加入・適用除外	厚生年金保険	加入・未加入・適用除外	雇用保険
	加入の有無	加入・未加入・適用除外	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
事業所整理記号等					

現場代理人名		
権限及び 意見申出方法	専任 非専任	
※主任技術者名		
資格内容		

一号特定技能外国人の 従事状況(有無)	有	無	外国人技能実習生の 従事状況(有無)	有	無
------------------------	---	---	-----------------------	---	---

- ※ [主任技術者・専門技術者の記入要領]
- 主任技術者の配属状況について[専任・非専任]のいずれかに○印を付すこと。
 - 主任技術者が、土木・建築一式工事を施工する場合等で、その工事に含まれる専門工事を施工するために、複数の専門技術者を記載する場合は、適宜欄を設けて全員を記載する。
 - 主任技術者の配属状況について[専任・非専任]のいずれかに○印を付すこと。
 - 主任技術者の職階(該当するものを選んで記入する。)
 - 経験年数による場合
 - 大学卒[指定学科]3年以上の実務経験
 - 高校卒[指定学科]5年以上の実務経験
 - その他
 - 10年以上の実務経験
 - 資格等による場合
 - 建設業法「技術検定合格証明書」
 - 建築士法「建築士免許証」
 - 技術士法「技術士登録証」
 - 電気工事士法「電気工事士免状」
 - 電気事業法「電気主任技術者免状」
 - 消防法「消防設備士免状」
 - 職業能力開発促進法「技能検定合格証書」

※ [健康保険等の加入状況の記入要領]

- 1 下請契約に係る営業所以外の営業所で再下請契約を行う場合には、事業所整理記号等の欄を「下請契約」と「再下請契約」の区分に分けて、各保険の事業所整理記号等を記載すること。
- 2 各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」に○印を付けること。下請契約又は再下請契約に係る全ての営業所で各保険の適用が除外される場合は「適用除外」に○印を付けること。
- 3 健康保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。
- 4 厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。継続事業の一括の適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。
- 5 雇用保険の欄には、労働保険番号を一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載すること。

※ [建設業法施行規則第14条の2第1項に係る添付書類]

- 1 建設工事に従事する者に関する氏名、生年月日、年齢、職種、社会保険等の加入等の状況、被共済者(継続共済等)であるか否かの別、安全衛生に関する教育を受けているときはその内容、建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格が分かる書類を添付すること。

※ [一号特定技能外国人等の従事状況の記入要領]

- 1 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の2の表の技能実習の在留資格を決定されたもの(以下「外国人技能実習生」という。)が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。
- 2 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の2の表の特定技能の在留資格を決定されたもの(以下「一号特定技能外国人」という。)が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

施工体制制台帳

施工体制制台帳 様式例一-1

[会社名] _____
[事業所名] _____

建設業の 許可	施工に必要な許可業種	大臣 特定 知事 一般	許可番号 第 号	許可(更新) 年月日 平成 年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	平成 年 月 日

工事名称 及び 工事内容	大臣 特定 知事 一般	許可番号 第 号	許可(更新) 年月日 平成 年 月 日
発注者名 及び 住所	大臣 特定 知事 一般	第 号	平成 年 月 日
工期	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日	契約日	令和 年 月 日

契約営業所	区分	名称	住所
	元請契約		
	下請契約		

健康保険等 の 加入状況	健康保険	加入・未加入・適用除外	厚生年金保険	加入・未加入・適用除外	雇用保険
	加入の有無	加入・未加入・適用除外	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
事業所整理記号等	元請契約				
	下請契約				

発注者の 監督員名	権限及び意見 申出方法	
--------------	----------------	--

監督員名	権限及び意見 申出方法	
現場代理人名	権限及び意見 申出方法	
監理技術者名	資格内容	
専門技術者名	専任 非専任	
資格内容	専門技術者名	
担当 工事内容	資格内容	
	担当 工事内容	

一号特定技能外国人の 従事状況(有無)	有	無	外国人技能実習生の 従事状況(有無)	有	無
------------------------	---	---	-----------------------	---	---

(記入要領)

- 1 この様式は元請が作成し、一次下請負業者を通じて報告される再下請負通知書(様式例一-2)を添付することにより、一次下請負業者別の施工体制台帳として利用する。
- 2 上記は、自らに関して記載しますが、発注者との請負契約書や下請負契約書の記載事項と一致している項目については、その契約書の写しを添付することにより記載を省略できる。また、右側の(下請負人に関する事項)においても、下請負契約書の記載事項と一致している項目については、その契約書の写しを添付することにより記載を省略できる。ただし、別添契約書の写しを記載する。
- 3 監理技術者の配属状況について[専任・非専任]のいずれかに○印を付けること。
- 4 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等その工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。
- 5 健康保険等の加入状況の記入要領は次の通り。
 - ① 各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」に○印を付けること。元請契約又は下請契約に係る全ての営業所で各保険の適用が除外される場合は「適用除外」に○印を付けること。
 - ② 元請契約には元請契約に係る営業所について、下請契約には下請契約に係る営業所について記載すること。なお、元請契約に係る営業所と下請契約に係る営業所が同一の場合は、下請契約の欄に「同上」と記載すること。
 - ③ 健康保険の欄には、本店の整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。
 - ④ 厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。
 - ⑤ 雇用保険の欄には、労働保険番号を一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載すること。

施工体制制台帳 様式例-2

建設業法・雇用改善法等に基づく届出書(変更届)

(再下請負通知書様式)

直近上位の
 注文者名 _____ 【報告下請負業者】
 現場代理人名 _____ 〒 _____
 (所蔵名) _____ 住所 _____

TEL _____
 FAX _____

元請名称 _____ 会社名 _____
 _____ 代表者名 _____

《自社に関する事項》

工事名称 及 工事内容	令和 年 月 日 令和 年 月 日	注文者との 契約日	令和 年 月 日
工期	自 至	令和 年 月 日 令和 年 月 日	

建設業の 許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工事業 特定 一般 工事業 特定 一般	第 号 第 号	平成 年 月 日 平成 年 月 日

健康保険等 の 加入状況	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
	加入・未加入・適用除外	加入・未加入・適用除外	加入・未加入・適用除外	加入・未加入・適用除外
加入状況	事業所整理記号等	健康保険	厚生年金保険	雇用保険

監督員名 権限及び 意見申出方法	現場代理人名 権限及び 意見申出方法	※主任技術者名 専任 非専任	資格内容 担当工事内容
安全衛生責任者名	安全衛生推進者名	雇管理責任者名	※専門技術者名
資格内容	担当工事内容		

一号特定技能外国人の 従事状況(有無)	有	無	外国人技能実習生の 従事状況(有無)	有	無
------------------------	---	---	-----------------------	---	---

- 2 再下請負契約がある場合は《再下請負契約関係》欄(当用紙の右部分)を記入するとともに、次の契約書類の写しを提出する。なお、再下請負契約がある場合は、《再下請負契約関係》欄をコピーして使用する。
- ① 契約書、注文書、請書等 ② 下請基本契約書
- 3 一次下請負業者は、二次下請負業者以下の業者から提出された書類とともに様式例-2に準じ下請負業者編成表を作成の上、元請に届出ること。
- 4 この届出事項に変更があった場合は直ちに再提出すること。
- 5 健康保険等の加入状況の記入要領は次の通り。
- ① 各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」に○印を付けること。元請契約又は下請契約に係る全ての営業所で各保険の適用が除外される場合は「適用除外」に○印を付けること。
- ② 元請契約欄には元請契約に係る営業所について、下請契約欄には下請契約に係る営業所について記載すること。なお、元請契約に係る営業所と下請契約に係る営業所が同一の場合には、「同上」と記載すること。
- ③ 健康保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。
- ④ 厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。
- ⑤ 雇用保険の欄には、労働保険番号を記載すること。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載すること。

《再下請負関係》

再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会社名 _____ 代表者名 _____

住所 _____ 〒 _____
 TEL _____
 工事名称 _____
 工事内容 _____

自 至
 令和 年 月 日
 令和 年 月 日

注文者との
契約日
令和 年 月 日

建設業の 許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工事業 特定 一般 工事業 特定 一般	第 号 第 号	平成 年 月 日 平成 年 月 日

健康保険等 の 加入状況	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
	加入・未加入・適用除外	加入・未加入・適用除外	加入・未加入・適用除外	加入・未加入・適用除外
加入状況	事業所整理記号等	健康保険	厚生年金保険	雇用保険

現場代理人名 権限及び 意見申出方法	※主任技術者名 専任 非専任	資格内容 担当工事内容
安全衛生責任者名	安全衛生推進者名	雇管理責任者名
資格内容	担当工事内容	

一号特定技能外国人の 従事状況(有無)	有	無	外国人技能実習生の 従事状況(有無)	有	無
------------------------	---	---	-----------------------	---	---

- ※ 主任技術者の配属状況について「専任・非専任」のいずれかに○印を付けること。
- 1 主任技術者の配属状況について「専任・非専任」のいずれかに○印を付けること。
- 2 専門技術者には、土木・建築一式工事の主任技術者として、その工事内容に含まれる専門工事を実施するために必要となる主任技術者を記載すること。
- (一式工事の主任技術者が、専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。)
- 複数の専門工事を実施するために、複数の専門技術者を要する場合は、適宜欄を設けて全員を記載すること。
- ※ 健康保険等の加入状況の記入要領
- 1 下請契約に係る営業所以外の営業所で再下請契約を行う場合には、事業所整理記号等の欄を「下請契約」と「再下請契約」の区分に分けて、各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」に○印を付けること。下請契約又は再下請契約に係る全ての営業所で各保険の適用が除外される場合は「適用除外」に○印を付けること。
- 2 各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」に○印を付けること。下請契約又は再下請契約に係る全ての営業所で各保険の適用が除外される場合は「適用除外」に○印を付けること。
- 3 健康保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。
- 4 厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。
- 5 雇用保険の欄には、労働保険番号を記載すること。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載すること。
- ※ 《建設業法施行規則第14条の4第1項に係る添付書類》
- 1 建設工事に関する教育を受けているときはその内容、建設工事に関する知識及び技術に関する資格が分かる書類を添付すること。
- 2 一号特定技能外国人等の従事状況の記入要領
- 1 外国人技能実習生が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。
- 2 一号特定技能外国人が、当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

別添2

施工体制台帳 様式例-3(施工体系図)

工事名	令和 年 月 日
工期	至 令和 年 月 日

元請 欄	
元請	
現場代理人	
監督員	
監理技術者	
*存在特別2号を配置する場合は	
責任特別2号	
監理技術者補佐	
専門技術者	
担当工事	
内 容	
専門技術者	
担当工事	
内 容	

元方安全衛生管理者

書記

会長	概括安全衛生責任者
副会長	

(注) 警備業者等で、建設業者の許可対象外の業者の場合、主任技術者以下は斜線を記載し、かつ着色して施工体系図対象でなく、災害防止協議会のメンバーとして識別する。

会社名	
工事内容	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事	
内 容	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日

工事作業所災害防止協議会兼施工体系図

別添3

<table border="1"> <tr> <td>工期</td> <td>令和 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>至</td> <td>令和 年 月 日</td> </tr> </table>		工期	令和 年 月 日	至	令和 年 月 日	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">(一次下請負業者)</td> </tr> <tr> <td>会社名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>代表者名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設業許可番号</td> <td>一般</td> </tr> <tr> <td>工事内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>安全衛生責任者</td> <td>特定</td> </tr> <tr> <td>主任技術者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>専門技術者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>担当工事</td> <td></td> </tr> <tr> <td>内 容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定専門工事</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>工期</td> <td>年 月 日 ~ 年 月 日</td> </tr> </table>		(一次下請負業者)		会社名		代表者名		建設業許可番号	一般	工事内容		安全衛生責任者	特定	主任技術者		専門技術者		担当工事		内 容		特定専門工事	有	工期	年 月 日 ~ 年 月 日	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">(二次下請負業者)</td> </tr> <tr> <td>会社名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>代表者名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設業許可番号</td> <td>一般</td> </tr> <tr> <td>工事内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>安全衛生責任者</td> <td>特定</td> </tr> <tr> <td>主任技術者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>専門技術者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>担当工事</td> <td></td> </tr> <tr> <td>内 容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定専門工事</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>工期</td> <td>年 月 日 ~ 年 月 日</td> </tr> </table>		(二次下請負業者)		会社名		代表者名		建設業許可番号	一般	工事内容		安全衛生責任者	特定	主任技術者		専門技術者		担当工事		内 容		特定専門工事	有	工期	年 月 日 ~ 年 月 日	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">(三次下請負業者)</td> </tr> <tr> <td>会社名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>代表者名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設業許可番号</td> <td>一般</td> </tr> <tr> <td>工事内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>安全衛生責任者</td> <td>特定</td> </tr> <tr> <td>主任技術者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>専門技術者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>担当工事</td> <td></td> </tr> <tr> <td>内 容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定専門工事</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>工期</td> <td>年 月 日 ~ 年 月 日</td> </tr> </table>		(三次下請負業者)		会社名		代表者名		建設業許可番号	一般	工事内容		安全衛生責任者	特定	主任技術者		専門技術者		担当工事		内 容		特定専門工事	有	工期	年 月 日 ~ 年 月 日
工期	令和 年 月 日																																																																																		
至	令和 年 月 日																																																																																		
(一次下請負業者)																																																																																			
会社名																																																																																			
代表者名																																																																																			
建設業許可番号	一般																																																																																		
工事内容																																																																																			
安全衛生責任者	特定																																																																																		
主任技術者																																																																																			
専門技術者																																																																																			
担当工事																																																																																			
内 容																																																																																			
特定専門工事	有																																																																																		
工期	年 月 日 ~ 年 月 日																																																																																		
(二次下請負業者)																																																																																			
会社名																																																																																			
代表者名																																																																																			
建設業許可番号	一般																																																																																		
工事内容																																																																																			
安全衛生責任者	特定																																																																																		
主任技術者																																																																																			
専門技術者																																																																																			
担当工事																																																																																			
内 容																																																																																			
特定専門工事	有																																																																																		
工期	年 月 日 ~ 年 月 日																																																																																		
(三次下請負業者)																																																																																			
会社名																																																																																			
代表者名																																																																																			
建設業許可番号	一般																																																																																		
工事内容																																																																																			
安全衛生責任者	特定																																																																																		
主任技術者																																																																																			
専門技術者																																																																																			
担当工事																																																																																			
内 容																																																																																			
特定専門工事	有																																																																																		
工期	年 月 日 ~ 年 月 日																																																																																		

作業員名簿

別添4

事業所の名称
・現場ID
所長名

本簿面に記載した内容は、作業員名簿として安全衛生管理や労働災害発生時の緊急連絡・対応のために元請負業者に提示することについて、記載者本人は同意しています。

一次会社名
・事業者ID

元請
確認欄
提出日
(次)会社名
・事業者ID

番号	ふりがな		職種	※	生年月日		健康保険		建設業退職金共済制度		雇入・職長特別教育	教育・資格・免許		入場年月日	
	氏名	技能者ID			年齢	雇用保険	年金保険	雇用保険	技能講習	免許		受入教育 実施年月日	年 月 日	年 月 日	
					年 月 日									年 月 日	
					歳									年 月 日	
					年 月 日									年 月 日	
					歳									年 月 日	
					年 月 日									年 月 日	
					歳									年 月 日	
					年 月 日									年 月 日	
					歳									年 月 日	
					年 月 日									年 月 日	
					歳									年 月 日	
					年 月 日									年 月 日	
					歳									年 月 日	
					年 月 日									年 月 日	
					歳									年 月 日	

(注) 1. ※印欄には次の記号を入れる。

- Ⓔ …現場代理人 Ⓕ …作業主任者 (注) 2.) Ⓖ (女) …女性作業員 Ⓒ (未) …18歳未満の作業員
- Ⓗ (主) …主任技術者 Ⓓ (職) …職 長 Ⓖ (安) …安全衛生責任者 Ⓖ (能) …能力向上教育 Ⓖ (再) …危険有害業務・再発防止教育
- Ⓖ (外) …外国人技能実習生 Ⓖ (建) …外国人建設就労者 Ⓖ (1特) …1号特定技能外国人

- (注) 3. 各社別に作成するのが原則だが、リース機械等の運転者は一緒にでもよい。
- (注) 4. 資格・免許等の写しを添付することが望ましい。
- (注) 5. 健康保険欄には、左欄に健康保険の名称 (健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険) を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、左欄に「適用除外」と記載。
- (注) 6. 年金保険欄には、左欄に年金保険の名称 (厚生年金、国民年金) を記載。各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。
- (注) 7. 雇用保険欄には右欄に被保険者番号の下4けたを記載。(日雇労働被保険者の場合には左欄に「日雇保険」と記載) 事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には左欄に「適用除外」と記載。
- (注) 8. 建設業退職金共済制度及び中小企業退職金共済制度への加入の有無については、それぞれの欄に「有」又は「無」と記載。
- (注) 9. 安全衛生に関する教育の内容 (例：雇入時教育、職長教育、建設用リフトの運転の業務に係る特別教育) については「雇入・職長特別教育」欄に記載。
- (注) 10. 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格 (例：登録〇〇基礎技能者、〇級〇〇施工管理技士) を有する場合は、「免許」欄に記載。
- (注) 11. 記載事項の一部について、別紙を用いて記載しても差し支えない。

現 場 代 理 人 届

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構

殿

受注者 住所

氏名

印 ※1

(工事等名)
.....

上記の工事等について、下記のとおり定めたので、請負契約書第 条第 項に基づき届けます。

記

1 氏 名

2 学 歴

3 職 歴

4 取得資格

※1 本件責任者(会社名・部署名・氏名):
担 当 者(会社名・部署名・氏名):

※2 連絡先(電話番号) 1 :
連絡先(電話番号) 2 :

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

主任(監理)技術者届

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構

殿

受注者 住所

氏名

印 ※1

(工事等名).....

上記の工事等について、下記のとおり定めたので、請負契約書第 条第 項に基づき届けます。

記

1 氏 名

2 学 歴

3 職 歴

4 取得資格

※1 本件責任者(会社名・部署名・氏名): _____

担 当 者(会社名・部署名・氏名): _____

※2 連絡先(電話番号) 1 : _____

連絡先(電話番号) 2 : _____

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

【留意事項】

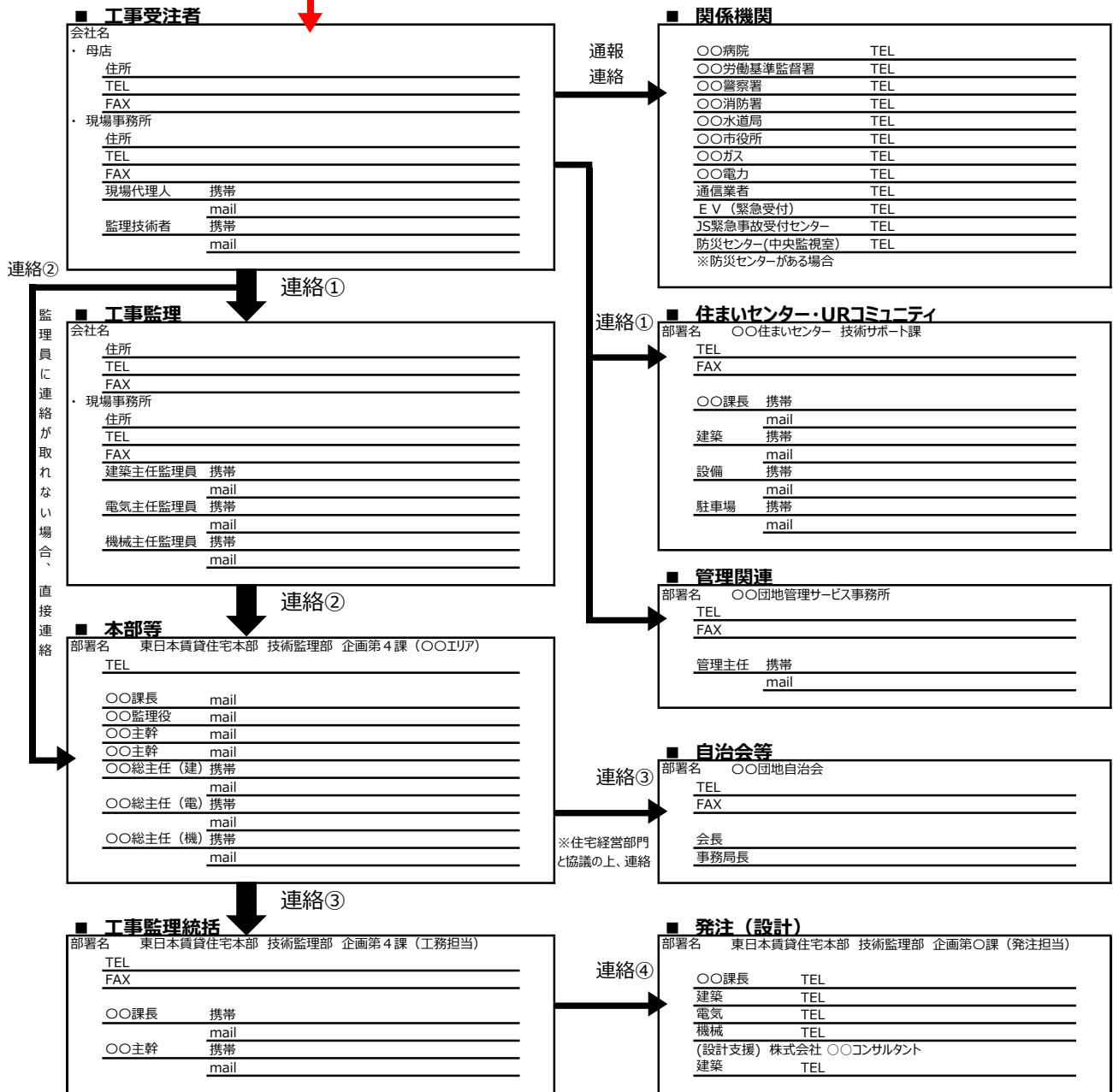
- 1 本資料は、個人情報を含むことに留意すること。
- 2 本資料を電子メールで送信する場合はパスワードを設定すること。
- 3 本資料の揭示は、現場代理人の執務室のみとし、不特定多数が閲覧することのないよう留意すること。
- 4 連絡順位は救急を優先するとともに▼を優先すること。
- 5 団地内に自家用電気工作物（変電室）がない場合は、下表※以下は記載不要とする。

取扱注意

緊急連絡体制

工事件名	: ○○団地他1団地外壁修繕その他工事
工事場所	: ○○県○○市○○区○○丁目○○
工事対象	: ○○団地、○○団地
工事期間	: 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
発注者	: 東日本賃貸住宅本部 ○○部 ○○課
工事監理者 (UR)	: 東日本賃貸住宅本部 技術監理部 企画第○課
工事監理者 (委託先)	: 株式会社○○設計事務所
工事受注者	: ○○建設株式会社 ○○支店

緊急事態発生（災害・事故）

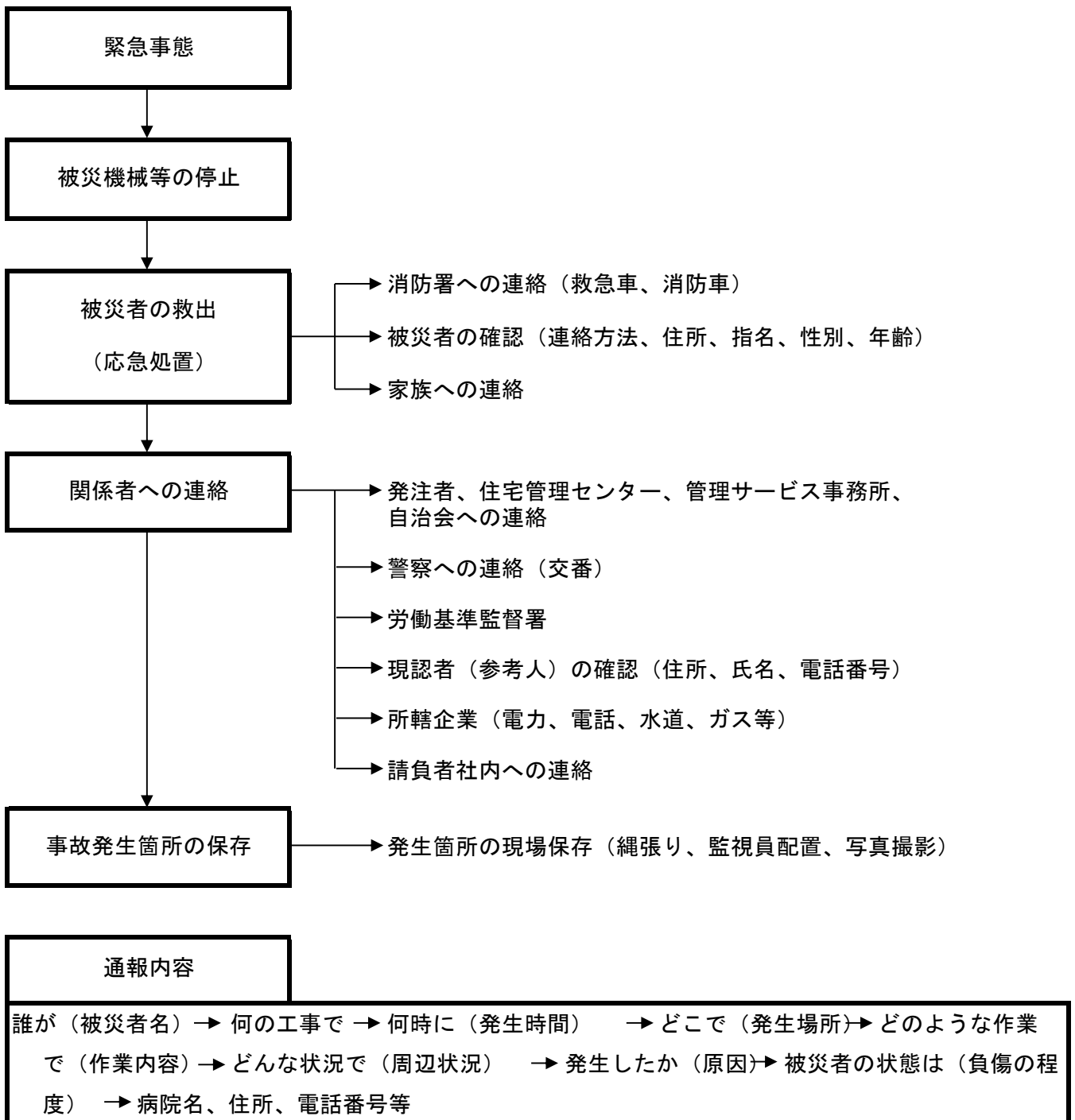


※ 以下は団地内に自家用電気工作物（変電室）がある場合に記載



緊急時措置フロー

緊急時の措置としては、2次災害の防止、被災者の救出、関係者への連絡及び事故原因の究明であり、慌てることなく下図のフローにしたがって措置すること。



保全工事共通仕様書「重点監督項目」の追加項目

建築	
重点監督項目	監督内容
【一般共通事項】	
2 安全対策の確認	<p>下線部分を追記する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 労働安全衛生法その他の関係法令等に従い、災害及び事故の防止に努めていることを確認する。 ○ 「手摺り先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置を確認する。<u>(足場設置の際も、給排気筒、給排気口及び給湯器本体等ガス燃焼機器類が、養生及び足場部材で塞がれていないか確認する。)</u> ○ 給排気筒、給排気口及び給湯器本体等ガス燃焼機器類の養生に関する養生指導会の資料を確認する。 ○ 養生指導会を受講した証明である「腕章等」を作業員が着用していることを確認する。 ○ 給排気筒、給排気口及び給湯器本体等ガス燃焼機器類が養生で塞がれていないか確認する。 ○ 危険物貯蔵所、材料置場、建作業員施設、仮設材仮置き場の位置、規模、構造等を確認する。
中層E V設置工事、耐震改修工事	
仮設工事	
敷地状況、境界石の位置 隣地との高低差 建築物等位置・高さ ベンチマークの設置状態、位置 安全通路・足場設置 山留計画	<p>境界杭の確認（必要に応じ、関係者の立合いを受け境界確認書の作成） 隣地との高低差を確認（主要出入口部の取り合い確認） 境界と建築物（既存建物を含む）等位置・高さの確認 ベンチマーク、仮ベンチマークの維持管理を確認（移動、沈下防止対策） 安全通路計画の確認 足場設置計画の確認 山留計画の確認</p>
コンクリートの撤去、補修及び目荒し工事	
コンクリートの撤去 コンクリートの補修及び目荒し工事	<p>使用機材の確認 撤去範囲の確認 既存鉄筋の状況確認 既存躯体（改修部分）の寸法確認 既存躯体の不良箇所及びその補修状況を確認 目荒し範囲及び目荒し程度の施工状況を確認</p>
土工事	
支持地盤（直接基礎の場合） 試験杭 既製コンクリート杭及び鋼杭（材料） 場所打ちコンクリート杭地業（材料） 杭の載荷試験 地盤の載荷試験 杭の位置（施工後の偏芯量）	<p>床付け面の確認（かく乱又は盛土されていない地盤であること） 支持地盤の確認（地耐力試験報告書） 地盤条件・施工上の留意事項の確認 工事施工者の施工体制（元請と下請の役割分担）の確認 杭の支持層への到達等に係る技術的判断、施工記録の確認方法、施工記録が確認できない場合の代替手法等の確認 杭長、位置、支持地盤の土質、支持地盤への根入れ深さ及び施工状況の確認 施工結果報告書の確認 製造所名、規格、品質、種類、径、長さ、先端補強、標尺表示、外観（割れ・傷）の確認 杭の位置（施工前の杭心・施工後の偏心量と杭頭の高さ） 鉄筋（規格・種類・径・品質証明） コンクリートの規格確認（受入確認） 載荷時間、沈下量、最大荷重、許容支持力の確認 載荷時間、沈下量、最大荷重、許容支持力の確認 杭芯の位置測定、位置ずれに伴う補強要領等の確認（位置測定図、補強要領書等）</p>

鉄筋工事	
鉄筋、スパーサー、溶接金物、貫通孔補強鉄筋 (材料) 圧接継手 (試験) 配筋	鉄筋の規格、種類、径の確認 品質証明の確認 (規格証明書、タグプレート、ロールマーク) 外観の確認 (ふくらみの形状・寸法・圧接面のずれ・圧接部の折れ曲り・鉄筋中心軸の偏心量・たれ・焼き割れ) 配筋状況の確認 (施工範囲全体を見回わって出来形及び出来栄えを確認) 加工寸法等の確認 (種類、径、長さ、折り曲げ等) あばら筋の加工形状の確認 (接合する部材の寸法を考慮) 組立の確認 (結束、鉄筋位置、本数、最小かぶり厚さ、鉄筋主筋相互のあき、帯筋間隔等) あばら筋間隔、鉄筋の水平度と垂直度の確認 継手の確認 (位置、長さ、方法) 定着の確認 (位置、長さ、方法、余長、フック) 貫通孔補強、開口補強、打ち継ぎ部の補強、打ち増し部の補強確認 スパーサーの確認 (形状、位置、間隔) 差し筋の位置と長さ
あと施工アンカー工事	
あと施工アンカー工事	鉄筋の規格、種類、径の確認 品質証明の確認 (規格証明書、タグプレート、ロールマーク) 接着剤等の認証証明の確認と使用量の確認 施工資格者の確認 鉄筋探査等の調査結果の確認 ゲージ及びピッチを計測確認 穿孔深さ、穴の清掃状況及び固着状況を確認 テストハンマーによる打音検査で固着状況を確認 引張試験機による引張強度の確認
コンクリート・型枠工事	
コンクリートの受入れ、供試体採取 コンクリートの打込み コンクリートの仕上がり 型枠 (施工)	指定コンクリートであることの確認 (種類、運搬時間、スランプ、フロー、空気量、塩化物量、コンクリート温度) 圧縮強度用供試体の採取確認 (テストピースの採取) 打継ぎ面の処理確認 (仕切り型枠、止水処理、清掃、レイタンスの除去) 不良箇所 (ひび割れ・たわみ・じゃんか・空洞・コールドジョイント)の有無確認 不良箇所 (ひび割れ・たわみ・じゃんか・空洞・コールドジョイント)の補修確認 主要墨、部材断面、建入れの確認
無収縮モルタル及びグラウト工事	
無収縮モルタル及びグラウト工事	無収縮モルタル及びグラウトの圧縮強度の確認 スリーブ接合のグラウト充填確認 無収縮グラウトのコンシステンシーの確認
鉄骨工事	
鋼材 工場製作 現場受入れ 溶接部の試験	鋼材の確認 (規格、材質、種類、断面寸法、品質証明) 溶接状態の確認 溶接検査の確認 寸法の確認 製品の接合部確認 (溶接) 溶接部の外観確認 (アンダーカット、ピット、オーバーラップ、割れ、クレーター、溶接ビード面形状、スラグ除去不良、すみ肉の脚長不足、突合せの余盛不足、突合せ溶接部食違い、ダイヤフラムとフランジのずれ、ブローホール、溶け込み不足、割れ、スラグ巻き込み) 溶接部の内部確認 (超音波探傷試験) (ブローホール・溶け込み不足・割れ・スラグ巻き込み) 不合格となった溶接部の補修

ボルト接合	高力ボルト接合部の確認（摩擦面の状態、ピンテールの破断、とも回りの有無、ナット回転量、ボルト余長、座金有無、戻り止めの方法）
鉄骨建方	普通ボルト接合部の確認（ボルト余長、座金有無、戻り止めの方法） アンカーボルトの確認（位置、定着長さ、固定、養生、柱底均しモルタルの厚さ） 建方精度の確認（柱の倒れ、スパン長さ、梁の湾曲、接合部精度）
PC 工法による工事	
PC 工法（施工）	取付け金物の溶接後の外観、超音波探傷試験の確認 スリーブ接合のグラウト充填確認
耐震スリット設置工事	
耐震スリット設置工事	既存構造体（梁・柱等の位置）及びスリット新設位置を確認 既存壁の切断、耐火材の確認、シーリング及び仕上がり状態を確認

電 気				
重 点 監 督 項 目	監督内容			
	時 期	対 象	方 法	
「LED 照明器具トレーサビリティ情報管理に関すること」	(1) 情報管理者通知	受注者から発注者への通知時	通知書	選定業者の選定要件確認及び通知書類内容確認
	(2) 情報管理者の決定通知	発注者から受注者への通知時	決定通知書	決定情報管理者の確認
	(3) 製品情報・設置情報の入力データ	入力データの提供都度	入力データ登録書（照明器具の種別毎に全数量の5%以上）	入力データ登録書の内容が現地と合っているか確認
	(4) シールの貼り付け状況	施工完了時	照明器具の種別毎に全数量の5%以上	照明器具への個別 ID シールの貼り付け状況の確認

以 上

工事概要書

令和 年 月 日

1 工事名称	契約番号		対象・対象外 低入札 総合評価方式
	低入札		
2 工事場所	(指定部分)		
3 工期	変更工期		
4 受注者	現場代理人		施工部門
	監理技術者 専門技術者(電気) 専門技術者(機械)		
5 工事監理	〇〇地区担当【総括監督員】		【主幹】
	総主任【建築】	【電気】	
6 請負金額 及び 受領済金額	管理技術者		【造園】
	建築主任監理員 建築監理員 電気主任監理員 機械主任監理員		
7 下請負業者	当初請負金額	前払い金	(税込)
	第1回設計変更	第1回中間払い	
変更請負金額		既受領済金額	(税込)
8 建物概要			
修繕内容		戸数	構造規模
修繕内容		戸数	構造規模
合計		合計	合計
9 工事内容			
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 保全工事版 </div>			
10 設計変更		変更項目	
11 検査経緯		検査月日	
		検査種目	
		検査員名	

検査カルテ実施要領

- 指導・中間・使用部分・一部完成・完成検査完了報告書 (カルテA)
- 住戸・共用部・施設・外構等検査カルテ (カルテB)
- 住戸・共用部検査カルテ (カルテC)
- 施設・外構等検査カルテ (カルテC)

	<p>【 注意事項 】</p> <p>他工事との取り合い部分は、未済となる恐れが多いことから、他工事の未済等についても記録し、該当受注者への連絡ミスがないよう留意する。</p>
<p>『指導・中間・使用部分・一部完成・完成検査完了報告書』-(カルテA)は、契約毎に作成する。 なお、他工事との取り合い等による他工事での手直し事項についても記録し、その旨を該当受注者に通知する。</p> <p>(1) 『指導・中間・使用部分・一部完成・完成検査完了報告書』-(カルテA)は、契約毎に作成する。 なお、他工事との取り合い等による他工事での手直し事項についても記録し、その旨を該当受注者に通知する。</p> <p>(2) 『住戸・共用部検査カルテ』-(カルテB・C)の手直し事項及び処理状況の管理は、「指導・中間・使用部分・一部完成・完成検査」での指摘等を含め、受注者がおこなう。</p> <p>(3) 手直し事項の記録は、内容の軽重にかかわらず、全て記録する。</p> <p>(4) 指導・中間・使用部分・一部完成・完成検査及び監理者(以下「総主任・監督員等」をいう。)確認の際、検査員等は『住戸・共用部検査カルテ』を基に、社内検査等前段階の検査での手直し事項並びに処理状況を現地で確認する。</p> <p>(5) 万一、再検査においても未済等があり、その手直しが点検確認時以降になる場合、受注者は『住戸・共用部検査カルテ』を基に、住戸及び共用部毎の未済等リストを作成し監理者に提出する。 監理者は点検確認に際し、所轄の住宅管理センターと協議の上、入居者にその旨を通知すること。</p> <p>(6) 『住戸・共用部検査カルテ』は『使用部分・一部完成・完成検査完了報告書』と共に検査完了後、検査調査に添えて検査担当課まで提出する。ただし、『指導・中間検査完了報告書』については当該工事事務所保管とする。なお、写しは点検確認補完了までの間、監理者が管理すること。</p>	
	以上

(注)検査カルテ実施要領の書式作成に当たってはA3版とする。

(カルテA)

指導・中間・使用部分・一部完成・完成検査完了報告書 (建築・電気・機械・土木・造園)

課長	総主任	主幹	主幹	総主任
※1	※1	※1	※1	※1
種別	賃貸	監督方式	一般	
種別		現場代理人		
監督者		監督者		
受注者		監督者		
監督者		監督者		

工事種別	検査年月日	受注者 社内検査	監督者検査	機構検査員検査	備考
建築工事	年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	
	検査日				
	再検査年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	
	検査日				
電気設備工事	年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	
	検査日				
	再検査年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	
	検査日				
機械設備工事	年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	
	検査日				
	再検査年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	
	検査日				

(注) 1. この報告書は「検査カルテB・C」の表紙として「検査調書」に添付して提出する。ただし、「指導・中間検査報告書」については工事事務所に保管すること。

2. 検査を複数回の検査員で行った場合は、検査員名は総括検査員とする。

3. 受注者の社内検査員については、役職名を併記する。

4. 検査の日数が2日以上にわたる場合は、最終日を記載する。

5. この報告書用紙を使用の対象業種は建築・電気・機械・土木・造園・ガス・エレベーター・テレビアンテナ等の単独工事及び複合の建築・電気・機械等の工事とする。

6. 監督者欄の総主任・主任監督員・監督員の氏名は前記5)に関する工事業種の担当者を記載する。

7. 冒頭の「指導・中間・使用部分・一部完成・完成検査完了報告書」、「種別の賃貸・分譲」及び「監督方式の一般・重点」並びに(建築・電気・機械・土木・造園)は該当するものを【 】で記する。

但し、受注者欄に示す、監督者・主任・主任技術者、専門→専門技術者、責任→品質管理責任者は該当に○をし、氏名を記入する。

8. 書式作成にあたってはA3版とする。

※1 電子印又は記名でも可

住戸・共用部検査カルテ（建築・電気・機械）

(カルテC)

工事名

住戸番号	号棟	号室	整理番号	手直し事項等	社 検 指 摘 月 日	内 査 確 認 印 月 日	監 理 者		機 構 検 査 員		備 考
							指 摘 月 日	確 認 印 月 日	指 摘 月 日	確 認 印 月 日	
住戸 ・ 共用部											

(注) 1. 使用する住戸又は号棟等の平面図は、募集パンフレット、設計図等を転記したものとす。
 2. 整理番号は、住戸等の平面図の指摘箇所記入した番号とする。
 3. 手直し事項等は社内、監理者、検査員検査の順に上から記入し、それぞれの検査の区分を空欄又は太罫線で区切りを付ける。
 4. 確認印欄は、手直し事項等の完了を確認した者の氏名を捺印すること。
 5. 書式作成にあたってはA3版とする。

施設・外構等検査カルテ（土木・造園）

(カルテC)

工事名 _____

住戸番号	号棟	号室	整理番号	手直し事項等	社 検	内 査		監 理 者 検 査		機 構 検 査 員 検 査		備 考	
						指 摘 月 日	確 認 印 月 日	指 摘 月 日	確 認 印 月 日	指 摘 月 日	確 認 印 月 日		指 摘 月 日
施設・外構等 平面図													

(注) 1. 使用する住戸又は号棟等の平面図は、募集パンフレット、設計図等を転記したものとす。
 2. 整理番号は、住戸等の平面図の指摘箇所記入した番号とする。
 3. 手直し事項等は社内、監理者、検査員検査の順に上から記入し、それぞれの検査の区分を空欄又は太罫線で区切りを付ける。
 4. 確認印欄は、手直し事項等の完了を確認した者の氏名を捺印すること。
 5. 書式作成にあたってはA3版とする。

建設リサイクル法に基づく特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について

1. 建設リサイクル法の対象工事

本工事は、特定建設資材を用いた建築物等にかかる解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）施行令又は都道府県が条例で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事（以下「対象建設工事」という。）であるため、建設リサイクル法に基づき特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

また、契約当初においては対象建設工事でない場合であっても、契約変更後に対象建設工事となる場合は、そのことが判明した時点で速やかに建設リサイクル法に基づき適正な措置を講ずる。

2. 建設リサイクル法第12条及び第13条の手続き

受注者は、契約書等の提出（入札（見積）心得書第16条）前に、建設リサイクル法第12条に基づき、発注担当課に対し、**説明書**（別添様式1）及び工程の概要を示す資料を提出し、説明を行うものとする。

説明書の**別紙**「2. 解体工事に要する費用」及び「4. 再資源化等に要する費用」は、請負金額に含まれる受注者の見積金額を記載すること。

受注者は、建設リサイクル法第13条に基づく「分別解体の方法、解体工事に要する費用、その他主務省庁で定める事項を記載した書面」として、**説明書の別紙**を、請負契約書に添付することとする。

また、契約変更により前述の「別紙」に記載されている内容に変更が生じる場合は、「別紙」に変更内容がわかるように記載のうえ、契約変更時に変更請負契約書に添付する。

3. 建設リサイクル法第11条の手続き

受注者は、工事着手7日前に「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた**別表イ〔再生資源利用計画書〕**に対象となる特定建設資材のみ記入する。また、**別表ロ〔再生資源利用促進計画書〕**には対象となる特定建設資材廃棄物のみ記入し提出すること。

4. 建設リサイクル法第18条の手続き

受注者は、建設リサイクル法第18条に基づき、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、**再資源化報告書**（別添様式2）、「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた〔再生資源利用実施書〕及び〔再生資源利用促進実施書〕を、監督員に提出すること。

5. 受注者が行うべき事項（法第12条第2項）の確認

受注者は、その請け負った工事の一部を他の建設業を営む者に請け負わせようとするときは、当該他の建設業を営む者に対し、建設リサイクル法第12条に基づき提出した説明書について、書面で告知すること。また、告知した書類の写しを、監督員へ提出すること。

※再生資源作成方法は、「再生資源利用〔促進〕計画書（実施）書の作成方法等」を参照すること。

※参考：建設リサイクル法

	誰が	何を	別添様式	どうする
法12条	受注者	説明書（様式1）、工程、 図面	様式1	発注担当課へ提出し、説明。
法13条		説明書（様式1の別紙）	様式1の別紙 1	契約書に添付する。 （変更契約時も）
法11条		再生資源利用計画書 再生資源利用促進計画書	様式 様式	着手7日前に記入。
法18条		再資源化報告書、 再生資源利用実施書、 再生資源利用促進実施書	様式 様式 様式	分別解体等・再資源化等が完了した時、監督に提出。
法12条 第2項		説明書	様式	下請に対し告知し、その写しを監督に提出。

別添様式 1

説明書

平成 年 月 日

(発注者)

様

氏名 (法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号 -) 電話番号 - -

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項の規定により、対象建設工事の分別解体等の計画等に係る事項について説明します。

記

1. 工事の名称 _____

2. 工事の場所 _____

3. 説明内容 添付資料のとおり

4. 添付資料

① 別表 (別表1～3のうち該当するものに必要事項を記載したもの)

別紙1・別表1 (建築物に係る解体工事)

別紙2・別表2 (建築物に係る新築工事等 (新築・増築・修繕・模様替))

別紙3・別表3 (建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事 (土木工事等))

② 工程の概要を示す資料 (できるだけ図面、表等を利用する)

欄には、該当個所に「レ」を付すこと。

(別紙1)

建築物に係る解体工事

1. 分別解体等の方法

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り外し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り外し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤その他 ()	その他の取り壊し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

(注)「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

2. 解体工事に要する費用(直接工事費)

_____円(税抜き)

(注)・解体工事の場合のみ記載する。

- ・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
- ・仮設費及び運搬費は含まない。

3. 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

4. 再資源化等に要する費用(直接工事費)

_____円(税抜き)

(注)・運搬費を含む。

(別紙2)

建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)

1. 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①造成等	造成等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑥その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	

(注)・「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。
 ・作業内容は特定建設資材の使用の有無を記入する。

2. 解体工事に要する費用(直接工事費)

_____ 該当なし _____

3. 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

4. 再資源化等に要する費用(直接工事費)

_____ 円(税抜き) _____

(注)・運搬費を含む。

(別紙3)

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)

1. 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑥その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	

(注)・「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。
 ・作業内容は特定建設資材の使用の有無を記入する。

2. 解体工事に要する費用(直接工事費) _____ 円(税抜き)

(注)・解体工事の場合のみ記載する。
 ・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
 ・仮設費及び運搬費は含まない。

3. 再資源化等をする施設の名称及び所在地

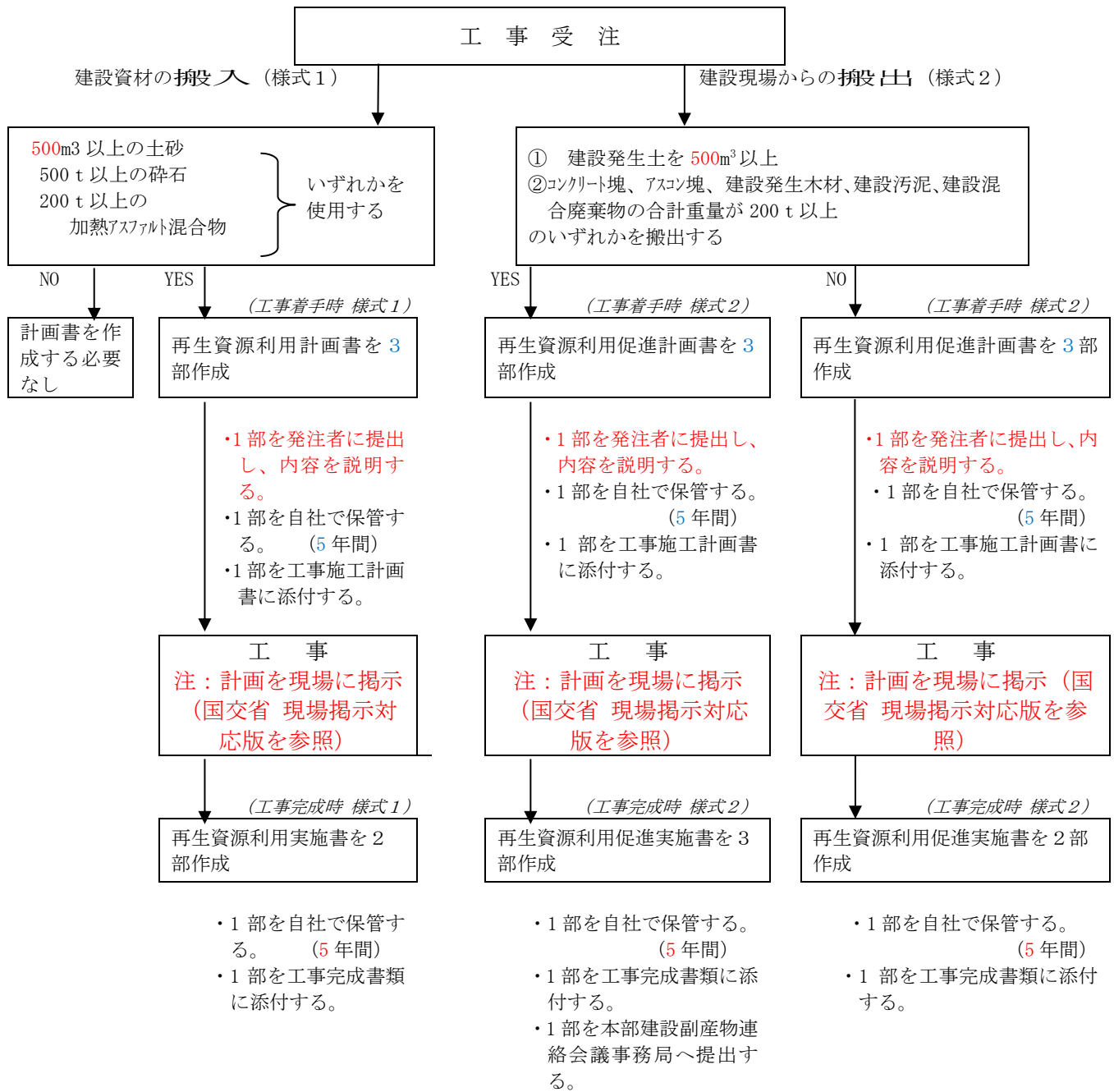
特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

4. 再資源化等に要する費用(直接工事費) _____ 円(税抜き)

(注)・運搬費を含む。

再生資源利用〔促進〕計画書（実施）書の作成方法等

所定の入力システムにて作成しデータにより提出するものとする。



注：上記の条件に該当した場合は調査表に示された全品目について、量の多少にかかわらず全て記入する。

注 ①上記の条件に該当した場合は、調査表に示された全品目について、量の多少にかかわらず全て記入する。
②様式2だけ記入対象の場合でも、様式1の「1. 工事概要」の部分必ず記入する。

別添様式 2

再資源化報告書

令和 年 月 日

(発注者)

_____ 様

氏名

(郵便番号 _____) 電話番号

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条第1項の規定により、下記のとおり、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

記

1. 工事の名称 _____

2. 工事の場所 _____

3. 再資源化等が完了した年月日 令和 年 月 日

4. 再資源化等をした施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

5. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用 _____ 円(税抜き)
(直接工事費)

6. その他の資料

再生資源利用実施書

再生資源利用促進実施書

分別解体等の計画等

建築物の構造		<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> その他()	
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数__年、棟数__棟 その他()	
	周辺状況	周辺にある施設 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他() 敷地境界との最短距離 約__m その他()	
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	建築物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容
	作業場所		作業場所 <input type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分 その他()
	搬出経路		障害物 <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約__m 通学路 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他()
	残存物品		<input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無
	特定建設資材への付着物		<input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無
	他法令関係	石綿 (大気汚染防止法・安全衛生法 石綿則)	<input type="checkbox"/> 有 特定建設資材への付着(<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 無
		フロン(フロン排出 抑制法)	<input type="checkbox"/> 有(業務用のエアコン・冷凍冷蔵機 器のうちフロン類が使われているも <input type="checkbox"/> 無
その他			
工程ごとの作業内容及び解体方法	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤その他()	その他の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序		<input type="checkbox"/> 上の工程における①→②→③→④の順序 <input type="checkbox"/> その他() その他の場合の理由()	
<input type="checkbox"/> 内装材に木材が含まれる場合		<input type="checkbox"/> ①の工程における木材の分別に支障となる建設資材の事前の取り外し <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 不可の場合の理由()	
建築物に用いられた建設資材の量の見込み		トン	
廃棄物発生見込み	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み
		<input type="checkbox"/> コンクリート塊	トン
		<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	トン
		<input type="checkbox"/> 建設発生木材	トン
(注) ①建築設備・内装材等 ②屋根ふき材 ③外装材・上部構造部分 ④基礎・基礎ぐい ⑤その他		発生が見込まれる部分(注)	
備考			

欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

別表2

(A4)

建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)

分別解体等の計画等

使用する特定建設資材の種類		<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input type="checkbox"/> 木材		
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数___年、棟数___棟 その他()		
	周辺状況	周辺にある施設 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他() 敷地境界との最短距離 約___m その他()		
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	建築物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容	
	作業場所		作業場所 <input type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分 その他()	
	搬出経路		障害物 <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約___m 通学路 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他()	
	特定建設資材への付着物(修繕・模様替工事のみ)		<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無	
	他法令関係(修繕・模様替工事のみ)	石綿(大気汚染防止法・安全衛生法石綿則)	<input type="checkbox"/> 有 特定建設資材への付着 (<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 無	
		フロン(フロン排出抑制法)	<input type="checkbox"/> 有 (業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうちフロン類が使われているもの) <input type="checkbox"/> 無	
その他				
工程ごとの作業内容	工程		作業内容	
	①造成等		造成等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	②基礎・基礎ぐい		基礎・基礎ぐいの工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	③上部構造部分・外装		上部構造部分・外装の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	④屋根		屋根の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	⑤建築設備・内装等		建築設備・内装等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
⑥その他()		その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに特定建設資材が使用される建築物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み	使用する部分又は発生が見込まれる部分(注)
		<input type="checkbox"/> コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
		<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
		<input type="checkbox"/> 建設発生木材	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
(注) ①造成等 ②基礎 ③上部構造部分・外装 ④屋根 ⑤建築設備・内装等 ⑥その他				
備考				

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

別表3

(A4)

建築物以外のもに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)

分別解体等の計画等

工作物の構造 (解体工事のみ)	<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他()		
工事の種類	<input type="checkbox"/> 新築工事 <input type="checkbox"/> 維持・修繕工事 <input type="checkbox"/> 解体工事 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他()		
使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ)	<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input type="checkbox"/> 木材		
工作物に関する調査の結果	工作物の状況	築年数 _____ 年 その他()	
	周辺状況	周辺にある施設 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他() 敷地境界との最短距離 約 _____ m その他()	
工作物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容		工作物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容
	作業場所	作業場所 <input type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分 その他()	
	搬出経路	障害物 <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約 _____ m 通学路 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他()	
	特定建設資材への付着物 (解体・維持・修繕工事のみ)	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無	
	他法令関係 (解体・維持・修繕工事のみ)	石綿 (大気汚染防止法・安全衛生法石綿則)	<input type="checkbox"/> 有 特定建設資材への付着 (<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 無
その他			
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)
	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序 (解体工事のみ)	<input type="checkbox"/> 上の工程における⑤→④→③の順序 <input type="checkbox"/> その他() その他の場合の理由()		
工作物に用いられた建設資材の量 の見込み(解体工事のみ)	トン		
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み(全工事)並びに特定建設資材が使用される工作物の部分(新築・維持・修繕工事のみ)及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分(維持・修繕・解体工事のみ)		使用する部分又は発生が見込まれる部分(注)
	種類	量の見込み	
	<input type="checkbox"/> コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
	<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
	<input type="checkbox"/> 建設発生木材	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
(注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他			
備考			

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

建設発生土搬出のお知らせ

令和 年 月 日

_____ 殿

会 社 名 : _____

現場代理人名 : _____ 印

下記のとおり、貴区市町村内への受入れ先に建設発生土を搬出いたしますので、お知らせいたします。

工 事 件 名	
工 事 場 所	
工 事 概 要	
工事発注機関名	
工事監督職員又は担当者名	
連絡先機関・電話番号	TEL :
工事受注業者名	
担当者名・電話番号	氏名 : TEL :
建設発生土の運搬業者	
建設発生土の受入先名等	
住 所	
建設発生土の運搬経路	(別添図面の通り)
建設発生土の搬出時期	
建設発生土の土質、土量	土 質 : 搬出量 : m ³

※提出先自治体にて様式がある場合は、その様式を使用しても構わない。

残土処分計画書

1 工事件名		
2 工期 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
3 受注者名		
4 現場代理人		
項目		内容
対象	土質・数量(地山)	m ³
処分地に係る件	所在地(捨土距離)	
	管理者氏名	
	管理者住所	
	管理者電話番号	
	地目	
	関連法令に対する許可番号	
	処分費	円/台
	処分地の条件	

(備考)

- ・工事現場と処分地の関係の分かる図面を添付のこと。
- ・この計画書を2部作成し、1部は設計担当課へ、1部は工事完成書類にファイルすること。

残土処分調書

1 工事件名		
2 工期		令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
3 受注者名		
4 現場代理人		
項目		内容
対象	土質・数量(地山)	m ³
運搬業者等	運送業者名	
	代表者氏名	
	電話番号	
処分地に係る件	所在地	
	管理者氏名	
	管理者住所	
	管理者電話番号	
	地目	
	処分量(地山)	m ³
	関連法令に対する許可番号等	※
	処分費	円/台

(備考)

- ・工事現場と処分地の関係の分かる図面を添付のこと。
- ・この調書は2部作成し、1部は設計担当課へ、1部は工事完成書類にファイルすること。
- ・運搬経路及び距離を明記すること。
- ・※欄には、関係法令名称、適用条項、担当行政庁担当部門名、許可番号等を明記すること。
なお、許可番号の記載されている書類の写も添付すること。

■建築物その他の施設の解体工事におけるアスベスト含有建材の撤去、運搬及び処分等についての特記仕様書

1. 適用範囲

本特記仕様書は、石綿（アスベスト）含有建材を使用する建築物その他の施設の解体工事に適用する。

2. 適用範囲

施工にあたっては、「大気汚染防止法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「労働安全衛生法」、「石綿障害予防規則」、その他自治体の関連条例等、アスベスト処理に関する諸法令を遵守し、第三者に危害を与えることのないように施工すること。

3. 事前調査（書面・目視）

- (1) 受注者は、本工事対象の建築物その他の施設において、解体を行う全ての建材（ガラス・金属・木材等のみで構成され、石綿が含まれていないことが明らかなものを除く）については、当該作業の着手前に、大気汚染防止法及び石綿障害予防規則に基づく事前調査（書面・目視）を実施し、石綿含有の有無を確認し、結果を監督員に報告すること。なお、事前調査は有資格者が行うこと。
- (2) 書面調査においては、既存建築物等の設計図書（仕上表や特別共通仕様書等）や使用材料報告書などを基に製品の特定を試み、特定された場合はメーカーが公表している情報等の資料と照合し、石綿含有の有無を確認すること。
- (3) 目視調査においては、設計図書と現地に異なる点がないか確認すること。また、可能な範囲で建築材料に印字されている製品情報を調べる。なお、工事着手前の事前調査が困難な箇所がある場合には、監督員と協議すること。
- (4) 受注者は、事前調査（書面、目視）の結果について、書面で監督員に報告すること。事前調査結果報告書の作成にあたっては、厚生労働省・環境省「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月）」（以下、「厚生労働省・環境省マニュアル」という。）を参照すること。また、一部の建材について事前調査を行わず、石綿を含有するものとみなして取り扱おうとする場合は、監督員と協議すること。

4. 事前調査（分析調査）

- (1) 上記3の事前調査（書面・目視）によって石綿含有の有無が判断できない建材がある場合には、分析調査計画書（案）を作成し、監督員の確認を受けた上で分析調査を実施すること。
- (2) 建築物の分析調査については、必要な知識を有する者に行わせること。採取箇所は湿らせてから採取を行い、採取後は粉じんが飛散しないように補修を行うこと。
- (3) 石綿含有の有無にかかわらず、分析結果を書面で監督員に報告すること。
- (4) 上記3の書面・目視調査及び分析調査の結果については、石綿使用の有無に関わらず、「石綿事前調査結果報告システム」により所管の労働基準監督署及び都道府県等（以下「行政等」）に報告すること。また、事前調査結果等については解体工事場所等に掲示すること。掲示内容及び掲示場所については、大気汚染防止法、石綿障害予防規則及び行政等の指導による。
- (5) 事前調査の結果、解体等工事に当たり特定粉じん排出等作業が伴うことが判明した場合は、

特定粉じん排出等作業実施届出書添付資料を作成の上、監督員に提出すること。

5. 作業計画

- (1) 石綿含有建材の解体作業の着手前に、作業計画書（案）を策定し、監督員の確認を受けた上で行政等に内容確認を行い、結果を監督員に報告すること。特定粉じん排出等作業については、特定粉じん排出等作業実施届出後 14 日後以降に施工可とする。
- (2) 従事する作業員については、下記の通り。
 - 1) 受注者は、「石綿障害予防規則」第 19 条に基づき「石綿作業主任者」を選定し、資格証明書及び工事経歴書の写しを作業計画書に添付する。
 - 2) 従事する作業者は、6 ヶ月以内に特殊健康診断（特定化学物質障害予防規則第 39 条）を受診したものとし、その内容を作業計画書に添付する。
 - 3) 受注者は、従事する作業員に対して、事前に「石綿障害予防規則」第 27 条に基づく特別教育を行い、その実施内容を監督員に報告する。
- (3) 受注者は、石綿のばく露防止対策や石綿粉じんの飛散防止対策を関係労働者や周辺住民に周知するため、その実施内容を作業現場の見やすい場所に掲示すること。
- (4) 受注者は、石綿含有建材等の撤去に伴う周辺住民等の不安を解消するため、設計担当者と協議のうえ、石綿含有建材の除去作業を説明するお知らせを作成し掲示する。（別図参照）

6. 作業上の遵守事項

- (1) 石綿含有建材を撤去する場合は、「アスベスト含有建材撤去作業における環境濃度測定について」により、環境濃度測定を行う。
- (2) アスベスト含有建材の除去作業
 - 1) 吹付けアスベスト及びアスベストが使用されている保温材・耐火被覆材等の除去作業は、次の方法により解体又は改修工事に先がけて行う。
 - イ 除去作業を行う場所は、プラスチックシート等（壁等の場合 0.08mm 以上、床の場合 0.15mm 以上の厚さのビニールシートなどをいう、以下同じ。）で覆うなどして、周辺と隔離する。
 - ロ 隔離した区画の出入口には、前室、洗身室及び更衣室を設ける。
 - ハ 隔離した区画及び前室は、アスベストの飛散を防ぐことのできるフィルター（日本工業規格 Z4812 に規定する超高性能微粒子フィルター及びこれに準じたものをいう。）の付いた換気装置によって換気し、常時負圧を保つ。
隔離した区画及び前室を負圧に保ち、その日の作業開始前に隔離した区画及び前室の負圧状態を点検する。
隔離した区画及び前室の負圧が確認できない場合は、集じん・排気装置の増設等の措置を行う。
集じん・排気装置の排気口で、漏えいの有無を点検する。
異常が認められた場合は直ちに作業を中止し、装置の補修等の措置を行う。
 - ニ 除去作業には、電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の性能を有する空気呼吸器、酸素呼吸器若しくは送気マスク、防護メガネ及び保護衣等を着用させる。
 - ホ アスベスト含有材料を湿潤化するために行う散水その他の措置によりアスベストを

- 含む水を排出するときは、ろ過処理その他の適切な処置を行う。
- ヘ アスベスト含有材料を除去した部分には、飛散防止剤を散布する。
 - ト 除去作業に使用した工具及び資材等は、付着したアスベストを取り除いた後、当該作業区画の外へ搬出する。また、着用した保護衣等は、付着した粉じんを除去した後に区画外へ搬出するか、又は処分する場合はアスベスト等の廃棄物と同等の措置を行う。
 - チ 隔離の措置を講じた際には、あらかじめ、石綿等の粉じんの飛散を抑制するため、隔離された作業場所内の石綿等の粉じんを処理するとともに、吹き付けられた石綿等又は張り付けられた保温材、耐火被覆材等を除去した部分を湿潤化(飛散防止剤の散布)した後でなければ、隔離の措置を解いてはならない。
 - リ 隔離に使用したプラスチックシート等は、真空掃除機等で清掃した後、飛散防止剤を散布し、作業区画内の空気の除じんを十分行った後に取り外す。
 - ヌ 区画した作業区域には、「アスベスト等の取り扱い作業者以外立入禁止」の表示を行う。
 - ル 作業場には、「禁煙・飲食禁止」、「アスベストを取り扱う作業場であること、アスベストの人体に及ぼす影響、アスベスト等の取り扱いの注意、使用すべき保護具」等の掲示を見やすい場所に行う。
- 2) 建物内部アスベスト成形板の除去作業は、次の方法により行う。
- イ アスベスト成形板の除去は、内装及び外装建具等の撤去に先がけて行う。
 - ロ 除去作業を行う場合は、外部建具を閉鎖するとともに、ガラスの破損箇所や換気扇枠等で、粉じんが外部に飛散する恐れがある箇所をプラスチックシート等で塞ぐ。
 - ハ アスベスト成形板の除去は、可能な限り破断を伴わない方法で行うものとし、原則として「手ばらし」とする。
 - ニ 除去作業中は、散水その他の方法により、アスベスト成形板を常に湿潤な状態として作業を行う。
 - ホ 除去作業には、粉じんマスク、防護メガネ及び作業衣等を着用させる。また、着用した作業衣等は付着した粉じんを除去した後に区画外へ搬出するか、又は処分する場合はアスベスト等の廃棄物と同等の措置を行う。
 - ヘ 除去作業後、アスベスト成形板の破片、破断粉及び作業衣等に付着した粉じんが残存しないよう、真空掃除機等により、清掃及び片付けを十分に行う。
 - ト 区画した作業区域には、「アスベスト等の取り扱い作業者以外立入禁止」の表示を行う。
 - チ 作業場には、「禁煙・飲食禁止」、「アスベストを取り扱う作業場であること、アスベストの人体に及ぼす影響、アスベスト等の取り扱いの注意、使用すべき保護具」の掲示を見やすい場所に掲示する。
- 3) 建物外部アスベスト成形板の除去作業は、次の方法により行う。
- イ アスベスト成形板の除去は、可能な限り破断を伴わない方法で行うものとし、原則として「手ばらし」で、できる限り原型のまま除去する。
 - ロ 除去作業は、アスベスト成形板を散水又は飛散防止剤等の散布により、常に湿潤な状態として行う。
 - ハ 除去作業中には、粉じんマスク、防護メガネ及び作業衣等を着用させる。作業衣等は、付着した粉じんを除去した後に区画外へ搬出するか、又は処分する場合はアスベスト

等の廃棄物と同等の措置を行う。

- ニ 除去作業後、アスベスト成形板の破片、破断粉及び作業衣等に付着した粉じんが残存しないよう、清掃及び片付けを十分に行う。
- ホ 区画した作業区域には、「アスベスト等の取り扱い作業者以外立入禁止」の表示を行う。
- ヘ 作業場には、「禁煙・飲食禁止」、「アスベストを取り扱う作業場であること、アスベストの人体に及ぼす影響、アスベスト等の取り扱いの注意、使用すべき保護具」等の掲示を見やすい場所に行う。

4) 煙突用アスベストセメント円筒の除去作業は、次の方法により行う。

- イ 除去作業は、外部への騒音漏れ防止のため、開口部の撤去に先がけて行う。
- ロ 除去工法は、別図に示すとおり屋上排気孔よりシャフトを挿入し、排気孔内部から超高压水によりアスベストセメント円筒を除去する工法とする。
- ハ 除去作業前に監督員に施工計画書を提出する。その際、超高压水の性能を示す資料を添付する。
- ニ 除去の確認はすべての箇所について行い、ビデオ等に記録し監督員に提出する。監督員による除去の確認が行われた後、建物を解体する。

5) アスベストセメント管（排水管及び給水管）の撤去作業は、次の方法により行う。

- イ アスベストセメント管の撤去に当っては、原則としてアスベストセメント管の切断は避け、継ぎ手部で取り外すことを原則とする。やむを得ず、アスベストセメント管の切断等を行う場合には、管に散水するなど湿潤状態にしてアスベスト粉じんの発散を防止する。また、作業に当っては、アスベストセメント管の切断等の作業において発散したアスベスト等の切りくず等を入れるためのふたのある容器を準備する。
- ロ 除去作業中には、粉じんマスク、防護メガネ及び作業衣等を着用させる。作業衣等は、付着した粉じんを除去した後に区画外へ搬出するか、又は処分する場合はアスベスト等の廃棄物と同等の措置を行う。
- ハ アスベストセメント管の撤去等の作業を行うときは、関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、その旨の表示を行う。

※ 「手ばらし」とは、アスベスト成形板の接合・固定状態を、簡易な工具等で解除又はその位置において人力により破砕して現位置より除去することをいう。一般的には破壊しなければ飛散はないが、やむを得ず破壊しなければならない場合には、十分に湿潤化した状態で作業を行う。

※ 「粉じんマスク」(呼吸用保護具)及び保護衣(作業衣)等の対象物別の仕様は、「建築物の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル(建設業労働災害防止協会)」による。

※ 「真空掃除機」は、ヘパ(HEPA)フィルター(超高性能微粒子フィルター)付とする。

(3) 解体工事によって発生した廃材の集積・運搬

1) 吹付けアスベスト及びアスベスト保温材の廃材

イ 除去された廃材は、次のいずれかの方法でアスベストの飛散防止を図る。

(イ) 十分な強度を有する耐水性の材料で二重に梱包する。

(ロ) 固化化する。

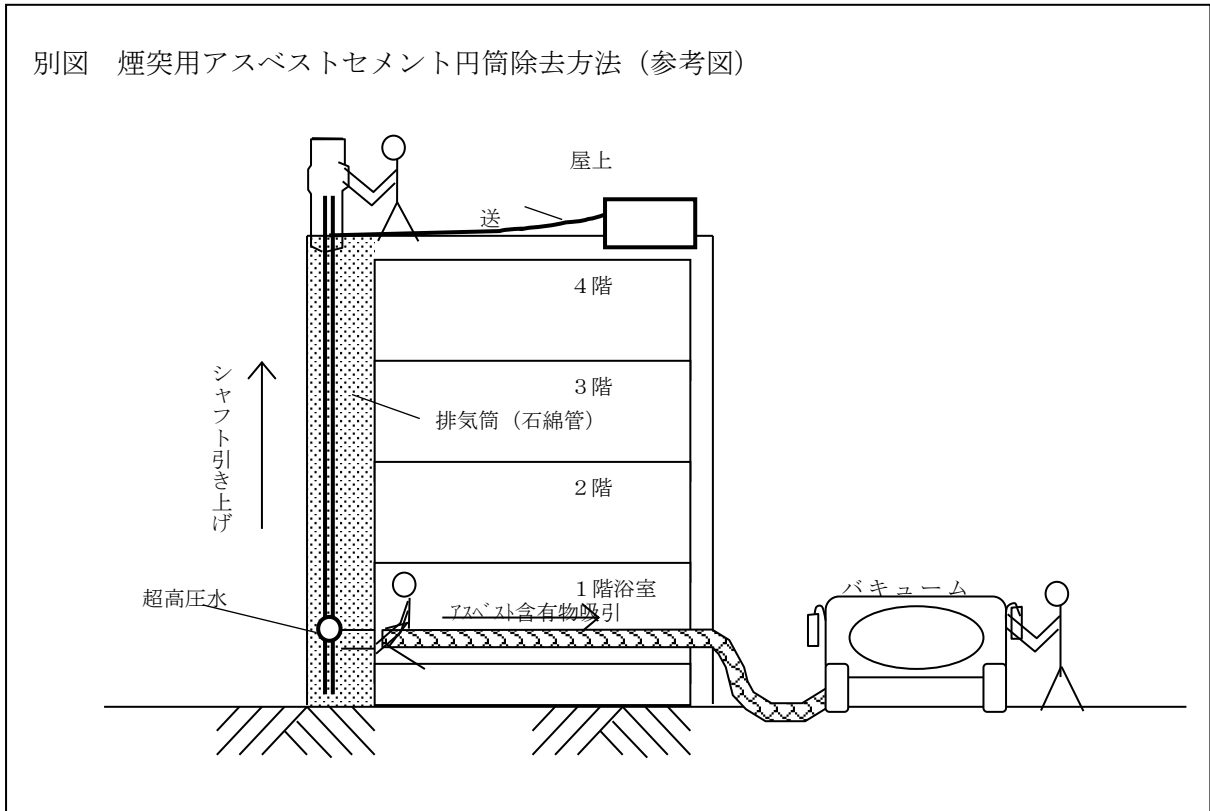
- ロ 運搬するまでの保管は、特別管理産業廃棄物保管基準に従うほか、次による。
 - (イ) 保管は、保管施設で行い、アスベストが飛散しないようにする。
 - (ロ) 保管施設には、周囲を囲いを設け、見やすい場所にアスベストの保管場所であること及び保管する廃棄物の種類（廃アスベスト等）並びに特別管理産業廃棄物管理者の氏名と連絡先を表示する。
 - (ハ) アスベスト廃棄物に他の物が混入するおそれがないよう仕切りを設ける。
 - ハ 収集運搬は、特別管理産業廃棄物収集運搬業者が特別管理産業廃棄物収集・運搬基準に従い、他の廃棄物と混合する恐れのないように他のものと区別して収集し運搬する。
- 2) アスベスト成形板、アスベスト排水管、アスベスト給水管及び超高压水により粉碎除去しない煙突用アスベストセメント円筒の廃材
- イ 作業において、破碎された廃材は湿潤化のうえ、丈夫なビニール袋（厚 0.15 mm以上）に入れる等、飛散防止の処置をする。
 - ロ 運搬するまで現場内に保管する場合は、一定の保管場所を定め他の内装材と区別して保管し、シート等で覆うなど、飛散防止の措置をする。また、保管場所には、非飛散性アスベスト廃棄物の保管場所であることの表示を行う。
 - ハ 収集・運搬は、産業廃棄物収集運搬業者が行い、運搬車両の荷台に覆いを掛けるなどの飛散防止を講じるとともに、運搬途中で振動等で破損しないようにする。
- 3) 超高压水により粉碎除去した煙突用アスベストセメント円筒の廃材
- イ 破碎したアスベストセメント円筒は、バキューム車で吸引し、沈殿槽等で濾過したあと丈夫なビニール袋（厚 0.15 mm以上）に入れる等、飛散防止の処置をする。なお、沈殿槽の上水は水質試験を行ない、規定値以下であることを確認のうえ処分する。
 - ロ 運搬するまでの保管及び収集・運搬については、上記 2.4 (1) ロ及びハによる。
- (4) 工事現場の清掃、廃棄物の処理
- 工事の終了時は、工事現場及びその周辺にアスベスト含有材料の破片その他のアスベストを含有するくずが残存しないよう後片付け及び清掃を行う。
- また、アスベスト含有材料の破片その他のアスベストを含有するくず及び他の廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」ほか関係諸法令に定めるところにより処理する。

7. 作業結果報告

石綿含有建材の撤去の完了後、作業記録を作成し、監督員に報告すること。また、別紙に示す「石綿含有建材の処理完了報告書」を作成し、監督員に提出する。

以 上

別図 煙突用アスベストセメント円筒除去方法 (参考図)



建築物等の解体等の工事に関するお知らせ(案)

平成〇〇年〇月
UR 都市機構〇〇支社

サイズA3 予定

当工事では、住宅の一部に使用されている非飛散性アスベスト含有建材の撤去を、建物の解体に先立って実施しております。
(飛散性の吹付アスベストは使用しておりません。) 作業にあたっては、労働安全衛生法などの関係法令を遵守し、実施しております。
非飛散性アスベスト含有建材の撤去について

○住戸間隔て板



住戸間の隔て板を原形のまま、破損なく撤去します。
(撤去後はビニル袋に入れて密封し、処分場へ搬出します。)

○台所周り



住戸内を密閉し、部材を湿潤にした上で、手作業で撤去します。
(撤去後はビニル袋に入れて密封し、処分場へ搬出します。)

参考

今回工事で撤去する実物の写真とその撤去方法について記載すること

○浴室まわり



浴室内を密閉し、部材を湿潤にした上で、手作業で撤去します。
(撤去後はビニル袋に入れて密封し、処分場へ搬出します。)

○石綿管



浴室の排気管として使用されていた石綿管は、屋上より高圧水で切削し、下階でハキュームにより吸引します。その後セメントを混合して固化した後、処分します。

◇連絡先◇

UR 都市機構〇〇〇〇工事事務所 担当 〇〇〇〇 電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

アスベスト含有建材撤去作業における環境濃度測定について

本工事においてアスベスト含有建材の撤去作業がある場合は、撤去作業前及び作業中において、環境濃度測定を実施し、結果を官途引に報告すること。なお、測定場所及び測定箇所数については次のとおりとする。

作業前 ○○箇所（場所は監督員の指示による。）

作業中 ○○箇所（隣地との境界付近において。）

作業後 ○○箇所（場所は監督員の指示による。）

測定は、作業環境測定法により認定された第三者試験機関が行うものとし、施工計画書に記載し、測定実施前に監督員に報告すること。

アスベスト除去における環境濃度測定回数について

（平成 17 年度第 8 回基盤企画会議 180324 確認済み）

アスベスト成形板等撤去、運搬および処分作業における環境濃度測定については、現場説明書において作業前・中・後に実施することとしたが、その測定場所及び測定箇所数については以下のとおりとし、機構として統一した観点で適切にアスベストの飛散状況を監視していくものとする。

- ・吹付け面積が 15 m²以上の吹付け材及び 500 m²以上の保温材等にあつては、東京都の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」第 123 条 2 及び同施工規則第 59 条を準用する。
- ・吹付け面積 15 m²未満の吹付け材、500 m²未満の保温材等及び成形板等にあつても上記条例を順守するものとするが、作業中の測定回数については、原則 1 回とする。

（石綿の飛散の状況の監視）

条例第 123 条 2 石綿を含む建設材料（以下「石綿含有材料」という。）を使用する建築物その他の施設の建設、解体又は改修の工事を施工する者は、知事が定める作業上の遵守事項（以下この節において「遵守事項」という。）に従って工事を施工し、及び規則で定めるところにより石綿の飛散の状況について監視を行わなければならない。

施工規則第 59 条 条例第 123 条第 2 項の規定による石綿の飛散の状況についての監視は、別表 13 に掲げる工事の区分に応じ、同表に掲げる監視の方法によるものとする。

別表 13 (抜粋)

測定時期	測定位置	測定回数	測定方法
作業前	工事の場所の敷地の境界線のうち、換気装置の排出口に最も近い場所を含む建築物その他の施設 <u>の周辺4方向の場所</u>	それぞれ1回以上	大気汚染防止施行規則(昭和46年厚生省・通商産業令第1号)第16条の2及び第16条の3第1号の規定に基づき環境庁長官が定める石綿に係る濃度の測定法の例による。
作業中		それぞれ1回以上(アスベスト除去作業の工程が6日を超える場合には当該期間の6日ごとに1回以上、2区画以上の区画にわたって行われる場合、 <u>区画ごとに1回以上</u>)	
作業後		それぞれ1回以上	

(解説)

アスベスト濃度の測定は、施行区画の隔離状態、換気、集じん等による飛散防止の程度を把握するために、アスベストの飛散の状況が確認しやすい場所において測定を実施することにより、飛散防止方法の改善に資するとともに当該工事に伴う工事現場周辺へのアスベストの飛散状況を監視するものである。

施工区画の隔離状態、換気、集じん等による飛散防止の程度を把握するためのものであることから、測定地点は原則として当該工事現場の敷地境界線であるが、境界線から施工区画が離れた位置にあるような場合、当該工事現場について立入禁止区域として設定した境界とする。

測定法は、「石綿に係る特定粉じんの濃度の測定法」(平成元年12月27日環境庁告示第93号)による。

測定機関は、労働省・都道府県労働基準局に登録されている作業環境測定機関とする。

測定結果は、次の事項について記録し、3年間は保存しておくものとする。

- ① 工事の名称、場所、機関
- ② 測定条件(使用した測定器具、分析器具、測定時の気温、湿度、風向及び風速等の測定結果に影響を与える諸条件)
- ③ 測定結果(測定日時、測定地点、測定条件、測定値等)

東京都環境局ホームページ (<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/>) より

以上

石綿含有建材の処理完了報告書

工事名称		令和 年 月 日 から 令和 年 月 日		住所 〒 社名 氏名				
工期		住所 〒 社名 氏名		住所 〒 社名 氏名				
受注者		住所 〒 社名 (印 000-000-0000)		住所 〒 社名 (印)				
現場代理人		氏名		氏名				
* 1 アスベスト処理の完了確認								
ア ス ベ ス ト 成 形 板 等 の 処 理 体 制	建物解体業者	(1)	住所 〒 社名 (印 000-000-0000)	区分	確認日	確認印 ※3	確認日	確認印 ※3
		(2)	住所 〒 社名 (印 000-000-0000)	処理工程	確認日	確認印 ※3	確認日	確認印 ※3
		(1)	住所 〒 社名 (印 000-000-0000)	事前調査	確認日	確認印 ※3	確認日	確認印 ※3
	ア ス ベ ス ト 成 形 板 等 の 撤 去 業 者	(2)	住所 〒 社名 (印 000-000-0000)	撤去	確認日	確認印 ※3	確認日	確認印 ※3
		(1)	住所 〒 社名 (印 000-000-0000)	集積	確認日	確認印 ※3	確認日	確認印 ※3
		(2)	住所 〒 社名 (印 000-000-0000)	保管	確認日	確認印 ※3	確認日	確認印 ※3
	収 集 運 搬 業 者	(3)	住所 〒 社名 (印 000-000-0000)	積込み	確認日	確認印 ※3	確認日	確認印 ※3
		(1)	住所 〒 社名 (印 000-000-0000)	* 2 処分	確認日	確認印 ※3	確認日	確認印 ※3
		(2)	住所 〒 社名 (印 000-000-0000)		確認日	確認印 ※3	確認日	確認印 ※3
	最 終 処 分 業 者	(3)	住所 〒 社名 (印 000-000-0000)		確認日	確認印 ※3	確認日	確認印 ※3

※1：完了確認は、処理が完了した時点で行うものとするが、工程の都合で区分ごと（另棟ごと）に確認する必要がある場合は、区分ごととする。

※2：処分の完了確認は、マニフェストのE票で行うこと。また、その写しを添付すること。

※3 電子印又は記名でも可。

■保全工事における石綿（レベル3建材）対応についての特記仕様書

1. 適用範囲

本特記仕様書は、全ての保全工事（平成 18（2006）年 9 月 1 日以降に設置の工事に着手した建築物又は工作物を除く）を対象とする。石綿含有建材を使用した建築物その他施設の解体工事を行う場合は、「様式-06 発生材」「建築物その他の施設の解体工事におけるアスベスト含有建材の撤去、運搬及び処分等についての特記仕様書」による。

2. 法令等の順守

施工にあたっては、「大気汚染防止法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「労働安全衛生法」、「石綿障害予防規則」、その他自治体の関連条例等、石綿処理に関する諸法令を遵守し、第三者に危害を与えることのないように施工すること。

3. 事前調査（書面・目視）

- (1) 受注者は、本工事対象の建築物又は工作物について、本工事で切断・破断・穿孔・研磨・かき落とし等の作業（「以下、「切断等作業」という。）を行う全ての建材（ガラス・金属・木材等のみで構成され、石綿が含まれていないことが明らかなものを除く）については、当該作業の着手前に、大気汚染防止法及び石綿障害予防規則に基づく事前調査（書面・目視）を実施し、石綿含有の有無を確認し、結果を監督員に報告すること。なお、事前調査は有資格者が行うこと。

なお、機構が保有する事前調査結果等は現場説明書第 4 章 6 項（1）を参照すること。

- (2) 受注者は、発注者が保有する当該建築物等の設計図書等の資料（建設当時の図面（仕上表含む）、工事共通仕様書、特別共通仕様書、マイクロ図（仕上表等）、使用材料報告書、確認済証、既往の事前調査結果等）を必要に応じて監督員より入手すること。
- (3) 書面調査においては、既存建築物等の設計図書（仕上表や特別共通仕様書等）や使用材料報告書などを基に製品の特性を試み、特定された場合はメーカーが公表している情報等の資料と照合し、石綿含有の有無を確認すること。
- (4) 目視調査においては、設計図書と現地に異なる点がないか確認すること。また、可能な範囲で建築材料に印字されている製品情報を調べること。なお、工事着手前の事前調査が困難な箇所がある場合には、監督員と協議すること。
- (5) 石綿を含有する可能性のある主なレベル 3 建材の具体例は、次に示すとおり。
- ・ 外壁等の仕上塗材、フィラー、モルタル
 - ・ 屋根防水のルーフィングやスレート
 - ・ 床のシートや P タイルと接着剤
 - ・ 天井や壁のボード類、バルコニー隔板、サイディング
 - ・ シーリング、ガスケット、パッキン類
 - ・ ダストシュート・煙突等の天蓋
 - ・ 上下水道管の石綿セメント円筒等
- (6) 受注者は、事前調査（書面、目視）の結果について、書面で監督員に報告すること。事前調査結果報告書の作成にあたっては、厚生労働省・環境省「建築物等の解体等に係る石

綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル(令和3年3月)」(以下、「厚生労働省・環境省マニュアル」という。)を参照すること。また、一部の建材について事前調査を行わず、石綿を含有するものとみなして取り扱おうとする場合は、監督員と協議すること。

- (7) 事前調査の結果、レベル1、2の存在が判明した場合は、速やかに監督員に報告すること。

4. 事前調査(分析調査)

- (1) 上記3の事前調査(書面・目視)によって石綿含有の有無が判断できない建材がある場合には、分析調査計画書(案)を作成し、監督員の確認を受けた上で分析調査を実施すること。
- (2) 建築物の分析調査については、必要な知識を有する者に行わせること。
- (3) 分析調査は、定性分析(JIS A 1481-1)により行うこと。
- (4) 分析用サンプルは、建築物・工作物ごとに、作業対象の建材について、同一と考えられる材料の範囲ごとに採取することを基本とする。外壁等仕上塗材及び長尺塩ビシート等の試料採取箇所については、特記仕様書を参照すること。仕上塗材に関しては層別に分析することとし、サンプルは表面から下地調整剤まで層状を保ったまま採取すること。
- (5) 石綿含有の有無にかかわらず、分析結果を書面で監督員に報告すること。
- (6) 上記3の書面・目視調査及び分析調査の結果については、石綿使用の有無に関わらず、「石綿事前調査結果報告システム」により所管の労働基準監督署及び都道府県等(以下「行政等」)に報告すること。また、事前調査結果等については切断等作業の工事場所等に掲示すること。掲示内容及び掲示場所については、大気汚染防止法、石綿障害予防規則及び行政等の指導による。

5. 作業計画

- (1) 石綿含有建材の切断等作業の着手前に、作業計画書(案)を策定し、監督員の確認を受けた上で行政等に内容確認を行い、結果を監督員に報告すること。
- (2) 作業計画書(案)における作業基準は、以下を基本とすること。

1) 「仕上塗材」

極力、隔離養生としない方針を基本とする。具体例は次のとおり。

事前調査により仕上塗材への石綿含有が確認された対象部位については、対象作業の別により以下①～③の対応とし、厚生労働省・環境省マニュアルの記載内容に留意すること。

① 電気グラインダー等による除去の場合

原則として、湿潤化及び隔離養生(負圧不要)と同等以上の措置とみなすことができる以下を全て満たす電動工具※を使用すること。

- ・集じん装置を備えたカバー付きの工具であること
- ・集じん装置はHEPAフィルタを有し、集じんした石綿等が作業空間その他外部環境に漏出しないこと
- ・当該集じん装置付き工具の集じん性能として、作業中の作業場所の総繊維濃度が0.15本/cm³(作業環境の石綿管理濃度)を下回ることが示されていること

※上記基準は厚生労働省・環境省マニュアルによる。

② 電気グラインダー等以外による除去

湿潤化が求められるため、原則として以下より作業に適した工法を選定すること。

- ・水洗い工法
- ・集じん装置付き高圧水洗工法
- ・手工具ケレン工法（水による湿潤又は剥離剤併用）
- ・超音波ケレン工法（水による湿潤又は剥離剤併用）

③ 穿孔等作業

仕上塗材面における穿孔、穴あけ作業に使用する工具は以下より作業に適した工具を選定すること。

- ・水循環式無振動ドリル
- ・ダイヤモンドコアドリル（湿式）
- ・集じん装置付きハンマドリル、振動ドリル※

※HEPA フィルタを有した集じん装置とする他、対応内容については行政等に確認すること。また、必要に応じて②の方法により仕上塗材を除去した後に穿孔すること。

2) 「成形板等」（けい酸カルシウム板第1種以外）

湿潤化のうえ、原形のまま取り外す。

3) 「けい酸カルシウム板第1種」（天井ボード等）

隔離養生（負圧不要）の上、湿潤化して原形のまま取り外す。

4) 「床シート」「床タイル」及びその他の建材

個別に、極力、隔離養生としない方向で作業基準を検討し、立案する。

(3) 作業計画書（案）に記載するその他の内容は、下記に示す通り。

1) 作業関係

- ① 作業計画通りの施工
- ② 作業完了後の有資格者による確認・清掃
- ③ ふた付きの切りくず用容器
- ④ 作業場所への関係者以外立入禁止表示
- ⑤ 呼吸用保護具の使用

- ・隔離なしで、成形板等を原形のまま取り外す場合、仕上塗材を電動工具を用いずに除去する場合は、RS2 または RL2 以上を使用
- ・隔離なしで、石綿含有建材の破碎、切断等を行う場合：RS3 または RL3 以上を使用
- ・隔離内部で、成形板等を切断する場合や仕上塗材を電動工具により除去する場合：電動ファン付き PL3 または PS3 以上を使用

⑥ 作業衣・保護衣の着用

- ・隔離なしでは作業衣（通勤衣と区別し、作業時だけ着る服。表面が平滑で粉じんが付着しにくいもの）を着用
- ・隔離内部ではフード付き保護衣（JIS T 8115）を着用

⑦ 廃材・切りくずの「石綿含有産業廃棄物」としての処分

（参考：レベル1は「廃石綿等」（特別管理産業廃棄物））

2) 体制・書類関係

- ① 石綿作業主任者の選任
- ② 特別教育の実施、3年保存

- ③ 発注者への事前調査結果の報告、保管
- ④ 行政等への事前調査結果の届出・保存（2022年4月より義務化）
- ⑤ 作業計画の関係労働者への周知
- ⑥ 公衆及び労働者の見やすい位置への掲示
- ⑦ 発注者への作業終了後の報告
- ⑧ 作業の記録、保管
- ⑨ 下請負人への説明
- ⑩ 下請負人への指導
- ⑪ 健康診断、労基報告、40年保管

6. 作業結果報告

石綿含有建材の切断等作業または除去等作業の完了後、作業記録を作成し、監督員に報告すること。

7. 調査結果の引継ぎ

分析調査の結果について、「外壁等仕上塗材等石綿含有調査報告書」を棟別に作成すること。当該報告書には分析調査の結果を示す報告書等を添付し、工事引渡し書類（一括書類）に格納すること。報告書の作成要領は「外壁等仕上塗材等石綿含有調査報告書の作成及び提出方法の手引き」による。

8. その他

この特記仕様書に使用されている用語については、厚生労働省・環境省マニュアルの「3 用語の定義」を参照すること。

以上

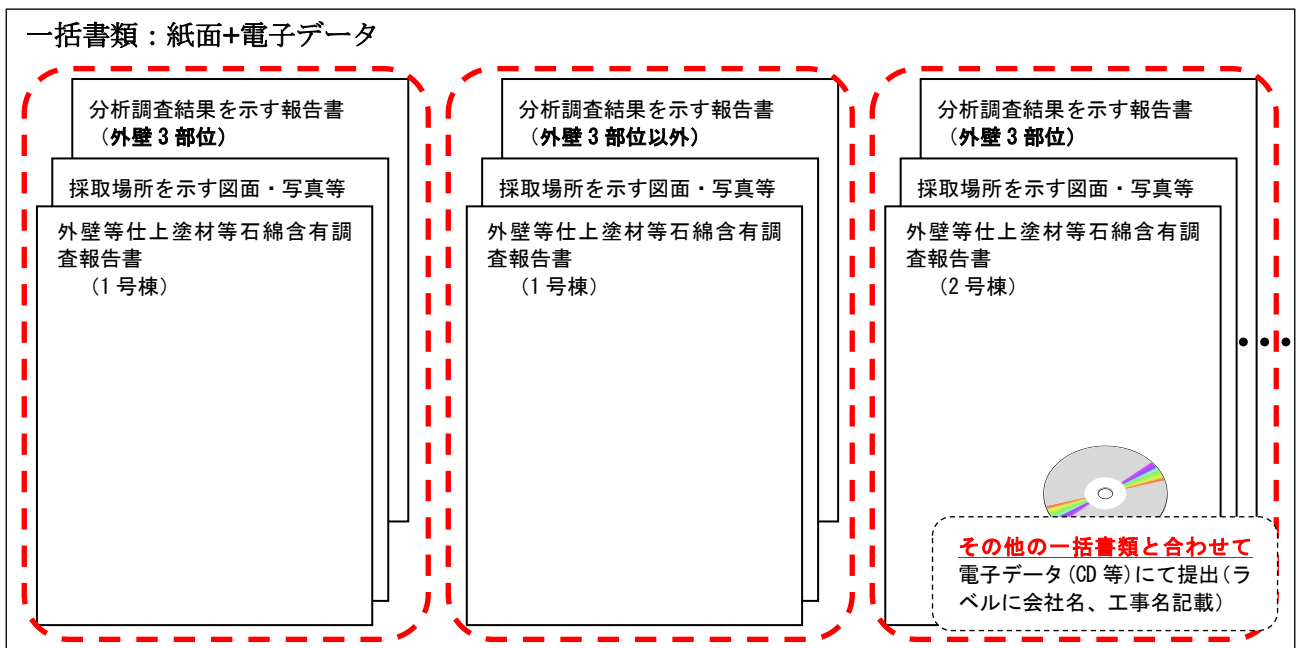
■外壁等仕上塗材等石綿含有調査報告書の作成及び提出方法の手引き

1 資料作成要領

- (1) 分析調査結果を示す報告書は、①外壁の3部位(外壁・上裏・階段室内壁)の調査結果、②外壁の3部位以外の調査結果の2つに分けること。
- (2) 「外壁等仕上塗材等石綿含有調査報告書」は棟毎に1枚作成すること。同じ棟で①外壁の3部位(外壁・上裏・階段室内壁)、②外壁の3部位以外のどちらも調査している場合は、同じ内容で2部用意すること。

2 提出用資料セット方法

一括書類とは別に、電子データのみを納めたCD等を1部提出すること。



+

電子データ

上記赤点線枠で囲んだ単位を1つのPDFとしてデータ化し、CD等に格納して1部提出すること。
データ名称は下記の通りとする。

★データ名称

外壁3部位のPDF : 団地コード(※1)_団地名_号棟番号_3部位

外壁3部位以外のPDF : 団地コード(※1)_団地名_号棟番号_3部位以外

※1 団地コードは、「外壁等仕上塗材等石綿含有調査報告書」のExcelデータ内を確認すること。



図1 PDFデータイメージ



図1の内容のみを格納して電子データ(CD等)にて提出(ラベルに会社名、工事名記載)

以上

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構
東日本賃貸住宅本部 殿

外壁等仕上塗材等石綿含有調査結果 報告書

アスベスト有無に関する調査結果は、下記に記載した通りであることを報告いたします。

(会社名)

(担当者)

■ 調査場所・調査期間

団地名	
号棟	
試料採取日	
調査期間	

■ 事前調査実施者

所属	
氏名	
資格名等※1	
連絡先 (Tel)	

■ 分析調査実施者

施設名	
分析者氏名	
資格名等	
連絡先 (Tel)	

■ 分析方法

定性分析	
定量分析 ※2	
備考	

■ 調査部位及び分析結果

部位	定性分析 結果	石綿の種類 (有の場合)	定量分析結果 (石綿含有率 (%))	備考
外壁				
バルコニー上裏				
階段室腰壁				
その他 ()				
その他 ()				

※1 令和5年10月1日以降、資格保有者による調査（書面調査、現地での目視調査）が義務化

分析機関による報告書、試料採取場所を示した図面、試料採取時の写真を添付すること。

令和●年●月●日

独立行政法人都市再生機構
東日本賃貸住宅本部 殿

外壁等仕上塗材等石綿含有調査結果 報告書（記入例）

アスベスト有無に関する調査結果は、下記に記載した通りであることを報告いたします。

(会社名) ○○株式会社 ○○支店
(担当者) ○○ ○○

■ 調査場所・調査期間

団地名	●●団地	棟ごとに1枚ずつ 作成すること
号棟	●-●●●-●●●号棟	
試料採取日	令和○年○月○日	
調査期間	令和○年○月○日 ~令和○年○月○日	

■ 事前調査実施者

所属	○○株式会社 ○○支店
氏名	○○ ○○
資格名等※1	一般建築物石綿含有建材調査者 (登録番号) ○○○○
連絡先 (Tel)	○○-○○○○-○○○○

■ 分析調査実施者

施設名	○○センター
分析者氏名	○○ ○○
資格名等	公益社団法人日本作業環境測定協会 Aランク認定分析技術者
連絡先 (Tel)	○○-○○○○-○○○○

■ 分析方法

定性分析	JIS A 1481-1
定量分析 ※2	JIS A 1481-4
備考	

■ 調査部位及び分析結果

部位	定性分析結果	石綿の種類 (有の場合)	定量分析結果 (石綿含有率 (%))	備考
外壁	有	クリソタイル	0.21%	本工事で撤去等を行った場合は 備考欄に記入
バルコニー上裏	有	クリソタイル	0.16%	
階段室腰壁	有	クリソタイル	0.19%	
その他 (共用廊下床シート)	有	クリソタイル	- (調査せず)	床シート張替を実施
その他 (成形版)	有	クリソタイル	- (調査せず)	全撤去

※1 令和5年10月1日以降、資格保有者による調査（書面調査、現地での目視調査）が義務化

分析機関による報告書、試料採取場所を示した図面、試料採取時の写真を添付すること。

契約不適合等に関する事項について

1 「契約不適合等に関する覚書」の交換

工事請負契約書（以下「請負契約」という。）第 41 条に規定する「契約不適合等に関する覚書」を請負契約締結と同時に交換する。なお、住棟内 LAN 設備は、「住棟内 LAN 設備の契約不適合等受付体制の通知」に基づき取扱うものとする。

●本工事に新築工事を含む場合、以下を適用する。

2 契約不適合責任の特例

工事目的物に契約不適合がある場合は、工事請負契約書第 41 条（契約不適合）によるほか、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」（平成 11 年法律 81 号）により、「住宅の構造耐力上主要な部分等」についての契約不適合期間は 10 年とする。なお、「住宅の構造耐力上主要な部分等」とは、以下の部分である。（同法施行令（平成 11 年政令第 64 号））

(1) 構造耐力上主要な部分

住宅の基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材（筋かい、方づえ、火打材その他これらに類するものをいう。）、床版、屋根版又は横架材（はり、けたその他これらに類するものをいう。）で、当該住宅の自重若しくは積載荷重、積雪、風圧、土圧若しくは水圧又は地震その他の震動若しくは衝撃を支えるもの。

(2) 雨水の浸入を防止する部分

- イ 住宅の屋根若しくは外壁又はこれらの開口部に設ける戸、枠及びその他建具。
- ロ 雨水を排除するため住宅に設ける排水管のうち、当該住宅の屋根若しくは外壁の内部又は屋内にある部分。

3 契約不適合責任の履行資力確保措置

(1) 「建築」工事受注者は（設備等工事の場合不要）、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」（平成 19 年法律第 66 号）に基づき、当建物全てに係る契約不適合責任の履行のための資力確保措置として保険への加入又は保証金の供託を行うこととする。

(2) 建築工事受注者は、資力確保措置の方法に応じ、以下の書面を監督員に提出する。

- イ 保険とする場合にあつては、当該工事に係る住宅瑕疵担保責任保険への契約申し込み後速やかに、保険契約申込書又はその写し。
- ロ 供託とする場合にあつては、当該工事着工までに、供託する予定の供託所を記載した書面。
- ハ 受注者が同法に定める供託建設業者の場合、当該工事請負契約を締結するまでに、その時点における供託所の所在地その他住宅建設瑕疵担保保証金に関し省令で定める事項を記載した書面。

以 上

(別添様式第1号) (イ) (ハ)

契約不適合等に関する覚書

独立行政法人都市再生機構を発注者とし、を受注者とし
 て、年 月 日締結した工事 (以
 下「工事」という。)の工事請負契約書(以下「請負契約書」という。)第41条に規定
 する契約不適合及び工事請負契約において特約する保証基準(以下「契約不適合等」と
 いう。)に関し、発注者及び受注者は、次に掲げる事項について、覚書を交換する。

- 1 発注者及び受注者は、請負契約書第31条第4項又は第5項に規定する目的物の引渡しに当たり、それぞれ契約不適合等処理担当責任者を定め、別紙様式1により相互に通知するものとする。発注者と受注者のいずれか一方が契約不適合等処理担当責任者を変更した場合も同様とする。
- 2 発注者の契約不適合等処理担当責任者は、技術監理担当部長又は工事に係る住宅及び施設を管轄するエリア経営センター所長又は住宅管理センター所長とし、受注者の契約不適合等処理担当責任者は、工事の請負契約を締結する事業所に常駐し、かつ、契約不適合等処理の実務を担当する組織上の責任者として契約不適合等に関する業務を行う者とする。
 なお、受注者は、住棟内LAN設備については、請負契約書第31条第4項又は第5項に規定する目的物の引渡しに当たり、別紙様式1-2によりその受付体制を発注者に通知するものとする。
- 3 発注者の契約不適合等処理担当責任者は、補修箇所が契約不適合等に該当すると認めた場合は、別紙様式2により、受注者の契約不適合等処理担当責任者に契約不適合等の補修を請求するものとする。
- 4 受注者の契約不適合等処理担当責任者は、前項の請求を受けたときは、直ちに、現地を確認するものとする。この場合において、契約不適合等の件数等から、発注者が必要と認めたときは、受注者は、受注者の契約不適合等処理担当責任者を一定期間現地に常駐させるものとする。
- 5 受注者は、請負契約書第52条第6項(受注者の故意又は重大な過失による契約不適合)を除く契約不適合等については、受注者の指定する者に代行させることができるものとする。この場合において、受注者の指定する者は、発注者の定める資格を有する者とするものとする。
- 6 受注者は、前項の規定に基づき補修を代行させようとするとき、代行させようとする者について、あらかじめ、発注者の承認を得て、代行に関する契約を締結し、その旨を別紙様式3により、請負契約書第31条第4項又は第5項に規定する目的物の引渡しに当たり、発注者に届け出るものとする。

7 受注者は、前項の代行に関する契約が解除され、又は代行者が契約不適合等の補修を中止する場合には、直ちに、その旨を発注者に申し出るものとする。

この覚書交換の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

発注者 住 所
会社名
氏 名 印

受注者 住 所
会社名
氏 名 印

(受託事業の場合 (契約不適合請求権を委託者に譲渡))

契約不適合等に関する覚書

〇〇市 (以下「委託者」という。) と独立行政法人都市再生機構 (以下「受託者」という。) との間で締結した「〇〇〇〇の委託〇〇協定書」に基づき、受託者と〇〇 (以下「受注者」という。) との間で締結した工事請負契約書 (以下「請負契約書」という。) 第 41 条に規定する契約不適合担保及び工事請負契約において特約する保証基準 (以下「契約不適合等」という。) に関し、委託者、受託者及び受注者は次に掲げる事項について、覚書を締結する。

なお、工事請負契約書第 41 条における受注者への契約不適合の補修又は損害賠償の請求に関する特約は委託者に帰属する。

- 1 委託者、受託者、及び受注者は、請負契約書第 31 条第 4 項又は 5 項に規定する目的物の引渡しに当たり、それぞれ契約不適合等処理担当責任者を定め、〔別紙様式 1〕により通知するものとする。いずれか一方が契約不適合等処理担当責任者を変更した場合も同様とする。
- 2 受注者の契約不適合等処理担当責任者は、工事の請負契約を締結する事務所に常駐し、かつ、契約不適合等処理の実務を担当する組織上の責任者として契約不適合等に関する業務を行う者とする。
- 3 委託者の契約不適合等処理担当責任者は、補修箇所が契約不適合等に該当すると認めた場合は、〔別紙様式 2〕により、受注者の契約不適合等処理担当責任者に契約不適合等の補修を請求するものとする。
- 4 受注者の契約不適合等処理担当責任者は、前項の請求を受けたときは、直ちに、現地を確認するものとする。この場合において、契約不適合等の件数等から、委託者が必要と認めたときは、委託者は、委託者の契約不適合等処理担当責任者を一定期間現地に常駐させるものとする。
- 5 受注者は、請負契約書第 52 条第 6 項 (受注者の故意又は重大な過失による契約不適合) を除く契約不適合等については、受注者の指定する者に代行させることができるものとする。この場合において、受注者の指定する者は、委託者の定める資格を有する者とするものとする。
- 6 受注者は、前項の規定に基づき補修を代行させようとするときは、代行させようとする者について、予め、委託者の承認を得て、代行に関する契約を締結し、その旨を〔別紙様式 3〕により請負契約書第 31 条第 4 項に規定する目的物の引渡しに当たり、委託者に届け出るものとする。
- 7 受注者は、前項の代行に関する契約が解除され、又は代行者が契約不適合等の補修を中止する場合には、直ちに、その旨を発注者に申し出るものとする。
- 8 契約不適合等の対応において、受託者は委託者からの要請を受け、委託者の支援を行う事ができる。

(受託事業の場合 (契約不適合請求権を委託者に譲渡))

この覚書交換の証として、本書3通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

(委託者) 委託者

住所

氏名

印

(受託者) 受託者・工事発注者

住所

氏名

印

(受注者) 工事受注者

住所

氏名

印

(別紙様式1)(ハ)

※ 正副2部作製すること。

年 月 日

契約不適合等処理担当責任者の通知

殿

印 ※1

年 月 日付けで交換した「契約不適合等に関する覚書」第1項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 工事名称
- 2 工 期
- 3 契約不適合等処理担当責任者

氏 名

連絡先

以 上

※1 本件責任者(会社名・部署名・氏名): _____

担 当 者(会社名・部署名・氏名): _____

※2 連絡先(電話番号) 1 : _____

連絡先(電話番号) 2 : _____

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。押印する場合は、**※1**の本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

(別紙様式1-2)(ハ)

年 月 日

住棟内LAN設備の契約不適合等受付体制の通知

殿

(受注者……………)

印 ※1

年 月 日付けで交換した「契約不適合等に関する覚書」第2項の規定に基づき、住棟内LAN設備の契約不適合等受付体制を下記のとおり通知します。

記

- 1 工事名称
- 2 工 期
- 3 住棟内LAN設備の契約不適合等受付体制
 - ① 連絡を受けた時点からおおむね3時間以内に、現地確認を行います。
 - ② 機構の営業時間外の時間において、機構の指定したインターネット接続事業者からの連絡を受けた場合、対応します。
 - ③ ①、②により対応ができない場合、機構の指定したインターネット接続事業者が臨機の処置を必要と判断し、処置することを承諾します。

担当部署名

連絡先 月～金 9:00～17:00 電話番号 00-0000-0000

上記以外 電話番号 00-0000-0000

以 上

※1 本件責任者(会社名・部署名・氏名): _____

担 当 者(会社名・部署名・氏名): _____

※2 連絡先(電話番号)1 : _____

連絡先(電話番号)2 : _____

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

(別紙様式2)(ハ)

年 月 日

契約不適合等補修請求書

契約不適合等処理担当責任者

殿

契約不適合等処理担当責任者

独立行政法人都市再生機構 支社

印

下記の補修事項は、 年 月 日付けで貴殿と当機構との間で締結した工事請負契約第41条に規定する契約不適合又は工事請負契約において特約する保証基準に該当すると認められるので、 年 月 日付けで交換した「契約不適合等に関する覚書」第3項の規定により、下記の補修期限までに補修するよう請求します。

記

- 1 工事名称
- 2 補修事項 別添のとおり
- 3 補修期限 年 月 日

以上

(別紙様式3)(ハ)

年 月 日

契約不適合等の補修の代行に関する契約について

独立行政法人都市再生機構
支社長 殿

住 所
会社名
代表者名 印

下記工事の契約不適合等に関しては、 年 月 日付けで交換した「契約不適合等に関する覚書」第6条の規定に基づき、別紙のとおり と、契約不適合等の補修の代行に関する契約を締結したので、お届けします。

つきましては、覚書の範囲内における契約不適合等と機構が認められたものについては、直接 に契約不適合等の補修の請求をお願いします。

なお、これにより生じる一切の問題について、異議の申立てをしないことを念のため申し添えます。

記

- 1 工事名称
- 2 代行期間 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
- 3 代行者 住 所
氏 名
連絡先

以 上

(別添様式第2号) (ハ)

年 月 日

契約不適合等補修請求書

契約不適合等処理担当責任者

殿

契約不適合等処理担当責任者

独立行政法人都市再生機構 支社

印

下記の補修事項は、 年 月 日付けで貴殿と当機構との間で締結した工事請負契約第41条に規定する契約不適合又は工事請負契約において特約する保証基準に該当すると認められるので、 年 月 日付けで交換した「契約不適合等に関する覚書」第3項の規定により、下記の補修期限までに補修するよう請求します。

記

- 1 工事名称
- 2 補修事項 別添のとおり
- 3 補修期限 年 月 日

以上

(別添様式第3号)(ハ)

年 月 日

契約不適合等補修に関する申入れ書

契約不適合等処理担当責任者 殿

契約不適合等処理担当責任者

独立行政法人都市再生機構 支社

印

下記の補修事項は、 年 月 日付けで貴殿と当機構との間で締結した工事請負契約（以下「請負契約」という。）第41条第1項ただし書（契約不適合の履行の追完に過大な費用を要するとき。請負契約において特約する保証基準において同様の規定がある場合はこれを含みます。）に規定する契約不適合と認められますので、当機構で補修することとしました。

つきましては、補修完了後、当該補修に要した費用を請求することとしましたので、あらかじめ御了承ください。

このことにつき、異議のある場合は、請負契約第41条又は請負契約書において特約する保証基準の規定に基づき、速やかに、貴殿において補修されるよう申し入れます。

記

- 1 工事名称
- 2 補修事項 別添「 」による。
- 3 補修期限 年 月 日

以 上

(別添様式第4号) (イ) (ハ)

年 月 日

契約不適合等補修成績考査表

団 地 名			
工 事 件 名			
請 負 業 者			
契約不適合等処理方法・責任者		直轄・代行：	氏 名
契約不適合責任期間		年 月 日 ~ 年 月 日	
対 象 概 要	工 法・階 数 棟 数・戸 数	(在 来 ・ P C) 棟	階 建 戸
考 査 項 目			評 価
(1) 補修工事処理状況度			
(2) 入居者対応			
(3) 契約不適合等処理業務への協力度			
(4) そ の 他 ()			
(平 均 点)			
評 定 者 (担当者)		(直 轄 ・ 委 託 :)	
(注) 評価は5点法で記入し、評価の平均は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位を記入する。			
総 合 判 定	技術監理担当部長 殿 年 月 日 契約不適合等の補修について、不可と認められるので、報告します。 住まいセンター所長		
	不可 の具 体的 理由		
支社(本部)長 殿		年 月 日	
契約不適合等の補修について、不可と認められるので、報告します。 技術監理担当部長			

(注) エリア経営センターにおいて使用する場合、「住まいセンター」とあるのは、「エリア経営センター」として使用するものとする。

契約の保証に関する事項について

1 落札者は、工事請負契約書の提出とともに、以下(1)から(4)のいずれかの書類を提出しなければならない。

(1) 契約保証金に係る契約保証金収納報告票・提出書

イ 契約保証金収納報告票・提出書は、「収納金取扱銀行等」に契約保証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。

ロ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当課の指示に従うこと。

ハ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、工事請負契約書第50条第6項の規定により機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

ニ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに契約保証金の払戻しを求める旨の契約保証金払戻請求書を提出すること。なお、払戻しする契約保証金には、利息を付けないものとする。

(2) 債務不履行による損害金の支払いを保証する金融機関等の保証に係る保証書

イ 債務不履行により生ずる損害金の支払の保証ができる者は、出資の受け入れ、預かり金及び金利等の取り締まりに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の受け入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。

ロ 保証書の宛名の欄には、「〇〇本部長〇〇〇〇」と記載するように申し込む。

ハ 保証債務の内容は工事請負契約書に基づく債務不履行による損害金の支払いであること。

ニ 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込む。

ホ 保証金額は、契約保証金の金額以上とする。

へ 保証期間は、工期を含むものとする。

ト 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後6ヶ月以上確保されるものとする。

チ 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を

変更する場合等の取扱いについては、契約担当課の指示に従う。

リ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除された場合には、金融機関等から支払われた保証金は、工事請負契約書第 50 条第 6 項の規定により都市機構に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

ヌ 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、工事完成後、契約担当課から保証書の返還を受け、銀行等に返還する。

(3) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

イ 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。

ロ 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「〇〇本部長〇〇〇〇」と記載するように申し込む。

ハ 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込む。

ニ 保証金額は、一般競争入札によった工事請負契約にあっては請負代金額の 10 分の 3 以上、その他の工事請負契約等にあっては請負代金額の 10 分の 1 以上（ただし、低入札価格調査を受けた者との契約については請負代金額の 10 分の 3 以上。）とする。

ホ 保証期間は、工期を含むものとする。

ヘ 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、契約担当課の指示に従う。

ト 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除された場合には、保険会社から支払われた保証金は、工事請負契約書第 50 条第 6 項の規定により都市機構に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(4) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

イ 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。

ロ 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込む。

ハ 保険証券の宛名の欄には、「〇〇本部長〇〇〇〇」と記載されるように申し込む。

ニ 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込む。

ホ 保険金額は、一般競争入札によった工事請負契約にあっては請負代金額の 10 分の 3 以上、その他の工事請負契約等にあっては請負代金額の 10 分の 1 以上（ただし、低入札価格調査を受けた者との契約については請負代金額の 10 分の 3 以上）とする。

へ 保険期間は、工期を含むものとする。

ト 請負代金額の変更により保険金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当課の指示に従う。

チ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除された場合には、保険会社から支払われた保険金は、工事請負契約書第 50 条第 6 項の規定により都市機構に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

2 (1)の規定による金融機関等が交付する金融機関等の保証に係る保証書、保険会社等が交付する公共工事履行保証証券に係る証券又は保険会社が交付する履行保証保険契約に係る証券の提出に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）であって金融機関等が定め契約担当役の認める措置を講ずることができる。

当該措置について、受注者は、電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報及び認証情報を契約担当役に提供し、契約担当役は、当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧する方法とする。

※電子証書等 電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により発行された保証書又は証券をいう。

※電子証書等閲覧サービス 電子証書等を電気通信回線を通じて発注者等の閲覧に供するために、電子計算機を用いた情報処理により構築されたサービスであって、保険会社又は保証事業会社が指定するものをいう。

※契約情報 電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号をいう。

※認証情報 電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号に関連付けられたパスワードをいう。

この場合において、落札者は当該保証書又は証券を提出したものとみなす。

なお、保険会社の発行する電子証書等については、暫定的な取扱いとして電子メールを用いて提出することができる。この場合の提出方法については、保険会社、契約担当役等に確認し、指定された手順を踏むこと。

3 1の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、契約の保証を付さなくてもよいものとする。

(1) 工事請負契約書の作成を省略することができる工事請負契約である場合。

(2) ガス事業会社とガス工事請負契約を締結するとき。

○ 前払金の保証について

前払金（中間前払金を含む）の保証に係る保証証書の寄託について、原則、受注者は、電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書（電磁

的記録により発行された保証証書をいう。以下同じ。)を閲覧するために用いる保証契約番号及び認証情報を契約担当役に提供し、契約担当役は、当該保証契約番号及び認証情報を用いて当該電子証書を閲覧する方法とする。

以 上

契約保証金収納報告票・提出書

金額	
工事件名	

令和 年 月 日

上記の金額を保証金として提出します。

独立行政法人都市再生機構
殿

住 所 _____

商号または名称 _____

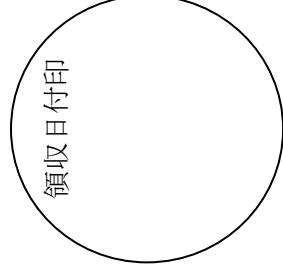
代 表 者 _____

【振 込 者】



都市再生機構

印 鑑



② (振込者 機構用)

〔注〕 契約保証金の払戻し時に、印鑑照合を行うので、印影を鮮明にすること。

上記工事請負契約等の
締結に当たり、上の金
額を受領しました。

契約保証金払戻請求書

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構
殿

住 所

商 号

代表者

印

工事の完成に伴い、下記契約保証金の払い戻しを請求します。

金 _____ 円

振 込 銀 行	預金の種別	口 座 名	口 座 番 号

建設業退職金共済制度の取り扱い

建設業退職金共済制度の掛金収納書届

(新規・追加)

都市再生機構

殿

印

受注者名

工 事 名 :

工 事 場 所 :

契 約 金 額 :

工 期 : 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

<理由等記載欄>

- (1) 受注者は、勤労者退職金共済機構の行う建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）に加入し、同機構の発行する発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を掛金収納書届（別紙1）に添付し、原本を契約担当課に、写しを監督員にそれぞれ提出すること。
- (2) 前項の掛金収納書届は、工事請負契約締結後1ヶ月以内（電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後40日以内）に提出すること。ただし、工事請負契約締結当初は工場製作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を添付できない場合は、掛金収納書届の理由等記載欄にその理由及び共済証紙の購入予定時期を記入し提出すること。
- (3) 受注者は、前項ただし書きによる場合、請負契約額の増額変更があった場合等において、共済証紙を追加購入したときは、当該共済証紙に係る収納書を掛金収納書届（追加）に添付し、工事完成時まで、原本を契約担当課に、写しを監督員にそれぞれ提出すること。なお、追加購入をしなかったときは、掛金収納書届（追加）の理由等記載欄にその理由を記入し提出すること。
- (4) 受注者は、契約担当チーム又は監督員から共済証紙の購入状況を把握するために必要な資料の提出を求められた場合、これを提出すること。
- (5) 共済証紙の購入については、必要な枚数を購入すれば十分であることから、建退共制度の対象労働者及びその就労予定日数を的確に把握するよう努めること。的確な把握が困難な場合において、勤労者退職金共済機構が定めた「共済証紙購入の考え方について」を参考とする際は、「労働者延べ就労予定数」の7割が、建退共制度の対象労働者であると想定して算出された値が示されていることを踏まえ、当該値に（対象工事における労働者の建退共制度加入率）／（70％）を乗じた値を参考とすること。
- (6) 受注者は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を添付すること。
- (7) 受注者は、下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を併せて購入して現物により交付すること、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に参入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び添付を促進すること。
- (8) 下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合に、同下請業者から、建退共制度への加入手続き、共済証紙の共済手帳への添付等の事務の委託があった場合には、受注者は、できる限り下請業者の事務の受託に努めること。
- (9) 受注者は、同機構から、工事現場に建退共制度適用事業主の工事現場である旨を明示する標識の掲示について要請があった場合、これに協力すること。

以 上

共済証紙購入の考え方について

下記は、総工事費に占める共済証紙代金の割合について、「労働者延べ就業予定数」の7割が建退共の被共済者であると仮定して算出したものである。
 したがって、これを実際に活用する際には、下記に、「[対象工事における労働者の加入率(%) / (70%)]を乗じた値を参考とすること。
 (注) 総工事費とは、請負契約額(消費税相当額を含む。)と無償支給材料評価額の合計額をいう。

総工事費	工事種別										
	舗装	橋梁等	隧道	堰堤	浚渫・埋立	その他の 土木	住宅 ・同設備	非住宅 ・同設備	設備	屋外の 電気等	機械器具 設置
1,000 ~ 9,999 千円	3.5/1000	3.5/1000	4.5/1000	4.1/1000	3.7/1000	4.1/1000	4.8/1000	3.2/1000	2.5/1000	2.9/1000	2.2/1000
10,000 ~ 49,999 千円	3.3/1000	3.2/1000	3.6/1000	3.8/1000	2.8/1000	3.6/1000	2.9/1000	3.0/1000	1.9/1000	2.1/1000	1.7/1000
50,000 ~ 99,999 千円	2.9/1000	2.8/1000	2.8/1000	3.1/1000	2.7/1000	3.1/1000	2.7/1000	2.5/1000	1.6/1000	1.8/1000	1.4/1000
100,000 ~ 499,999 千円	2.3/1000	2.1/1000	2.1/1000	2.5/1000	1.9/1000	2.3/1000	2.2/1000	2.1/1000	1.2/1000	1.4/1000	1.1/1000
500,000 千円以上	1.7/1000	1.6/1000	1.9/1000	1.8/1000	1.7/1000	1.8/1000	2.0/1000	1.8/1000	1.1/1000	1.1/1000	1.1/1000

別 紙
(様式1)

「施工計画」(及び技術提案)において機構が評価した項目

工事件名： 工事

受注者：

評価項目	評価した内容
品質管理に係る施工計画	
工事現場における環境配慮への取組み	

以 上

(様式2)

令和 年 月 日

殿

独立行政法人都市再生機構

当機構が評価した「施工計画」(及び技術提案)の中止(又は停止)について(通知)

施工計画・技術提案の履行に係る覚書2に基づき、以下の提案について履行を中止(又は停止)するよう通知します。

速やかに、以下の提案について履行の中止(又は停止)を行い、その状況について監督員の確認を受けてください。本通知にもかかわらず履行を中止(又は停止)しない場合は、工事成績評定における減点対象となります。

なお、当該提案の中止(又は停止)については、当機構の判断によるものであり、当該提案の中止(又は停止)に基づく請負代金の減額変更は行いません。

工事件名：

評価項目	中止(又は停止)の理由
品質管理に係る施工計画	
工事現場における環境配慮への取組み	

以上

(様式 3)

総括監督員 (氏名)
 検査員 (氏名)
 主任監理員 (氏名)
 監理員 (氏名)

施工計画（及び技術提案）に係る実施状況の確認書（チェックリスト）

工事件名：

受注者：

評価項目	評価した内容	実施確認 予定時期	主任監理員		総括監督員 確認	成績評定 減点	実施状況の考察
			実施確認	未実施の 指摘			
品質管理に係る施工計画							
工事現場における環境配慮への取組み							
						合計	⇒最終減点⇒

※1 未実施の指摘については、別途文書により受注者に指示するものとする。

※2 未実施（一部実施の場合も含む）の場合は5点減点、指摘後実施の場合は1点減点、最大減点は20点減点

以上

(様式4)

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構
殿

機構により評価された「施工計画」(及び技術提案)の中止(又は停止)について(依頼)

施工計画・技術提案の履行に係る覚書5に基づき、以下の提案について履行の中止(又は停止、若しくは内容変更)を依頼します。

工事件名：

評価項目	中止(又は停止)の理由
品質管理に係る施工計画	
技術提案工事現場における環境配慮への取組み	

(添付書類)

施工計画書 一式

以上

(様式5)

令和 年 月 日

殿

独立行政法人都市再生機構

「施工計画」(及び技術提案)の中止(又は停止)依頼について(回答)

令和 年 月 日付で依頼いただきました「機構により評価された「施工計画」(及び技術提案)の中止(又は停止)について(依頼)」について以下のとおり回答いたします。

なお、当該提案の中止(又は停止)については、当機構としても適当であると判断できることから、当該提案の中止(又は停止)に基づく減額変更は行いませんが、提案履行の中止(又は停止)依頼を承諾しない項目について、貴社の判断で中止(又は停止)した場合は、工事成績評定における減点対象となります。

工事件名：

評価項目	中止(又は停止)の理由	回答	回答の理由
品質管理に係る施工計画			
工事現場における環境配慮への取組み			

以 上

(中間) 前払金請求書

金 円
 うち消費税率〇% 消費税額 金 円

ただし、.....の請負代金額.....円の /10 以内

上記のとおり請求します。

令和 年 月 日

受注者 住 所
 氏 名

印 ※1

登録番号 T0000000000000

独立行政法人都市再生機構

殿

振込銀行名	預金の種別	口座番号	口座名義
〇〇銀行〇〇支店	別口普通		株式会社 UR 建設
0 1 2 3 4 5 6	1	0 1 2 3 4 5 6	か) ユーアールケンセツ

- ※ 1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）：
 担 当 者（会社名・部署名・氏名）：
- ※ 2 連絡先（電話番号） 1 ：
 連絡先（電話番号） 2 ：
- ※ 1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。
- ※ 2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

- 備考 1 金額は、アラビア数字で記載のこと。
 2 中間前払の場合は、「中間前払金請求書」とすること。

中間前金払認定請求書

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構
殿

受注者 住所
氏名

印

下記の工事について、中間前金払の請求をしたいので、認定を請求します。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
請負代金額	金 円
摘 要	

以 上

工 事 履 行 報 告 書

工事名			
工 期			
日 付			
月 別	予定工程 % () は工程変更後	実施工程 %	備 考
(記事欄)			

(添付)

- ・ 工程表 (工期1/2以上、進捗額が契約額の1/2以上を示す工程表)
- ・ 「認定通知書」送付用封筒 (切手貼付)

総主任	主任 監理員	監理員
※ 1	※ 1	※ 1

現 場 代理人	監理 (主任) 技術者
※ 1	※ 1

※ 1 電子印又は記名でも可。

報告者：〇〇 〇〇

事故報告書							
事故等の種類※1	①労働災害 ②負傷公衆災害 ③もらい事故 ④物損公衆災害 ⑤その他			工事事務所名	企画第4課工事監理(〇〇エリア)		
				工事監理者	〇〇設計事務所 (主任監理員:〇〇 〇〇)		
発生の日時	〇月〇日 00:00頃	天候	晴れ	発生場所	〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇〇		
工事件名	〇〇〇〇団地建設その他工事			履行期間	始:H00.00.00 至:H00.00.00	請負金額	000,000(千円)
受注者名	(株)〇〇〇〇建設			現場代理人名 (連絡先)	〇〇 〇〇 000-0000-0000		
監督業務受注者	(株)〇〇〇〇建築設計事務所			主任監理員名 (連絡先)	〇〇 〇〇 000-0000-0000		
工事等の概要	対象工事の概要を簡潔に記載						
事故等の内容	氏名 (イニシャル)	年齢	性別	職業	所属	死・傷等病名と その程度	入院先等
	R. H	00	男	とび工	(株)〇〇建設	〇〇部骨折 (全治〇ヶ月)	〇〇〇〇病院
	発生日時、概要、被害者の有無、公衆災害の有無、近隣施設又は隣地への被害の拡大の有無等を簡潔に記載						
受注者との関係	元請・下請 ()の社員 その他() ※被害者があった場合、関係を記載						
事故等発生当時の状況	事故発生時から報告までを時系列ごとに簡潔に記載						
事故等の原因	発生した事象の原因を分析して簡潔に記載 (人的要因、自然現象、工事の特性等発生原因の分析)						
事故等処理状況及び対応措置	時系列ごとに対応、措置内容を記載 ・被害者があった場合の応急処置、対応 ・インフラ等に被害があった場合の対応及びお客様への応急措置 ・関係諸官庁への報告状況及び指導等の有無 ・復旧予定時刻(完了時刻)及び明日以降の予定						
事故発生箇所に係る施工計画または施工要領の概要	発生した事故・事象が工事に起因する場合に記載する … 該当する工事に係る施工計画書及び施工要領書に記載されている作業手順、安全管理の方法や作業場の安全確認方法を確信した上で本件事故発生要因を分析 → 計画で行うべきとしていた事項と実際行われていた事項の比較・分析を行い事故の発生要因を分析する ※第1報では不要だが初動対応が落ち着いた段階で工事再開に向けて速やかに検証を行うこと						
事故発生箇所に係る工事監理方針	発生した事故・事象が工事(監理)に起因する場合に記載する … 該当する工事に係る作業手順及び完全に関する工事監理方法の確認 → 施工内容に対し行うこととなっていた工事監理の内容と実際の工事監理の相違点等を分析する ※第1報では不要だが初動対応が落ち着いた段階で工事再開に向けて速やかに検証を行うこと						
再発防止策	施工計画等及び工事監理の計画と実態の差異を把握し、再発防止に向けて講ずべき措置を確立し、工事事務所、必要に応じて工務グループへ報告を行う ※周知徹底、厳格化等の表現上の措置にとどまらず具体的に防止策を策定する						
監督官庁等の動向	・第三者、作業員に死傷者がいた場合には容体確認を優先するとともに、労働基準監督署、警察署等関係部署との動向について記載する ・関係諸官庁の動向により、社会性が高いと判断される場合には至急、監督員を経て本部等へその旨の報告を行う						

※ 個人情報が含まれないよう記載する。

※1 事故の分類

- ①労働災害：工事作業が起因して工事関係者が死傷 / ②負傷公衆災害 工事作業が起因して当該工事関係者以外の第三者が死傷
 ③もらい事故：第三者の行為が起因して工事関係者が死傷
 ④物損公衆災害：工事作業が起因して当該工事関係者以外の第三者の資産に損害 / ⑤その他：上記に該当しない事故・不具合等

事故データベースに登録する事故報告書の提出対象事故について

SASセンター（建設事故報告センター）への登録は、次に掲げる事故が発生した場合とする。

※ これら事故の分類に関する判断は、工務班で行うものとする。その他の事故については、特に工務班の指示が無い限り事故データベースへ登録する事故報告書を提出する必要は無い。

事故の分類	事故の定義	出典その他
労働災害（工事作業が起因して、工事関係者が死傷した事故）	<p>工事作業場内及びその隣接区域（以下工事区域という）において工事関係作業が起因して、工事関係者が死亡あるいは負傷した事故。</p> <p>資機材・工場製品輸送作業（工事共通仕様書の総則「1.2.8 交通安全管理」に規定された安全輸送上の計画に記載された作業、以下輸送作業という）が起因して工事関係者が死亡あるいは負傷した事故。</p> <p>なお、ここでいう負傷とは<u>休業4日以上</u>の負傷をいう。</p> <p>※ 工事作業場：工事を施工するに当たって作業し、材料を集積し、又は機械類を置く等工事のために、固定あるいは移動柵等により周囲から明確に区分して使用する区域内をいうものとする。</p> <p>※ 隣接区域：本来、工事作業場外での作業は禁じられているが、適切な安全対策のもとに作業上やむを得ず使用する工事作業場に接続した区域</p>	<p>負傷の<u>休業4日以上</u>とは労働安全衛生規則第97条による。</p> <p>作業員の通勤途上の交通事故に関しては、労働災害の適用を受ける、いわゆる労働災害には該当するが、工事事務防止の観点から外れているため、事故報告書作成対象外とする。</p>
もらい事故（第三者の行為が起因して、工事関係者が死傷した事故）	<p>工事区域において、当該関係者以外の第三者が起因して工事関係者が死亡あるいは負傷した事故。</p> <p>なお、ここでいう負傷とは<u>休業4日以上</u>の負傷をいう。</p>	<p>輸送作業中のもらい事故は、交通事故の要因が大きいため、事故報告書作成対象外とする。</p>
死傷公衆災害（工事作業が起因して、当該工事関係者以外の第三者が死傷した事故）	<p>工事区域における工事関係作業及び輸送作業が起因して当該工事関係者以外の第三者が死傷した事故。</p> <p>なお、ここでいう<u>第三者の負傷</u>とは<u>休業4日以上</u>若しくはそれに相当する負傷をいう。</p>	<p>公衆災害の物損事故に関しては、輸送車両によるブロック塀の損傷といった事故は事故報告書作成対象外とする。また、水道管の損壊といった事故は、第三者の死傷に繋がる可能性が低いと判断されるものに関しても事故は事故報告書作成対象外とする。</p>
物損公衆災害（工事作業が起因して、当該工事関係者以外の第三者の資産に損害が生じた事故）	<p>工事区域における工事関係作業及び輸送作業が起因して第三者の資産に損害を与えた事故であって、第三者の死傷に繋がる可能性の高かった事故。</p>	
軽微な事故	<p>休業4日未満の負傷、また当事者の資産に損害が生じた事故であって、大事故に繋がる恐れのある事故、または安全面で再発防止等の必要があり、受注者に対する指導が必要と思われる事故。</p> <p>作業員の不注意等による軽微な事故は除く。</p>	

投入マテリアル量の集計について

「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」(略称：環境配慮促進法)(令和16年6月2日公布)に基づく「環境報告書」作成のための事業活動(工事施工)に係る環境負荷物質等の集計について、受注者は、以下の要領に従って集計表を作成し、監督員に提出する。

1 集計品目

受注者の工事及び現場事務所(下請け業者の現場事務所も含む)における環境負荷物質等の集計は、下記の品目を対象とする。

- ① 電気使用量
- ② ガス使用量(プロパンガスと都市ガスの種別ごと)
- ③ 灯油使用量
- ④ 上下水道使用量

2 作成方法

集計にあたっては、**様式編-07 その他**「令和○年度【工事単位】マテリアル入力シート(受注者入力用)」(以下、集計表という。)に必要事項を入力する。入力にあたり、各品目供給機関(電力会社、ガス会社等)発行の伝票等を用い月毎の使用量を集計する。

※1 建築工事受注者等が幹事工区として一括清算している場合は、建築工事受注者等が一括清算している使用量を記入する。また、その場合の一括清算している建築工事受注者等以外の工事受注者(別途都市機構から受注している同現場の工事受注者)は「幹事工区による」と集計表の備考欄に記載し、使用量は「0」と記入する。

(受注者間の負担割合で按分し、自社分の使用量を算出する手間を省くため。)

※2 都市機構監督員事務所の負担がない(幹事工区の受注者でない)場合は、「負担なし」と集計表の備考欄に記載する。

3 提出方法

作成した集計表は監督員に確認の上、指定された媒体に保存し、監督員に提出する。工期が当年度内に終了するものは工期末に、工期が数年度にまたがる場合は、年度単位で集計し提出する。

4 その他の留意点

集計表に入力される方は、以下の点に留意されたい。

- ・1つの工事に対し1つの工事単位入力シートを作成する。
- ・入力が終了したら【別名保存】し、工事名がわかる名称で保存する。
- ・工事名、事務所名、支社名等の入力欄は正確に入力する。

以 上

バルコニー点検

外壁修繕その他におけるバルコニー点検と工事完了報告書への記載事項の確認

1. バルコニー点検対象住棟の確認

下記(a)～(e)を除く住棟の、下記(f)～(k)を除くバルコニーを点検する。

(a)	昭和52年度以降に管理開始した住棟
(b)	建替事業着手団地の住棟
(c)	PC、HPC工法の住棟
(d)	増築住棟(BOX住棟を除く(*1)。)
(e)	過去3年以内にバルコニー点検を実施した住棟
(f)	連続バルコニーの各戸に物置形態のRC造の壁があるバルコニー(*2)
(g)	ベイバルコニー
(h)	バルコニー無し
(i)	鉄筋位置を正常に保持させるため特殊スペーサーを使用しているバルコニー(調査対象開始年度:47～50年度)
(j)	片持ち梁を有するバルコニー
(k)	過去に支柱方式、逆梁方式及びブラケット方式で補強したバルコニー

[注] (*1)BOX住棟の増築部分は、PC工法建物であることから、点検対象外とする。

(*2)隔て板がRC壁形態の場合を含む。

2. 工事完了報告書(引継ぎ、保存用)への記載事項

・バルコニー・手摺点検チェック表

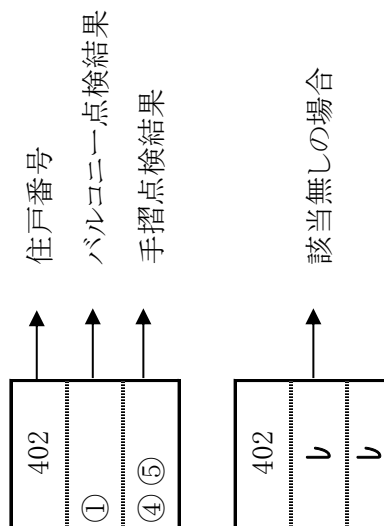
以上

〇〇〇団地バーコード・手摺点検チェック表

〇〇号棟

506	505	504	503	502	501
406	405	404	403	402	401
306	305	304	303	302	301
206	205	204	203	202	201
106	105	104	103	102	101

※凡例



バルコニー点検票

バルコニー点検項目

点検内容		非安全性の判定の目安
①	バルコニー基部に明らかに構造亀裂と認められるものが相当長さにわたって発生しているもの	<ul style="list-style-type: none"> 亀裂巾：0.2mm以上（名刺1枚の厚さ程度） 亀裂長：バルコニー長さの1/2以上
②	バルコニーの隔板と躯体との間に隙間が生じ、ボルト取付け部に異常が発生しているもの（隔板バルコニー手摺側についても点検）	<ul style="list-style-type: none"> 隔板取付ボルトが外れかかっているものがある
③	コンクリート袖手摺基部と躯体壁との間に亀裂及び隙間が生じているもの。	<p>〔鋼製枠手摺〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 手すり取付ボルトがはずれかかっているもの 〔コンクリート手すり〕 コンクリート手摺壁面基部の亀裂が上下に貫通しているもの

バルコニー・腰窓手すり点検項目

点検内容		非安全性の判定の目安
④	腐食、変型、欠損の有無及び取付状態の点検	<ul style="list-style-type: none"> 取付ボルトの破損又は滅失しているもの 取付ボルトの腐食が著しく、脱落の恐れがあるもの 支持部、コンクリート脚部等のひび割れが生じ、脱落又は転倒の恐れがあるもの
⑤	大平板等、目隠し材の欠損等の有無及び取付状態を点検	<ul style="list-style-type: none"> 目隠しパネルが破損しているもの 大平板等、目隠し材が脱落のおそれがあるもの
⑥	手すり子の取付状態を点検	<ul style="list-style-type: none"> ボルトナットに緩みがあり、締め直しが必要なものであるもの 手すり子が脱落の恐れがあるもの

令和 年 月 日

〇〇団地〇〇工事 施工完了確認表

工事件名：

対象団地：

対象住棟：〇〇号棟

施工部位：玄関扉内側、配管塗装

上記部位作業の完了及び注意事項の説明を下表のとおり確認しました。

501	502	503	504	505	506
印	印	印	印	印	印
401	402	403	404	405	406
印	印	印	印	印	印
301	302	303	304	305	306
印	印	印	印	印	印
201	202	203	204	205	206
印	印	印	印	印	印
101	102	103	104	105	106
印	印	印	印	印	印

印 = 監理員又は管理主任

- ※ 書式は参考とする
- ※ 確認の日付けを記載する
- ※ 居住者の印は受領しない

借用鍵の管理方法について

工事に際し各種鍵を借用する場合、紛失等に対する影響範囲が大きいため、以下の管理方法を原則とし、団地実態に合わせて、受注者～監督員間にて事前に運行等について確認し、紛失等が無いよう、管理を徹底すること。

1 管理責任者の選任

受注者は借用鍵の責任者（以下、管理責任者という）を受注者の社員から定め、監督員へ報告すること。（管理責任者は原則、現場代理人とする）。

2 種類別の留意事項

(1) 空家内覧用共通鍵（「空家修繕後」の玄関扉補助錠）及び共用部（給水施設は除く）の鍵

① 管理責任者又は受注者社員が各団地の管轄サービス事務所、団地管理連絡員等から必要の都度借用し、原則、借用当日返却すること。（借用当日に返却が出来ない場合は「4 当日返却できない場合」による。）

② 又貸し・複製は禁止とし、開錠・施錠の確認は、管理責任者又は受注者社員自ら行うこと。

③ 内覧時間と重ならない様、工事日程等の調整を行うこと。

(2) 空家工事管理用共通鍵（「空家修繕中」の玄関扉補助錠）

① 空家等工事業者が管理するものであるため、原則、発注者から受注者への貸し出しは行わない。

② 当該鍵が必要な場合は、受注者は空家等工事業者と鍵の開閉及び工事日程等の調整を行うこと。（空家等工事業者の連絡先等については、管轄の住まいセンターへ確認すること。）

3 キーボックス・借用簿の整備

(1) 借用鍵については、鍵付きの収納箱（キーボックス等）に格納し厳重に管理すること。（壁面への固定や鍵付きの机内等で保管し、外部に持ち出しができない措置を講じること。）

(2) 借用鍵の管理簿を受注者現場事務所内に整備し、鍵を持ち出す場合は持出し者名、持出し日時、返却日時等を管理簿に記載すること。（参考様式「借用鍵貸出簿」）

4 当日返却できない場合

(1) 鍵の借用は必要最小日数（最大1か月間）とし、鍵の借用期間を延長する場合、一旦鍵の返却を行い、改めて鍵借用の手続きを行うこと。

(2) 借用した鍵の返却については原則対面（ポストへの投函返却は原則禁止）で行うものとする。また、長期休暇期間は休暇前に一旦鍵を返却すること。

(3) 事前に各団地の管轄サービス事務所、団地管理連絡員等に内覧予定を確認し、内覧時間と重ならない様、工事日程等の調整を行うこと。

5 鍵を紛失した場合

(1) 監督員他全ての関係者に速やかに報告し、防犯措置を講ずること。

(2) 鍵紛失の影響範囲における防犯措置（鍵の交換等）に要する費用を、紛失した原因者に請求することになる為、鍵の取扱い・保管について厳重に管理すること。

以 上



令和〇年 〇月 〇日

〇〇団地 〇号棟 に
お住まいの皆様へ

独立行政法人 都市再生機構

工事完了(耐震分類変更)のお知らせ

当機構の業務につきましては、平素よりご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

このたび、当団地〇号棟につきましては、〇〇団地耐震改修工事（又は〇〇団地外壁修繕工事その他工事に係る耐震改修工事）を無事完了することができました。工事中は騒音・振動等のご迷惑をお掛けしました。皆様のご理解とご協力に心より感謝申し上げます。

なお本工事により当団地〇号棟の耐震性能が当初の分類〇から分類Ⅳとなったことをお知らせ致します。

※工事件名が「〇〇団地外壁修繕工事その他工事」のように耐震改修の記載が無い場合

なお本工事に含まれる耐震改修工事完了の結果、当団地〇号棟の耐震性能が当初の分類〇から分類Ⅳとなったことをお知らせ致します。

※改修前の分類を記載

記

1 対象棟：〇〇団地〇号棟

2 工事完了後の耐震性能：Ⅳ（耐震改修が不要な建物）

[お問い合わせ先]

◇建物の耐震性については◇

東日本賃貸住宅本部 住宅経営部 保全企画課





電話番号：03-5323-2611

※営業時間は、午前10時～12時/午後1時～午後5時（土・日・祝日及び年末年始を除く）

街に、ルネッサンス



晴雨表 (様式例)

		令和 年 月															
月	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
曜日		月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
天候		晴 	雨 	曇 	晴後雨 												
	平均気温	25	21	23	24												
	最高気温	29	24	25	28												
	最低気温	21	19	20	20												
	平均湿度	27	65	36	45												
備考 (工事への影響等)		防水工 事 中止															
		令和 年 月															
月	日	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
曜日		火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	
天候																	
	平均気温																
	最高気温																
	最低気温																
	平均湿度																
備考 (工事への影響等)																	

風速記録 (様式例)

		令和 年 月														
月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
日		月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
平均 風速 (m/s)	曜日	2.3	3.7	1.1												
	8:00~9:00	3.5	5.9	0.8												
	9:00~10:00	0.8	8.8	3.3												
	10:00~11:00	1.1	11.2	2.9												
	11:00~12:00	0.2	8.8	1.2												
	12:00~13:00	2.1	5.1	0.7												
	13:00~14:00	2.4	3.4	1.5												
	14:00~15:00	5.7	4.9	3.6												
	15:00~16:00	3.5	2.5	4.8												
	16:00~17:00	1.9	3.3	1.9												
17:00~18:00	2.4	5.8	2.5													
一日平均	8.2	13.5	5.4													
最大風速(m/s)																
備考(工事への影響等)			午前中 強風により 一時ゴンドラ 作業中断													
月		令和 年 月														
日		16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
曜日		火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
平均 風速 (m/s)	曜日															
	8:00~9:00															
	9:00~10:00															
	10:00~11:00															
	11:00~12:00															
	12:00~13:00															
	13:00~14:00															
	14:00~15:00															
	15:00~16:00															
	16:00~17:00															
17:00~18:00																
一日平均																
最大風速(m/s)																
備考(工事への影響等)																

受水槽等（コンクリートを除く）に関する保証書

1 保証の対象とする工事

(1) 工事名

(2) 引渡し日 令和 年 月 日

2 保証期間

保証期間は、工事請負契約書第 31 条第 4 項または第 5 項（第 38 条においてこれらの規定を準用する場合を含みます。）に規定する引渡しの日から 5 年間とします。

3 保証内容

保証責任者は、本工事で設置した受水槽、高置（高架）水槽及びし尿浄化槽（槽を支持する架台を含む。）（以下「受水槽等」といいます。）に漏水が発生した場合は、工事請負契約第 41 条に規定する契約不適合の有無に関わらず、無償で当該部分を補修し漏水を防止するとともに、漏水により建物に生じた損傷を補修します。ただし、当該の漏水が重要でなくかつ補修に過分の費用を要するときは、発注者の承諾のうえ、補修に代え損害の賠償を行います。

なお、漏水が工事請負契約第 41 条に規定する契約不適合に該当する場合、発注者から本保証責任によらず同契約第 41 条の規定に基づく契約不適合責任を求められたときは異議なく応じます。

4 適用の除外

漏水が次の事項に該当する場合は、保証責任者は保証責任を負わないものとします。

- (1) 天災地変その他不可抗力によるもの。
- (2) 使用者の管理不十分、使用上の不注意その他使用者の責めに帰すべき事由によるもの。
- (3) 第三者の故意又は過失によるもの。
- (4) 引渡後に使用者が行う修繕、増改築、模様替え等に起因するもの。
- (5) 本工事以外の関連工事の不備に起因するもの。

上記の通り保証いたします。

令和 年 月 日

(受注者)

住所

会社名

代表者

印

(メーカー)

住所

会社名

代表者

印

独立行政法人都市再生機構

本部

本部長

殿

屋根断熱施工に関する保証証書
(コンクリート・ブロック工法用)

- 1 工事名 (契約工事名)
- 2 施工箇所
団地名
施工場所
施工面積 (㎡)
- 3 工法名
- 4 指定工法メーカー仕様名称
- 5 完成年月日 (引渡日) 令和 年 月 日
- 6 補修保証終了年月日 令和 年 月 日
- 7 保証内容
(1) 補修保証の責任は、受注者と断熱工事施工者及び指定工法メーカーといたします。
(2) 補修保証期間は、完成年月日 (引渡日) から10年間といたします。
(3) 補修保証期間中に断熱材押さえ層及び断熱材の飛散・破損等が発生した場合には、受注者及び断熱工事施工者の責任でないことがあきらかである場合のほか、無償で断熱材押さえ層及び断熱材の補修手直しを行います。
(4) 補修保証期間中に、本工事が原因で、建物及び人体等に対し損害・損傷をあたえた場合は、その損害を保証いたします。
8. 保証条件
(1) 屋根断熱工事に関しては、責任施工といたします。
(2) 建物のある所在地における気象庁観測データの瞬間最大風速が6.1 m/s以下である場合といたします。
(3) 建物の高さが1.5 m以下である場合といたします。

上記のとおり保証いたします。

令和 年 月 日

(受注者)
住所
社名
代表者

(代表社印)

(断熱施工者)
住所
社名
代表者

(代表社印)

(指定工法メーカー)
住所
社名
代表者

(代表社印)

独立行政法人都市再生機構〇〇〇本部
〇〇〇本部長 〇〇 〇〇 殿

屋根断熱施工に関する保証証書
(7スアット成形板工法用)

- 1 工事名 (契約工事名)
- 2 施工箇所
団地名
施工場所
施工面積 (㎡)
- 3 工法名
- 4 指定工法メーカー仕様名称
- 5 完成年月日 (引渡日) 令和 年 月 日
- 6 補修保証終了年月日 令和 年 月 日
- 7 保証内容
(1) 補修保証の責任は、受注者と断熱工事施工者及び指定工法メーカーといたします。
(2) 補修保証期間は、完成年月日 (引渡日) から10年間といたします。
(3) 補修保証期間中に断熱材押さえ層及び断熱材の飛散・破損等が発生した場合には、受注者及び断熱工事施工者の責任でないことがあきらかである場合のほか、無償で断熱材押さえ層及び断熱材の補修手直しを行います。
(4) 補修保証期間中に、本工事が原因で、建物及び人体等に対し損害・損傷をあたえた場合は、その損害を保証いたします。
8. 保証条件
(1) 屋根断熱工事に関しては、責任施工といたします。
(2) 建物のある所在地における気象庁観測データの瞬間最大風速が6.1 m/s以下である場合といたします。

上記のとおり保証いたします。

令和 年 月 日

(受注者)
住所
社名
代表者

(代表社印)

(断熱施工者)
住所
社名
代表者

(代表社印)

(指定工法メーカー)
住所
社名
代表者

(代表社印)

独立行政法人都市再生機構〇〇〇本部
〇〇〇本部長 〇〇 〇〇 殿

屋根防水施工に関する保証証書

- 1 工事名 (契約工事名)
- 2 施工箇所
 団地名棟
 施工面積 (㎡)
- 3 工法名
- 4 工法メーカー仕様名称
 令和 年 月 日
- 5 完成年月日 (引渡日)
 令和 年 月 日
- 6 補修保証終了年月日
- 7 保証内容

(1) 屋根防水施工に関しては、責任施工といたします。
 (2) 補修保証の責任は、受注者と防水施工者及び製造所の連帯責任とします。
 (3) 補修保証期間は、完成年月日 (引渡日) から10年間といたします。
 (4) 補修保証期間中に漏水があった場合は、受注者の責任でないことがあきらかである場合のほか、無償で補修手直しを行い、漏水を防止するとともに当該漏水に伴い建物に生じた損傷を補修いたします。

上記のとおり保証いたします。

令和 年 月 日

(受注者)
 住所
 社名
 代表者

(防水施工者)
 住所
 社名
 代表者

(製造所)
 住所
 社名
 代表者

独立行政法人都市再生機構〇〇〇本部
 〇〇〇本部長 〇〇 〇〇 殿

外壁複合補修施工に関する保証証書
 (総合工事用)

- 1 工事名 (契約工事名)
- 2 施工箇所
 団地名棟
 施工面積 (㎡)
- 3 工法名
- 4 メーカー仕様名称
 令和 年 月 日
- 5 完成年月日 (引渡日)
 令和 年 月 日
- 6 補修保証終了年月日
- 7 保証内容

(1) 外壁複合補修施工に関しては、責任施工といたします。
 (2) 補修保証の責任は、受注者と複合補修施工者及びメーカーの連帯責任とします。
 (3) 補修保証期間は、完成年月日 (引渡日) から10年間といたします。
 (4) 補修保証期間中に、剥落、落下及びこれに起因して第三者に損害が発生したときは、受注者は当該箇所の無償補修及び第三者に対する賠償の責めを負うこととします。ただし、その原因が天災または地盤沈下等その他の不可抗力による場合はこの限りではありません。なお、賠償責任保険に加入していることを申し添えます。

上記のとおり保証いたします。

令和 年 月 日

(受注者)
 住所
 社名
 代表者

(複合補修施工者)
 住所
 社名
 代表者

(メーカー)
 住所
 社名
 代表者

独立行政法人都市再生機構〇〇〇本部
 〇〇〇本部長 〇〇 〇〇 殿

バルコニー床防水施工に関する保証証書

- 1 工事名 (契約工事名)
- 2 施工箇所
団地名 _____ 号棟 _____ 号室 (別紙添付とする。)
- 3 施工面積 (㎡)
- 4 指定工法メーカー仕様名称
- 5 完成年月日 (引渡日) 令和 年 月 日
- 6 補修保証終了年月日 令和 年 月 日
- 7 保証内容

(1) バルコニー床防水施工に関しては、責任施工といたします。
 (2) 補修保証の責任は、受注者と防水施工者及びメーカーの連帯責任とします。
 (3) 補修保証期間は、完成年月日 (引渡日) から5年間といたします。
 (4) 補修保証期間中に漏水があった場合は、受注者の責任でないことがあきらかである場合のほか、無償で補修手直しを行い、漏水を防止するとともに当該建物に生じた損傷を補修いたします。

上記のとおり保証いたします。

令和 年 月 日

(受注者)
住所
社名
代表者

(代表社印)

(防水施工者)
住所
社名
代表者

(代表社印)

(メーカー)
住所
社名
代表者

(代表社印)

独立行政法人都市再生機構〇〇〇本部
 〇〇〇本部長 〇〇 〇〇 殿

階段室床防水施工に関する保証証書

- 1 工事名 (契約工事名)
- 2 施工箇所
団地名 _____ 号棟 _____ 号室 (別紙添付とする。)
- 3 施工面積 (㎡)
- 4 指定工法メーカー仕様名称
- 5 完成年月日 (引渡日) 令和 年 月 日
- 6 補修保証終了年月日 令和 年 月 日
- 7 保証内容

(1) 階段室床等防水施工に関しては、責任施工といたします。
 (2) 補修保証の責任は、受注者と防水施工者及びメーカーの連帯責任とします。
 (3) 補修保証期間は、完成年月日 (引渡日) から5年間といたします。
 (4) 補修保証期間中に漏水があった場合は、ノンスリップ部分からの漏水等受注者の責任でないことがあきらかである場合のほか、無償で補修手直しを行い、漏水を防止するとともに当該建物に生じた損傷を補修いたします。
 (5) 防水材の変褐色(黄変)は、免責といたします。

上記のとおり保証いたします。

令和 年 月 日

(受注者)
住所
社名
代表者

(代表社印)

(防水施工者)
住所
社名
代表者

(代表社印)

(メーカー)
住所
社名
代表者

(代表社印)

独立行政法人都市再生機構〇〇〇本部
 〇〇〇本部長 〇〇 〇〇 殿

塗膜防水施工に関する保証書

- 1 工事名 (契約工事名)
- 2 施工箇所
 団地名
 施工場所
 施工面積 (㎡)
- 3 工法名
- 4 メーカー仕様名称
- 5 完成年月日 (引渡日) 令和 年 月 日
- 6 補修保証終了年月日 令和 年 月 日
- 7 保証内容
 (1) 塗膜防水施工に関しては、責任施工といたします。
 (2) 補修保証の責任は、受注者と防水施工者及びメーカーの連帯責任とします。
 (3) 補修保証期間は、完成年月日 (引渡日) から5年間といたします。
 (4) 補修保証期間中に漏水があった場合は、受注者の責任でないことがあきらかである場合のほか、無償で補修手直しを行い、漏水を防止するとともに当該漏水に伴い建物に生じた損傷を補修いたします。

上記のとおり保証いたします。

令和 年 月 日

(受注者)
住所
社名
代表者

(代表社印)

(防水施工者)
住所
社名
代表者

(代表社印)

(メーカー)
住所
社名
代表者

(代表社印)

独立行政法人都市再生機構〇〇〇本部
〇〇〇本部長 〇〇 〇〇 殿

外壁目地防水工法施工に関する保証書

- 1 工事名 (契約工事名)
- 2 施工箇所
 団地名
 棟
 施工長さ (m)
- 3 工法名
- 4 メーカー仕様名称
- 5 完成年月日 (引渡日) 令和 年 月 日
- 6 補修保証終了年月日 令和 年 月 日
- 7 保証内容
 (1) 外壁目地防水工法施工に関しては、責任施工といたします。
 (2) 補修保証の責任は、受注者と防水施工者及び補修保証連帯保証人の連帯責任とします。
 (3) 補修保証期間は、完成年月日 (引渡日) から5年間といたします。
 (4) 補修保証期間中に漏水があった場合は、受注者の責任でないことがあきらかである場合のほか、無償で補修手直しを行い、漏水を防止するとともに当該漏水に伴い建物に生じた損傷を補修いたします。

上記のとおり保証いたします。

令和 年 月 日

(受注者)
住所
社名
代表者

(代表社印)

(防水施工者)
住所
社名
代表者

(代表社印)

独立行政法人都市再生機構〇〇〇本部
〇〇〇本部長 〇〇 〇〇 殿

バルコニー床シート張り工事に関する漏水保証書（床シート張り耐水工法＋塗膜防水）

- 1 工事名（契約工事名）
- 2 施工箇所
 団地名
 施工場所
 施工面積（㎡）
- 3 工法名
- 4 メーカー仕様名称
- 5 完成年月日（引渡日）
- 6 補修保証終了年月日
- 7 保証内容
 (1) バルコニー床シート張り施工に関しては、責任施工といたします。
 (2) 補修保証の責任は、以下に記載する責任範囲において受注者との連帯責任とします。
 ①床材施工者
 ②床材製造所
 ③防水材施工者
 ④防水材製造所
 (3) 補修保証期間は、完成年月日（引渡日）から5年間といたします。
 (4) 補修保証期間中に漏水があった場合は、受注者の責任でないことがあらかたである場合のほか、無償で補修手直しを行い、漏水を防止するとともに当該漏水に伴い建物に生じた損傷を補修いたします。

上記のとおり保証いたします。

令和 年 月 日

(受注者)
 住所
 社名
 代表者
 (防水施工者)
 住所
 社名
 代表者
 (ビニル床施工者)
 住所
 社名
 代表者
 (防水材製造所)
 住所
 社名
 代表者
 (ビニル床材製造所)
 住所
 社名
 代表者

独立行政法人都市再生機構〇〇〇本部
 〇〇〇本部長 〇〇 〇〇 殿

植栽工事に関する保証書

1 保証の対象とする工事

(1) 工事名（契約工事名）

(2) 引渡日 令和 年 月 日

2 保証期間

保証期間は、工事請負契約書第31条第4項又は第5項（第38条においてこれらの規定を準用する場合を含みます。）に規定する引渡しの日から1年間とします。

3 処理担当責任者

氏名 _____

4 保証内容

受注者は、本工事で植栽した樹木類及び地被類（一年生草本類は除く。以下「植栽」という。）が枯死、枝条枯損、樹形不良などとなった場合は、無償で対象植栽の植え替えを行います。

また、当該現象が工事請負契約書第41条に規定する契約不適合に該当する場合は、発注者から本保証責任によらず同条の規定に基づき契約不適合責任を求められたときは、異議なく応じます。

5 適用の除外

次の事項に該当する場合は、受注者は枯補償の責任を負わないものとします。

- (1) 天災地変その他不可抗力によるもの。（地震、水害、雪害、凍結等）
- (2) 引渡後の管理上の不注意その他発注者の責めに帰すべき事由によるもの。
- (3) 第三者の故意又は過失によるもの。
- (4) 引渡後に発注者が行う工事等に起因するもの。
- (5) 本工事以外の工事の不備に起因するもの。

上記のとおり保証いたします。

令和 年 月 日

(受注者)
 住所
 社名
 代表者
 (代表社印)

独立行政法人都市再生機構〇〇支社
 〇〇〇支社長 〇〇 〇〇 殿

保存書類一覧

※標準的な外壁修繕工事の場合の例

格納 ファイル番号	大分類	中分類	詳細文書件名	補足事項	紙	データ	チェック欄		
1 / ◎	1 契約関係書類	-	工事関係書類(引継用)受領書	引継ぎ完了後、1冊目のファイルの頭に綴じる	●	●			
		①	契約書	契約書一式 変更契約書 着工日通知書(フレックス工期適用の場合)	● ● ●	● ● ●			
		②	契約不適合等に関する覚書		●	●			
		③	契約不適合等処理担当者届等	契約不適合等処理担当責任者の通知	●	●			
		④	契約不適合等補修の代行に関する契約について	代行する場合のみ	●	●			
		⑤	発注時工事カルテ受領書(写)		●	●			
		⑥	変更時工事カルテ受領書(写)		●	●			
		⑦	完了時工事カルテ受領書(写)		●	●			
		⑧	現場代理人届		●	●			
		⑨	主任(監理)技術者届		●	●			
		⑩	工程表(契約時の計画工程表)		●	●			
		⑪	実施工程表		●	●			
2 / ◎	2 検査関係	①	住戸・共用部検査カルテ	検査カルテA 検査カルテB 検査カルテC	● ● ●	● ● ●			
			3 発生材関係	①	建設リサイクル法関連書類	建設リサイクル通知書 再生資源利用計画書 再生資源利用促進計画書 再生資源利用実施書 再生資源利用促進実施書 電子マニフェスト受渡確認表(一覧表) 産業廃棄物管理票(マニフェスト)	● ● ● ● ● ● -	● ● ● ● ● ● ●	
					②	建設副産物利用促進実施集計表		●	●
3 / ◎	4 施工体制関係	①			施工体系図	施工体系図	●	●	
		②			施工体制台帳	施工体制台帳	-	●	
						下請業者一覧	●	●	
3 / ◎	5 使用材料関係	①			使用材料報告書(居室の内装に係る材料)		●	●	
		②	使用材料報告書(居室の内装以外に係る材料)		●	●			
		③	使用材料報告書(屋外工事)		●	●			
3 / ◎	6 協議・報告書関係	①	四連報告書/協議記録書/ワンレス	軽微な変更に係る協議結果(ワンレス) 報告・協議書(四連報告書)	● ●	● ●			
				②	軽微な変更に係る協議結果(協議記録書)	業務打合せ記録簿(定例会議議事録等)	-	●	
		③	近隣及び第三者との折衝記録		●	●			
4 / ◎	7 保全工事関係 (試験報告書等)	-	-	保全工事関係リスト(目次)	●	●			
		①	エポキシ樹脂注入に関する試験	モルタル厚試験報告書	-	●			
				グリスポンプストローク注入量測定試験報告書	-	●			
				混練注入材硬化確認試験報告書	-	●			
				注入後引張試験報告書	-	●			
				エポキシ樹脂浸透範囲試験報告書	-	●			
		②	タイルの打診検査及び接着力試験結果報告書		-	●			
③	外壁複合補修工法に関する試験	既存アンカーピン引張強度試験報告書	-	●					
		アンカーピン引抜強度試験報告書	-	●					
5 / ◎	8 引渡関係	①	工事概要書		●	●			
		②	配置図		●	●			
		③	施工計画書	施工計画書(各種)	-	●			
		④	色彩計画書	色彩計画書(カラー)	●	●			
		⑤	法令等に基づく届出チェックリスト		●	●			
		⑥	バルコニー点検票/手摺点検チェック表	バルコニー点検表	●	●			
5 / ◎	9 保証関係	①	保証書	バルコニー床防水施工に関する保証書・対象範囲図	●	●			
				塗膜防水施工に関する保証書・対象範囲図	●	●			
				外壁目地防水工法施工に関する保証書・対象範囲図	●	●			
				屋根防水施工に関する保証書・対象範囲図	●	●			
6 / ◎	10 工事写真	①	工事写真	工事写真(対象号棟)	●	●			
				1 / ◎	別冊	①	施工計画・技術提案の履行に係る覚書	施工計画・技術提案の履行に係る覚書	●
2 / ◎	②	施工計画に係る実施状況の確認(チェックリスト)	施工計画に係る実施状況の確認(チェックリスト)	●		●			
	11 申し送り事項	①	施工完了確認表	工事取止め住戸一覧	-	●			

※保存書類としての紙とデータの区別をしています、完成検査等の検査時には最低限の書類となります
工事によって必要が有れば追記等必要となります

※工事内容によるため工事に必要な報告書等を追記する

引継書類一覧

※標準的な外壁修繕工事の場合の例

格納 ファイル番号	大分類	中分類	詳細文書件名	補足事項	紙	データ	チェック欄
1 / 1	1 契約関係書類	-	工事関係書類(引継用)受領書	引継ぎ完了後、1冊目のファイルの頭に綴じる	●	●	
		①	契約書	契約書一式 変更契約書	● ●	● ●	
		②	契約不適合等に関する覚書	契約不適合等に関する覚書	●	●	
		③	契約不適合等処理担当者届等	契約不適合等処理担当責任者の通知	●	●	
		④	契約不適合等補修の代行に関する契約について	代行する場合のみ	●	●	
	2 施工体制関係	①	施工体系図		●	●	
	3 使用材料関係	①	使用材料報告書(居室の内装に係る材料)		●	●	
		②	使用材料報告書(居室の内装以外に係る材料)		●	●	
		③	使用材料報告書(屋外工事)		●	●	
	4 協議・報告書関係	①	四連報告書/協議記録書/ワンレス	軽微な変更に係る協議結果(ワンレス)	-	●	
				報告・協議書(四連報告書)	-	●	
	5 引渡関係	①	工事概要書		●	●	
		②	配置図		●	●	
		③	色彩計画書	色彩計画書(カラー)	●	●	
		④	バルコニー点検票/手摺点検チェック表	バルコニー点検表	●	●	
		⑤	完成図又は変更図	原設計図(A4両面)(データはA3) 設計変更図(A4両面)(データはA3)	● ●	● ●	
	6 保証関係	①	保証書	バルコニー床防水施工に関する保証書・対象範囲図	●	●	
				塗膜防水施工に関する保証書・対象範囲図	●	●	
				外壁目地防水工法施工に関する保証書・対象範囲図	●	●	
				屋根防水施工に関する保証書・対象範囲図	●	●	
	7 申し送り事項	①	施工完了確認表	工事取止め住戸一覧	●	●	

※保存書類としての紙とデータの区別をしています、完成検査等の検査時には最低限の書類となります工事によって必要があれば追記等必要となります

住棟内LAN設備(工事関係書類)作成要領

(別紙1)

凡例 : ◎ (原本) ○ (写し)

No.	書類名称	部数		住まいセンター 引継用 (正)	統括管理会社 貸与用 (正)	工事事務所 保存用 (正)	現地ラック 保存用 (副)	備考
		原	写					
1	完成図(システム系統図・平面図・住戸内配線系統図等)	1	3	◎ パンフレット	○ パンフレット	○	○	パンフレットは2部作成する
2	LAN設備機器構成図	1	3	◎	○	○	○	
3	使用材料報告書及び機器シリアル番号表	1	3	◎	○	○	○	
4	LAN設備試験成績表	1	1		○ ケーブル 試験を除く		◎	
5	試験確認書	1	2	◎	○		○	
6	LAN設備各種機器設定表	1			◎ FD等でも可			
7	LAN設備工事施工体制表	1	3	◎	○	○	○	
8	緊急連絡体制表(契約不適合期間)	1	3	◎	○	○	○	
9	住棟内LAN設備居住者用取扱説明書	1	2	◎	○		○	
10	機器類取り扱い説明書	1					◎	
11	鍵及び工具等(備品含)引渡書	1		◎				
12	工事関係書類(引継用)受領書	1	1	○		◎		
13	工事関係書類(貸与用)借用書	1	1	◎		○		
14	その他必要書類等	1	3	◎	○	○	○	

(注1) No.10において、各機器に付属する取り扱い説明書(機器マニュアル等)が、CD-ROMの場合については、印刷を行わずCD-ROMをラック内(製本内)に保管する事で可とする。

(注2) No.13において、統括管理会社への貸与については、工事事務所から統括管理会社に直接貸与することが出来ることとする。但し、統括管理会社の借用書(住宅管理センター所長宛)は住宅管理センターの工事関係書類(引継用)に綴じ込むこととする。

(注3) パッチコードの納め方は、「パッチコード」という一枚紙と共に「住戸設備機器等取扱説明書用クリアブック」に収納することとする。また、パッチコードには住戸番号表示を行うこととする。

工事関係書類の取扱い(電気設備補足)

保存書類目録(その1)

I 管理に必要な書類

番号	書類名	データ化	その1	備考
I-1	工事請負(変更)契約書(写)表紙のみ		○	
I-2	完成図	★	○	★DXFまたはJWWおよびPDF
I-3	使用材料報告書、品質確認報告書	★	○	
I-4	製作図(最終版)	★	○	各盤類、発電設備など
I-5	証明書、計算書	★	○	耐風圧計算書、発電設備等
I-6	取扱い説明書	★	○	写しでも可
I-7	申込み書等	★	○	東電、NTT申込(変更)
I-8	アンテナ設置に関する報告書	★	○	必要な場合のみ
I-9	住棟内LAN設備関係書類	★	○	必要な場合のみ

II 工事状況を確認するための書類

番号	書類名	データ化	その1	備考
II-1	「契約不適合」に関する覚書	★	○	
II-2	契約保証金請求書		○	
II-3	保証書に係る領収書		○	
II-4	工事に関する届	★	○	現場代理人届 主任技術者(監理技術者)届 専門技術者届 契約工程表
II-5	下請負人届	★	○	
II-6	施行体制台帳及び施行体系図	★	○	
II-7	監督員決定通知書		○	
II-8	施工計画書	★	○	施工要領書、技術提案覚書(写)、履行確認書類含む
II-9	電気主任技術者との協議書		○	
II-10	協議記録		○	報告・協議書・協議記録書
II-11	受注者が行う監理項目	★	○	監理基準、重点監理日誌、監理体制届等
II-12	工事写真	★	○	
II-13	実施工程表	★	○	
II-14	各工事の試験成績表	★	○	各工事種別
II-15	現地総合試験の報告書・試験報告書	★	○	必要な場合のみ
II-16	工事完了一覧表	★	○	住戸内工事のみ
II-17	CORINSに基づく工事加へおよび受領書(写)		○	
II-18	「瑕疵」処理担当責任者の通知	★	○	
II-19	トレーサビリティ情報	★	○	必要な場合のみ
II-20	その他必要と思われる書類			
	(1)自治会等説明資料	★	○	
	(2)掲示ビラ、投函チラシ等	★	○	
	(3)監督員等検査記録		○	
	(4)付属品及び予備品等一覧表		○	
	(5)鍵及び工具引渡書及び受領書		○	
	(6)各種保証書		○	原本は「その2」添付
	(7)組立保険証・労災保険書		○	
	(8)産業廃棄物処理等関係書類		○	
	(9)工事用仮設の官公署等申請書類		○	
	(10)自火報受信機等音声情報	★	○	
(11)その他		○		

III 建築基準法、消防法等の各種申請書類

番号	書類名	データ化	その1	備考
III-1	官公署届出等の関係書類	★	☆	建築主事・消防関係申請書 電波管理局、航空局届出など (工事中仮設の申請等除く)

※ ファイルはI・II・IIIでそれぞれ分冊とし、電子データは、まとめてI書類の1冊目に添付する。

※ 目録は必要項目に○をし、項目は削除しない。

引継書類目録 その2 (引継用)

番 号	書 類 名	その2	備 考
2-1	工事請負(変更)契約書(写)表紙のみ	○	
2-2	「瑕疵」処理担当責任者の通知	○	
2-3	完成図等	○	
2-4	使用材料報告書、品質確認報告書	○	
2-5	工事完了一覧表	○	住戸内工事のみ
2-6	取扱い説明書	○	
2-7	工事に関する届	○	現場代理人届 主任技術者(監理技術者)届 専門技術者届 契約工程表
2-8	下請負人届け	○	
2-9	各工事の試験成績表	○	各工事種別
2-10	現地総合試験の報告書	○	必要な場合のみ
2-11	アンテナ設置に関する報告書	○	必要な場合のみ
2-12	住棟内LAN設備関係書類	○	必要な場合のみ
2-13	官公署届出等の関係書類	○	「その1」Ⅲ分類書類の写
2-14	申込み書等(原本)	○	東電、NTT申込(変更)
2-15	その他必要と思われる書類 (1)自治会等説明資料 (2)掲示ビラ、投函チラシ等 (3)監督員等検査記録 (4)付属品及び予備品等一覧表 (5)鍵及び工具引渡書及び受領書(原本) (6)各種保証書(原本) (7)自火報受信機等音声情報 (8)その他	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	※産業廃棄物マニフェスト等は、 「その2」書類には不要

※電子データは、「その1」書類と同じものを添付する。複数冊の場合は1冊目。

※2-14、2-15(5)、2-15(6)以外は写しで可。

保存書類・引継書類注意事項

完成図	データは.pdf及び.dxf形式とし、印刷時に文字、図面、印影等が明確に確認できるものとする。
	完成図には、案内図不要。(地図データを添付した電子データは、データ量が過大になる傾向にあるので削除する。)
	照明器具、インターホン設備、防犯カメラ設備、テレビ共同受信設備及び防災設備の各主要機器は、姿図又は系統図の凡例にメーカー名及び型番を記載する。
工事写真	データはJPEG方式とし、画素数(ピクセル)640×480(推奨)以上1280×1024以下となる様、撮影前に設定し、1枚が1Mbps以下となる様配慮する。
	保全工事共通仕様書の工事写真撮影要領に沿って、監督員に確認し、必要写真のみ完成図書に添付する。
製作図	JISマーク表示品、消防等各機関検定表示品、認定品、公共施設用照明器具は添付不要。
	エレベーター改修の製作図は不要。(監督員の指示を仰ぐこと)
	開閉器盤等の内、メーカー既成品でない受注生産品や照明器具製作図を添付する。
証明書・計算書	屋外灯等の耐風圧計算書や発電設備の各種計算書、ばい煙等の製造者証明書を添付する。
	製造者発行書類で管理上必要な書類は、証明書、計算書の項目に添付する。
自火報受信機等 音声情報	火災時に受信機等が、発する音声情報について、設定した内容を記載した紙を添付する。試験時等に録音した音声(WAV又はmp3)を電子情報として、CD-ROMに添付する。

鍵及び工具等引継書

団 地 名 : _____

工 事 名 : _____

棟番号 号棟 戸
号棟 戸 計 戸

上記工事の鍵及び工具等を、別添目録及び明細のとおり引継ぎます。

令和 年 月 日

引 渡 者

印 ※1

受 領 者

※1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）：_____

担 当 者（会社名・部署名・氏名）：_____

※2 連絡先（電話番号）1 : _____

連絡先（電話番号）2 : _____

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

共用部鍵工具等目録

1. 建物関係

1) 供用部分 建築

No.	施設, その他名称	階	鍵名称	箇所数	本数	備 考

2) 供用部分 電気設備・機械設備

No.	品 名	階	使用箇所	箇所数	本数	備 考


3) 建築 工具、その他

No.	品名	階	使用箇所	箇所数	本数	備 考

4) 電気設備・機械設備 工具、その他

No.	品名	階	使用箇所	型式	数量	備考

工事関係車両表示 (ステッカー詳細図)

○○○○工事 工事関係車両 No.○○	1 5 0 以上
○ ○ 株 式 会 社	
連絡先 ○○○-○○○○-○○○○	
都市機構許可車両	
 UR都市機構	
300 以上	

- ・連絡先、電話番号を記入すること。
- ・ステッカーには通し番号を記載し、工事受注者者にて工事関係車両の管理を行うこと。
- ・表示内容は監督員と協議すること。

工事表示板等の記入要領

アーバンブルー



アーバンレッド



UR都市機構

	アーバンレッド	アーバンブルー
印刷カラーチップ	DIC/F66(フランスの伝統色)	TOYO/CF0932または、DIC255(近似色)
分解色	C40% M100% Y40% BL20%	C100% M80% Y30%

- ※1 書体及び色彩は都市機構所定のものとする
- ※2 団地名称を記入する
- ※3 賃貸・分譲の別を記入する
- ※4 都市計画名及び事業名称を記入する

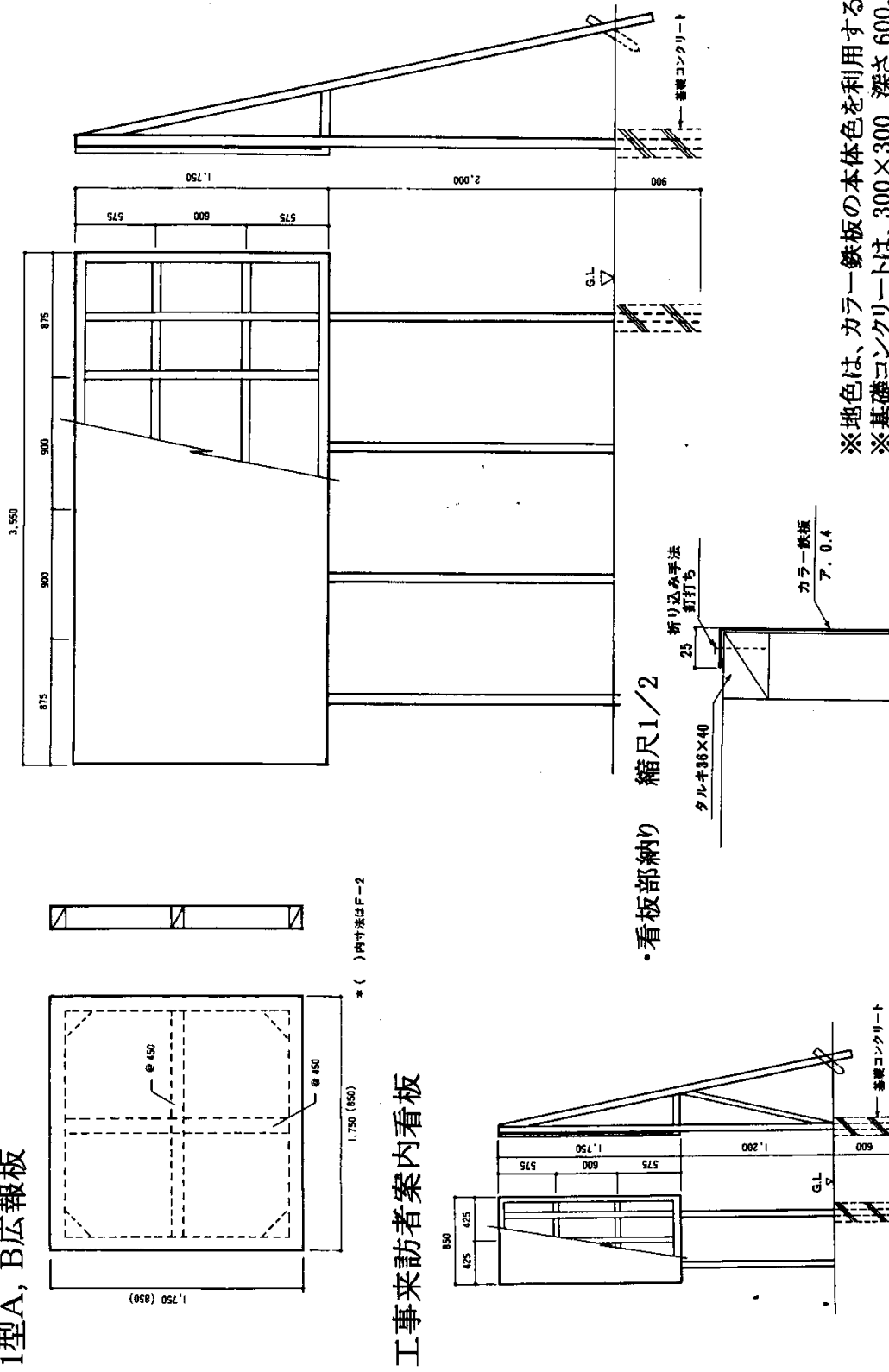
工事看板等仕様

	工事表示板 1型、2型 3,550 X 1,750	工事表示板 3型 1,750 X 850	工事表示板 4型 3,550 X 1,750	1型A 広報板 1,750 X 1,750	1型B 広報板 850 X 850	2型A～E 広報板 1,750 X 3,550	工事来訪者 案内看板 850 X 1,750
構造	看板等構造図 による	工事来訪者案内 看板に準ずる (柱材不用)	工事表示板1型、 2型に準ずる (柱材不用)	看板等構造図 による	看板等構造図 による	工事表示板1型、 2型に準ずる (柱材不用)	看板等構造図 による
柱材	90 X 90 杭：長さ600						90 X 90
看板板	木骨タルキ枠組 36 X 40 カラー鉄板 0.4mm OP 仕上						

看板等構造図

工事表示板1型, 2型

1型A, B広報板



* () 内寸法はF-2

工事来訪者案内看板

・看板部納り 縮尺1/2

※地色は、カラー鉄板の本体色を利用する。
 ※基礎コンクリートは、300×300 深さ 600。

工事表示板等設置箇所数一覧

数値は設置箇所数

種別	(イ) 団地	-	(ハ) 一般市	-	(ホ) 再開発	-
工事表示板 1 型	1					
" 2 型	1					
" 3 型	1		1		1	
" 4 型					1	
1 型 A 広報板 1750×1750	1					
1 型 B " 850×850			1		1	
2 型 B "			1			
2 型 D "					1	
団地内制札板(製作数)	建設戸数×9%		建設戸数×9%		建設戸数×9%	
施工会社表示板	1		1		1	


工事表示板3型

都市機構のUR賃貸住宅	
独立行政法人	都市再生機構 □□支社
工事名称	自 令和□年□月□日 至自 令和□年□月□日
工事期間	
設計	
工事監理	
施工	
※ 1  UR都市機構	

1.750

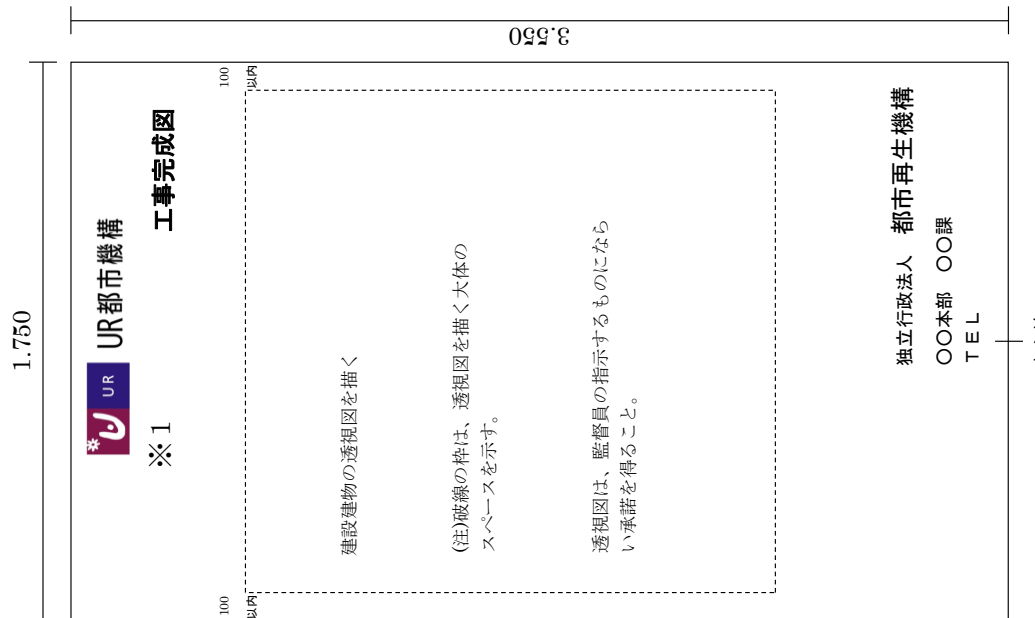
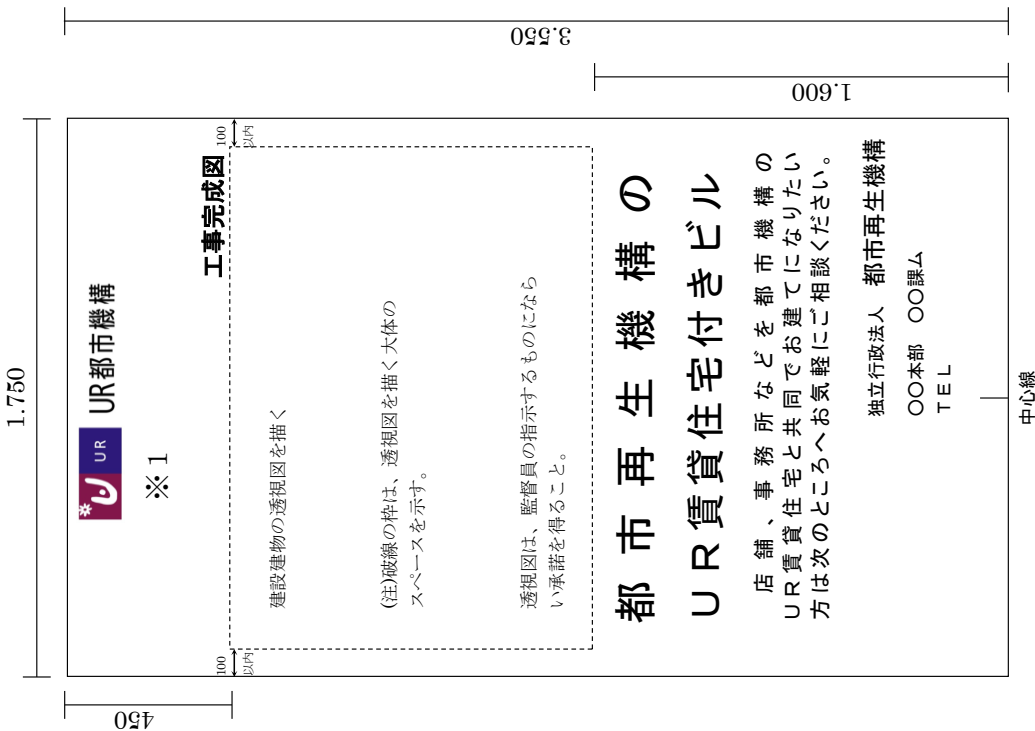
850

工事表示板4型

□□都市計画	□□地区第□種市街地再開発事業
施行者	独立行政法人 都市再生機構 □□支社
関係行政機関	□□県 □□市(郡・区)
工事名称	市街地再開発事業施設建築物□～□棟建築工事
工事期間	自 令和□年□月□日 至自 令和□年□月□日
再開発コーディネーター	
設計監理	
施工業者	
※ 1  UR都市機構	

1.750

3.550



2型C広報板(民営賃貸分譲住宅等の場合)

1.750

<p>□□□□□コーポ買賃住宅</p>	
DK	LDK
㎡	㎡
<p>住戸平面図を描く。住戸平面図は、監督員の指示するものにならない承諾を得ること。</p>	
<p>○入居ご希望の申込み</p>	
●募集時期	年 月 日
●募集戸数	戸
●住宅の形成	DK 戸
	LDK 戸
<p>入居お問い合わせ先 ○○○○ (担当者等) 電話 ()</p>	
※1	UR 都市機構

中心線

2型D広報板(市街地再開発事業の場合)

1.750

※1	UR 都市機構
○都市計画	○地区第○種市街地再開発事業工事完成図
<p>建設建物の透視図を描く (注)破線の枠は、透視図を描く大体のスペースを示す。 透視図は、監督員の指示するものにならない承諾を得ること。</p>	
<p>都市機構の施行による市街地再開発事業 都市再生機構は、都市再開発法に基づく市街地再開発事業を行い、みなさんのまちづくりにご協力いたします。この事業については、次のところへ御相談下さい。</p>	
<p>独立行政法人 都市再生機構 ○○本部 ○○課 TEL</p>	

中心線

850×1.750 縮尺 1/10

※1  UR都市機構

御来場のお客様へ

当建物は現在工事中であり
ますが、建物概要、募集時期
等について御案内いたします
ので、ぜひ下の都市機構工事
事務所へお立寄り、お問い合
わせください。

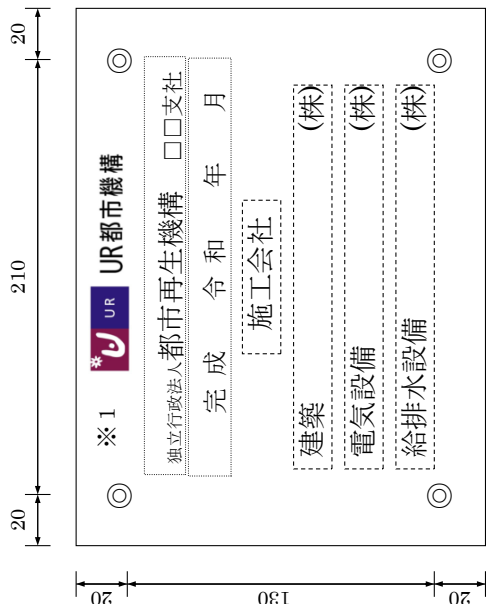
独立行政法人 都市再生機構

〇〇支社〇〇工事事務所

☎〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

案内板

施工会社表示板



- (1) 工事完成後、建築、電気及び機械の施工会社等を記した施工会社名等を記した施工会社名表示板を各種妻側壁部分に1箇所設置する。
- (2) 表示文字は、丸ゴシックの幅込とする。(色は黒)
- (3) 文字数の増減による金額の変更は行わない。
- (4) アクリル系合成樹脂板は、透明(厚8mm)とする。
- (5) 文字の幅込は裏掘も可とする。(掘込深さは2mmとする)
- (6) 他穿孔式アンカー6φ(鉄製ユニクロメッキ)により取り付ける。
- (7) 周囲は、面取りとする。
- (8) 建設工事の場合の施工会社名は、当該工事を直接請け負う業社名(元請負業者)のみ記入する。

保全工事マニュアル

安心で安全で、快適な住環境を創出するために



はじめに

独立行政法人都市再生機構の保全工事とは、既存賃貸住宅ストックの機能を良好に保持し、また、その機能の向上を図り、安全で安心で、より快適な住みやすい住まいとするため、住宅や設備などの各部の修繕や改良、団地の住環境の整備などを行うものです。

保全工事は、新規工事と異なり、多くの方々が日常の生活を過ごしている中で行うこととなりますので、お住まいになっている方々の理解と協力がなければ、工事をスムーズに進めることができません。また、団地には、お年寄りや小さな子供たち、いろいろな職業にたずさわっている方、受験を控えている学生さん、そして健康状態など、さまざまな人々がお住まいになっていますので、工事にあたっては、細心の気配りと注意を欠かすことができません。

団地にお住まいになっている方々は、保全工事を発注する機構にとっても、それを監理・施工する工事関係者の皆様にとっても大切なお客様です。

したがって、工事を円滑に行うためには、お客様の安全性の確保、日常生活への配慮、工事内容の事前の周知、作業時間の徹底、工事に伴う騒音、振動、粉塵などの防止対策、工事関係車両の交通安全、工事機械や資材の搬入・搬出・管理、工事場所の整理整頓、作業を行う人の身だしなみや言動など、さまざまなことに対する十分な留意が極めて大切となります。

ちょっとした言動や態度、そして心配りの足らなさが、お客様に不快感・不信感・不安感などをもたらすこととなります。定められた「ルール」を厳守し、あたりまえの「マナー」を適切に実践し、常にお客様の身になった気配りに心がけることにより、お客様からの安心感、信頼感、満足感がいただけるものと信じます。



お客様からのお叱りや苦情への対応、工事災害の未然防止、万が一の場合の迅速な対応、工事の品質の確保などを確実にを行うためには、発注者、元請け業者の方、下請け業者の方、現場での作業を担当する方、監督する方などの工事関係者それぞれが持つべき役割の認識と、相互の理解と協力が不可欠です。

この「保全工事マニュアル」は、保全工事にあたっての注意すべき事項やお客様との接し方などについて、工事関係者の皆様に参考にしていただくため、まとめたもの

です。

お客様の立場に立ち、円滑かつ品質の高い保全工事を推進するため、より一層の創意工夫を、工事関係者の方々にお願い致します。

最後に、ほうれんそう（報告・連絡・相談）とオアシス（おはようございます。ありがとうございます。しつれいします。すみません。）を忘れずに！！

目 次



はじめに

I 一般事項	5
1 心構え、身だしなみについて	5
(1) 心構え	5
(2) 身だしなみ	5
(3) 言葉づかい	5
(4) 体 調	6
2 お客様への配慮について	6
(1) 団地内や建物共用部での配慮	6
(2) お客様などに対する応答	6
(3) 訪問にあたって	6
II 事前調査・情報収集	6
1 事前調査・情報収集について	7
2 自治会との連携について	7
3 連絡調整会議の開催について	7
III お客様への周知	8
1 工事の事前周知の徹底について	8
2 工事周知文の管理について	8
3 工事着工の連絡について	9
IV 工事監理	9
1 工事中の留意事項について	9
(1) 作業態度	9
(2) 食事・トイレなど	10
2 安全対策について	10
(1) お客様に対する安全管理	10
(2) 作業員に対する安全衛生管理	11
(3) 緊急時の対応	11
3 工事関係車輛について	11
(1) 工事車輛の運行上の注意	11
(2) 工事車輛の駐停車中の注意	11
4 資材・機材の搬入・搬出について	12
(1) 団地内通路等の使用	12
(2) 資材・機材の積み下ろし	12
(3) 資材・機材などの仮置き	12

5 施工管理について	12
(1) 施工体制の把握	13
(2) 工程管理	13
(3) 品質管理	13
(4) 検査	13
6 工事騒音・振動などの対策について	13
(1) 騒音・振動	13
(2) 臭気	14
(3) 粉塵	14
(4) 断水・停電	14
7 工事終了時の留意事項について	14
(1) 清掃、後片付け、搬出	14
(2) 戸締まりと施錠	14
(3) 工事終了時の挨拶	15
(4) 工事周知文の撤去	15
(5) 工事仮設物の撤去	15

おわりに

別紙1 緊急時措置フロー



I 一般事項

1 心構え、身だしなみについて



団地では、多くの家族が集まって共同生活を行っています。快適な生活を営むためには、お互いにルールやマナーを守ることが極めて大切です。

保全工事が、このルールやマナーを壊すことがないように、細心の注意と最大の努力を払い、お客様からの理解と協力を得られるよう心がけましょう。

(1) 心構え

保全工事は、多くの人々が日常の生活をしている中での工事であることから、お住まいの方々の理解と協力をいただき、工事が円滑に進むよう着工前、工事中、完成後のそれぞれの段階で、お客様の方や自治会などとのコミュニケーションを大切にしましょう。

作業態度、言動、清掃の不徹底などに対する不信感、不快感などが積み重なって、結果として工事騒音などに対する苦情に発展する場合があります。

保全工事が、大切な社会的資産である既存賃貸住宅ストックを良好に維持管理するために重要なものであることを工事監督員、現場代理人、作業員などの工事関係者それぞれが十分に自覚し、秩序正しく工事が円滑に進むように努めましょう。

(2) 身だしなみ

- ① 服装は、汚れていたり、ボタンがとれていたり綻んだままでは、不潔感や悪い印象を与えることとなるので、清潔な服装や所定の作業服をきちんと着るようにしましょう。暑いからといって、裸になったり、下着姿になったりすることは絶対にやめましょう。
- ② はきものは、必ず作業靴、安全靴にしましょう。サンダルなどは不快感を与え、作業上も危険なのでやめましょう。また、室内にあがるときは、靴下の汚れや破れが目立つので、清潔なものにしましょう。
- ③ 所定の名札、腕章を付け、身分を明らかにし、明るい態度・やわらかな物腰に努め、さわやかな印象を与えるようにしましょう。また、身分証明書、名刺は、常に携帯しいつでも提示できるよう心がけましょう。

(3) 言葉づかい

お客様方との会話は、言葉づかいに気をつけて親切丁寧に行いましょう。

また、女性の方や小さな子供に必要以上に話しかけたり乱暴、卑わいな言葉を使って誤解されることのないように注意しましょう。



(4) 体調

お客様のお住まいに訪問したり、作業を行うときは、体調を整えて臨みましょう。二日酔いや寝不足などで体調をくずしての訪問は、お客様に対して大変失礼であり、作業上も大変危険なので注意しましょう。

2 お客様への配慮について

(1) 団地内や建物共用部での配慮

- ① 階段、廊下、アプローチなどの共用部分でお客様とすれ違う際には、道具や資材が邪魔にならないよう、立ち止まってお客様の通行を優先し、軽い会釈を行いましょ。
- ② エレベーターを使用する場合、乗る方が多いときは先に譲りましょ。また、同乗する場合は、道具や資材が邪魔にならないようにまとめ、一言挨拶するなど気をくばりましょ。
- ③ 共用部分において調査や工事などを行っている場合、近くをお客様が通行する際は、作業を一時中止するなどの処置を講じ、必要に応じて「ご迷惑をおかけします。」などの声をかけるように心がけましょ。
- ④ 私語を慎み、工事に必要な会話や携帯電話の使用に際しては大声になることのないよう心がけるとともに、荒々しい態度や言葉づかいに注意ましょ。

(2) お客様などに対する応答について

お客様などからの、質疑に対しては、工事監督員、現場代理人などの責任者が対応するようにましょ。また、応答は場当たりの対応とならないように努め、明朗な態度で、わかり易い説明に心がけましょ。

約束などをした場合には必ずそれを守り、万一内容などに変更が生じた時には、速やかに相手側と連絡をとり、調整を行い理解を得ましょ。

なお、お客様などからの質問や説明を求められた場合には、その応答内容等を記録し、必要に応じて機構の担当者へ速やかに、提出すること。



(3) 訪問にあたって

お客様の住宅へ訪問したときは、ブザーは1回だけ鳴らし、それで応えがなかったら20～30秒待って再度鳴らすようにましょ。長く押し続けたり、たて続けに何度も鳴らすことは厳禁。

玄関先での挨拶は、はっきり、さわやかな挨拶を心がけましょ。また、玄関に入ったら、お客様に不安を与えないように鍵はかけないこと。

II 事前調査・情報収集等

団地の立地状況・特性、お住まいになっている方々の情報、過去における苦情やトラブルの種類と原因、ライフラインの埋設状況、同時に進められている他の

工事の情報などについて事前に把握しておくことは、お客様への対応や円滑な工事の推進に大きく役立ちます。

着工に先立ち、あらかじめ機構の住宅管理センター・管理サービス事務所などから、これらの情報をできるだけ多く収集し、事前に必要な対策を講ずることも大切です。

1 事前調査・情報収集について

- (1) お年寄りや健康状態が思わしくない方、夜間勤務に携わっている方、受験勉強に取り組んでいる方などの情報によっては、工事計画が大きく左右されることがあります。自治会の役員の方や機構の住宅管理センター・管理サービス事務所などから情報を収集しましょう。
- (2) 団地内には、子供の遊び場、店舗など人がたくさん集まる場所や通学路などがあります。工事車両の進入ルートなどを決める場合には、必ず必要な情報です。それらの位置の確認や自治会、学校、幼稚園などとの情報交換も非常に大切です。
- (3) 団地内には、給水管、ガス管、污水管、各種のケーブルなどが縦横に埋設されています。工事により、断水やガス漏れ、停電などの事故を未然に防ぐため、屋外で工事を行う場合には、これらが埋設されている位置の確認は欠かせません。

また、住戸内の工事においても、壁や床に配線・配管類が隠されていますので、事前のチェックが必要です。



2 自治会との連携について

多くの団地には、お客様で組織している自治会があります。

自治会は、お客様や団地に関する多くの情報を持っています。また、自治会報等を通してお客様へいろいろな情報を発信しています。

保全工事を円滑かつ効率的に実施するためには、これらの情報収集と情報発信が極めて大切であり、自治会との良好な連帯を保ち、理解と協力を得ることが不可欠といえます。

お客様や団地に関する情報の収集、お客様への工事に関する周知、仮設事務所・トイレ、工事用駐車場・資材置場等の設置位置の相談など、自治会との連携を積極的に図りましょう。

3 連絡調整会議の開催について

団地内や建物内では、他の工事も同時に行われていることがよくあります。

一度にいろいろな工事が行われると騒音や振動が大きくなったり、工事の時間が長くなったり、お客様に迷惑や不便をかける原因になります。

他の工事の情報を確認し、それぞれの工事発注担当者、現場代理人等による連

絡調整会議を随時行い、工事内容や作業時間などの調整を行いましょう。

Ⅲ お客様への周知

保全工事は、騒音、振動、粉塵、臭気などが発生するため、お客様の日常生活に大きな影響を与えることがあります。

あらかじめ、工事の内容スケジュールなどについて十分な周知を行い、お客様の工事に対する理解と協力を得るよう誠意を持って努め、円滑な工事の進行を図ること。

1 工事の事前周知の徹底について（工事周知文等の掲示等）

- (1) 工事の内容等をお客様に周知するため、あらかじめ、工事周知文を指定された掲示板等に掲示するとともに、必要に応じて関係住戸に配布すること。また、緊急時措置フロー（別紙1）及び緊急連絡体制（書式集 様式編-施工15）並びに施工体制図を作成し、緊急時連絡体制・施工体制図を団地掲示板等に掲示すること。
- (2) 工事周知文には、現場代理人の連絡先及び氏名を必ず明示すること。
- (3) 騒音・振動・粉塵・臭気の伴う工事については、工事の種類、発生期間、時間、頻度などを明示する。なお、必要に応じて関係する住戸には、直接訪問し説明すること。
- (4) 断水や停電等が伴う工事については、影響のある住戸には、事前に連絡すること。
- (5) 住戸内での工事の場合、お客様に立ち会って頂くため、訪問の日時の連絡・確認はしっかりと行うこと。
 なお、約束によりお客様の住戸に訪問した際、留守だった場合には、訪問した旨の挨拶状を投函し、速やかに連絡すること。
- (6) 住戸内の工事周知文には、「外出の際には、必ず施錠の確認をお願いします。」の旨を、必ず明示すること。
- (7) お客様に周知した現場事務所等の連絡先が、外出等で不在になった場合に対応するため、当該連絡先には留守番電話を設置、若しくは電話の転送等の処置をすること。



2 工事周知文の管理について

- (1) 工事周知文（ビラ）は、指定された掲示板の見やすい位置に掲示すること。また、文字は大きくお年寄りにも見やすくすること。
- (2) 掲示板は時折確認して、破れたり、剥がれたり、イタズラ書きされている場合や掲示の内容に変更・追加などがある場合には、速やかに新しいものに貼りかえること。
 また、不必要となった工事周知文は、速やかに撤去すること。
- (3) 工事が完了した場合には、工事周知文を掲示板から確実に撤去すること。
- (4) ビラは、エレベーターかご内、三方枠には、貼らないこと。

(5) ビラは、承認期間の記入された管理主任の確認印を押されたものを貼ること。

3 工事着工の連絡について

工事の着工に先立ち、あらかじめ関係者に工事内容等を説明し、理解と協力を要請すること。

- (1) 工事の着工について、事前に住宅管理センター・管理サービス事務所・管理主任・管理連絡員に連絡すること。
- (2) 自治会があれば、自治会に工事着工の内容などについて説明し、この際、自治会から出た要望などについては、持ち帰り、発注担当者等と協議し、速やかに回答すること。
- (3) 近隣に、診療所、小学校、保育園、幼稚園、商店などがある場合には、住宅管理センターと協議のうえ、必要に応じて個別の説明を行うこと。



IV 工事監理

工事が着工したら、まずは、お客様の安全確保を第一に考えましょう。

また、工事車両の進行や資材・機材の搬入などについては、日常生活を妨げないように細心の注意を払いましょう。

ここでは、工事に当たっての留意事項についてまとめていますが、特に工事騒音・振動対策についてよく内容を理解、把握して作業を行なって下さい。

1 工事中の留意事項について

(1) 作業態度

- ① 不快感や不信感を与えないよう、きちんとした服装を整えるよう指導しましょう。特に、サンダル履き、靴の踵つぶし、サングラスなどは、お客様に悪い印象を与えるため禁止します。



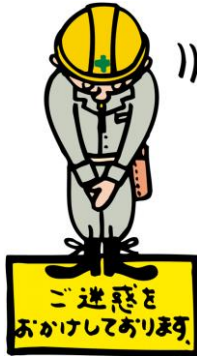
また、作業員の着替え場所を指定して、お客様の眼にふれる場所での着替えは禁止です。

さらに、現場代理人等工事関係者には、腕章、名札などをきちんと身につけるように指導すること。

- ② 作業中の私語はできるだけ慎み、言葉づかいに注意し、お客様、機構、工事請負業者などの悪口や噂話をしないように指導すること。

また、携帯電話の使用にあたっては、大声、横暴な言葉に注意すること。その他、ラジオ等の音量についても十分に気をつけるように指導すること。

- ③ 階段・廊下・通路の通行、エレベーターの乗降りは、お客様を最優先とし、軽く会釈することに心がけること。また、作業中に近くをお客様が通行する場合は、作業の手を一時止め、「ご迷惑をかけております。」と挨拶をするように指導すること。
- ④ 共用部分、屋外で作業にあたっては、工事機械・工具・残材などの整理整頓に心がけ、通行人の安全を最優先とした安全な歩行者路を確保すること。
- ⑤ 工事関係車両の駐停車時においては、環境問題や騒音問題に配慮し、エンジンをかけっぱなしにすることがないように注意すること。特に、作業員などが住棟近くの車内で休憩する場合、真夏・真冬時におけるエアコンの使用については、十分に注意すること。



- ⑥ 休憩時間などの悪ふざけ、真夏時の半裸姿など、お客様に不快な印象を与えないよう指導すること。
- ⑦ 作業員がお客様、自治会などから質問や説明などを求められた場合は、言葉づかいに気をつけて、相手方の言い分を聞いた上で、直接回答を行なうことを避け、後程責任者から回答させる旨の応答をさせることとし、相手方の連絡先を聞き、報告するように指導すること。

(2) 食事・トイレなど

- ① 作業員などが団地内で食事をする場合、住棟前のアプローチなど通行人が頻繁に通る場所を避けるよう指導すること。また、休憩中、大声での会話や携帯電話の使用、ラジオやオーディオの音量に気を付けるように指導すること。
- ② 作業員などが飲食する場合、ゴミ袋を用意させるなど、ペットボトル・缶・袋などは必ず持ち帰るように指導を徹底すること。
- ③ 作業員などのトイレは、仮設トイレを準備するなど、お客様の住戸及び屋外では行わないよう指導を徹底すること。
- ④ 住戸内及び住棟内は禁煙。屋外においては、仮設の喫煙所以外に喫煙しないよう十分指導すること。また、吸い殻の投げ捨てや火の消し忘れにも十分注意すること。



2 安全対策について

(1) お客様に対する安全管理

- ① 居住中の団地内では、予期せぬ怪我や事故が発生する恐れがあります。特に、子供やお年寄りには細心の注意を払う必要があります。例えば、工事車両の徐行運転や停車中の安全対策、階段、廊下、エレベーターなどでの荷物の運搬は短時間に済ませる等。
- ② 使用した共用部分は速やかに清掃・後片付けを行ない自転車などを移動させた場合は元の位置へ戻し、事故防止に努めること。
- ③ 施工中は建物やお客様の個人財産（家具、衣類、植木類）に損害を与えないように注意すること。

例えば、バルコニーや窓廻りでの作業の場合、誤って物や塵を落とさないよう注意するとともに、事前に必ず養生を行ってから作業を実施する等。

- ④ 共用部分での作業中は、資材や工具を置いたまま、作業員が休憩・食事等で現場を離れないようにすること。

(2) 作業員に対する安全衛生管理



工事施工に当っては「建設業法」、「労働安全衛生法」などを遵守し、作業員の労働災害防止に努めること。

例えば、住戸内で接着剤や塗料を使用するときは、窓を開放するなど十分換気をする等。

(3) 緊急時の対応

万が一、事故・災害が発生した場合、現場に居合わせた工事関係者が誰であっても、緊急措置をとれるように、受注者は、工事責任者を含む施工体系図及び緊急連絡体制並びに緊急時措置フロー図を整備し、バックアップ体制を確立するものとするとともに、その内容を団地掲示板等に掲示すること。

なお、万が一災害が起きた場合は速やかに関係部署に報告すると同時に報告書を作成し提出すること。

また、緊急連絡体制及び緊急時措置フロー図については、工事着工前に機構の発注担当者に提出すること。

3 工事関係車両について

工事車両には所定のステッカーをフロントガラス面に表示し、駐停車中は、車のエンジンを停止すること。

(1) 工事車両の運行上の注意



団地内には、小さな子供が遊んでいることが多く、また、いろいろな人が通行しています。交通事故の未然防止のため、団地内における工事車両の走行は最徐行とする。特に、車両前後の人の有無、急発進やバック走行には十分注意すること。

また、団地内への奇抜な改造車などの乗り入れは、厳禁とする。

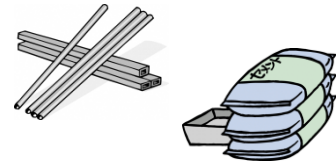
(2) 工事車両の駐停車中の注意

① 現場代理人は、工事車両の駐車場所については、管理主任などと協議し、指定すること。指定された場所以外の駐車は、絶対に行わないよう指導すること。なお、路上駐車、芝生や歩道への乗り上げは、お客様などの通行及び他の車の走行に支障をきたすので、厳禁とする。

② 資材や機材の積み下ろし等の作業中に、お客様などが通行しようとする時

は作業を中断して、通行を阻害しないよう指導すること。

また、資材の積み下ろし等の作業が終わったら、速やかに指定場所へ工事車両を移動させ、長く停車させないよう指導すること。



4 資材・機材の搬入・搬出について

(1) 団地内通路等の使用

資材・機材の搬入・搬出に当りアプローチ、階段、エレベーター、廊下などの利用に際しては、お客様などを優先し、日常生活に支障のないようにすること。

また、エレベーター使用時は、エレベーター専用養生マットを使用し、搬入・搬出後は、速やかに撤去し、清掃すること

(2) 資材・機材の積み下ろし



資材・機材の積み下ろし作業中は、車輛周辺に安全柵などで安全対策を施し、事故防止に努めること。

また、通路や玄関前には荷物を置かないこと。

(3) 資材・機材などの仮置き

団地内に資材倉庫などを設け仮置きする場合は、事前に管理主任と協議し、指定された場所に設置すること。設置に際しては事故防止のための仮囲い、安全柵、門扉の施錠、暴風対策などの安全対策を十分考慮すること。

5 施工管理について

(1) 施工体制の把握

- ① 工事受注者は、工事着工届と同時に現場代理人届、監理技術者届、専門技術者届を機構の担当者に提出する。
- ② この際、監理技術者については、監理技術者資格証の交付を受けた専任の監理技術者であることの確認を受けること。
- ③ 工事受注者及びその現場代理人は、工事を安全かつ円滑に完成させるために、施工管理体制を確立の上、工事着手前に施工体制台帳、下請契約書、再下請通知書及び施工体系図を発注担当者に提出し、確認を受けること。
- ④ なお、施工体系図は、工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げること。
- ⑤ 現場代理人及び監督員は、建設業許可を受けた標識、建設業退職金共済制度適用事業主である旨を明示する標識及び労災保険関係の掲示項目が公衆の見やすい場所に掲示されているか確認すること。
- ⑥ 現場代理人は、工程管理、品質管理及び検査を含め、重点監理項目に従って、社内チェックシートなどを用いて施工管理を行うこと。
- ⑦ また、監督員は、その結果報告を受け必要に応じて、立会い及び確認を行う



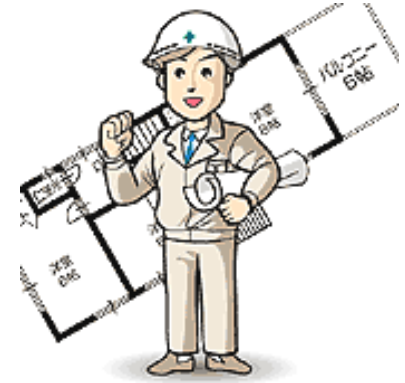
こと。

(2) 工程管理

- ① 監督員は、設計図書及び受注者の施工計画書に基づき、安全かつ無理なく所定の工期に完成するように工事全体の流れを把握すること。
- ② 現場代理人は、実施工程表を作成し、作業項目毎に進捗状況を確認し、監督員に適宜、報告すること。
- ③ 現場代理人及び監督員は、定期的に会議を持ち工事進捗状況等を確認し、設計変更や工期延期が必要な場合は、早めに発注担当者と協議すること。

(3) 品質管理

- ① 監督員は、施工品質を確保するために、「特記仕様書」、「現場説明書」、保全工事共通仕様書、「機材の品質判定基準」などに沿って各種工事、各段階毎に確認すること。
また、現場代理人及び工事作業員に施工内容を周知徹底すること。
- ② 監督員は、主要材料などの確認を現場搬入前に、その材料が設計図書などに適合しているかどうかJISマーク表示などで確認すること。なお、立会い確認ができない場合は使用材料報告書、品質証明書、出荷証明書、写真などにより確認すること。
- ③ 現場代理人は社内チェックシートにより各工種工程毎に施工状況を確認し、監督員に適宜報告すること。



(4) 検査

検査は、検査員が設計図書に基づき、工事が履行されているか確認するが、保全工事では、全ての工程段階での確認は困難なため、監督員が、各工事毎に工事チェックシートにより、現場代理人と協力して確認すること。
完成検査時には、その工事チェックシートと工事写真などを準備し、検査に立ち会うこと。

6 工事騒音・振動などの対策について

保全工事は、多くのお客様が生活している中での工事のため、騒音、振動、臭気・粉塵・断水・停電などを伴う工事については、お客様の生活に影響があるため、特に十分な配慮を行うこと。

また、事前に周知するなど、お客様の理解と協力が得られるように努めること。

(1) 騒音・振動

騒音や振動は、主にコンクリートのはつり、アンカー打ち、道路等の舗装材の撤去、コンクリート工作物の解体等の工事において発生するので、機械や工具は、低騒音・低振動の機種を使用することや作業時間の設定に注意すること。

また、住戸内の作業では窓を締めて行い、必要に応じ防音シートなどを使用し騒音の音量を下げるように十分配慮すること。

(2) 臭気



臭気は、主に塗料・接着剤・防水材等に含まれる溶剤が原因なので、資材の取り扱い、作業時間帯、作業時の風向きなどに注意すること。

なお、作業中はもとより溶剤が揮発中は換気に十分配慮し、必要に応じ換気設備を使用すること

(3) 粉塵

屋外でののはつり、解体作業は、風向きや散水などの飛散防止に十分配慮すること。

また、住戸内での作業については、粉塵対策として作業員は防塵マスクなどを着用し定期的に窓を開けて、換気すること。ただし、窓を開けている間は、作業を中断すること。

(4) 断水・停電

断水・停電を伴う作業は、極力短時間で済む様に工事計画を組むこと。

7 工事終了時の留意事項について

(1) 清掃、後片付け、搬出



① 工事で発生したゴミは、常時袋などに入れ、清掃された状況で次の工程に入るように指導すること。

② 発生残材を場外に処分する場合は、「産業廃棄物及び清掃に関する法律」などを遵守して実施すること。受注者が産業廃棄物の処理を委託する場合、処理業者に「産業廃棄物管理票（マニフェスト）」を交付し、委託契約書どおり廃棄物が処理されているかを確認すること。

こと。

また、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）による、分別解体及び再資源化により廃棄物の発生抑制に努めること。

③ 発生残材は住戸バルコニー、廊下、階段の踊場から投げ捨てないように指導すること。階下に下ろす時は、階段、エレベーターを利用するように指導するとともに、団地内のゴミ置場には、絶対投棄しないように指導すること。

④ 使用材料や発生残材は廊下や階段への仮置きを避け、通行人の安全を確保するとともに、住戸、階段室、アプローチ、作業ヤード周辺についても清掃を心がけるよう、作業員を指導すること。



(2) 戸締まりと施錠

現場代理人は、一日の作業を終えたときは、住戸内の電気、ガス、水道の元栓などの確認、窓や玄関の施錠の確認を確実にを行うよう指導すること。

また、現場事務所、工事現場や資材置場の仮囲いの出入口の施錠についても確実に確認するよう指導すること。

(3) 工事終了時の挨拶

工事が完了した時は、適宜、工事着手時に連絡した相手方に工事が完了したことを報告し、「ご迷惑をお掛けしました。ご理解ご協力ありがとうございました。」など、工事期間中の協力に対するお礼の挨拶をすること。

(4) 工事周知文の撤去

工事着工時、工事中に掲示板に掲示した工事周知文は、確実に撤去すること。

(5) 工事仮設物の撤去

工事に使用した仮設物（現場事務所・資材置場・仮設トイレ等）は、速やかに撤去すること。

また、現場代理人及び監督員は、現状復旧の状況を確認し、管理主任及び住宅管理センターに報告すること。



おわりに

以上、保全工事を施工するうえで留意すべき事項について細かく記載しましたが、保全工事は、多くのお客様が生活を営んでいる中で行うこととなりますので、「ルール」と「マナー」の遵守と細心の心くばりが必要となります。

安全で安心で、より快適な住環境を創出するため、保全工事の確実な実施にご協力をお願いします。

ほうれんそう（報告・連絡・相談）とオアシス（おはようございます。ありがとうございます。すいません。）を忘れずに！！



別紙1

安全要求性能水準書 及び 安全遵守事項

UR都市機構

■ まえがき

1 安全要求性能水準及び安全遵守事項策定の目的

保全工事の工事作業場内においては、工事監督及び工事受注者に加え、UR賃貸の居住者、施設利用者等が混在していることから、場内及びその周辺において特段に工事の安全性を確保すべき必要がある。また、居着き工事という特性上、居住者の資産や生活を脅かさないように配慮した計画を以って工事を実施すべきものでもある。

よって、工事受注者は、機構が定めた当安全要求性能水準及び安全遵守事項に示す事項について、管理方法等を自ら定め、実施するものとする。

2 安全要求性能水準書及び安全遵守事項の構成と位置づけ

当安全要求性能水準書及び安全遵守事項は、機構における保全工事の実施にあたり遵守すべき要綱や指針等から、保全工事の安全性の確保に鑑みた事項により構成したものである。

当安全要求性能水準書及び安全遵守事項は、現場説明書における安全管理に資する事項を補完する位置付けとなるため、工事請負契約図書における現場説明書と同様の優先順位となる。

3 安全要求性能水準及び安全遵守事項の不履行の場合の措置

監督員の指摘があつたにも関わらず、安全要求性能水準及び安全遵守事項を遵守せず事故等不具合が発生した場合は、工事成績評定点の減点を講じる。

4 本書の読み方

本書は章・節・項により分類され記載されている。白色の本文は、建設工事公衆災害防止対策要綱・建築工事安全施工技術指針・建設機械施工安全技術指針・現場説明書・保全工事共通仕様様書から安全性について抜粋されたもので、これらを安全要求性能水準とする。

また、各項の緑色の本文は安全要求性能水準を要約し導出された安全遵守事項としてまとめられたものである。

5 外壁修繕工事

外壁修繕工事については、工事受注者は、機構が参考例示する「保全工事安全管理計画書」に基づき、自ら定めた管理方法をまとめ、監督員の確認を受けるものとする。工事受注者は、監督員の確認を受けた「保全工事安全管理計画書」に基づき工事を実施するものとする。

なお、監督員が要求性能及び定められた事項を満足していないと判断した場合は、工事受注者へ改善を求め、性能等を満足させるものとする。

章	節	項	本文	建設工事 公衆災害 防止対策 要綱	建設工事 安全施工 技術指針	建設機械 施工安全 技術指針	発注者独 自の基準	保共仕
1. 総則	1. 一般共通事項	1. 一般事項	<p>受注者は、工事期間中、周辺住民等に対する安全確保、工事災害及び工事公害の発生防止に努める。</p> <p>改修工事の施工に当たっては、解体工事を含めた関連工事との連携を考慮し、それぞれの作業手順に従って作業を行うとともに、周辺環境及び第三者に対する安全措置、既存施設の火災、損壊等による関係者以外への危害防止措置を講ずること。</p> <p>受注者は、工事期間中、資料編-02の施工「保全工事マニュアル」に基づき、居住者及び周辺住民等に対する安全確保、工事災害及び工事公害の発生防止に努める。また、本工事の施工に際し、保全工事マニュアルを遵守するとともに、下請業者等への周知徹底を図り、その教育指導計画及び成果確認手法について文書で監督員に報告すること。</p> <p>施工者は、建設工事公衆災害防止対策要綱を遵守するのみならず、工事関係者への災害事例情報の周知や重機の排ガス規制等、より安全性を高める工夫や周辺環境の改善等を通じ、公衆災害の発生防止に万全を期さなければならない。</p> <p>居住者及び周辺住民等、第三者に対する安全措置及び、既存建築物の火災や損壊防止対策を講じ、公衆災害防止に努めること。</p> <p>関係法令・保全工事マニュアル等を遵守し、労働災害・第三者災害の防止に努めること。</p> <p>下請業者等への保全工事マニュアルや災害事例情報等を周知し、教育指導計画を作成・報告すること。</p>	○	○	○	○	
		2. 事前準備	<p>受注者は、請負契約第18条により「工事着工前に設計図書等の検討・確認」を十分に、疑義が生じた場合は速やかに様式編-02で打合せ「協議記録書・報告協議書・ワンレス」で監督員に通知し確認する。</p> <p>受注者は、着工に先立ち、施工計画書を作成し、所轄の住まいセンターに提出すること。また、区分所有建築物の場合は、監督員と協議の上、施工体制、緊急連絡体制を含めた工事概要を区分所有者に説明し、理解と協力を得ること。</p> <p>受注者は土曜日にライフライン等に係る部位を対象とする作業を行うことのないよう、適切な施工計画の策定に努めること。</p> <p>やむを得ず、土曜日に当該作業を実施する場合は、予め監督員に報告するとともに、事故又は不具合が発生した場合は様式編-04施工「緊急連絡体制」により、機構職員と意思疎通が図れるまで継続して連絡を行うこと。</p> <p>施工者は、建築工事等による公衆への危険性を最小化するため、原則として、工事範囲を敷地内に収める施工計画の作成及び工法選定を行うこととする。ただし、防護構台を設置するなど、敷地外を活用する場合には十分に安全性が確保できる場合にはこの限りではない。</p> <p>施工者は、建築工事等による公衆への迷惑を抑制するため、原則として一般の交通の用に供する部分の通行を制限しないことを前提とした施工計画の作成及び工法選定を行うこととする。</p> <p>施工者は、工事着手前の施工計画立案時において強風、豪雨、豪雪時における作業中止の基準を定めるとともに、中止時の仮設構造物、建設機械、資材等の具体的な措置について定めておかなければならない。</p> <p>施工者は、建築工事等に先立ち、当該工事の立地条件等を十分に把握した上で、工事の内容に応じた適切な人材を配置し、指揮命令系統の明確な現場組織体制を組まなければならない。</p> <p>工事における事故・災害(火災、墜落、転落、飛来・落下、踏破、倒壊、酸欠・酸欠症等、熱中症、石輪被書、化学物質関連等)を防止するため、安全施工に関する技術的方策を講ずること。</p> <p>仕上工事の計画に当たっては、飛来・落下、火災、有機溶剤中毒等、関係者への影響も考慮した事故・災害の防止策を検討すること。</p> <p>改修工事(計画)改修工事の計画に当たっては、使用している施設の一部で工事を実施するため、作業日、作業時間等に制限があることを考慮し、事前調査を行ったうえで、適切な工法及び手順を決定すること。既存施設が建設後、複数年を経過し地中埋設管路が不明な場合は、特に埋設物調査を人急に実施すること。</p> <p>法令に定める建設機械の設置、あるいは、工事の開始にあたっては、あらかじめ必要な計画等の届出を行うこと。</p> <p>現地調査は、工事目的物の出来進捗にともなう現場作業環境の変化及び特殊な条件等に留意して、実施すること。</p> <p>地域の交通安全のために、現場周辺地域の交通事情の調査を行うこと。</p> <p>施工法の選定にあたっては、施工条件、現場条件、工事目的物の種類及び規模に適合したものであること。</p> <p>強風、降雨、降雪時における作業中止に関しては、地理的条件を考慮のうえ、観測方法や指示方法等の具体的な計画を検討し、安全確保を図ること。</p> <p>施工計画を変更する場合には、全体の状況を十分勘案して変更すること。</p> <p>工事の着手に先立ち、事前調査を行い、その結果に基づいて総合仮設及び工種別の安全に関する施工計画を立て、その内容を工事関係者へ周知させること。なお、事前調査に際しては既存の地中埋設管路の有無に十分に注意を払うこと。</p>	○	○	○	○	

章	節	項	本文	建設工事 公共災害 防止対策 要綱	建設工事 安全施工 技術指針	建設機械 施工安全 技術指針	発注者独 自の基準	保共仕
1. 総則	1. 一般共通事項	2. 事前準備	<p>本文</p> <p>工事着工前に設計図書等の確認・検討及び現地調査を実施し、適した施工計画書を作成すること。 【現地調査及び施工計画書作成については以下に留意すること。 ・現場の立地条件を把握し、工事内容に応じた施工体制、緊急連絡体制を検討し、計画書に記載する。 ・ライフラインに係る工事は土曜日に作業することのないよう計画する。 ・工事仮設は原則敷地内通路等、一般の通行を制限しない工事計画、工法選定を行う。 ・事前調査に基づいた総合設計画、工種別施工計画を作成する。 ・工事における事故・災害(火災、墜落、転落、飛来、落下、崩壊、倒壊、酸欠乏症等、熱中症、石綿被害、化学物質関連等)防止のための、安全施工に関する技術的方策を講ずること。 ・法令に定める建設機械の設置等はあらかじめ必要な計画等の届出を行い、計画書に記載する。 ・施工条件・現場条件・工事種類・規模の応じた工法を選定すること。 ・気象条件に応じた作業中止に関し、観測方法や指示方法の具体的計画をすること。 ・施工計画書を変更する場合は、全体の状況を勘案の上、変更すること。 【現地調査】 ・地中埋設管路の有無を確認する。 ・不明な場合は、埋設物調査を行う。 ・工事の進捗状況によって変化する現場作業環境に留意すること。 ・地域の交通安全のために現場周辺の交通事情調査を行うこと。</p> <p>事前検討の際の条件と実際の施工条件との相違又は設計変更等、新たに生じた状況等により当初の施工計画に変更が生じる場合は、全体状況を勘案して速やかに是正措置を講ずること。</p>	○	○	○	○	○
			<p>施工者は、建設工事等に先立ち、危険性の事前評価(リスクアセスメント)を通じて、現場での各種作業における公衆災害の危険性を可能な限り特定し、当該リスクを低減するための措置を自主的に講じなければならない。 施工者は、いかなる措置によっても危険性の低減が図られないことが想定される場合には、施工計画を作成する前に発注者と協議しなければならない。 工事着手に先立ち、危険性の事前評価(リスクアセスメント)を通じ、公衆災害の危険性を可能な限り特定し、リスク低減措置を講ずること。また、いかなる措置によってもリスクの低減が図られないとされた場合は、工事施工の間に給水施設内に立入る場合は、水道法第21条第1項並びに同施行規則第16条に基づき6ヶ月に1回以上の検便を実施し、検査結果を監督員に報告するとともに、所轄の水道技術管理者宛に立入り許可申請を行うこと。また、常時健康管理に留意すること。 作業時間は、原則として日曜、祝日等を除き午前8時30分から午後5時までは、午前8時から午前9時30分及び午後5時から午後6時30分までは準備又は片付けとする。ただし、止むを得ず作業を継続して実施する必要がある場合には、監督員の承諾を受ける。 作業日は、原則お盆期間(8/12～16)、年末年始(12/29～1/7)を除くものとする 工事の作業時間については、特記によるものとし、居住者の生活に大きな支障を及ぼす時間帯は極力避ける。 作業時間は、午前8時30分から午後5時まで、午前8時から午前9時30分及び午後5時から午後6時30分までは準備又は片付けとする。 休日(日曜・祝日、及び特記仕様書によるお盆期間・年末年始期間)とする。 お盆期間・年末年始の期間中に足場が設置されている場合は、その期間中は警備業法に定める一般検査合格警備員又は、一般検査合格警備員を4時間体制で1名配備し、工事範囲内等を巡回することとし、保安計画(人員体制、配置計画、緊急時の連絡体制及び方法、巡回計画、その他必要事項)を予め監督員に提出し確認を受けること。(後日設計変更処理とする。)</p>	○	○	○	○	○
			<p>施工者は、建設工事等の施工に先立ち、事前に警察、消防、病院、電力等の関係機関の連絡先を明確化し、迅速に連絡できる体制を準備しなければならない。 工事期間中において災害または発生した事故は、その内容に関わらず直ちに監督員に報告する。また、様式編-07「その他「事故報告書」を作成し、監督員に提出する。 受注者は、工事中は現場の安全管理及び作業員の健康管理に十分注意を払うものとし、緊急時の対応等が可能な措置を講ずる他、技術者の配置、連絡体制等を整備する。 受注者は、工事責任者を含む責任体制及び緊急時連絡体制を様式編-04「施工緊急連絡体制」により、着工前までに監督員及び住まいセンターに報告すること。当該連絡先は、工事に関連する事故等の連絡に使用するものとし、連絡を受けた際には、休日、夜間を問わず対応すること。 当該工事が複数団地の工事である場合は、それぞれの団地の工事において、速やかな対応を行えるように、団地毎に責任者(資格は問わない)を配置し、連絡体制を構築するとともに、様式編-04「施工緊急連絡体制」により報告すること。 隣接工事をとまらなう場合は、隣接工事を含む関係機関との連絡体制を確立すること。 受注者は、工事責任者を明確にし、警察署、消防、病院、電力等の関係機関の連絡先を含む緊急時連絡体制を整備すること。</p>	○	○	○	○	○
			<p>受注者は、外壁修繕工事が実施される場合、施工前に点検要領により、様式編-07「その他」ハ(ル)コニー-点検票/ハ(ル)コニー-手摺点検チェック表を行い、その結果を監督員に報告する。 施工に当たっては、計画のとおり実施するとともに、常に確認を行い、計画と相違する点を見出し、又は予見した場合は、速やかに是正措置を講ずること。</p>	○	○	○	○	○

章	節	項	本文	建設工事 公衆災害 防止対策 要綱	建設工事 安全施工 技術指針	建設機構 安全施工 技術指針	発注者独 自の基準	保共仕
1. 総則	2. 関係法令	1. 安全に関する法令	<p>施工者は、公衆災害を防止するために、関係法令等(建築基準法、労働安全衛生法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、火薬類取扱細則、消防法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)、電気事業法、電波法、悪臭防止法、建設副産物適正処理推進要綱)に加え、この要綱を遵守しなければならない(ただし、この要綱において発注者が行うこととされている内容)について、契約の定めるところにより、施工者が行うことを妨げない。</p> <p>工事の安全施工については、建築基準法、労働安全衛生法、その他関係法令等に定めるもののほか、この指針の定めるところによること。</p>	○				
		2. 環境に関する法令	<p>「建築基準法」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)、「環境基本法」(平成5年法律第91号。以下「騒音規制法」(昭和43年法律第97号。以下「大気汚染防止法」(昭和43年法律第64号。以下「水質汚濁防止法」(平成14年法律第138号。以下「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和三十七年法律第137号。以下「土壌汚染対策法」(平成14年法律第53号。以下「資源の有効な利用の促進に関する法律」(平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。))その他関係法令等に定めるところによる他、「建設副産物適正処理推進要綱」(平成5年1月12日付け建設省経理発第3号)及び「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(昭和62年3月30日付け建設大臣官房技術審議官通達)に従い、工事の施工の各段階において、騒音、振動、粉塵、臭気、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないよう、周辺環境の保全に努める。</p> <p>受注者は、安全・衛生に関する以下の関係法令等を遵守し災害・事故防止及び周辺環境の保全に努めること。 建築基準法、労働安全衛生法、建設工事公衆災害防止対策要綱、建築工事安全施工技術指針、建設機械施工安全技術指針、大気汚染防止法、水道法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、火薬類取締法、消防法、廃棄物処理法、建設リサイクル法、電気事業法、電波法、悪臭防止法、建設副産物適正処理推進要綱、環境基本法、土壌汚染対策法、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針</p>					
	3. 災害・事故	1. 対策	<p>豪雨、出水、その他天災に対しては、天気予報及び警報等に常に注意を払い、災害の予防に努めると同時に、常にこれに対処できる防災体制を整える。</p> <p>工事中所ける異常気象(大雨、強風、大雪、雷等)、大地震及び大津波に対応するため、最新の気象情報等の収集に努め安全施工に関する技術的対策を講ずること。</p> <p>架線への接近・接触を防止すること。また、必要に応じて架線に防護措置を講ずること。</p> <p>異常気象、大地震、大津波対応のための気象情報の収集、災害予測・防災体制の整備、架線の防護措置を講ずること。</p>					
		2. 対応	<p>災害又は事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先し、二次災害の防止に努めるとともに、直ちに監督員へ報告のうえ事故等報告書を速やかに提出する。</p> <p>工事対象物又はその他の既設物等に損傷を与えた場合は、遅滞なく監督員へ報告するとともに、監督員の立会いのもと、その指示に従い、受注者等の負担において原状に復旧する。</p> <p>施工者は、建築工事等の施工により公衆災害が発生した場合には、施工を中止した上で、直ちに被害状況を把握し、速やかに関係機関へ連絡するとともに、応急措置、二次災害の防止措置を行わなければならない。</p> <p>施工者は、工事の再開にあたり、類似の事故が再発しないよう措置を講じなければならない。</p> <p>建設機械施工により発生した事故・災害が発生した場合には、直ちに応急措置及び関係機関への報告を行うとともに、二次災害の防止措置を講ずること。</p> <p>建設機械施工により発生した事故の再発防止を図るため、速やかにその原因を調査し、類似の事故が発生しないよう措置を講ずること。</p> <p>工事中に不測の事態が発生した場合は、緊急通報体制に基づき通報するとともに、避難、救助、事態の拡大防止及び二次災害防止等適切な措置を講ずること。</p> <p>緊急連絡・報告、応急措置、二次災害防止措置を直ちに実行し、工事再開には再発防止策を講ずること。</p> <p>工事対象物や周辺施設への損傷を与えた場合は受注者負担で行うこと。</p>	○				
		4. 外国人	<p>受注者は「外国人建設就労者受入事業に関する告示」及び「外国人建設就労者受入事業に関するガイドライン」並びに「外国人建設就労者受入事業に関する下請指導ガイドライン」の内容を遵守することにより、外国人建設就労者受入事業の適正かつ円滑な実施を図ることとし、下記に留意すること。</p> <p>施工体制台帳等により下請負人の外国人建設就労者の従事状況を確認すると共に、受入建設企業の管理指導員から外国人建設就労者建設現場入場届出書による報告があった場合、その記載内容と実際の受入状況の整合性に加え、以下の内容を確認することとして、適正監理計画に基づいた外国人建設就労者の受入れが行われるよう、受入れ企業を指導すること。</p> <p>① 「1.建設工事に関する事項」のうち「施工場所」が「3.受入建設所」の「就労場所」の範囲内にあるかどうか。 ② 「2.建設現場への入場を申請する外国人建設就労者に関する事項」のうち「従事させる業務」が「3.受入建設企業・適正監理計画に関する事項」の「従事させる業務の内容」の範囲内にあるかどうか。 ③ 「2.建設現場への入場を申請する外国人建設就労者に関する事項」のうち「現場入場の期間」が「3.受入建設企業・適正監理計画に関する事項」の「従事させる期間(計画期間)」の範囲内にあるかどうか。</p> <p>外国人建設就労者受入事業に関する告示、ガイドライン、下請指導ガイドラインを遵守留すること。 施工体制台帳・外国人建設就労者建設現場入場届出書が実際の受入状況と整合性があるか確認すること。</p>	○				

章	節	項目	本文	建設工事 公衆災害 防止対策 要綱	建設工事 安全施工 技術指針	建設機械 施工安全 技術指針	発注者独自の基準	保共仕
1. 総則	4. 外国人	2. 指導	受注者は当該建設工事に従事する全ての受入建設企業に対し、直接の契約関係にある下請け企業に指示し、又は協力させ、これを統括する或いは直接の契約関係にある下請け企業がその規模にかんがみて明らかに指導等実施困難であると認められる場合には、直接指導を行う等の取組みを講じる。				○	
		3. 禁止事項	受注者は受入建設企業が雇用する外国人建設就労者について、上記(1)及び(2)の役割及び責任が新たに生じることとを理由として、その現場入場を妨げてはならない。				○	
		1. 保険	受注者は、労働者災害補償保険法を遵守し、 保険関係成立に係る諸手続を遅滞なく行うこと 。なお、労災保険加入後に所轄労働基準監督署に提出した保険関係成立(写)又は様式編-07「その他」労災保険加入確認書」等、労災保険の加入が証明できるものを監督員に提出すること。				○	
	6. 騒音・振動等	1. 一般事項	施工にあたっては、できる限り騒音、振動、粉塵の低減に努めることとする。なお、低騒音、低振動型の建設機械及び工具の使用については、特記による。 振動、騒音、粉じん、石綿等、有機溶剤等による周辺環境の悪化を防止する措置を講ずること。					○
		2. 作業制限	振動、騒音、接触、転倒等による周辺への影響を考慮し、対策を講ずること。 受注者は、振動、騒音、粉じん、石綿等、有機溶剤等、建設機械の接触・転倒事故等による周辺への影響を考慮した対策を講ずること。なお、低振動、低騒音機械工具の使用は特記による。				○	
	3. 対策	1. 一般事項	住戸内部で工事騒音が大きい作業を行う場合は、近隣居住者に配慮してサッシ等を開放してはならない。 受注者は、仮設工事を含む各種コンクリートなど躯体への作業時には、「 集塵機能を有する低騒音・低振動ドリル 」などを使用すること。なお、ドリル穿孔工事、研り工事等時に 振動、騒音、粉塵を伴う作業は原則として土、日曜・祝日に行ってはならない 。但し、専用部分の作業で居住者の都合により止むを得ず指定された場合はこの限りではない。 建設機械は、「 低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程 」(平成9年7月31日付け建設省告示)に基づき指定された 低騒音型・低振動型建設機械を使用する 。ただし、施工時期、現場条件等により一部機種は同程度と認められる機種又は対策をもって監督員と協議することができる。					○
		2. 車両	建設資材搬入等に際しては 道路関係法規を遵守し、事故並びに騒音防止に努めること 。また、団地周辺については 車両の運行速度に十分留意し 周辺住民から苦情等を引き起こさないようにすること。 工事材料及び土砂等の搬送計画並びに 通行経路の選定 その他車両の通行に関する事項について、関係機関と十分打合わせのうえ、 交通安全管理 を行う。 建設機械、資材等の運搬にあたり、「 車両制限令 」(昭和36年政令第285号)による 一般的制限値を超える車両を通行 させるときは、「 道路法 」(昭和27年法律第180号)に基づく 通行許可を得ていること を確認する。 施工者は、運搬経路の設定に当たっては、事前に経路付近の状況を調査し、必要に応じて 関係機関等と協議 を行い、騒音、振動、塵埃等の防止に努めなければならない。 建設機械をトレーラ又はトラックに積載し、 一般道路(公道)を移送する場合は、事前に現場の所在地、運搬経路、周辺の道路形状、交通量及び交通状況等を調査 するとともに、必要に応じて 関係機関への届け出等 を行い、運搬に際しては 関係機関等と協議 を講ずること。 施工者は、運搬経路の交通状況、道路事情、降雪の有無等については、常に実態を把握し、安全な運行が行われるよう必要な措置を講じなければならない。 施工者は、作業場出入りする車両等が道路構造物及び交通安全施設等に 損傷を与え ることのないよう注意しなければならない。損傷させた場合には、直ちに当該管理者に報告し、その指示により復旧しなければならない。 施工者は、建築工事等の車両が交通に支障を起こすおそれがある場合には、関係機関と協議を行い、必要な措置を講じなければならない。					○
		2. 駐車禁止	周辺環境からの制約がある場合は、十分な対策措置を講ずること。 車両を運行するに当たり、 通行経路付近の状況を調査し、必要に応じて関係機関と調整の上、搬送計画の策定・通行経路の選定等、交通安全管理 を行うこと。 車両制限令による 一般的制限値を超える車両を使用する場合は、事前通行許可を得ること 。 万が一道路構造物等に 損傷を与えた場合は、直ちに当該管理者に報告し、その指示により復旧 すること。 受注者は、監督員から 労働者通勤車両等の団地内駐車禁止の指示 があった場合は、 団地外に駐車場を確保 するなどの措置をとる。なお、これらに要する費用は請負代金に含む。 本工事に関係する 車両が地区外道路等に駐車することのないよう十分注意 すること。なお、車両の処理及び駐車等により生じた紛争の解決は受注者の責任において行うこと。 受注者は、 団地内に駐車場を確保している場合を除き、作業員等の通勤用車両を団地内に乗り入れさせはならない 。					○

章	節	項目	本文	建設工事 公衆災害 防止対策 要綱	建設工事 安全施工 技術指針	建設機械 施工安全 技術指針	発注者独自の基準	保共仕
1. 総則	8. 埋設物	1. 調査・確認	本文					
			施工者は、工事施工中において、管理者の不明な埋設物を発見した場合、必要に応じて専門家の立ち会いを求め埋設物に関する調査を再度行い、安全を確認した後に措置しなければならない。	○				
			地下埋設物の調査は、台帳(図面)の確認、関係者の立会い、試掘等を十分に行い、公衆災害の確実な防止措置を講ずること。					
			埋設物が予想される場所では、設計図書の内容を確認し、試掘等で確認後施工を行う等員傷事故防止を図る。また、道路敷地内で掘削を行う場合は道路及び埋設物管理者等に照会し埋設物の有無の確認を行うこと。					
			躯体の穴あけ位置は、モデル施工が必要な場合は、事前に鉄筋等探査を行い躯体面にマスキングテープ等により鉄筋位置を明示し、監督員の確認を得て決定する。また、モデル施工以降の各住戸の穴あけ位置は、鉄筋探査機による探査を行い、鉄筋等を選択した位置となっていることを確認する。なお、穴あけ施工による発生材は、全数について写真撮影を行う。				○	
			工事に先立ち、地下埋設物について図面と照合し、必要に応じて試掘等調査を行い状態を確認すること。					
			配管撤去や柱止めの際は、配管ルートの確認、関係者の立会いにより安全確認を行った上で実施すること。					
			躯体の穴あけ作業は、鉄筋探査機を使用し、躯体埋設物の調査を行うこと。					
			施工に際して、地下埋設物等に保全等対策が必要と予想される場合は、あらかじめ、給排水管、ガス管及びケーブル等の管理者が必要に応じて現地立会いのうえ打合わせを行い、事故発生防止に努める。					
			2. 事前協議					
			施工者は、埋設物に近接して建築工事等を行う場合は、あらかじめその埋設物の管理者及び関係機関と協議し、関係法令等に従い、埋設物の防護方法、立会の有無、緊急時の連絡先及びその方法、保安上の措置の実施区分等を決定するものとする。また、埋設物の位置(平面・深さ)、物件の名称、保安上の必要事項、管理者の連絡先等を記載した標示板を取り付ける等により明確に認識できるように工夫するとともに、工事関係者に確実に伝達しなければならない。	○				
保全等対策について打合わせを行ったときは、打合わせ事項を記録し、写しを監督員へ提出する。								
地下埋設物の保全対策が必要と予想された場合は、管理者と事前協議を行い事故発生防止に努めること。また、協議内容は記録し、監督員へ提出すること。								
3. 移設								
地下埋設物又は架線等の移設の必要が生じたときは、調査資料、移設計画図等を添えて監督員と協議する。								
4. 保守管理								
本工事で新たに設置した地下埋設管や栓止め(管閉塞)の位置には表示杭等を設けて保守点検すること。								
9. 立入禁止								
受注者は、(別図)に示す位置、)or(監督員が指定する位置、)その他必要と思われる箇所に立入り禁止の立札及び夜間の注意燈等の危険防止に必要なものを設置する。								
崩落の危険がある路肩や法肩での作業では、立入り禁止措置や明示に加え監視員(誘導員)を配置すること。								
10. 化学物質								
塗料、シーリング材及び接着剤その他の化学製品の取扱いは、当該製品の製造所が作成したJIS Z 7253(GHS)に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法-ラベル、作業場内の表示及び安全データシート(SDS))による安全データシート(SDS)を常備し、作業者に対し記載内容の周知、徹底を図り、健康・安全の確保及び環境保全に努める。								
接着剤又は塗料を用いて施工する場合は、関係法令等を遵守し、その使用方法、塗布量、乾燥期間及び施工中における窓開放等換気に関する事項を施工計画書に明記するとともに、作業者に対しても指導を行う。								
11. 建設機械								
1. 一般事項								
施工者は、建設機械の選定に当たっては、工事規模、施工方法等に見合った、安全な作業ができる能力を持ったものを選定しなければならない。	○							
施工者は、建設機械を使用するに当たり、定められた用途以外に使用してはならない。また、建設機械の能力を十分に把握・検討し、その能力を超えて使用してはならない。	○							
工事は、法令に定められた構造規格を満足し、かつ所定の点検整備がなされた建設機械を使用すること。								
施工者は、建設機械を稼働する範囲を、原則として作業場内としなければならない。やむを得ず作業場外で使用する場合には、作業範囲内への立入りを制限する等の措置を講じなければならない。								
建設機械の選定に当たっては、安全作業が出来る能力を持ったものとし、その能力・用途を超えて使用してはならない。また、所定の点検整備がなされたものであること。	○							
建設機械は原則、作業場内で使用し、場外での使用は立入禁止措置を行うこと。								
2. 設置使用計画								
施工者は、移動式クレーンを使用する場合には、作業範囲、作業条件を考慮して、安定度、接地圧、アウトリガー反力等の検討及び確認を行い、適切な作業地盤の上で使用しなければならない。	○							
建設機械を使用する工事の施工計画の作成にあたっては、設計図書や現地調査により施工条件を把握し、安全を考慮すること。								
建設機械(一般的な事項)建設機械の計画に当たっては、その機能と能力が該当作業の状況に適切であることを確認したうえで機種を選定すること。								
建設機械(一般的な事項)建設機械の計画に当たっては、工事計画全体を展望し、各種の制約条件を満たす最適な機種、規格、組合せを選定すること。								
選定した建設機械については、相互の関係を検討し、適合性を確認すること。								
建設機械の配置計画にあたっては、使用形態を考慮して、施工の安全及び周辺部の安全を確保すること。								

章	節	項目	本文	建設工事 公衆災害 防止対策 要綱	建設工事 安全施工 技術指針	建設機械 施工安全 技術指針	発注者独 自の基準	保共仕	
1. 総則	11. 建設機械	2. 設置使用計画	建設機械施工を安全に進めるために、現場条件を十分考慮した 施工計画 を作成し、それに基づいた施工現場における 安全対策を確実に実施 すること。なお、 実施にあたっては 、新たな問題点や留意すべき事項がないか、点検確認するとともに、より一層の安全対策の向上に努めること。 クレーン の使用にあたっては、その機能と能力が当該クレーン作業に適切であることを確認し、 つり上げ荷重、作業半径等の能力の制限を守り 使用すること。			○			
			建設機械施工の計画、実施に際しては、安全確保のため、 関係する法令、安全基準等を遵守 すること。			○			
			現場内を移送する場合は、事前に下見を行い転倒、転落などの危険防止の措置を講ずること。			○			
			移動式クレーンの作業にあたっては、作業地盤の耐力を確認し、耐力が十分でない場合、必要な措置を講ずること。			○			
			建設機械の設置使用に際しては、現場条件、機能・能力、安全性を考慮した機種選定及び配置計画を策定すること。 建設機械施工 にあたっては、施工計画に基づき必要な 要員を確保 し、作業内容、作業場所等に応じて、 適切に配置 すること。					○	
			工事及び作業の実施、建設機械の運転、点検整備等に関しては、 法令に定める資格を有する者 （以下「有資格者」という）を 配置 すること。					○	
			建設機械の取扱い にあたっては、当該機械等に関する知識、技術及び資格を有する 要員を確保 すること。					○	
			建設機械の組立・分解又は解体作業 の開始に先立ち、作業指揮者を指名し、その日時、場所、作業手順、安全対策等について打合せを行い、関係作業員へも 周知徹底 すること。					○	
			特殊な機械 や 新型の機械 を扱う場合は、事前に 指導員 と十分な 打合せ を行い、必要に応じて 立合い のうえ作業を進めること。					○	
			クレーンの組立及びクレーミング、分解又は解体にあたっては、安全な作業を考慮した施工要領を定め、正しい知識、技能を有する者を指名し、定められた手順を厳守すること。 建設用リフト、工事用エレベータ等の組立及びクレーミング、分解又は解体作業にあたっては、安全な作業を考慮した施工要領を定め、正しい知識と技能を有する者を指名し、定められた手順を厳守すること。					○	
			建設機械を運搬車両に積込み・積降ろしを行う場合は、作業手順、周辺状況等を事前に打合わせること。					○	
			ゴンドラの操作は、有資格者の中から指名したものを行うこと。また、操作にあたっては、合図員を指名し、定められた合図により操作すること。					○	
			高所作業車の操作は、作業床の高さに応じた有資格者の中から指名したものが行うとともに、使用責任者を本機に明示すること。					○	
建設機械による施工、運転、組立、解体にあたっては、作業指揮者、指導員、有資格者、その他必要な要員を適切に配置するとともに、 作業日時、場所、手順、安全対策を関係作業員へも周知 すること。					○				
建設機械が、一般道路(公道)を自走する場合、道路関係法令を遵守し、他の交通機関の支障にならないような措置を講ずること。									
3. 点検確認・維持管理			施工者は、建設機械の維持管理に当たっては、各部分の異常の有無について定期的に自主検査を行い、その結果を記録しておくなければならない。なお、持込み建設機械を使用する場合は、公衆災害防止の観点から、必要な点検整備がなされた建設機械であることを確認すること。また、施工者は、建設機械の運転等が、法で定められた資格を有し、かつ、指名を受けた者により、定められた手順に従って行われていることを確認しなければならない。 建設機械は、現場搬入時の点検、作業前点検、定期自主検査を行い、結果を記録しておくこと。また、不具合箇所は、速やかに措置を講ずること。	○					
			建設機械の点検設備においては、作業の安全を確保するための必要な措置を講ずること。			○			
			建設機械に付随する工具、ロープ等の機械の点検整備を行い、常に正常な状態に保持すること。			○			
			賃貸機械 あるいは 貸与機械 を使用する場合は、 十分な点検整備 がなされた機械であることを確認し、法定検査記録控え、取扱説明書、貸出時点検表等の 書面を受け取り確認 すること。 使用にあたっては、機械の操作・取扱い方法等を関係者へ周知し、機械を使用する者は 日常点検、定期点検整備を実施 すること。			○			
			運転者付き機械の使用にあたっては、事前に運転者と打合わせをし、 運転者と関係作業員との意思の疎通を図るとともに、日常点検、定期点検を実施 すること。 機械の装備機能を確認し、負荷、安定性、速度等の制限を遵守すること。また、機械の制動、照明、信号、警報等の安全に係わる装置については、定期的な点検整備を実施すること。			○			

章	節	項	本文	建設工事 公衆災害 防止対策 要綱	建設工事 安全施工 技術指針	建設機械 施工安全 技術指針	発注者独 自の基準	保共仕	
1. 総則	11. 建設機械	3. 点検確認・維持管理	機械の整備、取替等に当たっては、ブレーキ、ロック、安全装置の作動や、各部の歯止め、車輪止め、かいもの等の措置を確認してから実施すること。						
			クレーン安全装置は、常に整備されていること。						
			同一条件で繰り返し作業の多いクレーンのワイヤロープは、損耗が特に著しいので、定期的に点検を実施し、必要に応じて交換すること。						
			建設用リフト・工事用エレベータ等の安全装置が機能を発揮できるように、常に整備されているかを確認すること。						
			ゴンドラの安全装置が常に整備されているかを確認すること。						
			賃貸機械又は貸与機械の使用に当たっては、十分な点検整備がされていることを確認し、取扱関係者に対して、 操作方法、機械性能等を周知 させること。						
			建設機械及び付随するロープ・ワイヤー・工具等は作業前点検・定期点検・整備を行い、必要な記録を取ること。法定点検においては検査記録等の書面確認を行うこと。						
			ゴンドラの使用に当たっては、ゴンドラの機能と能力が作業内容と現場の状況から適切であることを確認すること。						
			高所作業車の使用に当たっては、高所作業車の機能と能力が作業内容と現場の状況から適切であることを確認すること。						
			運転者付き機械の使用 に当たっては、当該運転者が 有資格者 であることを確認すること。						
			現場に搬入される 建設機械が、施工計画に基づいて選定された機種、規格、組合せであること及び適正な整備状況 であることを確認すること。						
			建設機械の使用に際しては、 機能・能力が作業内容・現場の状況から適切であること、施工計画に基づいて選定した機種等 であることを確認すること。 機械の使用 に当たっては、 機械の能力を超えて使用したり、機械の主たる用途以外の使用及び安全装置を解除して使用しないこと。						
			施工者は、建設機械の安全装置が十分に機能を発揮できるように、常に点検及び整備をしておくとともに、安全装置を切って、建設機械を使用してはならない。						
建設機械の用途外使用、安全装置を解除しての使用は行わないこと。									
建設機械の使用・取扱い に当たっては、定められた 有資格者 を 選任し、これを表示 すること。									
組立・分解又は解体作業中は、常に 機械の安定性、安全性 を確認すること。									
作業は、指示された 手順 で行われているか 確認 すること。									
原動機を止め、全ての安全装置をかけ、キーを所定の場所に保管すること。									
施工者は、建設機械を使用する場合には、作業範囲、作業条件を十分考慮のうえ、建設機械が転倒しないように、その地盤の水平度、支持耐力を調整するなどの措置を講じなければならない。特に、高い支柱等のある建設機械は、地盤の傾斜角に応じて転倒の危険性が高まるので、常に水平に近い状態で使用する環境を整えるとともに、作業の開始前後及び作業中において傾斜計測するなど、必要な措置を講じなければならない。									
施工者は、建設機械の移動及び作業時には、あらかじめ作業範囲を定め、工事関係者に周知徹底を図るとともに、踏肩、傾斜地等で作業を行う場合や後退時等には転倒や転落を防止するため、交通誘導警備員を配置し、その者に誘導させなければならない。また、公道における架空線等上空施設の損傷事故を回避するため、現場の出入り口等に高さ制限装置を設置する等により、アームや荷台・ブームの下の下忘れの防止に努めなければならない。									
施工者は、架線、構造物等若しくは作業場の境界に近接して、又はやむを得ず作業場の外に出て建設機械を操作する場合には、接点のおそれがある物件の位置が明確に分かるようマーキング等を行った上で、歯止めの設置、ブームの回転に対するストッパーの使用、近接電線に対する絶縁材の装着、交通誘導警備員の配置等必要な措置を講じるとともに作業員等に確実に伝達しなければならない。									
施工者は、特に高圧電線の重要な架線、構造物に近接した工事を行う場合は、これらの措置に加え、センサー等によって危険性を検知する技術の活用に努めるものとする。									
建設機械の使用 に当たっては、取扱い環境を把握し、倒壊、転倒、接触等の事故を防止するための措置を講ずるとともに、法令で定める有資格者に操作させること。また、日常及び定期の点検整備を適正に行い、異常気象等に対しては、速やかに必要な安全対策を講ずること。									

4. 事故防止措置

章	節	項	本文	建設工事 公衆災害 防止対策 要綱	建設工事 安全施工 技術指針	建設機械 施工安全 技術指針	発注者独 自の基準	保共仕	
1. 総則	11. 建設機械	4. 事故防止措置	<p>本文</p> <p>施工者は、可動式の建設機械を停止させておく場合には、傾斜のない堅固な地盤の上に置くとともに、運転者の当然行うべき措置を講ずるほか、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 プームを有する建設機械については、そのプームを最も安定した位置に固定するとともに、そのプームに自重以外の荷重がかからないようにすること。</p> <p>二 ウィンチ等のワイヤー、フック等の吊り下げ部分については、それらの吊り下げ部分を固定し、ワイヤーに過度の張りをもたせておくこと。</p> <p>三 アルダーザー等の排土板等については、地面又は堅固な台の上に定着させておくこと。四 車輪又は履帯を有する建設機械については、歯止め等を適切な箇所に施し、逸走防止に努めること。</p> <p>積込み・積降ろし時には誘導員を適宜配置すること。</p> <p>移動式の機械を停止させておく場合は、地盤の良い場所に水平に止め、作業装置を安定した状態に保持すること。</p> <p>作業中断時の移動式クレーンには、逸走防止の措置を講ずること。</p> <p>施工現場には風速の把握に必要な吹き流しや風速計を必要に応じて用いること。</p> <p>気象情報の収集に努めるとともに、クレーン安全規則に則り、強風等のため、クレーンに係る作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業を中止すること。</p> <p>施工にあたっては、落石、土砂崩れ、建設機械等の転落及び気象による災害を回避する措置を講ずること。</p> <p>施工にあたっては、施工に先立ち作成された施工計画に基づき、第3条及び工事関係者等の安全確保のための監視員、誘導員、巡回員等を必要な場所に配置すること。また、工事的目的物、周辺を含めた構造物、埋設物への損傷防止の措置を講ずること。</p> <p>後退時には、誘導員を適宜配置すること。</p> <p>重機の使用にあたっては、地盤の崩壊に伴う倒壊、接触、はさまれ等の事故の防止策を講ずること。</p> <p>建設機械は、積込み時に確実に固定し、出発前に固定状況、高さ等について確認を行い、運転中の荷ぐずれ、落下防止措置を講ずること。</p> <p>クレーン操作時には、誘導員配置やクレーンと人の行動範囲の分離措置をとること。</p> <p>高所及び敷地周辺からのつり荷、つり具等の落下、飛散等に十分注意することとともに、これらによる危害を防止するための措置を講ずること。</p> <p>クレーン作業は、原則として工事現場外で使用する場合には作業範囲内の立入りを制限する等の措置を講ずること。</p> <p>移動式クレーンの使用にあたっては、つり荷による遠心力や衝撃荷重及び強風等による倒壊、転倒防止の措置を講ずること。</p> <p>アウトリガまたはクローラは、最大限に張出して使用すること。</p> <p>現場内の交通規則を定め、工事関係者に周知徹底を図ること。特に運搬路の平坦性を保持し、地形・地質や天候等の環境に応じた制限速度等を定め、カーブ、路肩部等には適切な事故防止の措置を講ずること。</p> <p>資材等の高所取扱いにおいては、他の作業との上下作業を禁止すること。なお、機械の組立・分解又は解体・整備・移動作業においても、機械の安定性確保に留意すること。</p> <p>クレーン機能付バックホウの使用にあたっては、車両系建設機械構造規格及び移動式クレーン構造規格を充足するものを用いるものとし、つり荷による遠心力や衝撃荷重及び強風等による倒壊、転倒、逸走防止の措置を講ずること。</p> <p>建設用リフト・工事用エレベータ等の使用にあたっては、荷物の落下、揚重物の落下・飛散等の防止措置を講ずること。また、機器の昇降及びワイヤロープの走行による作業員の危険が生ずる恐れのある箇所は、囲いを設け立入り禁止とすること。</p> <p>ロングスパン工事用エレベータ等に作業員を搭乗させる場合は、その搭乗範囲に堅固なヘットガードと積載物との遮断設備を設け、接触事故の防止を行なうこと。</p> <p>コンドラを使用する場合には、コンドラの逸走、落下などを防止する措置を講ずること。</p> <p>高所作業車の使用にあたっては、施工条件、作業内容、機種の特徴及び使用にあたっての遵守事項等を考慮し、転倒、転落、挟まれ等を防止する措置を講ずること。</p> <p>舗装工では、作業員等が舗装機械に接近して作業するので、機械と作業員との接触事故の防止対策を講ずること。</p>	○		○	○	○	○

章	節	項	本文	建設工事 公衆災害 防止対策 要綱	建設工事 安全施工 技術指針	建設機械 施工安全 技術指針	発注者独 自の基準	保共仕
1. 総則	11. 建設機械	4. 事故防止措置	<p>コンクリート舗装は、施工機械の搬入から組立調整等、クレーンを使用する場合は、クレーン事故の防止対策を講ずること。</p> <p>やむを得ず機械を不安定な地盤上に設置するときは、常に適切な転倒防止の措置を講ずること。また、周辺の状況変化を予測し、どのような事態においても機械の安定限度内で使用すること。</p> <p>建設機械施工の安全対策には、工事関係者がそれぞれの立場における安全対策を自覚し、相互の連携を保ち、施工の安全確保に努めること。</p> <p>機械を複合して使用する場合は、機械相互及び人と機械の接触防止の措置を講ずること。</p> <p>建設機械を使用する場合は、作業範囲、作業条件を考慮し、以下に留意した施工計画、安全対策を講ずること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地盤崩壊や強風に伴う倒壊、接触、吊钩等の落下、はさまれ等の事故防止策を講ずること。 ・建設機械の転倒を防止するため、常時地盤の水平安定性を確保し、機械の安定限度内で使用すること。 ・路肩での作業や、積込み、積込み、後退時等は交通誘導員を配置し、安全誘導を行うこと。 ・第三者及び工事関係者の安全確保のための監視員、誘導員、合図員等を適宜配置し、作業範囲と第三者とを分離すること。 ・アームやブームが高圧電線等の架線接触を防止するため、高さ制限装置・センサー等の活用を努めること。 ・所定の有資格者を配置し、日常・定期点検整備、操作を行うこと。 ・建設機械の体止中及び悪天候による災害回避措置を講ずること。具体に作業中止条件を検討し、ブームの固定、ワイヤーの固定、截止めによる逸走防止措置を行うこと。 ・建設機械を用いての資材等運搬は、資材等の固定状況、荷崩れ、落下防止措置を講ずること。 ・高所での資材取扱の際は、他作業との上下作業を禁止すること。 ・建設機械には定格荷重や搭乗人数等の積載荷重を表示すること。 					
		5. 排ガス対策	<p>工事において、建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成3年10月8日付け国総施第247号)、「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成18年3月17日付け国総施第215号)、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」(平成18年国土交通省告示第348号)に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用する。なお、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」(平成17年法律第51号。以下「オフロード法」という。))に基づき技術基準に適合するものとして届出された特定特殊自動車を使用する場合はこの限りではない。ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議する。</p> <p>施工計画書に使用する排出ガス対策建設機械を明記するとともに、施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い監督員へ提出する。</p> <p>監督員の立会いを受け、稼働中の建設機械が、次のいずれかか該当していることの確認を受ける。</p> <p>(1) 指定ラベルが貼付けされている。</p> <p>(2) その型式が排出ガス対策型建設機械指定通知表に記載されている。</p> <p>「オフロード法」に基づく指針(建設業に係る特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制を図るための指針)に則り、排出ガスの抑制を図る。</p> <p>施工者は、無人航空機(ドローン等)を使用する場合には、第36(建設機械の使用及び移動)の規定のほか、次の各号に掲げる措置を講じなければならぬ。</p> <p>一 原則として、飛行する空域の土地所有者からあらかじめ許可を得ること。</p> <p>二 航空法第132条で定める飛行の禁止空域を飛行する場合は、あらかじめ国土交通大臣の許可を得ること。</p> <p>三 航空法第132条の2で定める飛行の方法を守ること。ただし、周囲の状況等によりやむを得ず、これらの方法によらずに飛行させようとする場合には、安全面の措置を講じた上で、あらかじめ国土交通大臣の承認を受けること。</p> <p>四 飛行前には、安全に飛行できる気象状態であること、機体に故障等がないこと、電源や燃料が十分であることを確認しなければならない。</p> <p>発生材の抑制、再利用、再資源化及び再生資源の積極的活用に努める。なお、設計図書に定められた以外に、発生材の再利用、再資源化及び再生資源の活用を行う場合は、監督員と協議する。</p> <p>改修工事で発生する解体材は、関係法令に従って分別、保管、収集、運搬、再生、処分等を行うこと。</p> <p>解体工事で発生する解体材の分別、保管、収集、運搬、再生、処分等についての適正な方法及び手順を決定すること。</p> <p>解体工事で発生する解体材は、関係法令に従い分別、保管、収集、運搬、再生、処分等を行うこと。</p>					
	12. 発生材等	1. 一般事項						
		2. 処分等						

章	節	項	本文	建設工事 公衆災害 防止対策 要綱	建設工事 安全施工 技術指針	建設機械 施工安全 技術指針	発注者独自の基準	保共仕			
1. 総則	12. 発生材等	2. 処分等	<p>本文</p> <p>発生材の処理は、次による。</p> <p>(1) 発生材は、速やかに数量等を監督員へ報告し、材料を種別ごとに整理の上、仮囲い、荷くずれ防止等安全対策を施し、監督員の指示により保管又は処分する。</p> <p>(2) 発生材のうち、産業廃棄物の処理は、「産業廃棄物処理法」等関係法令及び各自治体等の指導を遵守する。なお、処理の確認のため産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)の写し又は電子マニフェストの受渡確認票を監督員へ提出し確認を受ける。</p> <p>(3) 発生材のうち、発注者に引渡しを要するものは、特記による。なお、引渡しを要すると指定されたものは、監督員の指示を受けた場所に整理する。調書を作成して監督員へ提出する。</p> <p>(4) 発生材のうち、現場において再利用を図るもの及び再資源化を図るものは、特記による。なお、再資源化を図るものと指定されたものは、分別を行い、所定の再資源化施設等に搬入したのち、調書を作成して監督員へ提出する。</p> <p>(5) (2)から(4)以外のものはすべて場外に搬出し、「建設リサイクル法」、「資源有効利用促進法」、「廃棄物処理法」その他関係法令等による他、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適正に処理し、監督員へ報告する。</p>								
				3. アスベスト		<p>アスベスト建材の撤去・処分方法については、特記による他、次にによる。なお、アスベストの撤去・処分にあたっては、「労働安全衛生法」、「大気汚染防止法」、「産業廃棄物処理法」等関係法令及び各自治体並びに労働基準監督署等の指導を遵守する。</p> <p>(1) 飛散性アスベスト</p> <p>「建設副産物適正処理推進要綱」に定める飛散性アスベストの撤去については、建築物の解体に先立ち、「建築物の改修・解体に伴うアスベストによる大気汚染の防止について」(昭和62年環大規第225号)に基づき、飛散防止の措置を講じたうえで行う。また、吹付け石綿等の除去作業にあたり、「大気汚染防止法」及び「労働安全衛生法」を遵守する。</p> <p>(2) 非飛散性アスベスト</p> <p>非飛散性アスベストの撤去は、粉砕することによりアスベスト粉じんが飛散するおそれがあるため、湿潤化のうえ可能な限り、破壊又は破砕しない方法で除去する等飛散防止の措置を講じたうえで行う。</p>					○
							1. 貯蔵	<p>施工者は、作業場に危険物を貯蔵する場合には、関係法令等に従い、適正に保管しなければならぬ。特に、可燃性薬料、油類その他引火性材料の危険物又はボンベ類の危険物は、関係法令等の定めるところにより、直射日光を避け、通気・換気の良いところに危険物貯蔵所を設置して保管するとともに、「危険物」、「火気厳禁」等の表示を行い、取扱者を選任して、保安の監督をさせなければならない。</p> <p>施工者は、一定量以上の指定可燃物を貯蔵し又は取扱う場合には、必要に応じ、関係機関へ届出を行い、又は関係機関の許可を受けなければならない。</p>	○		
	13. 危険物等		<p>危険物の貯蔵は、関係法令等に従い、必要に応じて危険物貯蔵所を設置し保管すること。危険物の種類に応じた一定量以上の危険物を保管する場合は、関係機関に届出・許可を受けなければならない。</p>								
				2. 危険物の解体	<p>施工者は、解体工事時にガスバーナー等を用いてオイルタンクやアスファルト防水層に近接した部材を切断する等、爆発や火災発生の危険性がある場合には、事前に所轄の消防署へ連絡し、適切な措置を講じなければならない。</p>	○					
	2. 仮設に関する こと	1. 一般共通事項	1. 一般事項	<p>仮設足場、資材置きスペース、作業動線(出入口)等について講ずる安全・防犯対策は、対象住棟の特性、工事条件等を考慮したものとするとともに、お客様のプライバシー、居住環境に配慮したものとする。</p> <p>仮設電気設備の設置、撤去及び維持管理にあたっては、電気設備に関する関係法令を遵守すること。</p>				○			
				<p>工事の為の足場、資材置き場他、仮設電気等、全ての仮設物については、関係法令遵守の上、現場条件、立地条件を考慮し、安全・防犯・居住者様のプライバシー、居住環境に配慮したものとすること。</p>				○			
			2. 仮設計画	<p>施工者は、建築工事等に伴う倒壊及び崩落などの事象によって周辺の道路構造の保全及び道路の機能の確保に与える可能性がある場合には、道路法第32条に定める道路占用許可を要しない場合であっても、あらかじめ道路管理者に連絡するとともに、道路管理者の指示を受け、又は協議により必要な措置を講じなければならない。</p> <p>受注者は、連休前及び台風をはじめとする自然災害が発生するおそれがあるときは、資材置場や仮設足場に係る安全対策及び緊急時の連絡体制について、監督員に報告し承認を受けなければならない。</p> <p>受注者は、仮設工事の着工に先立ち、緊急車両の進入及び住棟への寄り付き等について、事前に所轄消防署へ確認するなど必要な届出書等の作成に協力すること。</p>	○			○			
				<p>仮設工事(共通事項)仮設物の計画に当たっては、関連する別工事(以下「関連工事」という。)及び関連する施設との連携を総合的に考慮し、作業方法、作業手順等を検討すること。</p> <p>仮設物の撤去及び解体(使用時の不都合に際しての改造・盛替え等を含む。)に当たっては、適正な機器、材料を使用し、所定の有資格者を配置して、計画された手順等に従って作業を行うこと。また、当該工事及び関連工事の関係者(以下「関係者」という。)に対して、時期、範囲、順序等を周知させること。</p>			○				
				<p>仮設計画にあたっては、以下に留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連体や地震・台風等自然災害時の安全対策・連絡体制について整備すること。 ・緊急車両の進入・住棟の寄り付きを検討し、必要に応じて消防署の確認・届出を行うこと。 ・組立・解体作業手順を明確に記載するとともに、関係者に周知すること。 ・有資格者の配置、適した機材、材料を使用すること。 							
			3. 点検確認・維持管理	<p>施工者は、作業場内及びその周辺の安全巡視を励行し、事故防止施設の整備及びその維持管理に努めなければならない。</p>				○			
				<p>施工者は、安全巡視に当たっては、十分な経験を有する技術者、関係法令等に精通している者等安全巡視に十分な知識のある者を選任しなければならない。</p>				○			

章	節	項	本文	建設工事 公共災害 防止対策 要綱	建設工事 安全施工 技術指針	建設機械 施工安全 技術指針	発注者独 自の基準	保共仕			
2. 仮設に関する こと	3. 共通仮設物	2. 仮囲い等	<p>本文</p> <p>設置する仮囲いの仕様は以下に留意し計画すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地盤面から高さ1.8m以上とし、必要に応じて3.0mの仮囲いとす。 ・強風等による倒壊が無きよう、十分な強度を持ったものとする。 ・仮囲い出入口は、第三者の交通に支障が無い箇所に設置すること。 ・出入口扉は引戸又は内開きとし、常時閉鎖するとともに、第三者立ち入り禁止の旨を明示すること。 ・車両の出入りが頻繁な場合は、交通誘導員を配置し、第三者の進入防止・車両安全誘導を行わせること。 <p>工事用電力設備の計画に当たっては、関係法令等を遵守し、漏電、感電、火災等の事故防止に努めること。</p>								
				4. 通路	1. 計画	<p>施工者は、建築工事等に伴い既存の照明施設を一時撤去又は移動する場合には、公共の通行等に支障をきたさないよう、適切な照明設備を設けなければならない。</p>					
						<p>受注者が工事に使用する回地内の撤出入路は、所轄住まいセンターと協議の上、監督員の指示に従うこと。</p>					○
				<p>階段や通路で工事を行う場合は、転倒事故の防止策として、利用者の目につきやすい場所に注意喚起の表示をする。</p>							
				<p>仮設通路の計画に当たっては、設置位置、安全誘導措置等を検討すること。</p>							
				<p>仮設通路の使用に当たっては、表示板等による安全誘導措置を講ずること。</p>							
				<p>施工者は歩行者用通路と作業場との境には、さく、パネル等を設けること。また、歩行者用通路と車両の交通の用に供する部分との境は、移動さくを間隔をあけないように設置し、又は移動さくの間に安全ロープ等をはってすき間ができないよう設置する等明確に区分する。</p>							
				<p>施工者は、歩行者用通路には、必要な標識等を掲げ、夜間には、適切な照明等を設けなければならない。また、歩行に危険のないよう段差や路面の凹凸をなくすとともに、滑りにくい状態を保ち、必要に応じてスロープ、手すり及び視覚障害者誘導用ブロック等を設けなければならない。</p>							
				<p>団地内の撤出入路は住まいセンター協議の上、指示に従い設定すること。</p> <p>仮設通路は注意喚起表示、夜間照明設置、段差等を無くし滑りにくい歩行路とし、必要に応じてスロープ、手すり設置等、安全誘導措置を講ずること。</p> <p>仮設通路は、作業場と柵、ロープ等によりすき間無く、明確に区画すること。</p> <p>階段、廊下、通路等、居住者同線において工事をやる場合は、注意喚起表示を行うこと。</p>							
				<p>受注者は、工事用通路について使用前に現状写真を撮影し、監督員の確認を得て保管しておくこと。なお、工事用通路は受注者の負担により、常時良好な状態で維持管理を行うこととし、その費用は請負代金に含む。</p>							○
<p>受注者は、工事用通路等の汚損防止のため、常時、清掃等必要な措置を講じるとともに、工事完了後、所轄住まいセンターの確認を受けること。</p>								○			
3. 通行制限等			<p>住棟前道路は、当日の工事終了後、翌朝工事再開までの間は、緊急車輛が通行できる状態を確保すること。</p>						○		
			<p>工事のために使用する撤入路及び撤出路は監督員及び道路管理者の指示に従い、常に良好な維持管理(路面の保持、清掃及び道路付帯排水設備の清掃、浚渫の実施をいう。)を行うとともに、特に第三者に損傷を与えないよう注意する。また、撤入路及び撤出路に損傷を与えた場合には、速滞なく監督員へ報告するとともに、速やかに復旧を行う。</p>								
			<p>工事に使用する道路・通路は使用前の現状写真を撮影し、常時清掃等維持管理を行うこと。汚損・損傷を与えた場合は速やかに原状に復すること。</p> <p>工事完了後は住まいセンターの確認を受けること。</p> <p>住棟前の道路は常時緊急車両が通行できる状態にすること。</p>								
			<p>施工者は、やむを得ず通行を制限する必要がある場合には、道路管理者及び所轄警察署長の指示に従うものとし、特に指示のない場合は、次の各号に掲げるところを標準とする。</p> <p>一 制限した後の道路の車線が1車線となる場合には、その車道幅員は3メートル以上とし、2車線となる場合には、その制限区間においては、その前後で交通が渋滞することのないよう原則、交通誘導警備員を配置しなければならない。</p> <p>二 制限した後の道路の車線が1車線となる場合で、それを往復の交互交通の用に供する場合においては、その制限区間ではできる限り短く、その前後で交通が渋滞することのないよう原則、交通誘導警備員を配置しなければならない。</p>						○		
			<p>施工者は、やむを得ず通行を制限する必要がある場合は、歩行者が安全に通行できるような車道とし別に、幅0.90メートル以上(高齢者や車椅子使用者等の通行が想定されない場合は幅0.75メートル以上)、有効高さは、2.1メートル以上の歩行者用通路を確保し、交通誘導警備員を配置する等の措置を講じなければならぬ。1.5メートル以上、有効高さは2.1メートル以上の歩行者用通路を確保し、交通誘導警備員を配置する等の措置を講じ、適切に歩行者を誘導しなければならない。</p> <p>やむを得ず公道の通行を制限する場合は、道路管理者、警察署の指示に従うこと。特に指示のない場合は以下とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制限後の車線が1車線になる場合は車道幅3m以上、2車線となる場合は幅5.5m以上とする。 ・制限区間は極力短くし、渋滞することのないよう交通誘導員を配置すること。 ・車道とは別に幅0.9m以上(特に人通りの多い場所は幅1.5m以上)・有効高さ2.1m以上の歩道を設け、交通誘導員を配置すること。 							○	

章	節	項	本文	建設工事 公衆災害 防止対策 要綱	建設工事 安全施工 技術指針	建設機械 施工安全 技術指針	発注者独自の基準	保共仕
2. 仮設に関する こと	5. 工事排水	工事排水	<p>本文</p> <p>工事排水は、雨水路に排水してはならない。また、団地内既設汚水路に排水する場合は、排水位置等について、予め、管轄の住まいセンターと協議・確認の上決定するものとし、排水前に当該下水道管理者(区(出先事務所を含む))又は市の下水道担当部署と協議の上、必要な書類等を提出し、結果を監督員に報告すること。ただし、塗装材及び塗装工具等の洗浄水並びに土砂・ゴミ等は場外処分とし、排水路に流出させてはならない。場外処分する場合は3 関連する基準等に関する事項(7) 建設副産物の処理・処分の取扱い」による。なお、下水道料金を含む費用の全ては本工事に含む。</p>				○	
			<p>仮設排水は列によるものとし、敷地内外に害を及ぼさないよう、常に良好な維持管理を行う。</p> <p>(1) 排水位置等、所轄の住まいセンター等と協議する。 (2) 塗装材及び塗装工具等の洗浄水並びに土砂・ゴミ等は場外処分とし、排水路(雨水管、排水管、溝溝等)に流出させてはならない。 (3) 既設の排水管(汚水管)に排水する場合は、当該下水道管理者(区(出先事務所を含む))又は市の下水道担当部署と協議する。</p>			○	○	
	6. 仮置き	<p>仮設足場を、工事に伴う資材や廃材等の残置物について、整理・整頓及び安全確認を毎日の作業終了時に必ず行うものとする。また、資材置場を設けた状態や仮設足場を設けた状態で行う作業を一定期間中断する必要があるが生じた場合は、監督員の指示により、定期的な巡回を行う等、安全確保の徹底を図り、その結果を監督員に報告するものとする。</p>				○		
	7. 外部足場	1. 計画	<p>仮設足場を設置する場合は枠組足場を基本とする。その設置については以下によるほか、参考1及び参考2による、枠組足場以外の足場の採用を希望する場合は、報告・協議書により監督員の承諾を受けること。なお、〈くまび堅結式足場採用の承諾は、発注者が提示する資料にて着工前に様式編-04施工くまび堅結式足場の採用基準/点検表/承諾フロー〉に示す基準を満たしていることを、監督員が明確に確認できる場合に限る。</p> <p>工事で設置する足場については、「手すり先行工法等に関するガイドライン(厚生労働省平成21年4月)より、「動きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用方式により行うこと。」なお、躯体剛性については「動きやすい安心感のある足場に関する基準」の2 設置すべき動きやすい安心感のある足場の(2)により行うこと(参考図2参照)。着工にあたっては、施工計画書を監督員へ提出し、手すり設置時においては立ち会いを求めること。</p> <p>工事用足場等を施設屋根上等に架設する場合は、足場等の架設前に過去の漏水履歴、修繕履歴等を確認するとともに、現在の劣化状況を点検して養生方法を十分に検討すること。</p> <p>単管ジョイントを用いて足場ハイブ同士を連結する場合は、抜け止めの機能を有した足場ハイブを使用すること。</p>				○	
			<p>当該団地について、①～⑦を厳守すること。(超高層住宅の場合)</p> <p>① 3階体以上の外壁修繕工事に使用する作業足場は、建物構造等の安全確認を行い、原則、ゴンドラ足場(連結式ゴンドラ2層目)を採用すること。(3階の一階を除く)また、使用材料等は、各製造所の仕様による。</p> <p>② 年末年始及びお盆休みについては、保安計画等を検討し、機構担当者に報告すること。</p> <p>③ 着工に先立ち機構担当者及び所轄住まいセンター等と協議により決定した事項。</p> <p>④ ゴンドラ足場より住戸への侵入防止として、対策を講じるものとする。</p> <p>⑤ 2層連結式ゴンドラは、連結して作動させる装置を有するものとし、外壁面等で移動する際は、安全性を考慮して、設置済みの2層連結式ゴンドラを、原則出来る限りまとめて一斉に作動させることとする。</p> <p>⑥ 2層連結式ゴンドラは、連動して作動させる装置を有するものとし、外壁面等で移動する際は、安全性を考慮して、設置済みの2層連結式ゴンドラを、原則出来る限りまとめて一斉に作動させることとする。</p> <p>⑦ 強風時の対応として、労働安全衛生法等に定める条件及び労働基準監督署の指導内容に適合し得るかを常時判断可能な体制を整備すること。又、1時間毎の平均風速及び最大風速を計測した風速記録(その他「風雨表/風速記録(超高層住宅のみ)」)</p> <p>工事用足場等の設置に当たり権限が干渉する場合は、所轄住まいセンターのグリーンマネージャー等と協議すること。</p>				○	
			<p>足場を設ける場合には、「手すり先行工法に関するガイドライン」について「(厚生労働省 平成21年4月24日)の「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、すべての作業床について手すり、中横及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。</p> <p>足場を設ける場合には、閉閉器室等の共用諸室内の設備の保守、自動高減器等、外壁面に設置されている設備の作動など、団地維持管理に支障が無いように敷設する。</p> <p>施工者は、足場や型枠支保工等の仮設構造造物を設置する場合には、組立て、解体時においても倒壊、資材落下等に対する措置を講じなければならない。</p> <p>施工者は、組立て、解体時の材料、器具、工具等の上げ下ろしについても、原則、一般の交通その他の用に供せられていない場所を選び、作業場内で行わなければならない。</p> <p>足場の計画に当たっては、想定される荷重及び外力の状況、使用期間等を考慮して、種類及び構造を決定すること。</p> <p>施工者は、外部足場の組立て及び解体に当たっては、事前に作業計画を立て、関係者に時期、範囲、順序等を周知させ、安全に作業を実施しなければならぬ。</p> <p>足場の使用に当たっては、関係者に対して、計画時の条件等を明示したうえで、周知させること。</p>	○	○			

章	節	項目	本文	建設工事 公衆災害 防止対策 要綱	建設工事 安全施工 技術指針	建設機械 施工安全 技術指針	発注者独 自の基準	保共仕		
2. 仮設に関する こと	7. 外部足場	1. 計画	足場設置計画等は以下に留意すること。 ・足場は想定される荷重、外力、使用期間等を考慮し、強度計算を行った上種類・構造を決定することとするが、枠組足場を基本とし、事前に施工計画書を作成し、関係者にその範囲、期間、手順等を周知すること。 ・枠組足場以外を計画する場合は、事前に報告・協議書により監督員の承認を受けること。 ・くさび緊結式足場を計画する場合は、事前にくさび緊結式足場の採用基準を満たしているものとして監督員が明確に確認出来る資料を以て承諾を受けること。 ・手すり先行工法等に関するガイドラインを遵守し、手すり・中継・幅木の機能を有するものであり、作業は手すり措置方式又は手すり専用方式にて行うこと。 ・躯体側は、設置すべき動きややすい安心感のある足場に関する基準に準拠すること。 ・固地維持管理に支障が無いよう設置すること。 ・住棟番号付近の足場外部に、仮設の種類等を設置すること。 ・足場使用にあたっては使用者に計画時の条件等を周知すること。 ・組立解体時の資材等の荷揚げ荷下しは、一般の交通等がない場所で行うこと。 ・屋上等に足場を設置する場合は、漏水履歴・修繕履歴を確認し、適した養生を実施すること。 ・足場ジョイントにより単管を繋ぐ場合は、抜け止め防止機能を有する単管ハブを使用すること。 ・補綴が干渉する場合は、所轄住まいセンターのグリーンマネージャー等と協議すること。							
			1. 計画 2. 維持管理	施工者は、外部足場の倒壊及び崩壊を防止するため、外部足場の計画に当たっては、想定される荷重及び外力の状況、使用期間等を考慮して、種類及び構造を決定することともに、良好な状態に維持管理しなければならない。特に、外部足場と建築物の構造体との壁つなぎは、作業場の状況に応じて水平方向及び垂直方向に必要な数を堅固に取り付けるとともに、足場の脚部は、滑動及び沈下を防止するための措置を講じなければならない。 資材の積重、運搬、作業員の移動等に供する足場等の仮設資材を設置する場合は、法令を遵守し、適切な強度計算等を行った足場とし、当該資材を設置から解体まで良好な状態で維持管理を行うとともに、部外者が故意に侵入し、最上部まで侵入することのないよう、施設その他必要な措置を講じること。						
			1. 計画 2. 維持管理 3. 侵入防止	2. 維持管理 足場、さん橋等は、材料、構造等について労働安全衛生規則その他関係法令等に従い設置し、常に良好な維持保全に努める。						
			3. 侵入防止	足場は組立から解体まで常に良好な状態で維持管理を行うこと。特に壁業者の必要個数と適した取付状態、脚部の滑動・沈下防止措置の状態に留意すること。						
			3. 侵入防止 4. 落下防止 6. お客様対応	部外者が足場内へ進入しないよう、防護金網等により進入防止対策を講じるほか、夜間・休日にも共用部分から足場を経由して専用バルコニー等へ回り込めないよう、廻り込み防止ネット等による侵入防止装置を仮設足場に施すこと。 足場内に部外者が立ち入らないよう、足場周りにH1.8m以上の防護金網設置、全面メッシュシート張り、出入口の施設、共用部から専用部への侵入防止措置を講じること。						
			3. 侵入防止 4. 落下防止 6. お客様対応	足場設置期間中の安全対策は次のとおりとし、子供等が侵入しない措置をとる。 (1) 足場下部周囲には、防護金網(H=1.8m、施設)を設置する。 (2) 防護金網上部の全面に設置する安全シート(メッシュシート)の色は特記による。特記なき限り、バルコニー側に設置する安全シート(メッシュシート)は、「白色」を標準とする。 (3) 住棟出入口、歩行者動線の上層等には、資材等の落下防止対策として、養生柵を設置する。 (4) 消火栓、各種メーター、水栓及びマンホール等の使用に支障を与えないものとする。						
			4. 落下防止	足場周りに防護金網(H=1.8m以上)、足場全面に養生メッシュシート(バルコニー側に設置するものは「白色」を標準とし、足場内部からの通風性・透光性に配慮したもの)を設置し、安全対策に万全の措置を講じるとともに、夜間・休日においても共用部分から足場を経由して専用バルコニー等へ回り込めないよう措置を足場に施すこと。なお、これらの対策は、消火栓、各種メーター、水栓及びマンホール等の使用・点検に支障の無いよう設置すること。また、見通しの悪くなつた棟番号付近に仮設の種類等を設置すること。 歩行者動線の上部(住棟出入口、通路、駐車場、駐輪場、専用庭、プレイルートに面する箇所)には養生柵(朝顔)を設置し、第三者の安全確保を徹底すること。なお、養生柵(朝顔)は、原則、外部仮設足場内の作業のみで組立が可能なものとし、作業員が転落及び墜落する事故が発生する恐れのないものを適用すること。 仮設足場等設置時に落下防止ネット等の撤去復旧を伴う場合は監督員と協議の上、庇上に人が乗った際に落下することがないよう、外れ止め等の措置を行う。						
					施工者は、建築工事等を行う部分から、ふ、角75度を超える範囲又は水平距離5メートル以内の範囲に隣家、一般の交通その他の用に供せられている場所がある場合には、次の各号に掲げる落下物による危害防止のための防護柵等を設置しなければならない。 一 建築工事等を行う部分が、地盤面からの高さが10メートル以上の場合にあっては1段以上、20メートル以上の場合にあっては2段以上設けること。 二 最下段の防護柵は、建築工事等を行う部分の下10メートル以内の位置に設けること。 三 防護柵は、すき間がないもので、落下の可能性のある資材等に対し十分な強度及び耐力を有する適正な構造であること。 四 防護柵は、水平距離で2メートル以上突出させ、水平面となす角度を20度以上とし、風圧、振動、衝撃、雪荷重等で脱落しないよう骨組に堅固に取り付けること。					
					施工者は、前2項の措置に加え、資材の搬出入、組立て、足場の設置、解体時の材料、器具、工具等の上げ下ろし等、落下物の危険性を伴う場合においては、交通誘導準備員を配置し一般交通等の規制を行う等落下物による危害を防止するための必要な措置を講じなければならない。					

章	節	項	本文	建設工事 公衆災害 防止対策 要綱	建設工事 安全施工 技術指針	建設機械 施工安全 技術指針	発注者独自の基準	保共仕
2. 仮設に関する こと	7. 外部足場	4. 落下防止	<p>本文</p> <p>施工者は、手順上、鉄網若しくは帆布、防護網等を外して作業をせざるを得ない場合においては、取り外す範囲及び期間が極力少なくなるように努めるとともに、取り外すことによる公衆への危害を防止するために、危害が及ぶおそれのある範囲を通行止めにする等の措置を講じなければならない。また、作業終了後の安全対策について立入り防止等細心の注意を払わなければならない。</p> <p>資材に荷揚げ・荷下ろし等、落下物の危険性がある場合は、交通誘導警備員を配置すること。</p> <p>作業手順上、メッシュシート、防護網を一時的に取り外す必要がある場合は、期間・範囲を最小限に留め、取り外すことにより危害が及ぶ恐れがある範囲は立入禁止措置を講ずること。</p> <p>歩行者動線の上部等(住棟出入口、通路、駐車場、駐輪場、専用庭、プレイロフト)に面する箇所)及び作業箇所から水平距離5メートル以内の範囲に隣家、一般の交通その他の用に供せられている場所がある場合には、養生柵を設置することとし、以下に留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養生柵は原則、外部仮設足場内の作業のみで組立が可能なものとする。 ・建築工事等を行う部分が、地盤面からの高さが10メートル以上の場合にあつては1段以上、20メートル以上の場合にあっては2段以上設けること。 ・最下段の防護柵は、建築工事等を行う部分の下10メートル以内の位置に設けること。 ・防護柵は、すき間がないもので、落下の可能性のある資材等に対し十分な強度及び耐力を有する適正な構造であること。 ・各防護柵は水平距離で2メートル以上突出させ、水平面となす角度を20度以上とし、風圧、振動、衝撃、雪荷重等で脱落しないよう骨組に堅固に取り付けること。 <p>屋根面からの墜落事故防止対策として、必要に応じ、JIS A 8971(屋根工事用足場及び施工方法)による足場及び装備機械の設置を検討すること。</p>	○				
		5. 墜落防止	<p>仕上工事の施工に当たっては、足場(移動式、簡易式を含む。)からの墜落、転落等の事故防止策を講ずること。</p> <p>屋上・足場からの墜落・転落防止策を講ずること。必要に応じて屋根工事用足場や装備機械の設置検討を行うこと。</p>		○			
		6. お客様対応	<p>受注者はお客様より開口部補助錠(二重錠)の貸し出しの申し出があつた場合はこれに応じるものとする。</p> <p>夏季及び冬季休暇期間中等にバルコニー側の仮設足場を存置する場合、居住者配慮の為、養生メッシュシートを建地に堅固に巻きつけるよう監督員と協議し計画する。</p> <p>居住者様より、開口部補助錠の貸し出しの要請があつた場合はこれに応じること。</p> <p>お盆休み・年末年始休暇期間中等、バルコニー側に足場仮設がある場合は、メッシュシートを建地に巻き付ける等、居住者配慮を行うこと。</p> <p>バルコニー側メッシュシートは、通風・採光性に配慮したもので、原則白色のものを使用すること。</p> <p>重機類稼働部分には、鉄板、枕木敷等で補強養生し、安全に稼働し得るよう十分注意すること。</p>				○	
	8. 養生	1. 養生	<p>受注者は住宅用エレベーターを資材等の搬出入に利用する際、養生方法について、所轄の住まいセンターと協議すること。利用にあたっては常時良好な状態を保つため適切な維持管理を行う。</p> <p>火気の使用や溶接作業等を行う場合は、火気の取扱いに十分注意するとともに、適切な消火設備、防災シートを設ける等の火災防止措置を講ずること。</p> <p>工事の施工に際しては、施工範囲以外の部分に汚損又は損傷を生じさせないよう適切な保護又は養生を行う。</p> <p>施工者は、建築工事等に伴い粉塵発生のおそれがある場合には、発生源を散水などにより潤滑な状態に保ち、養生源を覆う等、粉塵の発散を防止するための措置を講じなければならない。</p> <p>工事に際し、施工範囲以外の汚損・損傷防止のため保護・養生を行うこととし、以下の点に留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重機の稼働部分は鉄板、枕木敷にて行う。 ・住宅用エレベーターを資材搬出入に使用の場合は、日常の居住者様利用に支障が無いよう配慮したものとし事前に住まいセンターと協議すること。 ・火気の使用、溶接作業を行う場合は消火設備の配置と防災シート設置等、火災防止措置を講ずること。 ・粉塵発生のおそれがある場合は、散水による潤滑養生の他、発生源を覆う等の措置を講ずること。 <p>現場説明書の本冊本文3章3-1を参照すること。</p>	○			○	
		2. 給排気筒等					○	

章	節	項	本文	建設工事 公衆災害 防止対策 要綱	建設工事 安全施工 技術指針	建設機械 施工安全 技術指針	発注者独 自の基準	保共仕
2. 仮設に関する こと	9. 飛来・落下災 害	飛来・落下災害	<p>本文</p> <p>受注者は、高所作業等で資材等の落下や飛散が予想される場合、火気等の使用作業及び道路掘削等、居住者等に危険を及ぼす恐れのある作業を行う場合には、落下物防止対策等を十分行い、事故の未然防止に万全を期すること。なお、資材等の吊り上げ吊り降ろしについては、資材が落下しないための万全な措置を講ずること。</p> <p>工事現場からの落下物又は飛散物によって、工事現場の外外に危害を及ぼすおそれがある場合は、関係法令に従って防護金網、防護柵等を設け、落下物等による危険の予防措置をする。</p> <p>施工者は、建築工事を施工する部分が、作業場の境界の近くで、かつ、高い場所にあるとき、その他はつり、除却、外壁の修繕等に伴う落下物によって作業場の周辺に危害を及ぼすおそれがあるときは、建築基準法の定めるところにより、作業場の周囲その他危害防止上必要な部分をネット類又はシート類で覆う等の防護措置を講じなければならない。</p> <p>施工者は、作業場の境界の近くで、かつ、高い場所から、かつ、ごみその他飛散するおそれのある物を投下する場合には、建築基準法の定めるところによりダストシュートを設置する等、当該くず、ごみ等が作業場の周辺に飛散することを防止するための措置を講じなければならない。</p> <p>住戸内の工事に伴う材料の荷上げ、廃材の撤去は、バルコニー及び階段室の手すり越しに行ってはならない。なお、やむを得ず行う場合は監督員と協議する。</p> <p>高所作業による、資材の落下・飛散の恐れがある場合や、火気の使用、道路掘削等を行う場合は、落下物対策・転落防止対策を万全に行うこと。また、高所から物の投下を行う場合は、建築基準法の定めによるダストシュートを設置すること。なお、住戸内の工事用資材等の荷揚げ荷下ろしは、バルコニーや階段室の手すり越しに行わないこと。</p> <p>玉掛け作業に用いるワイヤロープには、つり荷の重量及び使用状況を考慮したワイヤ径を選定すること。</p> <p>玉掛け作業には有資格者をあて、つり荷の重心位置、固縛状況を確認し、つり荷の落下防止に細心の注意をはらうこと。</p> <p>玉掛け作業は、有資格者により実施させ、作業に適したワイヤロープの選定・吊荷の重心、固縛状況確認を行い落下防止に注意すること。</p>				○	
			10. 構台	構台	<p>工具等が落下し物損又は人身事故が発生する可能性がある作業(足場組立・解体作業及び足場がない建物屋上端部(仮設手すりを設置している場合も含む)で工具を使用する作業等)を行う場合、以下を徹底すること。</p> <p>① 使用する工具については、全て落下防止ストッパ付の工具とすること。</p> <p>② 作業場下部は、立入禁止区画の措置を徹底すること。立入禁止区画の措置が難しい場合は、ガードマン等を配置すること。</p> <p>③ 作業場下部に第三者の所有物(車等)がある場合、予め所有者に作業時間を周知し、所有物の移動が難しい場合は、可能な限り、養生等の落下防止措置を行うこと。</p> <p>④ 作業場下部が住戸の一部となっており立入禁止区画の措置が難しい場合は、予め居住者に作業時間を周知し、居住者が作業場下部に立ち入らないよう措置をすること。</p> <p>施工者は、乗入れ構台を設ける場合には、用途に応じた形状及び規模のものとし、想定される積載荷重及び外力に十分耐える構造としなければならない。</p> <p>施工者は、荷受け構台を設ける場合には、構台材料に応じた形状及び規模のものを適切な位置に設けるものとし、想定される荷重及び外力に十分耐える構造のものとしなければならない。</p> <p>施工者は、荷受け構台が作業場の境界に近接している場合には、構台の周辺に手すりや幅木を設ける等落下物による危害を防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>施工者は、荷受け構台を設けて材料等の揚重を行うに当たっては、原則として、速やかに揚重材料を荷受け構台上から移送するものとし、やむを得ず揚重材料を荷受け構台上に滞留させる場合には、荷崩れ、風等により飛来落下するおそれのあるものは、堅固な部分に固定する等の措置を講じなければならない。</p> <p>作業構台の計画に当たっては、使用目的に応じた位置、形状及び規模とするとともに、積載荷重及び外力に対して安全な構造とし、墜落、落下等の事故の防止策を検討すること。</p> <p>作業構台の使用に当たっては、関係者に対して、積載荷重等を明示したうえで、周知させること。</p> <p>乗入れ構台、荷受け構台を設置する場合は、用途に応じた形状、積載荷重を検討し十分耐力のある構造とすること。また、設置に当たっては構台周囲に手すり・幅木を取付け落下防止対策と積載荷重表示を行い、関係者に周知すること。</p>	○	○	○

章	節	項	本文	建設工事 公衆災害 防止対策 要綱	建設工事 安全施工 技術指針	建設機械 安全施工 技術指針	発注者独 自の基準	保共仕	
3. お客様対応に 関すること	1. マナー	マナー	本文						
			工事に従事する者は、腕章(住戸内にある腕章及び名札)等身分を明らかにするものを着用するとともに、服装及び言動等に格別の注意を払う。						
			工事中、現場代理人及び作業員は腕章、名札等を着用し、身分を明らかにすること。						
			現場代理人及び作業員は、団地内は勿論のこと、特に、住戸内に立ち入って行う作業時には、服装の乱れ、粗野な言葉使い等がないよう特段の注意を払うこと。						
			工事に従事する全ての者は腕章、名札等の身分を明らかにするものを着用すること、住戸内に立ち入る作業は、服装・言葉遣いに特段の注意を払うこと。						
			お客様に周知した現場事務所様の連絡先が、現場代理人等の外出等で不在となった場合に対応するため、当該連絡先には電話の転送等の措置を講じること。						
			区分所有建物にあっては、受注者は監督員の指示により権利者、管理組合等に工事概要及び仮設計画について十分に説明を行い、事前の了解など、理解と協力を得るものとする。						
			受注者は、工事の着工に先立ち、住まいセンター等と協議の上、工事の内容、期間及び注意事項等を記載した文書を作成し、速やかに団地内の下記の場所に掲示する。						
			① 工事対象住棟のエレベーターホールや階段室等の掲示板 ② 管理サービス事務所 ③ 屋外掲示板等その他必要と考えられる場所及び監督員より指示のある場所						
			上記のほか、必要に応じて工事の実施日等を記載した文書を作成し、別途指示する時期までに当該住棟の階段室掲示板への掲示及び各住戸への「チラシ」配布により行うものとする。						
工事に伴うエレベーターの停止がある場合は掲示ビラによる事前周知を実施すること。									
掲示した用紙類は、工事が完了した後、速やかに取り外し処分する。									
工事中の着工に先立ち、工事名称、工事内容、注意事項、工事期間、受注者名、現場代理人名及び連絡先等を記載した文書を、監督員と協議のうえ、所轄の住まいセンター等の指定する箇所に確認印を押し印したものを掲示する。また、工事内容、工事期間等に大幅な変更のある場合は、あらかじめ変更の掲示を行う。なお、掲示文書類は、工事が完了した後、速やかに取り外し処分する。									
工事の施工にあたり、騒音又は振動を伴う場合は、監督員と協議のうえ、あらかじめ影響を及ぼすおそれがある住戸にチラシ等で周知し、支障のないよう十分注意する。									
施工者は、建築工事等のために、一般の交通を迂回させる必要がある場合においては、道路管理者及び所轄警察署長の指示するところに従い、まわり道の入口及び要所に運転者又は通行者に見やすい案内用標示板等を設置し、運転者又は通行者が容易にまわり道を通し得るようしなければならない。									
施工者は、建築工事等の施工に当たっては、あらかじめ当該工事の概要及び公衆災害防止に関する取組内容を付近の居住者等に周知するとともに、付近の居住者等の公衆災害防止に対する意向を可能な限り考慮しなければならない。									
建設機械施工にあたっては、適時、付近の居住者、関係施設等にそれぞれの内容の概要等について事前に周知し、その協力を求めること。									
舗装工は道路の交通規制を伴うことや住民の生活圏に接近して行われることが多いため、周辺生活環境の保全及び公衆災害の防止措置を講ずること。									
工事中の着工に先立ち、工事概要(内容・期間・連絡先他)、仮設計画、騒音・振動工事、交通規制等について掲示による周知を行うこと。 掲示場所については、住棟掲示板、管理サービス事務所、その他必要とおおわれる箇所に掲示し、工事後は速やかに取り外すこと。									
住戸専用部分に係わる工事を行う場合は、当該住戸に工事内容を記載した「チラシ」を配布し、具体的な施工日は別途指示する時期までに「チラシ」等の文書により通知する。また、施工日に変更が生じる場合は、速やかに当該住戸に連絡を行う。									
特記なき限り、居住者の財産物の移動は、居住者の負担により行うよう事前に連絡する。									
住戸専用部分に係わる工事を行う場合は、当該住戸に対し、事前にチラシ等を配布して工事内容等を連絡し、更に具体的な施工日をチラシ等により必ず通知する。また、施工日に変更が生じる場合は、速やかに当該住戸に連絡を行う。									
工事の施工にあたり停電、断水又はテレビ電波の停波、電話及びインターネット等の通信サービス停止(以下「停波等」という。)を伴う場合は、あらかじめ影響を及ぼす全ての住戸にチラシ配布等の方法により十分注意する。									
既存建物等を破損又は汚損しないよう注意する。 万一、破損等が生じた時は、受注者の責任において補修を行う。なお、これに要する費用は全て受注者の負担とする。									
施工者は、周辺構造物に近接して掘削を行う場合には、周囲の地盤のゆるみ、沈下、構造物の破損及び汚損等に十分注意するとともに、影響を与える可能性のある周辺構造物の補強、移設、養生等及び掘削後の戻戻方法について、その構造物の管理者とあらかじめ協議し、構造物の保身に必要な措置を講じなければならぬ。									
工事の施工に当たっては、近隣等との折衝は、次に示す。また、その経過については記録し、遅滞なく監督員へ報告する。 (1) 地域住民等と工事の施工上必要な折衝を行うものとし、あらかじめその概要を監督員に報告する。 (2) 工事に関して、第三者から説明の要求又は苦情があった場合は、遅滞なくその内容について監督員と協議し、速やかに適切な処置をとり、書面をもってその経緯を報告する。									

章	節	項	本文	建設工事 公衆災害 防止対策 要綱	建設工事 安全施工 技術指針	建設機械 施工安全 技術指針	発注者独自の基準	保共仕	
3. お客様対応に 関すること	3. 近隣	近隣	<p>既存建物等に近接して作業する場合は、破壊・汚損に注意し、影響を与える恐れがある場合は、事前に補強・移設・養生を近隣等関係者と協議の上、実施することとし、その協議内容は記録し監督員へ報告すること。</p> <p>工事の施工に伴い第三者への損害が生じた場合には、受注者等が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料について、監督員の求めに応じ提示する。</p> <p>近隣住民並びに近隣客屋等に対する被害補償等</p> <p>① 受注者は、工事に当たっては、近隣住民と災害、公害で紛争を生じた場合は、遅滞なくその内容を書面をもって監督員に報告する。</p> <p>② 受注者は、工事に起因して、近隣客屋等に損害を与えた場合は、遅滞なく書面をもって監督員に報告する。この場合、都市機構が発注者の責めに帰すべきものではないと認められた場合は設計を改良する。</p> <p>③ 受注者の責めに帰すべきものか否かの判断するための資料は、監督員の求めに応じて提出すること。</p>					○	
			4. 苦情	苦情	<p>受注者は、工事に起因して居住者等から苦情の申し出があった場合は誠意をもって対応し、遅滞なくその内容を監督員に報告する。</p> <p>居住者等から工事に起因する苦情の申し出があった場合は誠意をもって対応し、遅滞なくその内容を監督員に報告すること。</p> <p>第三者から工事に起因する苦情の申し出があった場合は誠意をもって対応し、遅滞なくその内容を監督員へ報告すること。</p> <p>受注者は、仮設駐車場の車面を移動させる必要がある場合は、監督員、機構担当者及び管轄の住まいセンターと協議の上、移動計画を策定し、代替駐車場を確保することとし、確保に必要な費用は設計変更処理とする。また、駐車場契約者への周知においては、契約者の個人情報を取扱う場合は、機密及び監督員に限定し、その取扱いは下記のとおりとする。</p> <p>① 駐車場契約者情報を取り扱う者は、機構職員及び個人情報に係る特約条項を締結した監督業務受注者である工事監督員に限定する。</p> <p>② 取り扱う駐車場契約者情報は、必要最小限(駐車場位置番号、住戸番号、契約者氏名、空き駐車場情報)とする。</p> <p>③ 工事監督員が工事受注者に情報を提供する必要がある場合は、提供できる情報はさらに限定したもの(駐車場位置番号、住戸番号、空き駐車場情報と、部屋番号と契約者氏名は対象外)とする。</p> <p>④ 工事監督員は駐車場契約者情報を監督員事務所内の鍵付キヤビネットに保管する等適正な管理に努めると共に、外部に持ち出さないこととする。</p> <p>⑤ 工事監督員は、工事が完了するなどして駐車場契約者情報の必要が無くなったときは、速やかに、機構職員に返却する。なお、返却を受けた機構職員は、業務上複写した資料の廃棄処分を徹底する。</p> <p>⑥ 機構職員、工事監督員、工事受注者は、協同して駐車場契約車面の移動計画の策定、移動の案内を行うが、業務主体及び業務の流れについては、別に定めるものとする。</p> <p>⑦ 必要最小限の情報だけでは対応できない場合は、駐車場契約者への連絡を機構職員が行う。</p>				○
	4. 土工事・基礎 工事等に関する こと	1. 一般事項	一般事項	<p>土工事の計画に当たっては、現地調査及び地盤調査の結果並びに当該工事規模、工期等の施工条件を検討した上で、適切な構工法を選定すること。</p> <p>地山掘削や山留め支保工の組立・解体に当たっては、作業主任者を選任し、作業を指揮させること。</p> <p>異常を確認した場合は、速やかにその防護措置を講ずること。</p> <p>地業工事の計画に当たっては、現地調査や地盤調査を行い、埋設物の破損、重機の倒壊等の事故の防止策を検討すること。</p> <p>地業工事の施工に当たっては、所定の有資格者に作業を指揮させること。</p>					
			掘削	掘削	<p>土工事における掘削・山留作業にあたっては、所定の有資格者を選任し、現場調査・地盤調査を実施の上、埋設物破損や重機転倒防止策を講じて作業・指揮を行うこと。</p> <p>施工者は、地盤の掘削においては、掘削の深さ、掘削を行う期間、地盤性状、軟地及び周辺地域の環境条件等を総合的に勘案した上で、間底法令等の定めるところにより、山留めの必要性的有無並びにその形式及び掘削方法を決定し、安全かつ確実な工事が施工できるようにしなければならない。また、山留めを採る場合には、日本建築学会「山留め設計指針」「山留め設計施工指針」、日本道路協会「道路土工仮設構造物工指針」、土木学会「トンネル標準示方書」に従い、施工期間中における降雨等による条件の悪化を考慮して設計及び施工を行わなければならない。</p> <p>施工者は、地盤が不安定で掘削に際して施工が困難であり、又は掘削が周辺地盤及び構造物に影響を及ぼすおそれのある場合には、発注者と協議の上、薬液注入工法、地下水位低下工法、地盤改良工法等の適切な補助工法を用い、地盤の安定を図らなければならない。</p> <p>施工者は、掘削箇所内に多量の湧水又は湧水があり、土砂の流出、地盤のゆるみ等が生ずるおそれのある場合には、発注者と協議の上、地下水位低下工法、止水工法等を採用し、安全の確保に努めなければならない。</p> <p>施工者は、湧水の排水に当たっては、排水方法及び排水経路の確認を行い、当該下水道及び河川の管理者等に届出を行い、かつ、土粒子を含む水は、沈砂、ろ過施設等を経て放流しなければならない。</p> <p>施工者は、地下水工法の選定に当たっては、周辺地盤の沈下及び周辺地域の地下水に係る影響について検討しなければならない。また、工事中は、定期的に地盤変位等を観測し、異常が認められた場合は、地盤改良工法等の適切な措置を講じなければならない。</p>				○
				<p>掘削・精進みは、作業の進行にともない地形及び土質が変化していくので、その状況に応じた走行・旋回、登降坂等の作業動作を十分考慮した機軸の安全な配置と運行に努めること。</p>					○

章	節	項	本文	建設工事 公衆災害 防止対策 要綱	建設工事 安全施工 技術指針	建設機械 安全安全 技術指針	発注者独自の基準	保共仕	
4. 土工事・基礎 工事等に関する こと	3. 山留	山留	<p>本文</p> <p>施工者は、山留めを設置している間は、常時点検を行い、山留め部材の変形、その緊結部のゆるみ、掘削底面からの湧水、盤ぶくれ等の早期発見に努力し、事故防止に努めなければならない。</p> <p>施工者は、常時点検を行ううえで、必要に応じて、測定計器を使用して、山留めに作用する土圧、山留め壁の変位等を測定し、定期的に地下水位、地盤の沈下又は移動を観測・記録するものとする。地盤の隆起、沈下等異常が認められたときは、作業を中止し、埋設物の管理者等に連絡し、原因の調査及び保全上の措置を講ずるとともに、その旨を発注者その他関係者に通知しなければならない。</p> <p>施工者は、親杭、鋼矢板等の引抜き箇所の埋戻しを行うに当たっては、地盤沈下を生じさせないよう、十分注意して埋戻さなければならない。</p> <p>施工者は、埋戻しを行うに当たっては、良質の砂等を用いた水締め、負配合モルタル注入等の方法により、適切に行わなければならない。</p> <p>山留の点検、計測管理の方法及び体制を事前に検討しうえ、掘削、周辺地盤の沈下、埋設物、構造物の損壊等の事故の防止策を検討すること。</p>	○					
			1. EV設備工事	EV設備工事	<p>昇降機設備の計画に当たっては、関係者と事前に協議を行い、据付工事開始時期及び据付工法を決定のうえ、その工法に適した安全施工計画を作成し、その計画のとおり実施すること。</p> <p>昇降機設備の施工に当たっては、関係者に対して安全対策を講ずること。</p>	○	○		
			2. 外構工事	外構工事	<p>昇降機設備の試運転・調整に当たっては、回転部及びロープへの巻き込み、ピット又はオーバーヘッド部分ではさまれ、エレベーターシャフトへの転落等の防止に留意するとともに、関係者に対する安全対策を講ずること。</p> <p>外構工事の計画に当たっては、敷地条件、関連工事間の運送及び敷地周辺への影響を考慮して、使用する機械及び作業手順を決定し、その計画のとおり実施すること。</p> <p>外構工事の施工に当たっては、建設機械及び運搬車両との接触等による事故・災害の防止に努めるとともに、現場周辺での第三者に対する事故・災害の防止のための措置を講ずること。また、作業に変更が生じた場合は、関連工事と調整を行うとともに、関係者に対して周知させること。</p> <p>外構工事にあたっては、敷地条件・関連工事、周辺への影響を考慮した施工計画を策定し、機械・車両との接触事故をほじめとする第三者災害防止に努めて施工すること。</p>	○	○		
5. 各種工事に関する こと	3. 解体工事	解体工事	<p>解体工事の計画に当たっては、解体物、周辺環境、埋設物等の事前調査を行ったうえで、適正な工法及び手順を決定すること。</p> <p>解体工事の施工に当たっては、周辺環境及び第三者に対する配慮並びに飛散、倒壊等による事故・災害の防止策を講ずること。</p>	○	○				
			<p>施工者は、建築物の外周部が張り出している構造の建築物及びカーテンウォール等外壁が構造的に自立していない工法の建築物の解体にあたっては、工事の各段階において構造的な安定性を保つよう、工法の選定、施工計画の作成及び工事の実施について特に細心の注意を払わなければならない。</p>	○					
			<p>施工者は、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、プレキャストコンクリート造等の異なる構造の接合部、増設部部分と既存部分の接合部等の解体については、特に接合部の強度等に十分考慮しなければならない。</p> <p>焼却炉撤去に伴って生じるダイオキシン類の飛散防止に係る取扱い</p> <p>受注者は、焼却炉を撤去する場合は、「廃棄物焼却施設の廃止又は解体に伴うダイオキシン類による汚染防止対策要綱(平成14年11月13日付東京都14環政規第116号。以下「要綱」という。))」など関係法令を遵守するとともに、以下の点に留意する。</p> <p>① 受注者は、契約締結後すみやかに、関係法令に基づく調査及び諸手続きを含めた焼却炉撤去工事に係る工程表を監督員に提出し、承認を受けること。</p> <p>② 受注者は、推定ダイオキシンの量が要綱で定める自主管理基準を超え、ダイオキシン類により生活環境の被害が生じる恐れがあることが判明したときは、すみやかに監督員に報告するとともに、監督員の指示により当該被害を回避するために必要な措置を講ずる。</p> <p>③ 関係法令等に基づき特定行政庁等へ計画書、報告書及びダイオキシン類の調査資料等を提出する場合は、写しを監督員に提出すること。</p>	○			○		
			<p>解体工事にあたっては、解体物、周辺環境、埋設物等の事前調査を行い、周辺環境・第三者に対する安全配慮の上、施工計画の策定及び施工を行うこと。特に、異種構造部の接合部や、片持ち梁等の構造的に自立しない部分の解体には留意すること。</p>	○			○		
			<p>コンクリートの打設は、定められた打設手順に従い、局部的な集中打設を避けること。</p> <p>作業開始、中止等の合図連絡の方法をあらかじめ定めおき、合図を確実に行うこと。</p> <p>コンクリートポンプ車の設置にあたっては、ポンプ車の転倒防止のため、地盤を確認するとともに、安定確保のための措置を講ずること。</p> <p>架空電線の付近でブームを伸ばして作業する場合は、架空電線への接触防止の措置を講ずること。</p> <p>圧送管の閉そく解除及び洗浄作業を行う場合は、作業箇所周辺への作業員以外の者の立入禁止の措置を講ずること。</p> <p>コンクリートポンプ車のブームジョイント部周辺の始業前点検を確実に実施すること。</p> <p>電動式コンクリートハイブレイターの使用にあたっては、感電を防止するための措置を講ずること。</p> <p>コンクリート吹付作業では、作業員の安全のため、粉塵及び騒音等に対する保護具を着用すること。</p> <p>電気設備工事の計画に当たっては、関係工事、関連施設及び関係者と調整のうえ、安全に関する施工計画を作成し、その計画のとおり実施すること。</p>	○			○		
4. コンクリート工 事	コンクリート工 事			○					
5. 電気設備工事	電気設備工事	電気設備工事		○					

章	節	項	本文	建設工事 公衆災害 防止対策 要綱	建設工事 安全施工 技術指針	建設機械 施工安全 技術指針	発注者独 自の基準	保共仕
5. 各種工事に関 すること	5. 電気設備工事	電気設備工事	<p>本文</p> <p>電気設備工事の施工に当たっては、工事の進捗に応じた適切な機械工具、仮設備等を選定し、適切に使用すること。</p> <p>計画に変更が生じた場合は関係者と協議のうえ、速やかに必要な措置を講ずること。</p> <p>電気設備工事の試運転・調整に当たっては、所定の有資格者の指揮のもと、感電、機械器具等による事故・災害の防止のため、作業内容を関係者に周知徹底するとともに、安全区域を設定し表示する等の対策を講ずること。また、受電後、受変電室等への関係者以外の立入りを禁ずること。</p>		○			
		機械設備工事	<p>機械設備工事の計画に当たっては、関連工事、関連施設及び関係者と調整のうえ、安全に関する施工計画を作成し、その計画のとおり実施すること。</p> <p>機械設備工事の施工に当たっては、工事の進捗に応じた適切な機械工具、仮設備等を選定し、適切に使用すること。</p> <p>計画に変更が生じた場合は関係者と協議のうえ、速やかに必要な措置を講ずること。</p> <p>機械設備工事の試運転・調整に当たっては、所定の有資格者の指揮のもと、高温、低温、高圧、高気、危険物、感電、電気機械器具等による事故・災害の防止のため、作業内容を関係者に周知徹底するとともに、安全区域を設定し表示する等の対策を講ずること。</p>		○			

工事件名

RO ○○団地○号棟他○○棟○○○○工事

保全工事安全管理計画書 標準例

作成日 RO年○月○日

監理技術者 ○ ○ ○ ○

現場代理人 ○ ○ ○ ○

工事事務所
※1

○○○○株式会社

※1 電子印又は記名でも可。

まえがき

目的

UR 都市機構が定めた安全要求性能水準書・安全遵守事項に示された事項について、具体的な管理方法を当保全工事安全管理計画書（以下、保安計画書）として定め、実施するものとする。

適用図書

本工事で使用する設計図書とその優先順位は次のとおり。

- ①追加説明事項及び質疑応答書
- ②現場説明書（安全要求性能水準書・安全遵守事項）
- ③特記仕様書
- ④設計図書
- ⑤各種詳細図、機構住宅標準詳細設計図書 第2版
- ⑥保全工事共通仕様書（令和〇〇年版）建築編
- ⑦保全工事共通仕様書 機材及び工法の品質判定基準、仕様登録集（令和〇〇年版）
- ⑧都市再生機構工事特記基準（令和〇〇年〇〇月版）
- ⑨機材の品質判定基準（令和〇〇年〇〇月版）
- ⑩公共住宅建設工事共通仕様書（令和〇〇年版）

提出時期

保安計画書は、全ての工事項目に亘って計画されるべき安全対策等を集約したものであるため、工事着工前に提出し監督員の確認を以って履行するもの。

ただし、着工前において作業計画が定まっておらず、策定出来ない安全対策等の記載は困難な為、計画が立てられる時期かつ該当工事項目の実施前に追加提出するものとして、分割作成・提出し補完するものである。

目次

1章 総則

1節 一般共通事項

1項	一般事項○
2項	事前準備○
3項	作業日・時間○
4項	休日警備○
5項	連絡体制○
6項	点検・確認○
7項	作業環境○
8項	維持管理○
9項	指導・教育○
10項	消防関係○

2節 関係法令

1項	安全・環境に関する法令○
----	-------------	--------

3節 災害・事故

1項	自然災害への対策・対応○
2項	労働災害への対策・対応○

4節 外国人

1項	受入確認○
2項	指導○
3項	禁止事項○

5節 保険

.....○		
--------	--	--

6節 騒音・振動

1項	一般事項○
2項	作業制限○
3項	対策○

7節 車両

1項	一般事項○
2項	駐車禁止○
3項	表示○
4項	運行ルール○
5項	積載について○

8節	埋設物	
1項	調査・確認○
2項	事前協議○
3項	移設○
4項	保守管理○
9節	立入禁止○
10節	化学物質○
11節	建設機械	
1項	一般事項○
2項	設置使用計画○
3項	点検確認・維持管理○
4項	事故防止措置○
5項	排ガス対策○
12節	発生材等	
1項	一般事項○
2項	処分○
3項	アスベスト等○
13節	危険物等	
1項	貯蔵○
2項	危険物の解体○
2章	仮設に関すること	
1節	一般共通事項	
1項	一般事項○
2項	仮設計画○
3項	点検確認・維持管理○
2節	掲示○
3節	共通仮設物	
1項	事前準備○
2項	仮囲い等○
3項	仮設電気設備○
4節	通路	
1項	計画○
2項	維持管理○
3項	道路上での工事・作業○
5節	工事排水○
6節	仮置き○

7節	外部足場		
1項	計画	○
2項	維持管理	○
3項	侵入防止	○
4項	落下防止	○
5項	墜落防止	○
6項	お客様対応	○
8節	養生		
1項	養生	○
2項	給排気筒等	○
9節	飛来・落下災害	○
10節	構台	○
3章	お客様対応に関すること		
1節	マナー	○
2節	周知		
1項	一般事項	○
2項	専用部分等に係る事項	○
3項	ライフラインに関する事項	○
3節	近隣	○
4節	苦情	○
5節	既存駐車車両	○
4章	土工事・基礎工事等に関すること		
1節	一般事項	○
2節	掘削	○
3節	山留	○
5章	各種工事に関すること		
1節	EV設備工事	○
2節	外構工事	○
3節	解体工事	○
4節	コンクリート工事	○
5節	電気設備工事	○
6節	機械設備工事	○

1 章 総則

1 節 一般共通事項

1 項 一般事項

(1) 目的及び適用範囲

当保安計画書は、「ROO OO団地O号棟他OO棟OOOO工事」の施工における安全配慮事項について計画したもので、工事請負契約書・現場説明書・安全要求性能水準書・安全遵守事項・設計図書等で定められた事項に基づくもの。

本工事を施工するに当たって、当団地の居住者及び周辺住民等、第三者に対する安全措置及び、既存建築物の火災や損壊防止対策を講じ、公衆災害防止に努めるとともに関係法令・保全工事マニュアル等を遵守し、労働災害・第三者災害の防止に努める。また、施工に係る工事関係者には保全工事マニュアルや災害事例情報等を周知し、別途作成する教育指導計画書を以て教育指導を行い、事故・災害の防止に努める。

(2) 疑義・変更

設計変更及び質疑事項等は、書面をもって監督員に通知し、協議の上承諾を得て施工する。

2 項 事前準備

(1) 現場調査・施工計画書

工事着工前に設計図書等の内容を確認し、特に下記に留意して現場調査及び各種工事の施工計画書を作成する。

- ・地中埋設管の有無は図面を基に試掘調査等により確認する。
- ・工事進捗によって変化する現場の作業環境を考慮した施工計画を作成する。
- ・現場の立地条件を把握し、工事内容に応じた施工体制、緊急連絡体制を整備する。
- ・ライフラインに係る工事は土曜日に作業することのないよう工程計画を図る。
- ・工事仮設は敷地内に最小限に収め、道路占用は行わない。
- ・原則、公道及び敷地内通路等、一般の通行を制限しない工事計画、工法選定を行う。敷地や工事対象物の配置等から、やむを得ない場合は仮設計画に詳細を記載し事前に承認を得る。
- ・事前調査に基づいた総合仮設計画、工種別施工計画を作成する。
- ・工事における事故・災害（火災、墜落、転落、飛来・落下、崩壊、倒壊、酸素欠乏症等、熱中症、石綿被害、化学物質関連等）防止のための、安全施工に関する技術的方策を講ずる。
- ・法令に定める建設機械の設置等はあらかじめ必要な計画等の届出を行い、計画書に記載する。

- 給水施設内に立入る場合は、水道法に基づいた6カ月以内に1回以上の検便を実施し、結果を監督員に報告するとともに、所轄水道技術管理者宛に立入り許可申請を行う。

(2) リスクアセスメント

工事着手に先立ち、危険性の事前評価（リスクアセスメント）を通じ、公衆災害の危険性を可能な限り特定し、リスク低減措置を講ずる。また、いかなる措置によってもリスクの低減が図られないとされた場合は、発注者と速やかに協議し、円滑な工事進行に努める。

グループ	リーダー	書記	メンバー
			(複数)

演習1のフォークリフト作業について実施します。

1. 作業名 (機械・設備)	2. 危険性又は有害性及び発生のおそれのある災害 *1 (災害に至る過程として「～なので、～して」+「～になる」と記述します)	3. 既存の災害 防止対策	4. リスクの見積り *2			5. リスク低減措置案				6. 措置案想定リスク の見積り *2				7. 対応措置		8. 備考 (残留リスクについて)
			重篤度	可能性	頻度	リスク	重篤度	可能性	頻度	リスク	対策実施日	次年度 検討事項				
フォークリフト 運転作業	①フォークリフトを搬回させるとき、急ハンドルを切ったのでフォークリフトが横転し、シートベルトをしていなかった作業者が投げ出される。	作業前の手順書の確認をしている。	A													
同上	②フォークリフトをバックで運転中、急急に後退したため、後方の横荷に衝突して作業者が投げ出される。	作業前の手順書の確認をしている。	10	2	2	IV (14)				10	1	1	IV (12)	H19 X/25	運転手の定期的な社内技術講習を行う。	
同上	③															
同上	④	<参考：職場のあんぜんサイトより>														
同上	⑤															
同上	⑥フォークリフトを運転中、積荷の昇降に気を取られていたので、後方の作業者に気付くが遅れて衝突する。	作業前の手順書の確認をしている。	10	4	2	IV (16)				6	2	1	III (9)	H19 Z/1		
同上	⑦フォークリフトをバックで搬回させるとき、急ハンドルを切ったので、搬出中の横荷が右に傾いて製品が飛び出し、台車と積物を運転中の作業者に衝突する。	作業前の手順書の確認をしている。	6	2	2	III (10)				6	1	1	II (8)	H19 X/22	運転手の定期的な社内技術講習を行う。	

*1：災害の過程をわかりやすく表現します。危険性又は有害性「～なので、～して」+「～になる」のように記述します。
 *2：重篤性、可能性、および頻度は、それぞれ第3章（52頁～）の重篤度（災害の程度）、発生の可能性（発生の確率）、および危険性又は有害性に近づく程度をいいます。リスク欄ではリスクの点数（リスクポイント）を（ ）内に記入します。

<※実際に作成・運用するリスクアセスメント表を添付（別添可）する>

3項 作業日・時間

(1) 作業日

○曜日～○曜日を作業日とするが、騒音・振動を伴う作業は月曜日～金曜日のみとする。

(2) 作業時間

準備：午前○時○分～午前○時○分
 作業：午前○時○分～午後○時○分
 片付け：午後○時○分～午後○時○分

(3) 休日

日曜・祝祭日及び、お盆期間（○/○～○/○）、年末年始（○/○～○/○）は休工とする。

4項 休日警備

(1) 期間

休日警備の期間は、盆期間(○/○○ ○○:○○ ~ ○/○○ ○○:○○)、年末年始(○○/○○ ○○:○○ ~ ○○/○○ ○○:○○)とする。

(2) 警備体制

24時間常駐警備員1名 ・ 保有資格:○級検定合格(施設)

(3) 警備内容

- ①場内外の巡回点検。
- ②危険箇所や不審なもの(人、車両、物品)の発見・報告。
- ③目立つゴミ等の処理。
- ④保安設備や防犯、防災上必要と認められる箇所の異常の有無の確認及び応急措置や報告
- ⑤不審火の発見、初期消火、通報及び報告。
- ⑥飛散物の確認、足場の状況(外周のみ)。
- ⑦不審者や非関係者の発見、排除及び報告。
- ⑧その他、巡回点検、管理業務に関し必要な事項。

(4) 巡回警備頻度

特定の巡回時間は設けず、1日○回の巡回を行う。

(5) 禁止事項

警備員は、警備業務に従事中は、次の行為をしてはならないものとする。

- ①喫煙。
- ②相勤者・居住者・通行人等との間で不必要(当該工事に関連のないこと)な会話。
- ③警察官類似行為。

(6) 緊急時連絡

警備員による、緊急時の警察及び消防署へ通報が必要な場合は、必ず現場代理人に相談するよう、指導する。但し人命を第一とする。

- ①災害発生時は警備員が消火に努めるとともに、現場代理人及び警備会社管制本部に報告し、車両の誘導、報道関係者の規制、避難誘導と消火に努める。
- ②事故発生は、負傷者を保護しつつ二次災害防止の為に安全誘導を行う。また現場代理人及び警備会社管制本部に報告し、可能な限り現場保存を行う。
- ③重大災害及び凶悪犯罪に遭遇又は発見した場合には、巡回警備員又は警備会社管制本部より直接警察機関等へ通報することも有り得るものとする。

(7) 巡回実施報告

警備員は巡回実施の報告は、異常の有無に係らず○回/日、警備会社管制本部へ報告する。

〇〇〇〇(株) (←施工会社) への報告は、警備実施状況を定めた点検表により、書面で現場代理人に報告するものとする。

(8) 緊急時連絡先

①〇〇〇〇(株) (←施工会社)

現場代理人 〇〇 〇〇 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
 主任技術者 〇〇 〇〇 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
 店社担当課長 〇〇 〇〇 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

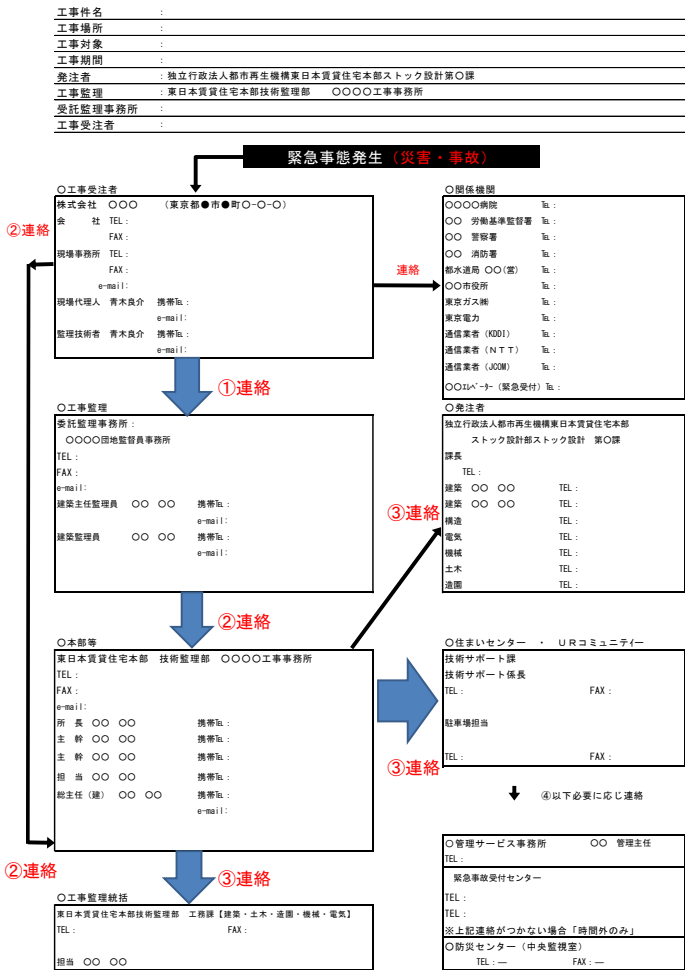
②〇〇〇〇(株) (←警備会社)

管制本部 TEL : 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
 FAX : 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

5項 連絡体制

<参考：工事関係標準書式集 様式編-施工 14>

緊急連絡体制



<実際に作成する当工事の緊急連絡体制表を添付 (別添可) する>

6項 点検・確認

(1) バルコニー点検・手摺点検

工事着手にあたり、バルコニー点検及び手摺点検を実施し、異常がないことを確認した上で作業を開始する。点検結果は所定の書式を用いて、監督員に報告する。

バルコニー点検

外壁修繕その他におけるバルコニー点検と工事完了報告書への記載事項の確認

1. バルコニー点検対象住棟の確認

下記(a)～(e)を除く住棟の、下記(f)～(k)を除くバルコニーを点検する。

(a) 昭和52年度以降に管理開始した住棟 (b) 建替事業着手団地の住棟 (c) PC、HPC工法の住棟 (d) 増築住棟 (BOX住棟を除く(*1)) (e) 過去3年以内にバルコニー点検を実施した住棟	<参考：工事関係標準書式集 様式編-その他 22>
(f) 連続バルコニーの各戸に物置形態のRC造の壁があるバルコニー(*2) (g) ベイバルコニー (h) バルコニー無し (i) 鉄筋位置を正常に保持させるため特殊スペーサーを使用しているバルコニー (調査対象開始年度:47～50年度) (j) 片持ち梁を有するバルコニー (k) 過去に支柱方式、逆梁方式及びブラケット方式で補強したバルコニー	

[注] (*1)BOX住棟の増築部分は、PC工法建物であることから、点検対象外とする。

(*2)隔板がRC壁形態の場合を含む。

2. 工事完了報告書(引継ぎ、保存用)への記載事項

- ・バルコニー・手摺点検チェック表

以上

バルコニー点検票

バルコニー点検項目

点検内容	非安全性の判定の目安
① バルコニー基部に明らかに構造亀裂と認められるものが相当長さにわたって発生しているもの	・亀裂巾：0.2mm以上 (名刺1枚の厚さ程度) ・亀裂長：バルコニー長さの1/2以上
② バルコニーの隔板と躯体との間に隙間が生じ、ボルト取付け部に異常が発生しているもの (隔板バルコニー手摺側についても点検)	・隔板取付ボルトが外れかかっているものがある
③ コンクリート袖手摺基部と躯体壁との間に亀裂及び隙間が生じているもの。	【鋼製棒手摺】 ・手すり取付ボルトがはずれかかっているもの 【コンクリート手すり】 ・コンクリート手摺壁面基部の亀裂が上下に貫通しているもの

バルコニー・腰窓手すり点検項目

点検内容	非安全性の判定の目安
④ 腐食、変型、欠損の有無及び取付状態の点検	・取付ボルトの腐食又は遮断しているもの ・取付ボルトの腐食が著しく、脱落の恐れがあるもの ・支持部、コンクリート脚部等のひび割れが生じ、脱落又は転倒の恐れがあるもの
⑤ 大平板等、目隠し材の欠損等の有無及び取付状態を点検	・目隠しパネルが破損しているもの ・大平板等、目隠し材が脱落のおそれがあるもの
⑥ 手すり子の取付状態を点検	・ボルトナットに緩みがあり、締め直しが必要なものであるもの ・手すり子が脱落の恐れがあるもの

<参考：工事関係標準書式集 様式編-その他 22>

〇〇〇団地バルコニー・手摺点検チェック表

〇〇号棟

506	505	504	503	502	501
406	405	404	403	402	401
<参考：工事関係標準書式集 様式編-その他 23>					
306	305				
206	205	204	203	202	201
106	105	104	103	102	101

※凡例

402	→	住戸番号
①	→	バルコニー点検結果
④ ⑤	→	手摺点検結果

402	→	該当無しの場合
↓		
↓		

<実際に作成する当工事のチェック表を添付（別添可）する>

(2) 各種施工計画書

施工に当たっては、各種施工計画書を作成し計画のとおり実施する。また、常に計画のとおり作業であるか確認し、計画と相違する点を発見し、又は予見した場合は、速やかに是正措置を講ずる。

【作成予定施工計画書】

- 仮設工事施工計画書
- 下地補修工事施工計画書
- 洗浄工事施工計画書
- 塗装工事施工計画書
- シーリング工事施工計画書
- 防水工事施工計画書
- 床シート張り施工計画書
- 金物工事施工計画書
- 〇〇〇〇工事施工計画書
- 〇〇〇〇工事施工計画書
-
-
-
-

7項 作業環境

常に作業場内外を整理整頓し作業環境の改善、作業現場の美化等に努め、特に作業終了後は毎日工事対象物及び作業範囲、その周辺を清掃、片付けを行う。

- ○○○○ (場所) : ○○○○○○○○の実施 (←具体的な美化作業内容・頻度等)
-
-
-

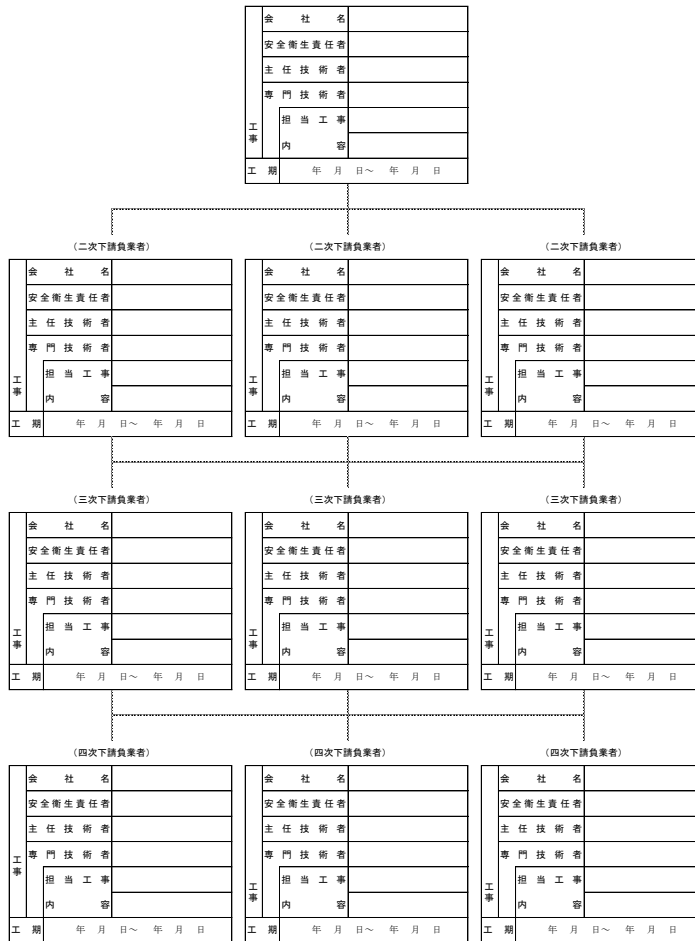
8項 維持管理

工事期間中、工事範囲及び周辺の安全巡視を行い、状況を把握の上、適切に維持管理する。施工管理体制、指揮命令系統は以下とし工事関係者に周知する。

施工管理体制 様式例-2-乙

令和 年 月 日

下請業者編成表
(一次下請業者=作成下請業者)



(記入要領) 1. 一次下請業者は、二次下請業者以下の業者から提出された「届出書」(様式例-2)に基づいて本表を作成の上、元請に届出ること。
2. この下請業者編成表で定めきれない場合には、本様式をコピーするなどして適宜使用すること。

＜実際に作成する当工事の下請業者編成表を添付(別添可)する＞

〔施工体制台帳 様式例-3(施工体系図)〕

工事業所災害防止協議会兼施工体系図

発工	注事	者名	自 令和 年 月 日	至 令和 年 月 日	
----	----	----	------------	------------	--

元 請 欄					
元 請					
現場代理人					
監督員					
監理技術者					
専門技術者					
担当工事					
内 容					
専門技術者					
担当工事					
内 容					

元方安全衛生責任者					
氏名					
職 務					
期 間					

統括安全衛生責任者					
氏名					
職 務					
期 間					

書 記					
氏名					
職 務					
期 間					

会					
氏名					
職 務					
期 間					

副 会					
氏名					
職 務					
期 間					

(一次下請負業者)

会 社					
名 称					
内 容					
安 全 衛 生 責 任 者					
主 任 技 術 者					
専 門 技 術 者					
担 当 工 事					
内 容					
期 間					

(二次下請負業者)

会 社					
名 称					
内 容					
安 全 衛 生 責 任 者					
主 任 技 術 者					
専 門 技 術 者					
担 当 工 事					
内 容					
期 間					

(三次下請負業者)

会 社					
名 称					
内 容					
安 全 衛 生 責 任 者					
主 任 技 術 者					
専 門 技 術 者					
担 当 工 事					
内 容					
期 間					

(三次下請負業者)

会 社					
名 称					
内 容					
安 全 衛 生 責 任 者					
主 任 技 術 者					
専 門 技 術 者					
担 当 工 事					
内 容					
期 間					

(三次下請負業者)

会 社					
名 称					
内 容					
安 全 衛 生 責 任 者					
主 任 技 術 者					
専 門 技 術 者					
担 当 工 事					
内 容					
期 間					

(三次下請負業者)

会 社					
名 称					
内 容					
安 全 衛 生 責 任 者					
主 任 技 術 者					
専 門 技 術 者					
担 当 工 事					
内 容					
期 間					

(三次下請負業者)

会 社					
名 称					
内 容					
安 全 衛 生 責 任 者					
主 任 技 術 者					
専 門 技 術 者					
担 当 工 事					
内 容					
期 間					

(三次下請負業者)

会 社					
名 称					
内 容					
安 全 衛 生 責 任 者					
主 任 技 術 者					
専 門 技 術 者					
担 当 工 事					
内 容					
期 間					

(注)警備業者等で、建設業者の許可対象外の業者の場合、主任技術者以下は斜線を記載し、かつ着色して施工体系図対象でなく、災害防止協議会のメンバーとして識別する。

会 社					
名 称					
内 容					
安 全 衛 生 責 任 者					
主 任 技 術 者					
専 門 技 術 者					
担 当 工 事					
内 容					
期 間					

〈実際に作成する当工事の施工体系図を添付(別添可)する〉

施工体制台帳 様式例-4(工事担当技術者)

工事担当技術者台帳

元	請	
現場代理人	技術者	
監理技術者	年月日	
生	年	月
生	年	日
【写真貼付欄】		

元	請	
技術者	技術者	
生	年	月
生	年	日
【写真貼付欄】		

会社名	
主任技術者	
生	年
生	年
生	日
【写真貼付欄】	

会社名	
主任技術者	
生	年
生	年
生	日
【写真貼付欄】	

会社名	
主任技術者	
生	年
生	年
生	日
【写真貼付欄】	

【注意事項】

- ※ 添付する写真は、
縦 3.0cm
横 2.5cm
程度の大きさとし、
顔が判別できるものとする。
- ※ 番号は、施工体系図の番号とする。
- ※ 本様式は、2部作成し、
1部保管し、1部提出する。
ただし、カラーコピーもしくは
デジタルカメラ写真を印刷し
たものを提出してもよい。

会社名	
主任技術者	
生	年
生	年
生	日
【写真貼付欄】	

会社名	
主任技術者	
生	年
生	年
生	日
【写真貼付欄】	

会社名	
主任技術者	
生	年
生	年
生	日
【写真貼付欄】	

会社名	
主任技術者	
生	年
生	年
生	日
【写真貼付欄】	

会社名	
主任技術者	
生	年
生	年
生	日
【写真貼付欄】	

会社名	
主任技術者	
生	年
生	年
生	日
【写真貼付欄】	

〈実際に作成する当工事の工事担当技術者台帳を添付（別添可）する〉

9項 指導・教育

(1) 安全教育の実施

工事着工前に、全作業員に対し、安全教育を実施し災害の未然防止と安全意識の向上を図る。

- ・ 工事の概要と作業場の方針
- ・ 作業場内の危険箇所と立入禁止区域
- ・ 担当する作業内容と安全対策（作業手順と災害事例）
- ・ 作業所の規律・マナー・安全心得
- ・ 作業所の安全衛生行事と実施要領
- ・ 作業服及び保護具等
- ・ 車両・建設機械の取扱い
- ・ 火災予防

なお、同時に作業員の必要資格、緊急連絡先、健康診断受講状況、社保等各種保険関係の確認を行う。

(2) 朝礼・〇〇での指導

朝礼では当日の作業内容、作業手順、機械の配置、安全注意事項を説明する。

〇〇では翌日の作業内容、作業手順、機械の配置、安全注意事項を説明する。

(3) 災害防止協議会（安全衛生管理体制）の設置

当社は特定元方事業者として、工事現場の安全衛生を統括管理し、混在作業を行う場合における災害防止の観点から、すべての関係請負人を対象とした、災害防止協議会（月1回以上、定期に開催）を設置する。

本工事の災害防止協議会組織表（安全衛生管理体制表）は、P.12 災害防止協議会兼施工体系図のとおりとする。

(4) その他、安全への配慮

作業所の安全・衛生環境の維持・向上の為に以下を実施する。

- ・ 〇〇〇〇（←例として店社安全パトロール等の具体案）
- ・
- ・
- ・

10項 消防関係

(1) 所轄消防署への届出等

あらかじめ所轄消防署に対し、少量危険物の貯蔵届出書の提出の他、必要に応じて協議、報告、許可申請等を行い、その結果については監督員へ報告する。

危険物貯蔵については、1章13節1項を参照。

(2) 火元責任者

火元責任者は以下のものを正・副として配置する。

正：〇〇〇〇

副：〇〇〇〇

(3) 火気使用場所・消防設備について

火気の使用は必要最小限とし、可燃物付近での火気使用は行わない。また、火花等の発生する作業においては防炎シートにて覆う。

- 火気使用予定場所/設置消火設備等

屋上（アスファルト防水トーチ工法）/ABC 粉末消火器〇本

作業員詰所（指定喫煙場所）/ABC 粉末消火器〇本

- 上記以外の消火設備設置場所は

少量危険物貯蔵庫（溶剤塗料倉庫）/ABC 粉末消火器〇本

資材倉庫（発電機・ガソリン（〇リットル携行缶））/ABC 粉末消火器〇本

現場事務所/ABC 粉末消火器〇本

2節 関係法令

1項 安全・環境に関する法令

【遵守すべき法規制等一覧】

以下の関係法令等を遵守し災害・事故防止及び周辺環境の保全に努める。

建築基準法、労働安全衛生法、建設工事公衆災害防止対策要綱、建築工事安全施工技術指針、建設機械施工安全技術指針、大気汚染防止法、水道法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、火薬類取締法、消防法、廃棄物処理法、建設リサイクル法、電気事業法、電波法、悪臭防止法、建設副産物適正処理推進要綱、環境基本法、土壤汚染対策法、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針

なお、本工事内容において該当する遵守すべき法規制を、下表に示す。

次項（参考：法令チェックリスト）

別添2
(平成27年度)

法令等に基づく届出チェックリスト

※1 確認印：工事完了時の完了確認用。設計J：設計担当者からの報告、所長・工事監理者からの報告による。
 ※2 設計者：在来の場合：Uの設計部門が記入したものを、工事の現場説明書及び監督の仕様書に添付し、工事期間中に当初の記入済みの項目を含めて建設業者が確認する。
 設計施工の場合：建設業者の設計部門が記入したものを、工事期間中に当初の記入済みの項目を含めて建設業者が確認する。

完了報告確認(設計課長)※1	完了報告確認(工事事務所長)※1

設計名称： _____ 設計者： _____ 印
 工事件名： _____ 工事監理者： _____ 印
 工事受注者： _____ 印

No.	届出書類名称	根拠法令	届出先	届出者	適用にあつての留意事項	主に届出する職種	設計者記入欄		建設業者記入欄	届出名記入欄		監理員記入欄			
							届出の 要否確認	届出期日		届出名	届出日				
・共通的な名称、届出先、届出者、適用を記載しているため、所管行政庁により異なるので注意。 ・条例等については、所管行政庁に問い合わせ修正すること。 ・届出等および該当職種に不足があれば追記すること。							保	建	電	機	基	造	届出が必要と思われる項目に「○」、不要と思われる項目に「-」をつける 法令等により届出が不要な項目に「○」、不要と思われる項目に「-」をつける	届出が必要と思われる項目について届出予定日を記入	届出に届出先記入欄を記入 届出に届出先記入欄を記入
1 建築基準法に基づく届出															
1	仮使用承認申請書	建築基準法第7条の6	特定行政庁	本部長等				○							
2	工事中の消防計画届出書	建築基準法第7条の6	消防長、消防署長	本部長等				○							
3	建築設備工事監理報告書	建築基準法第12条第3項	特定行政庁	本部長等				○	○	○					
4	品質管理調査書	建築基準法第12条第3項	特定行政庁	本部長等				○	○	○					
5	工事監理報告書(シカク2対策関係)	建築基準法第12条第3項	特定行政庁	本部長等				○	○	○					
6	建築設備工事監理(状況)報告書	建築基準法第12条第5項	特定行政庁	本部長等				○							
7	建築工事施工計画報告書	建築基準法第12条第5項	特定行政庁	本部長等				○							
8	建築工事施工結果報告書	建築基準法第12条第5項	特定行政庁	本部長等				○	○						
9	鉄骨工事施工計画報告書	建築基準法第12条第5項	特定行政庁	本部長等				○							
10	鉄骨工事施工結果報告書	建築基準法第12条第5項	特定行政庁	本部長等				○							
11	建築工事届	建築基準法第15条	知事・建築主事	本部長等				○	○						
12	建築物除却届	建築基準法第15条	知事	本部長等				○	○						
13	計画通知書(昇降機を含む)	建築基準法第18条	特定行政庁	本部長等				○	○	○					
14	構造適合性判定	建築基準法第18条の2	都道府県知事又は指定構造計算適合性判定機関	本部長等				○	○						
15	計画変更通知	建築基準法第18条	特定行政庁	本部長等				○	○	○					
16	建築主等変更届	建築基準法第18条	特定行政庁	本部長等				○	○						
17	設計変更申請書	建築基準法第18条	特定行政庁	本部長等				○	○						

<参考：法令等に基づく届出チェックリスト>

<実際に作成する当工事のチェックリストを添付(別添可)する>

作業主任者一覧表

法令条例同意事名	主な内容	資要件	名称	チェック欄
労働安全衛生法規則	掘削面の高さが2m以上となる地山の掘削作業	技術講習修了者	地山の掘削作業主任者	
労働安全衛生法規則	土止め支保工の組み立て・解体等の取付又は取外し作業	技術講習修了者	土止め支保工作業主任者	
労働安全衛生法規則	型枠支保工の組立又は解体作業	技術講習修了者	型枠支保工の組立作業主任者	
労働安全衛生法規則	吊り足場、引出し足場又は高さが5m以上の構造の足場の組立、解体又は変更の作業	技術講習修了者	足場の組立作業主任者	
労働安全衛生法規則	建築物の骨組又は骨格であつて、金属製の部材により構成されているもの(その高さが5m以上であるものに限り)の組立、解体又は変更の作業	技術講習修了者	建築物等の鉄骨の組立等作業主任者	
労働安全衛生法規則	高さ5m以上のコンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業	技術講習修了者	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者	
石綿規則	石綿若しくは石綿をその重量の0.1%を超えて含有する装束その他の物を取扱い及ぶ業務	技術講習修了者	石綿作業主任者	

<当工事に必要な作業主任者チェック欄に○を記入>

誘導員等の配置を必要とする業務の一覧

誘導所	関係法令	チェック欄
車両系建設機械の転倒、転落又は滑倒防止	労働安全衛生規則	
架空電線等近接の工作物の建設、解体等のくい抜き機、移動式クレーン等を使用する作業	労働安全衛生規則	

<当工事に該当する業務がある場合はチェック欄に○を記入>

3節 災害・事故

1項 自然災害への対策・対応

現場における地震・異常気象時の対応については、正確で迅速な情報収集と災害防止対策を実施する。

(1) 連絡設備と指示の確認

現場事務所と作業場間の連絡のための設備（携帯電話、拡声器、サイレン等）を必要に応じて設置する。

(2) 作業中止と巡回点検

- 天気予報等で異常気象が予想される場合、工事責任者は作業予定を検討し、気象状況に応じて作業を中止する。
- 作業を中止した場合でも、工事責任者は、必要に応じて工事現場内の巡回点検を実施し、工事現場内を管理する。
- 危険箇所を発見した場合は、立入禁止措置と表示を速やかに行い、必要に応じて災害防止処置を講ずる。

(3) 作業再開時の措置

- 警報、注意報が解除され作業を再開する場合、工事責任者は必ず危険がないかの点検を行う。特に、足場上の作業を行う場合には、異常がないことを確認する。

(4) 各異常気象に対する措置

• 大雨に対する措置

大雨による土・基礎工事の土砂崩れ、降雨により沈没、転倒のおそれがある部分への立入禁止の表示を行う。また、大型建設機械等がある場合、安全な場所への移動又は転倒防止措置を講ずる。

• 強風に対する措置

強風が予測される場合は、クレーン等の転倒・逸走防止措置、足場の養生シート類の取外し、屋上仮置き資材等の飛散防止対策、落下防護棚（朝顔）の折たたみ・ロープ固定・万能板の取外し等、使用機材メーカーの指針に沿った強風時の取扱い、足場転倒防止措置等の必要に応じた対策を講ずる。

• 雪に対する措置

作業用通路、足場等は、除雪するか、滑動防止措置を講ずる。

通路危険箇所の赤旗等による立入禁止措置、転倒防止措置を講ずる。安全設備の表示・掲示板等に付着した雪は、取り除き見やすくする。

• 雷に対する措置

雷雲の発生や接近の情報を入手した場合、その状況に応じて落雷の恐れのある場所での作業を中止し、作業員を安全な場所に退避させる。

• 地震に対する措置

中震（震度 4）以上の地震発生後は、作業を開始する前に足場等を点検し、異常を認めるときは、直ちに補修する。

• 大地震に対する措置

震度 6 以上の場合、工事責任者は、直ちに作業を中止して、作業員を安全な場所に避難させる。

地震が沈静化しても工事現場内にすぐには入らず、外部の安全な場所から目視により被害調査を行い、安全を確認後、所定の作業前の巡回点検を実施し、異常がないことを確かめ作業を再開する。

特に、重機類及び電気系統の点検は、有資格者の点検を受け、異常がないことを確認してから使用する。

なお、異常がある場所への立入禁止措置と表示を行うなど災害防止措置を講ずる。地震沈静後は、工事責任者の指示により、二次災害の防止及び近隣への対応を行い、特に、人命救助等の活動を優先する。

2項 労働災害への対策・対応

緊急事故発生の場合は、緊急連絡体制の則り、関係部署等と連絡を取り合い、適切な処置を講ずる。

(1) 緊急連絡体制

連絡体制は P.8 緊急連絡体制表により速やかに報告を行う

(2) 応急措置

人命救助を最優先の上、立入禁止等の二次災害防止措置を行う。

(3) 再発防止対策

当該事故を発生させた作業の再開に当たっては、再発防止策を講じ、関係者と調整の上、工事再開の許可を得てから開始する。

4節 外国人

1項 受入確認

外国人労働者を入場させる場合は、以下の関係法令等を遵守し、適正かつ円滑な受入を行う。

(1) 関係法令等

- ・外国人建設就労者受入事業に関する告示
- ・外国人建設就労者受入事業に関するガイドライン
- ・外国人建設就労者受入事業に関する下請指導ガイドライン

(2) 確認事項

- ・施工体制台帳等により外国人建設就労者の従事の状況を確認する。
- ・受入建設企業から外国人建設就労者建設現場入場届出書による報告があった場合は、その記載内容と実際の受入状況の整合性を確認する。
 - ①「1.建設工事に関する事項」のうち「施工場所」が「3.受入建設企業・適正監理計画に関する事項」の「就労場所」の範囲内にあるか。
 - ②「2.建設現場への入場を申請する外国人建設就労者に関する事項」のうち「従事させる業務」が「3.受入建設企業・適正監理計画に関する事項」の「従事させる業務の内容」の範囲内にあるか。
 - ③「2.建設現場への入場を申請する外国人建設就労者に関する事項」のうち「現場入場の期間」が「3.受入建設企業・適正監理計画に関する事項」の「従事させる期間（計画期間）」の範囲内にあるか。

2項 指導

当社は当該工事に従事する全ての外国人受入建設企業に対し、直接の契約関係にある下請け企業に指示し、又は協力させ、これを統括する或いは直接の契約関係にある下請企業がその規模に鑑みて明らかに指導等実施困難であると認められる場合には、直接指導を行う等の取組みを講ずる。

3項 禁止事項

当社は外国人受入建設企業が雇用する外国人建設就労者について、受入に関する役割及び責任が新たに生じることを理由に、その現場入場を拒否しない。

5節 保険

労働者災害補償保険法を遵守し、保険関係成立に係る諸手続を遅滞なく行う。

なお、労災保険加入後に所轄労働基準監督署に提出した保険関係成立届（写）又は様式-08「労災保険加入確認書」等、労災保険の加入が証明できるものを監督員に提出する。次項（参考：工事関係標準書式書式集 様式編-その他 07）

労 災 保 険 加 入 確 認 書

保 険 関 係 成 立 状 況							
労働保険番号		府県	所掌	管轄	基幹番号		枝番号
元請業者	名称 (又は氏名)						
	所在地						
確 認 工 事 内 容							
発注者名							
工事名称							
工事所在地							
契約番号							
工期							
請負金額							
労働局 所轄労働基準監督署 確認欄							

<実際に作成する当工事の労災保険加入確認書を添付（別添可）する>

6節 騒音・振動等

1項 一般事項

振動、騒音、粉塵、石綿等、有機溶剤等、建設機械の接触・転倒事故等による周辺への影響を考慮した対策を講ずる。

2項 作業制限

騒音・振動・粉塵等の発生する以下の作業については、1章1節3項のとおり、休日・祝祭日をはじめ、土曜日には行わない。

- ・○○○○作業
- ・○○○○作業
- ・○○○○作業
- ・
- ・
- ・

3項 対策

(1) 騒音・振動対策

低騒音型タイプの発電機を使用し騒音がより低減できる様作業を実施する。また、ハンマードリルは低振動・低騒音ハンマードリルを使用し環境へ配慮する。

仮設材搬出入ユニック、資材搬入トラック、産廃搬出トラック等の急発進、急停車等による騒音・振動は絶対にしない様指導を徹底する。

(2) ゴミ・粉塵対策

産業廃棄物の発生抑制に努め、工場加工の増加、包装・梱包の簡略化、無梱包化の工夫等を実施する。

産業廃棄物の分別・再資源化を促進する。

現場内は常に整理整頓を行い、昼食時の弁当の残材、空き缶等は袋に入れて必ず持ち帰る。

コンクリートなど躯体への作業時には、集塵機能を有する低騒音・低振動ドリルを使用する。

喫煙は、作業員詰所等の指定場所のみで行い、歩行中、作業中の禁煙を徹底する。

(3) 水質汚濁防止対策

汚水管は、汚水枡に接続し、雨水枡に接続しないように十分注意する。

現場の手洗い等の各排水は、沈殿槽を配置し、発注者の承認を受けた屋外汚水枡に接続する。なお、刷毛等の塗料道具洗い等は禁止する。

重機を使用する場合、給油作業及びグリース補給の際に、流出事故を起こさない様に、指導徹底する。

(4) 工事場所隣接への事前説明

工事場所隣接地域への影響が予想される場合は、監督員と協議し事前に隣接地住民へ十分な説明を行う。

7節 車両

1項 一般事項

(1) 工事用車両搬送計画

工事着手前に当団地周辺の交通事情等を確認する。団地居住者様の車両の出入りを妨げることなく、また交通量の多い時間帯での工事車両の出入りを控える等、円滑な車両運行及び接触事故防止の為に運行経路・搬送計画を策定する。

また、車両制限令等、法令にて事前通行許可が必要な車両を使用する場合は、遅滞なく許可を取得する。

(2) 接触事故・損傷を与えた場合

工事用車両の運行に当たって、道路構造物・団地内構造物・施設他、第三者の財産に損傷を与えた場合は、当該管理者・所有者に直ちに報告し、当社費用にて現状復旧する。

2項 駐車禁止

(1) 駐車禁止区域

公道での違法駐車は勿論のこと、団地内路肩や空地等へ許可なく駐車はしない。また、協力会社への指導を徹底し、順守するよう指導する。

(2) 工事用運搬車両の駐停車場所

工事用車両を駐車しての資材の積込み・積降し場所は、下図とし、駐車車両の区画、交通誘導員の配置を行った上で作業する。

添付：車両配置図（車両駐車位置・区画範囲・誘導員配置位置・工事用車両駐車時の周囲の通行に支障がないことが分かる図を添付）

(3) 団地内通勤車両の駐車場

〇〇地区 No. 〇〇～〇〇、No. 〇〇～〇〇 (全〇〇台)

〇〇地区 No. 〇〇～〇〇、No. 〇〇～〇〇 (全〇〇台)

3項 表示

(1) 工事用車両及び通勤車両に付する表示

- ・ 走行時及び駐車時に工事用車両と分かる表示を以下により行う。
- ・ 駐車時に工事関係の通勤車両と分かる表示を以下により行う。

次項（参考：工事関係標準書式集 資料編-施工 01）

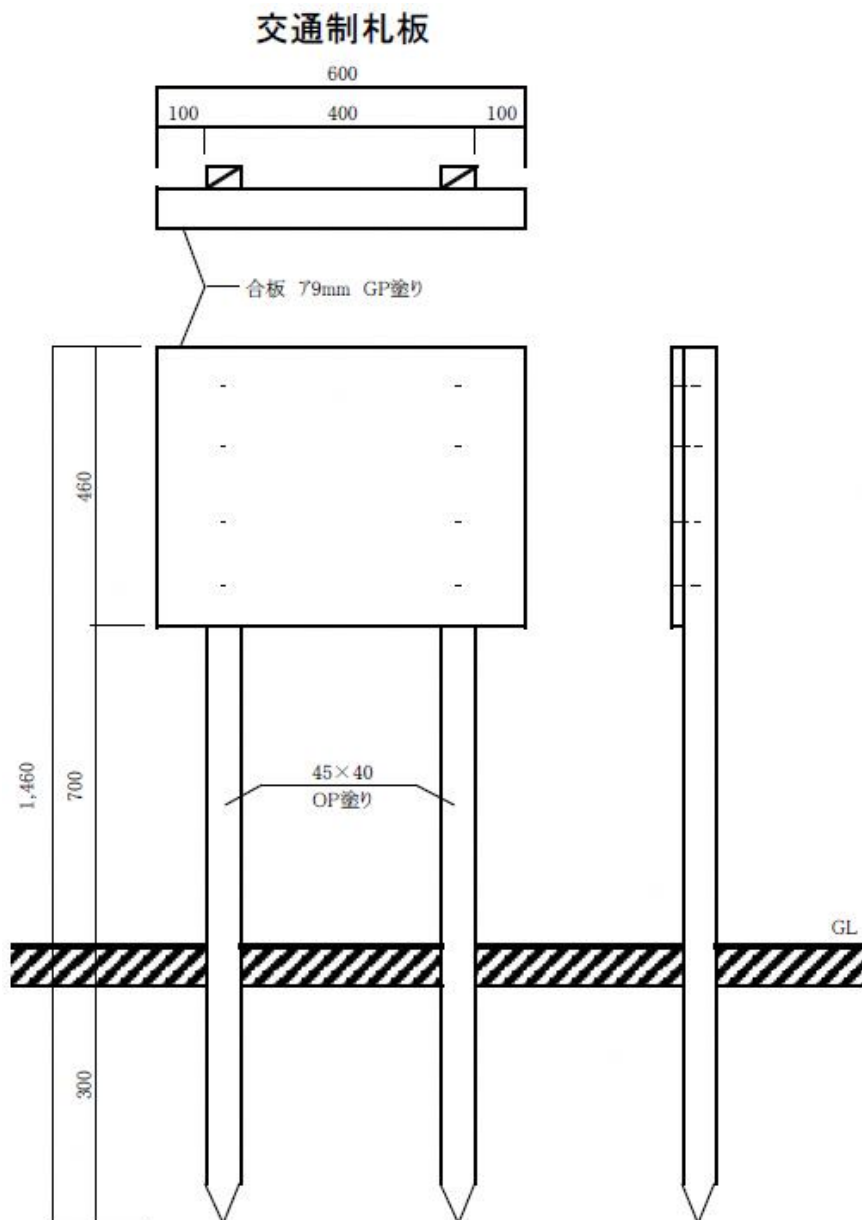
工事関係車両表示
(ステッカー詳細図)



- ・ 連絡先、電話番号を記入すること。
- ・ ステッカーには通し番号を記載し、請負業者にて工事関係車両の管理を行うこと。
- ・ 表示内容は監督員と協議すること。

(2) 交通制札板

- ・ 監督員と協議の上、団地内に交通制札板を設置し、工事用車両の制限速度、一時停止等の注意喚起を実施する。



- ・ 工事用車両の運転手が見やすい位置に設置する。
- ・ UR団地内工事の場合は設置場所は、住宅管理センターと打合せること。
- ・ 材質 合板：ラワン合板、その他：つが
- ・ 塗装 OP（白）2回塗り、文字は黒とする。
- ・ 表示内容は、監督員と協議すること。

4項 運行ルール

団地内の工事車両における下記運行ルールを遵守し、交通災害防止に努める。

- 団地内は常時徐行運転を徹底する。
- 子供の飛び出しが予想される場所や出入口付近や交差点等、出会いがしら事故防止措置のため、上記3項の交通制令板等による一時停止等注意喚起に努める。
- 積み卸し時の発進・後退等は、誘導員を配置し人身事故防止に努める。
- 運転手が運転席から離れるときは、駐車ブレーキを完全に機能させ、車輪止めをセットし、逸走防止措置を講ずる。
- 車両に付着した泥等の汚れ（主にタイヤ）による団地内外の道路汚染を防止するための水洗い場を設け、必要に応じて清掃を行う。
- 居住者他、第三者の車両通行を優先し、交差点や狭路等では路肩に寄る等配慮する。

5項 積載について

工事用車両に資材・廃材等を積み込む場合は、以下に留意する。

- 荷台にはシートを全面に掛け、運搬中の資材等の落下防止対策を講ずる。
- 資材廃材等の運搬車両を扱う会社に対し、過積載防止についての指導・教育を行う。
- 残土、鉄筋、コンクリートブロック、ガラ等の重量物を運搬する際は特に注意し、搬出を行う。
- トラック荷台のさし枠等不正改造車は一切の搬出入を禁止する。

8節 埋設物

1項 調査・確認

工事に先立ち、地下埋設物について、杭施工場所（仮囲い等の支持として連続して単管パイプ打込み作業含む）、重機掘削場所、重量物が乗る場所などの付近に埋設物が無いか確認する。

埋設物とは、電気、電話、ガス、給水、工水、緊急ケーブル、雨水、汚水等の地下埋設管を指す。

確認方法は、施工箇所付近の平面図・外構図面等を基に試掘等調査を行い位置・深さを確認する。また、図面が無い場合や図面に疑義が生じた場合等においても同様に試掘等調査を行う。

不使用の埋設配管を撤去する場合や栓止めを行う際も同様に、配管ルートを確認するとともに、関係者の立会（水道会社・ガス会社等）によって安全確認を行った上で作業する。

2項 事前協議

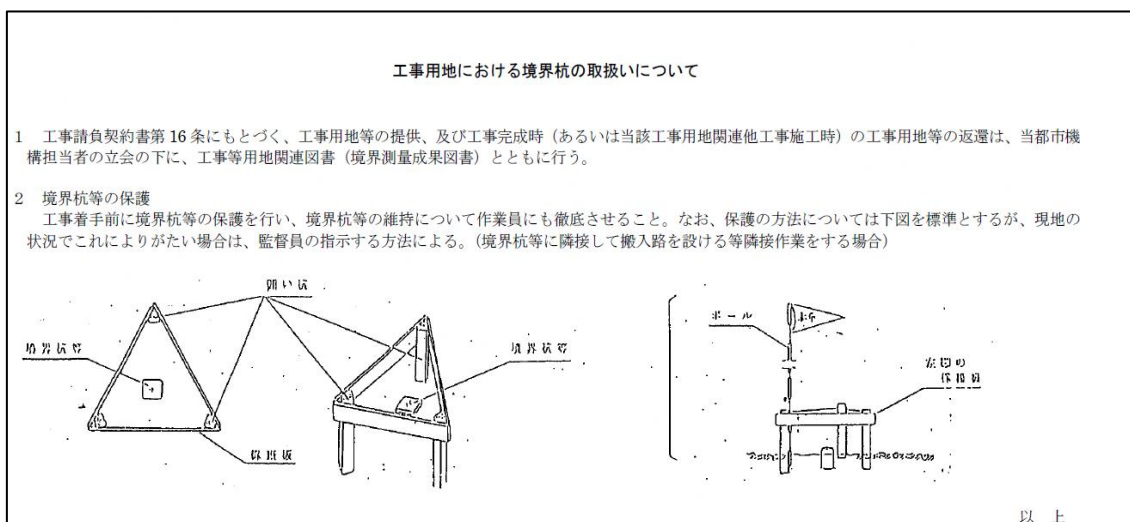
工事に先立ち、計画上、地下埋設物の保全対策が必要と予想した場合は、埋設物管理者と事前協議を行い、協議内容に従って養生等の保全対策を講ずる。

3項 移設

施工計画上もしくは上記2項事前協議によって埋設物の移設が必要とされた場合は、調査資料、事前協議書、移設計画図等を添えて監督員と協議する。

4項 保守管理

本工事で新たに設置した地下埋設物、移設物、栓止め（管閉塞）の位置には表示杭等を設け、下記の「工事用地における境界杭等の取扱いについて」に準じて保守点検を実施する。



9節 立入禁止

工事中、第三者の飛来落下、墜落・転落災害防止のために、適宜立入禁止処置を施す。立入を禁止するための仮設物を設置する際の留意事項他は以下とする。

(1) 立入禁止仮設設置場所

- ・設計図書に図示された位置及び監督員が指定する位置
- ・路肩等、第三者の通行する場所に近接し掘削を行っている箇所付近
- ・クレーン等重機旋回範囲
- ・高所からの資材荷揚げ・荷降し箇所付近

(2) 立入禁止場所の仕様

- ・カラーコーン、ロープ、ガードフェンス等、作業内容に応じて適宜資材を選定し、明確に立入禁止区域全周を区画する。

- ・立入禁止区画は、その旨を看板・立札により明示する他、夜間において区画を継続する場所においては、注意灯やセンサーライトを併用し注意喚起を行う。

(3) 作業種別区画方法

当作業所における立入禁止措置の方法は下記のとおり実施する。

- ・屋上防水材等荷揚げ・荷降し時（クレーン使用）・・・別添1（図示）
- ・足場組立解体時の荷揚げ・荷降し作業（ホイスト使用）・・・別添2（図示）
- ・〇号棟住棟前、資材仮置き場・・・別添3（図示）
- ・〇〇〇〇〇〇・・・別添〇（図示）
- ・
- ・
- ・

10 節 化学物質

(1) 塗装、シーリング、接着材その他化学製品の取扱い

- ・当作業所に搬入する化学製品材料は全て安全データシート（SDS）を常備し、作業員に対し記載内容の周知徹底に努める。
- ・化学製品の内、危険物に該当するものも貯蔵に関しては、1 章 13 節 1 項により適切に貯蔵管理する。

(2) 化学物質のリスクアセスメント

- ・労働安全衛生法に従い、当作業所にて使用する化学製品におけるリスクアセスメントを実施し、SDS の常備と併せて作業員に周知する。

次項（参考：リスクアセスメント実施レポート（職場の安全サイトより））

リスクアセスメント実施レポート

事業場名	リスクアセスメント実施日	次回予定日		
リスクアセスメント実施責任者氏名		リスクアセスメント実施担当者氏名		
1. リスクアセスメントを実施した作業(化学物質・製品を用いた作業)				
例) 溶剤Aを用いた洗浄作業				
2. リスクアセスメントを実施した化学物質名(または製品名)				
	名称	CAS番号		
物質①				
物質②				
物質③				
物質④				
3. リスクアセスメント結果				
物質①	有害性	手法	例) 厚生労働省コントロール・バンディング	
		リスクの程度	例) リスクレベル3	
		リスク低減措置	内容	例) 高所排気装置を導入
	対応状況		<input type="checkbox"/> 対応する <input type="checkbox"/> 保留 <input type="checkbox"/> 現状維持 実施期限	
			完了日	
	備考	例) リスク低減措置を導入しない理由		
手法	例) 厚生労働省スクリーニング支援ツール			

<参考：リスクアセスメント実施レポート（職場の安全サイトより）>

		リスク低減措置	対応状況	実施期限	
				完了日	
			備考	例) リスク低減措置を導入しない理由	
物質②	有害性	手法	例) 厚生労働省コントロール・バンディング		
		リスクの程度	例) リスクレベル3		
		リスク低減措置	内容	例) 高所排気装置を導入	
	対応状況		<input type="checkbox"/> 対応する <input type="checkbox"/> 保留 <input type="checkbox"/> 現状維持 実施期限		
			完了日		
	備考	例) リスク低減措置を導入しない理由			
危険性	手法	例) 厚生労働省スクリーニング支援ツール			
	リスクの程度	例) 装置・機器においてリスクが高いおそれがある			
	リスク低減措置	内容	例) フェールセーフを導入		
対応状況		<input type="checkbox"/> 対応する <input type="checkbox"/> 保留 <input type="checkbox"/> 現状維持 実施期限			
		完了日			
備考	例) リスク低減措置を導入しない理由				

<実際に作成する化学物質のリスクアセスメント表を添付（別添可）する>

1.1 節 建設機械

1.1 項 一般事項

使用する建設機械は、安全作業が出来る十分な能力と目的に合った用途の機械を選定し、安全に運用する。

施工、運転、組立・解体に当たっては、作業指揮者、指導員、有資格者、その他必要な要員を適切に配置するとともに、作業日時、場所、手順、安全対策を関係作業員へも周知する。また、建設機械の使用は作業場内を原則とし、場外での使用やそれに伴う公道での走行には、道路関係法令を遵守し、区画と交通誘導員による監視・誘導に努める。

2項 設置使用計画

使用する建設機械は以下とする。

- ○○t ラフター

能力(定格荷重等) 最大吊り上げ荷重○t

設置場所: ○号棟○側

設置期間: ○月○日~○月○日等

使用目的: 屋上防水材の搬入、撤去材の搬出

安全対策: アウトリガーの完全張り出し

枕木・敷板を用いて支持地盤の水平性と沈下防止措置を行う。

作業半径内の立入禁止区画をカラーコーン・バーにて実施する。

監視員及び交通誘導員を設置場所の通路側に配置する。等

必要な資格: 移動式クレーン運転免許(5t以上) 若しくは

小型移動式クレーン運転技能講習(1t以上5t未満) 若しくは

移動式クレーンの運転の業務特別教育(1t未満)

- ○t ユニック

○○○○:

○○○○:

- ゴンドラ(型式番等○○○○)

○○○○:

○○○○:

- ホイスト(定格荷重○○○kg)

○○○○:

○○○○:

- ○○○○○○

○○○○:

○○○○:

3項 点検確認・維持管理

建設機械に関する各種点検・確認内容は以下として実施する。

【機械使用開始前】

- ・ 施工計画において選定したとおりの機械であること。
- ・ 法定点検が行われ、その検査記録等の書面があること。
- ・ 運転者等、使用者が資格者証を保持していること。
- ・ 運転者等、有資格者の氏名が機械に表示されていること。
- ・ 定格荷重、積載荷重等、機械の性能・能力が表示されていること。
- ・ 建設機械及び附属するロープ・ワイヤー・その他工具類の始業前点検の実施確認及び点検表の記入状況の確認。

【機械設置中・使用中】

- ・ 建設機械の用途外使用が行われていないことの確認。
- ・ 安全装置を解除しての作業が行われていないことの確認。
- ・ 建設機械作業が手順通り行われているかの確認。
- ・ 休憩時や作業終了時に安全装置が作動していることの確認。
- ・ 休憩時や作業終了時に原動機等の鍵が外され、所定の保管場所で保管されていることの確認。

4項 事故防止措置

建設機械の事故防止措置は、1章11節2項 設置使用計画の安全対策による他、以下の留意事項に考慮した防止措置を講ずる。

【崩壊・倒壊災害の防止】

- ・ 建設機械の設置場所は、事前に確認に、地盤崩壊の恐れのない強度のある、水平な場所であることを確認する。
- ・ アウトリガーは完全張り出しの上、枕木・敷板等により、機械の水平設置及び地盤沈下の防止を行う。

【飛来落下災害の防止】

- ・ クレーン等吊荷の直下部は立入禁止区画を行う。
- ・ 高所での資材取扱いの際は、他作業との上下作業を禁止する。
- ・ 玉掛け作業は有資格者により行い、台付けワイヤーを玉掛ワイヤーとして使用しないよう注意する。

【接触事故の防止】

- ・ 作業区画を行い、第三者との接触事故防止に努める。
- ・ 作業には必要に応じた監視員・誘導員・合図員を適宜配置する。
- ・ 建設機械を用いた路肩での作業及び搬出入トラック等その他車両を用いた積み込み・積降し、後退時等は交通誘導員を配置し、安全誘導を行う。

- ・クレーン等のアーム・ブームによる高圧線や既存建物との接触、ゴンドラ等のはさまれ事故防止の為にセンサーや過巻防止装置を活用する。
- ・車両系建設機械や、トラック等の停車時、休止時は車輪止めを設置し、逸走防止措置を講ずる。

5項 排ガス対策

当作業所にて使用する建設機械については、オフロード法を遵守し、該当する建設機械は、排出ガス対策型建設機械を使用する。

【使用予定建設機械】

- ・〇〇〇〇
- ・〇〇〇〇

12節 発生材等

1項 一般事項

- ・発生材の取扱いについては建設リサイクル法、資源有効利用促進法、廃棄物処理法その他関係法令等による他、建設副産物適正処理推進要綱に従い適正に処理する。
- ・産業廃棄物の発生抑制に努め、工場加工の増加、包装・梱包の簡略化、無梱包化の工夫等を実施する。発生した産業廃棄物は分別・再資源化を促進する。

【分別種別】

- ・金属くず（建具・手摺・鉄筋等）
- ・段ボール（各種梱包材）
- ・
- ・
- ・
- ・混合（その他）
- ・現場内は常に整理整頓を行い、昼食時の弁当の残材、飲料水の空き缶等は袋に入れて必ず持ち帰り一般廃棄物は発生しないよう努める。
- ・引渡しを要すると指定されたもの、再利用を図るもの及び再資源化を図るものは特記により、数量調書作成の上、監督員に提出する。

2項 処分等

- ・発生した産業廃棄物は廃棄種別に常時シートにて覆い、荷崩れ防止措置の上、集積し、随時搬出処分する。
- ・搬出処分する産業廃棄物は産業廃棄物管理票もしくは電子マニフェスト受渡確認票を監督員へ提出する。

3項 アスベスト <特記によりアスベストが含まれる場合に記載>

【事前調査】

- ・工事着手に先立ち、当団地の作業範囲において既存建材等にアスベストが含まれているか、各仕上げ材をサンプリングの上、専門調査会社による分析を行う。

【撤去までの流れ】

- ・アスベストが含まれていると判明した場合の、アスベスト撤去・処分方法は特記の他、安全衛生法、大気汚染防止法、廃棄物処理法を遵守し、所轄労働基準監督署等の指導に従い実施するとともに、適宜、計画書の作成・届出を行う。

(参考 URL :

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyokuanzeneiseibu/0000093866.pdf>

(厚生労働省ホームページより)

【撤去等の区別・保護具等】

- ・存在するアスベストの飛散性、非飛散性、作業レベル毎の撤去等作業及び保護具等は下記リンク先 P88「アスベストを取り扱う作業に使用する保護具」に準じる。

(URL : https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11201000-Roudoukijunkyoku-Soumuka/0000022625_1.pdf)

(石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル 厚生労働省ホームページより)

【計画書】

アスベスト含有建材撤去工事計画書を作成する際は下記事項を網羅する。

(なお、作業レベルは3として記載)

- ・撤去建材の対象住棟、部位、アスベスト種別の一覧
- ・事前調査内容 (部材・建材種別サンプル採取箇所など)
- ・調査結果報告書の写し
- ・調査結果より、撤去する建材の概算数量の種類別一覧
- ・撤去作業手順
- ・撤去時に掲示する表示・看板例
- ・石綿作業主任者の明記、資格者証 (技能講習終了証)
- ・撤去材の保管、運搬方法 (保管場所は総合仮設計画図に図示、運搬・処分業者一覧 (建設廃棄物処理委託契約書の写し、産業廃棄物運搬・処分業許可証の写し))

1.3節 危険物等

1項 貯蔵

有機溶剤等の危険物の作業所内貯蔵は、種類毎の指定数量を超えて貯蔵しないよう管理するとともに、指定数量の消防法その他関係法令に1/5以上を保管する場合は、危険物貯蔵所を設置すると共に、所轄消防署に事前届出・許可を受けて使用する。貯蔵量の管理は、危険物貯蔵所毎に下表を用いて行う。

少量危険物貯蔵管理表

＜参考例＞

材料名	製品(規格) 又産地	荷姿(kg)	比重	ℓ換算	数量缶	L換算合計	性質	第4種 第1石油	第4種 第2石油	第4種 第3石油	第4種 第4石油	最大ℓ数	係数
塗装材	○○塗料 主剤	12.8	1.46	8.8	15.0	131.5	非水溶		○			1000	0.1315
	○○塗料 硬化剤	3.2	0.94	3.4	15.0	51.1	非水溶		○			1000	0.0511
	△△塗料 主剤	13.5	1.18	11.4	15.0	171.6	非水溶		○			1000	0.1716
	△△塗料 硬化剤	1.5	1.06	1.4	15.0	21.2	非水溶		○			1000	0.0212
	◇◇塗料 主剤	13.5	1.18	11.4	15.0	171.6	非水溶		○			1000	0.1716
	◇◇塗料 硬化剤	1.5	1.06	1.4	15.0	21.2	非水溶		○			1000	0.0212
	××シンナー	16.0	0.79	20.3	12.0	243.0	非水溶		○			1000	0.2430
	小計係数												0.81
材料名	製品(規格) 又産地	荷姿(kg)	比重	ℓ換算	数量缶	L換算合計	性質	第4種 第1石油	第4種 第2石油	第4種 第3石油	第4種 第4石油	最大ℓ数	係数
防水材	○○防水材 主剤	8.0	1.06	7.5	10.0	75.5	非水溶				○	6000	0.0126
	○○防水材 硬化剤	16.0	1.60	10.0	10.0	100.0	水溶		○			2000	0.0500
	△△防水材 主剤	8.0	1.06	7.5	10.0	75.5	非水溶				○	6000	0.0126
	△△防水材 硬化剤	16.0	1.60	10.0	10.0	100.0	水溶		○			2000	0.0500
	小計係数												0.13
	合計係数												0.94

＜実際に作成する危険物貯蔵管理表を添付（別添可）する＞

2項 危険物の解体

解体工事時にガスバーナ等を用いてオイルタンクやアスファルト防水層に近接した部材を切断する等、爆発や火災発生の危険性がある場合には、事前に所轄の消防署へ連絡し、適切な措置を講ずる。

2章 仮設に関すること

1節 一般共通事項

1項 一般事項

足場、資材置き場他、仮設電気等、全ての仮設物について、関係法令遵守の上、現場条件、立地条件を考慮し、安全・防犯・居住者様のプライバシー、居住環境に配慮した計画を策定する。

また、工事に伴う倒壊及び崩落などの事象によって周辺の道路構造の保全及び道路の機能の確保に影響を与える可能性がある場合には、道路占用許可を要しない場合であっても、あらかじめ道路管理者に連絡するとともに、道路管理者の指示を受け、又は協議により必要な措置を講ずる。

【総合仮設計画図添付】(必要に応じて部分詳細図)

(図上に記載する内容は以下を網羅したもの)

- 現場事務所、詰所、監督員事務所、倉庫等の仮設ハウス
 - 位置、規模、構造、出入口(施錠方法)
- 資材、廃材置場
 - 範囲(住まいセンター承諾範囲内)、区画方法、出入口(施錠方法)、コンテナ、フレコンパック等種別・大きさ、アスベスト含有建材の撤去がある場合は専用の保管場所
- 仮囲い
 - 構造(支持方法含む)、範囲、高さ、出入口(施錠方法)
- 喫煙場所
 - 位置、範囲、消火器設置位置
- 仮設トイレ、手洗い場、
 - 設置什器の種類、位置、規模、排水経路、排水に使用するマンホール
- 共通仮設設置範囲内若しくは隣接する、既設設備位置
 - 消火栓、マンホール、散水栓、メーターボックス、照明センサー等の使用・点検に支障がないことが分かる図であること。

2項 仮設計画

仮設計画に当たっては、以下に留意する。

- 連休や地震・台風等自然災害時の安全対策、連絡体制について整備する。
(1章1節5項参照)
- 緊急車両の進入、住棟の寄り付きを検討し、必要に応じて消防署の確認・届出を行う。

- 仮設物の組立・解体作業手順を明確に施工計画書に記載し、これを遵守するよう作業員等関係者に周知する。

- 有資格者の配置、適した機材、材料を使用する。

【当作業所の足場設置における配置資格者】

主任技術者：一級とび技能士

作業指揮者：足場の組立て等作業主任者（技能講習）

全作業員：足場の組立て等作業従事者特別教育（特別講習）

全作業員：墜落制止用器具取扱い特別教育（特別教育）

該当作業員：玉掛け（1 t 未満：特別教育、2 t 以上：技能講習）

3項 点検確認・維持管理

仮設の組立・解体及び設置期間中は、関係法令等に精通した者による安全巡視・点検を行い、維持管理に努める。

【当作業所における安全巡視・点検者とその頻度】

- 現場代理人〇〇〇〇（原則毎日）

- 監理技術者〇〇〇〇（原則毎日）

- 現場担当〇〇〇〇（原則毎日）

- 店社安全部〇〇〇〇（月〇回（安全パトロール））

（くさび緊結式足場採用の場合は、下記のいずれかの点検が必要）

- 全国仮設安全事業協同組合〇〇〇〇（3回/棟（組立中・設置中・解体中））

- (株)〇〇〇〇技術部〇〇〇〇（足場材メーカー）（3回/棟（組立中・設置中・解体中））

2節 掲示

公衆の見やすい場所に、以下の標識を掲示する。

- 建設業許可証

- 建設業退職金共済制度適用事業主の工事現場である旨の標識

- 労災保険関係成立票

- 施工体系図

3節 共通仮設物

1項 事前準備

共通仮設設置計画等は以下に留意する。

- 資材、機材、発生材等の保管場所は、事前に住まいセンター協議のうえ承諾を得る。

- 保管場所は必要に応じて仮囲い等の区画、施錠、注意標識、立入禁止措置を行う。

- 仮設建物は、床荷重、強風等考慮した十分な耐力を持ったものとする。

- ・団地維持管理に支障が無いよう設置する。
- ・火元責任者は1章1節10項(2)のとおり選任し、消火器の設置、喫煙場所の限定を行う。
- ・仮設全般(給排水・衛生・空調・照明等)について、全作業員の作業・衛生環境に配慮し、計画条件を明示の上、作業員に周知する。

※詳細は総合仮設計画図等に図示する。(2章1節1項参照)

2項 仮囲い

【仮囲い設置場所】

- ・現場事務所、詰所、仮設トイレ、資材廃材倉庫等
- ・団地内道路で作業する場合の作業箇所周囲(○号棟○側道路等)
- ・公園内で作業する場合の作業箇所周囲(○号棟前プレイロット内等)
- ・その他工事による危険と思われる範囲(保育園足場設置周囲等)

【仮囲いの仕様等】

- ・地盤面から高さ1.8m以上とし、必要に応じて3.0mの仮囲いとする。
- ・強風等による倒壊が無きよう、十分な強度を持ったものとし、支持材の構造は総合仮設計画図に図示する。
- ・仮囲い出入口は、第三者の交通に支障が無い箇所に設置し、扉の仕様は引戸・内開きとし常時閉鎖するとともに、第三者立入禁止の旨を明示する。
- ・車両の出入りが頻繁な場合は、交通誘導員を配置し、第三者の進入防止・車両安全誘導を行う。

※詳細は総合仮設計画図等に図示する。(2章1節1項参照)

3項 仮設電気設備

- (1) 工事用電力設備の計画に当たっては、関係法令等を遵守し、漏電、感電、火災等の事故防止に努める。

【仮設電気の引き込み】

- ・工事用電力は外部より引き込み、仮設電柱に電力メーター・防水型分電盤を設置し必ず漏電遮断機を取り付け、取扱い責任者を明示する。
- ・分電盤は常時、南京錠にて施錠管理を行う。
- ・工事用の電力で分電盤から引込出来ない場合、原則として低騒音型発電機を使用する。

(2) 既存の照明施設を一時撤去又は移動する場合には、公衆の通行等に支障をきたさないよう、適切な照明設備を設置する。

【本工事で撤去予定のある照明器具】

・〇号棟第〇階段室前街路灯 H3500 (〇〇ワット/蛍光灯)

⇒仮設代替照明 H3000 程度の足場に仮設 (〇〇ワット相当/LED ライト)

4節 通路

1項 計画

団地内の搬出入路については、住まいセンターと協議の上、設定する。

階段・廊下・通路等、居住者動線内において工事をする場合は、注意喚起表示を行う。

仮設通路を設置する際は、以下に留意して設置する。

- ・注意喚起表示
- ・夜間照明設備の設置 (センサーライト・チューブライト・〇〇〇ライト設置)
- ・カラーコーンバー、柵、手摺、ロープ、〇〇〇〇により明確に区画する。
- ・不要な段差を作らず、滑りにくい歩行路にする。(歩行路用ゴムマット使用)
- ・必要に応じてスロープ・手摺を設置する。

2項 維持管理

工事に使用する道路・通路は使用前の現状写真を撮影し、常時清掃等維持管理を行う。万が一、汚損・損傷を与えた場合は速やかに原状に復する。

工事完了後は住まいセンターの確認を受ける。

住棟前の道路は常時緊急車両が通行できる状態とする。

3項 通行制限等

団地外公道の通行を制限する際は、道路管理者・警察署の指示に従う。特に指示のない場合は以下とする。

- ・制限後の車線が1車線になる場合は車道幅 3m以上、2車線となる場合は 5.5m以上を確保する。
- ・制限区間は極力短くし、渋滞することのないよう交通誘導員を配置する。
- ・車道とは別に幅 0.9m以上 (特に人通りの多い場所は幅 1.5m以上)・有効高さ 2.1m以上の歩道を設け、交通誘導員を配置する。

5節 工事排水

仮設排水は次によるものとし、敷地内外に害を及ぼさないよう、常に良好な維持管理を行う。

- 污水管は、污水枡に接続し、排水位置等は、事前に住まいセンター等と協議し決定する。
- 塗装材及び塗装工具等の洗浄水並びに土砂・ゴミ等は場外処分とし、排水路（雨水管、側溝等）に流出させない。
- 既設の排水管（污水管）に排水する場合は、当該下水道管理者（区（出先事務所を含む）又は市の下水道担当部署）と事前協議し指示に従う。
- 現場の手洗い等の他、各排水は沈殿槽を配置し、屋外污水枡に接続する。
- 重機を使用する場合、給油作業及びグリース補給の際に、流出事故を起こさない様に指導徹底し、給油口やグリース補給部の下部を養生し作業する。

6節 仮置き

工事に伴う資材や廃材等の残置物について、整理・整頓及び安全確認を毎日の作業終了時に必ず行う（2章1節3項 点検確認・維持管理 参照）。また、資材置場を設けた状態や仮設足場を設置した状態で作業を一定期間中断する必要がある場合は、監督員の指示により、定期的な巡回を行う等、安全確保の徹底を図り、その結果を監督員に報告する。

7節 外部足場

1項 計画

(1) 外部足場材の仕様について

工法：枠組足場、手すり先行工法

主要材料メーカー：(株)〇〇〇〇

主要部材：建枠・先行手すり枠（中棧の機能を有すもの）・交差筋交い・床付き布枠・階段枠・階段手すり・階段用手すり枠・幅木（専用品）・ジャッキ型ベース金物・壁つなぎ・単管パイプ（ピン付き）・直線ジョイント（ボンジョイントは一切使用しない）・メッシュシート・防護棚（メーカー・型番等記載（足場内部から組み立てられるもの））・ネットフレーム・エンドストッパー・緊結金具 等

(2) 設置期間について

A工区（〇号棟～〇号棟）

設置開始予定～設置完了予定 R〇年〇月〇日～R〇年〇月〇日

解体開始予定～解体完了予定 R〇年〇月〇日～R〇年〇月〇日

設置期間 〇、〇カ月

B工区（〇号棟～〇号棟）

設置開始予定～設置完了予定 R〇年〇月〇日～R〇年〇月〇日

••••

(3) 計画上の留意事項

- 足場は原則、枠組足場手すり先行工法、W600にて設置し、昇降階段、踊場部分はW1,200にて計画する。
- 足場仮設計画図、工程表、強度計算書、作業手順書を作成し、設置30日以上前に所轄の〇〇労働基準監督署に機械等設置届を提出する。
- 屋上等、構造物に直接架設する場合は、過去の漏水履歴・修繕履歴の確認及び現状の劣化状況を確認し、仕上種別毎に養生の上設置する。

【屋上の仕上種類と養生方法】

仕上：シンダーコンクリート→ブルーシート養生の上、エコワイドベース
各種防水層→CFシート養生の上、敷板・敷角（厚24mm程度）

- 局所的な防水補修箇所には荷重が掛からないよう、建地位置の調整を行う。
- 足場設置により各施設・設備（開閉器室・自動点滅器・マンホール・共用水道用メーター・散水栓・消火用送水口・カーブミラー等）の使用・維持管理に支障のないよう設置する。
- 足場は沈込み防止・滑動防止の為、専用プレート（エコベース）を使用する他、敷板・敷角に2か所釘止めを行い使用する。また根がらみパイプを用いて柱脚を連結する。

2項 維持管理

足場は悪天候後、地震後、足場組立後、一部解体後、変更後において、下表を用いての定期点検を実施し維持管理に努める。

次項（参考：厚生労働省ホームページより）

わく組足場の点検チェックリスト (注1)

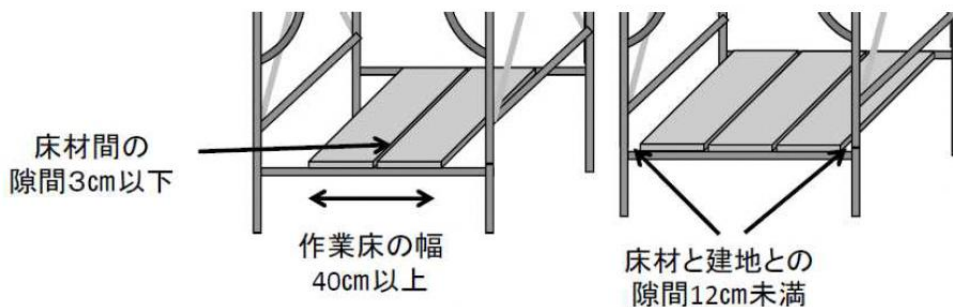
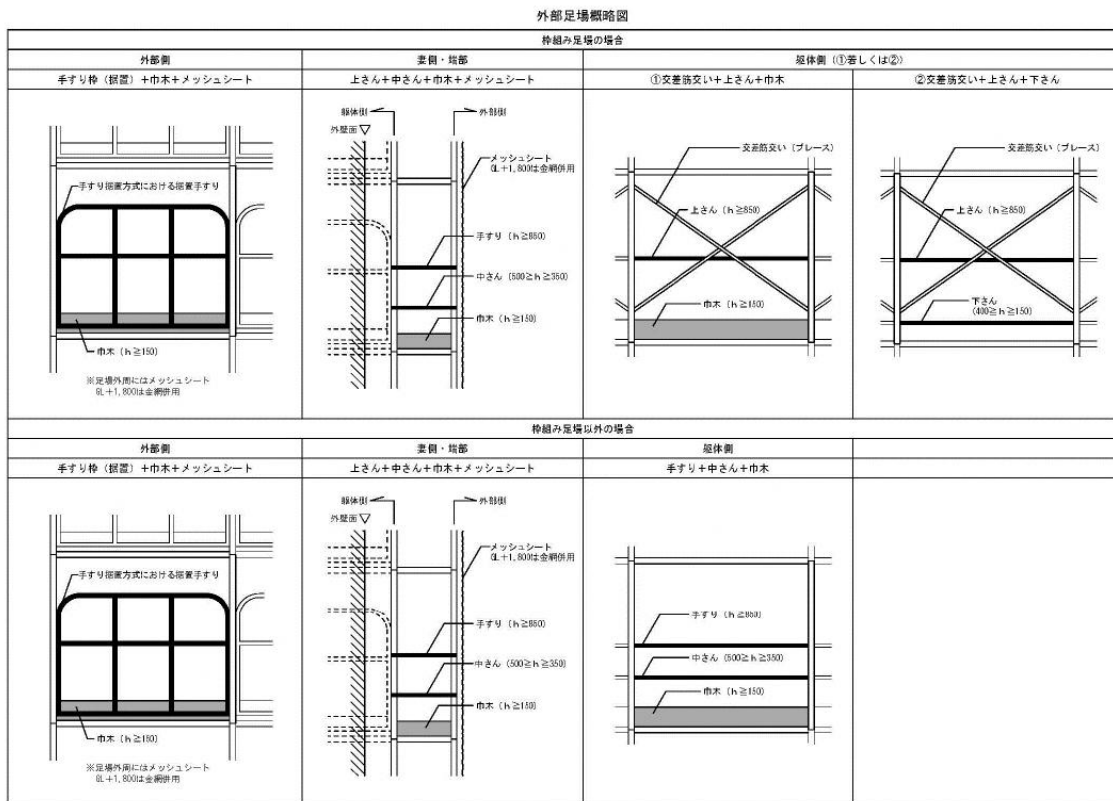
工事名 () 工期 (~) (注2) 事業場名 () 点検者職氏名 () (注3) 点検日 (年 月 日) 点検実施理由 (悪天候後、地震後、足場の組立後、一部解体後、変更後) (その詳細) (注4) 足場等の用途、種類、概要 () (注5)				
点検事項 (注6)	点 検 の 内 容 (注7)	良否 (注8)	是正内容 (注9)	確認 (注10)
1 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態	①床材の取付状態は計画通りか			
	②床付き布わくは変形したり、損傷していないか			
	③つかみ金具の外れ止めは確実にロックされているか			
<参考：厚生労働省ホームページより>				
2 建地、布、腕等の繋結部、接続部及び取付部のゆるみの状態	①建地は、ブームロック等確実にロックされているか			
	③脚柱ジョイント、アームロックはロックされているか			
	④建わく、布わくの取付部にゆるみはないか			
3 繋結材及び繋結金具の損傷及び腐食の状態	①繋結金具 (クランプ等) に損傷、腐食はないか			
	②継手金具 (ジョイント、アームロック) に損傷、腐食はないか			
4 墜落防止設備 (則第563条第1項第3号イからハまでの設備)の取りはずし及び脱落の有無 (注11)	①交さ筋かみ、下さん、幅木、上さん、手すりわく等の取付状態は計画通りか			
	②交さ筋かみ、下さん、幅木、上さん、手すりわくの脱落はないか			
	③交さ筋かみピンは確実にロックされているか			
	④交さ筋かみは全層全スパン両面に設置されているか			
	⑤裏面に手すり及び中さんは設置されているか			
5 幅木等 (物体の落下防止措置)の取付状態及び取りはずしの有無	①幅木、メッシュシート、防網等の取付状態は計画通りか			
	②幅木、メッシュシート、防網は取り外されていないか			
	③幅木は脚柱等に確実に取り付けられているか			
	④メッシュシートは全てのはと目で繋結されているか			
	⑤防網はつり綱で確実に繋結されているか			
6 脚部の沈下及び滑動の状態	①ベース金具、根がらみ、敷板、敷角の設置は計画通りか			
	②敷板、敷角に異常な沈下、滑動はないか			
	③ベース金具は敷板に確実に釘止めされているか			
	④根がらみは所定の位置にクランプで繋結されているか			
7 筋かみ、控え、壁つなぎ等補強材の取付状態及び取りはずしの有無	①交さ筋かみ、控え、壁つなぎの取付状態は計画通りか			
	②交さ筋かみ、控え、壁つなぎは取り外されていないか			
	③専用の壁つなぎ用金具が使用されているか			
	④控えはクランプで繋結されているか			
8 建地、布及び腕木の損傷の有無	①建てわく、布わく、交さ筋かみに変形、損傷はないか			
9 その他				

<実際に作成する点検チェックリストを添付 (別添可) する>

し、風圧、振動、衝撃、雪荷重等で脱落しないよう骨組に堅固に取付ける。
 (※朝顔設置位置、設置状況が分かる図を添付(足場仮設図 平面・立面図等))

5項 墜落防止

(1) 足場からの墜落・転落防止策は、下図とする。



(2) 屋上のみでの作業で、外部足場がない場合の墜落防止対策は外周部全てにスタンションを設置し、二段手摺を設置する。

高さは、RFL から 850mm 以上とし中残は 400mm 以上とする。外周部での作業は安全帯を使用し、注意喚起表示を設置する。

(3) 勾配屋根での作業では親綱・ロリップ等を使用し、墜落防止に努める。

6項 お客様対応

- 居住者様より、開口部補助錠の貸し出しの要請があった場合は、無償にて必要個数を無償貸与する。また、足場設置前に、チラシにて補助錠無償貸与のお知らせを実施する。
- お盆休み、年末年始休暇期間中等、バルコニー側に足場仮設がある場合は、バルコニー側のメッシュシートを建地に巻き付け、採光・通風に配慮する。
- バルコニー側メッシュシートは、通風・採光性に配慮したもので、白色のものを使用する。また仮設工業会認定品とする。

8節 養生

1項 養生

- (1) 工事に際し、施工範囲以外となる既存物には、汚損・損傷防止のため保護・養生を以下のとおり実施する。

- 重機の稼働部分
保護・養生：鉄板、枕木敷にて行う。(ゴム製タイヤ駆動の重機は対象外)
- エレベーターかご内部
保護・養生：○○○○○
- 駐輪自転車
保護・養生：○○○○○
- 駐車車両
保護・養生：○○○○○
- エアコン室外機
保護・養生：○○○○○
- 電柱、支線柱、街路灯、樹木
保護・養生：○○○○○
- ○○○○
保護・養生：○○○○○

また、既存物等が工事の障害となり、撤去、移設又は据え直しが必要な場合は、クラックの発生状態、コンクリートの欠落箇所等の事前調査や現状写真を撮影し、移設等の処置について監督員と協議する。

- 万が一、既存物等に損傷を与えた場合は、受注者の負担により現状復旧する。
- (2) 火気の使用、溶剤作業を行う場合は消火設備の配置と防災シート設置等、火災防止措置に配慮して養生を行う。
- (3) 粉塵発生の恐れがある場合は、現場の状況に応じて散水による湿潤養生の他、発生源を覆う等の措置を講ずる。

- (4) 足場設置に伴う植栽の影響範囲について事前に住まいセンター、グリーンマネージャーと打合せを行う。伐採を伴う場合は事前に写真を撮り、グリーンマネージャー立会いの上、現地確認を行う。

2項 給排気筒等

- 給排気筒閉塞防止に係る施工計画書を、以下を網羅して作成し、監督員の承諾を得る。
 - イ) 給排気筒の閉塞防止の目的（危険性の共有）
 - ロ) 当該建物に存する給排気筒の設置場所を立面図に図示
 - ハ) 上記立面図に紐づいた給排気筒種類別の注意事項
 - ニ) 給排気筒の位置を考慮した、足場材（足場建地材等）のスパン割計画
 - ホ) 給排気筒周辺の足場材（巾木、防護ネット等）が作動を妨げないための適切な取扱い
 - ヘ) 足場設置完了時の閉塞防止に関する自主点検
 - ト) 養生を行わない範囲の明確化と作業手順
 - チ) 養生実施時及び完了時の確認方法（工事受注者、監督員への共有方法）
 - リ) 養生を行う工事に係る作業開始・完了時の居住者への周知方法
 - ヌ) 異常事態が確認された場合の対処方法、連絡体制等（作業員に外国人がいる場合は、監督員の確認を得て、外国語の周知資料も整備すること）
- ガス機器の不完全燃焼等を確実に防止するため、以下に対して一切の養生を禁止する。
 - イ) 給湯器本体
 - ロ) ガス機器等が格納されたメーターボックス等の鋼製建具
 - ハ) 配管類の開口端部
 - ニ) ガス機器の給排気口及び給排気筒
 - ホ) 外壁に設置された全ての給排気口
 - ヘ) 上記イ)～ホ)の四方 1m程度の範囲
- 養生を実施しないことで塗料等が付着した場合は、塗装作業終了後、速やかに清掃する。
- 点検表等を用いて、各箇所が適切に養生されているか、「腕章等」をしていない作業員が作業をしていないか巡回確認を行う。
- 台風又は強風等が予想される場合においては、強風の影響で給排気筒の付近の養生材及び足場のシート等が給湯器及び給排気筒にかからないように適切に固定されているか巡回確認を行い、その巡回結果を監督員へ報告する
- 仮設足場の組立作業員が新規入場する時は、新規入場者教育と併せて「足場工に

おける給排気筒の閉塞防止指導会（以下「足場工指導会」という。）を開催し、給排気筒の閉塞に関する危険性及び禁止行為について周知徹底する。

- 足場工指導会に先立ち、給排気筒の位置とタイプを全て確認し、足場工指導会の資料に反映し監督員の承認を得る。
- 足場工指導会を受講した作業員に対し、受講済みである証明として「腕章等」を交付し管理することとし、「腕章等」をしていない作業員に作業を行わせない。
- 塗装の作業員が新規入場する時は、新規入場者教育と併せて「塗装工における給排気筒の閉塞防止指導会（以下「塗装工指導会」という。）」を開催し、給排気筒の閉塞に関する危険性及び禁止行為について周知徹底する。
- 塗装工指導会に先立ち、給排気筒の位置とタイプを全て確認し、塗装工指導会の資料に反映し監督員の承認を得る。
- 塗装工指導会を受講した作業員に対し、受講済みである証明として「腕章等」を交付し管理することとし、「腕章等」をしていない作業員に養生作業を行わせない。

9節 飛来・落下災害

高所作業による、資材の落下・飛散の恐れがある場合や、火気の使用、道路掘削等を行う場合は、落下物対策・転落防止対策を万全に行う。また、高所から物の投下を行う場合は、建築基準法の定めによるダストシュートを設置する。なお、住戸内の工事用資材等の荷揚げ荷下ろしは、バルコニーや階段室の手すり越しに行わない。

【本工事で行う高所作業と対策】

- 足場仮設時の荷揚げ、荷降し作業（ホイスト・ロープ使用）
- 屋上防水材の荷揚げ、荷降し作業（O O t ラフター使用）
- 足場組立、解体作業
- 足場の無い屋上防水工事

【落下対策】

- 揚重作業においては、吊上げ地点を中心にOmの範囲をカラーコーン、バーにて立入禁止区画として設置する。
当該区画に掛かる団地内歩車道は交通誘導員を配置し、通行制限を行うが、歩行者、通行車両があった場合は揚重作業を止め、居住者の安全と通行優先で作業する。
- 玉掛け作業は、有資格者により実施させ、作業場所付近に資格者名を掲示する。また、玉掛けワイヤーロープは使用前点検を行う。
- 使用する工具は全て落下防止ストラップを付ける。特に複数のアタッチメントが使用できるインパクトなどは、アタッチメントにも同等の落下防止策を講ず

る。

- 立入禁止区画内に、第三者の所有物(車両、1階専用庭私物など)がある場合は、事前に居住者周知の上、移動のお願いを行い、移動確認後に作業を開始する。
- 足場の無い屋上防水工事や、1階専用庭への居室からの出入りなど、立入禁止区画が困難な場合(区画しても立入る危険がある場合)は、事前に作業時間を周知し、立ち入らないようお知らせする。また、立入禁止表示を窓ガラスや、カラーコーンなどに貼り、周知するとともに、監視員を配置し、安全に作業する。

10節 構台

乗り入れ構台、荷受け構台を設置する場合は、用途に応じた形状、積載荷重を検討し十分な耐力のある構造とし、設置に当たっては構台周囲に手すり・幅木を取付け落下防止対策と積載荷重表示を行い、関係者に周知する。

3章 お客様対応に関すること

1節 マナー

(1) 服装について

不潔感や悪い印象を与えないように、清潔な服装や所定の作業服をきちんと着用させる。また、全作業員に、社名入りベストを着用させ、胸には本工事の従事作業員である身分証明書を表示・携行する。

※身分証明書、専用ベストの例（写真など）を添付

(2) お客様に対する対応等について

お客様からの、質疑に対しては、現場代理人や現場係員が対応する。また、応答は場当たりの対応とならないように誠実に対応する。

お客様とすれ違う際には、道具や資材が邪魔にならないように配慮し、お客様の通行を優先する。

(3) 作業態度について

作業中の私語はできるだけ慎み、言葉づかいに注意する。

携帯電話の使用に当たっては、大声、横暴な言葉に注意する。

また、足場での携帯電話の使用もなるべく控えるように注意する。

喫煙、用便は決められた場所以外では行わない。

(4) お問い合わせ電話連絡先について

お客様に周知した現場事務所等の連絡先電話が、現場代理人等の外出等で不在となった場合に対応するため、作業時間中は、電話転送機能等のあるものとする。

2節 周知

1項 一般事項

工事の着工に先立ち、工事概要（内容・期間・連絡先他）、仮設計画、騒音・振動工事、交通規制等について該当する作業等の開始〇日前に住棟掲示板（工事用掲示板を各住棟に設置した場合は工事用掲示板）、管理サービス事務所、その他必要と思われる箇所（EV かご内、〇〇〇〇等）に掲示し、工事完了後は速やかに取り外す。

2項 専用部分等に係る事項

住戸専用部分に係わる工事を行う場合は（玄関扉塗装工事、玄関扉丁番交換工事、〇〇〇〇工事）当該住戸に対し、事前にチラシ等を配布して工事内容等を連絡し、更に具体的な施工日をチラシ・アンケートによる文書により必ず通知する。また、施工日に変更が生じる場合は、速やかに当該住戸に連絡を行う。

居住者の財産物の移動は、特記なき限り居住者の負担により行うよう、同様に各戸にチラシを配布し事前に連絡する。

3項 ライフラインに関する事項

工事の施工に当たり停電、断水、断ガス、排水制限又はテレビ電波の停波、電話及びインターネット等の通信サービス停止（以下「停波等」という。）を伴う場合はあらかじめ影響を及ぼす全ての住戸にチラシ配布等の方法により周知徹底を図るとともに、居住者等の理解と協力を得て、事故等のないよう十分に注意する。

3節 近隣

既存建物等に近接して作業する場合は破損・汚損に注意し、影響を与える恐れがある場合は、事前に補強・移設・養生を近隣等関係者と協議の上、実施することとし、その協議内容は記録し監督員へ報告する。

【近隣住民並びに近隣家屋等に対する被害補償等】

- ①工事に当たって、近隣住民と災害、公害で紛争を生じた場合は遅滞なくその内容について書面をもって監督員に報告する。
- ②工事に起因して、近隣家屋等に損害を与えた場合は、遅滞なく書面をもって監督員に報告する。
- ③監督員の求めに応じて、当社の責めに帰すべきものか否かが判断出来る資料を提出する。

4節 苦情

第三者から工事に起因する苦情の申し出があった場合や損害を与えた場合は、誠意をもって対応し、その経緯等を監督員へ報告する。

5節 既存駐車車両

仮設工事等に伴い、既存駐車場の車両を移動させる必要がある場合は、監督員、機構担当者及び管轄の住まいセンターと協議の上、移転計画を策定し、代替駐車場を確保する。

代替駐車場の費用、移動周知については現場説明書に準じる。

【現場説明書より以下抜粋】

代替駐車場確保に必要な費用は設計変更処理とする。駐車場契約者への周知においては、契約者の個人情報を取扱う場合は、機構及び監督員に限定し、その取扱いは下記のとおりとする。

- ①駐車場契約者情報を取り扱う者は、機構職員及び個人情報に係る特約条項を締結した監督業務受注者である工事監督員に限定する。
- ②取り扱う駐車場契約者情報は、必要最小限（駐車場位置番号、住戸番号、契約

者氏名、空き駐車場情報）とする

- ③工事監督員が工事受注者に情報を提供する必要がある場合は、提供できる情報はさらに限定したもの（駐車場位置番号、住棟番号、空き駐車場情報とし、部屋番号と契約者氏名は対象外）とする
- ④工事監督員は駐車場契約者情報を監督員事務所内の鍵付キャビネットに保管する等適正な管理に努めると共に、外部に持ち出さないこととする。
- ⑤工事監督員は、工事が完了するなどして駐車場契約者情報の必要が無くなったときは、速やかに、機構職員に返却する。なお、返却を受けた機構職員は、業務上複写した資料の廃棄処分を徹底する。
- ⑥機構職員、工事監督員、工事受注者は、協働して駐車場契約車両の移動計画の策定、移動の案内を行うが、業務主体及び業務の流れについては、別に定めるものとする。
- ⑦必要最小限の情報だけでは対応できない場合は、駐車場契約者への連絡を機構職員が行う。

4章 土工事・基礎工事等に関すること

1節 一般事項

土工事における掘削・山留作業に当たっては、所定の有資格者、作業主任者を選任し、現場調査・地盤調査を実施の上、埋設物破損や重機転倒防止策を講じて作業・指揮を行う。

- ・本工事における使用予定重機・必要な資格は1章1.1節1項参照。
- ・作業主任者は1章2節1項参照。
- ・安全対策等は1章1.1節2項参照。

2節 掘削

地盤の掘削においては、掘削の深さ、掘削を行う期間、地盤性状、敷地及び周辺地域の環境条件等を総合的に勘案した上で、関係法令等の定めるところにより、山留めの必要性の有無並びにその形式及び掘削方法を決定し、安全かつ確実に工事が施工できるように計画する。また、山留めを採用する場合には、日本建築学会「山留め設計指針」「山留め設計施工指針」、日本道路協会「道路土工仮設構造物工指針」、土木学会「トンネル標準示方書」に従い、施工期間中における降雨等による条件の悪化を考慮して設計及び施工を行う。

地盤が不安定で掘削に際して施工が困難であり、又は掘削が周辺地盤及び構造物に影響を及ぼすおそれのある場合には、発注者と協議の上、薬液注入工法、地下水水位低下工法、地盤改良工法等の適切な補助工法を用い、地盤の安定を図る。

掘削箇所内に多量の湧水又は漏水があり、土砂の流出、地盤のゆるみ等が生ずるおそれのある場合には、発注者と協議の上、地下水水位低下工法、止水工法等を採用し、安全の確保に努める。

揚水の排水に当たっては、排水方法及び排水経路の確認を行い、当該下水道及び河川の管理者等に届出を行い、かつ、土粒子を含む水は、沈砂、ろ過施設等を経て放流する。

地下工事工法の選定に当たっては、周辺地盤の沈下及び周辺地域の地下水に係わる影響について検討する。また、工事中は、定期的(〇回/月)に地盤変位等を観測し、異常が認められた場合は、地盤改良工法等の適切な措置を講ずる。

掘削、積込みは、作業の進行にともない地形及び土質が変化していくので、その状況に応じて走行、旋回、登降坂等の作業動作を十分考慮した機械の安全な配置と運

行に努める。

3節 山留

山留の点検、計測管理の方法及び体制を事前に検討したうえで確立し、地盤及び山留めの崩壊、周辺地盤の沈下、埋設物・構造物の損壊等の事故の防止策を検討する。

山留めを設置している間は常時点検を行い、山留め部材の変形、その緊結部のゆるみ、掘削底面からの湧水、盤ぶくれ等の早期発見に努力し、事故防止に努める。

常時点検を行ったうえで、必要に応じて、測定計器を使用して、山留めに作用する土圧、山留め壁の変位等を測定し、定期的に地下水位、地盤の沈下又は移動を観測・記録する。地盤の隆起、沈下等異常が認められたときは、作業を中止し、埋設物の管理者等に連絡し、原因の調査及び保全上の措置を講ずるとともに、その旨を発注者その他関係者に通知する。

親杭、鋼矢板等の引抜き箇所を埋戻しを行うに当たっては、地盤沈下を生じさせないよう、十分注意して埋め戻す。

埋戻しを行うに当たっては、良質の砂等を用いた水締め、貧配合モルタル注入等の方法により、適切に行う。

5章 各工事に関すること

1節 EV 設備工事

昇降機設備の計画に当たっては関連工事、関連施設及び関係者と事前に協議を行い、据付工事開始時期及び据付工法を決定の上、その工法に適した安全施工計画を作成し、その計画のとおり実施する。

昇降機設備の試運転・調整に当たっては、回転部及びロープへの巻き込まれ、ピット又はオーバーヘッド部分ではさまれ、エレベーターシャフトへの転落等の防止に留意するとともに、関係者に対する安全対策を講ずる。

2節 外構工事

敷地条件・関連工事、周辺への影響を考慮した施工計画を策定し、機械・車両との接触事故をはじめとする第三者災害防止に努めて施工する。

3節 解体工事

解体物、周辺環境、埋設物等の事前調査を行い、周辺環境・第三者に対する安全配慮の上、施工計画の策定及び施工を行う。特に、異種構造部の接合部や、片持ち梁等の構造的に自立しない部分の解体には留意して作業する。

4節 コンクリート工事

コンクリート工事が他の作業と輻輳する場合は、工事関係者と十分に連絡、調整し、車両走行通路等の表示および安全通路等を設けて、他の作業員などの安全確保の措置を講ずる。

コンクリート打設は、定められた打設手順に従い、局所的な集中打設を避ける。また、作業開始、中止等の合図連絡の方法をあらかじめ定めておき、打設場所作業員、圧送車の操作者、トラックアジテータ運転者と合図を確実にを行い作業する。

コンクリートポンプ車の設置に当たっては、ポンプ車の転倒防止のため、地盤を確認するとともに、安定確保のための措置を講ずる。また、架空電線の付近でブームを伸ばして作業する場合は、架空電線への接触防止の措置を講ずる。

コンクリートポンプ車のブームジョイント部周辺の始業前点検を確実に実施する。

圧送管の閉そく解除及び洗浄作業を行う場合は、作業箇所周辺への作業員以外の者の立入禁止の措置を講ずる。

電動式コンクリートバイブレーターの使用に当たっては、感電を防止するための措置を講ずる。

コンクリート吹付作業では、作業員の安全のため、粉塵及び騒音等に対する保護具着用を厳守する。

5節 電気設備工事

電気設備工事の計画に当たっては、関連工事、関連施設及び関係者と調整の上、安全に関する施工計画を作成し、その計画のとおり実施する。

また、計画に変更が生じた場合は関係者と協議の上、速やかに必要な措置を講ずる。

施工に当たっては、工事の進捗に応じた適切な機械工具、仮設設備等を選定し、適切に使用する。

電気設備工事の試運転・調整に当たっては、所定の有資格者の指揮のもと、感電、機械器具等による事故・災害の防止のため、作業内容を関係者に周知徹底するとともに、安全区域を設定し表示する等の対策を講ずる。また、受電後、受変電室等への関係者以外の立入りを禁ずる措置を講ずる。

6節 機械設備工事

機械設備工事の計画に当たっては、関連工事、関連施設及び関係者と調整の上、安全に関する施工計画を作成し、その計画のとおり実施する。また、計画に変更が生じた場合は関係者と協議の上、速やかに必要な措置を講ずる。

機械設備工事の施工に当たっては、工事の進捗に応じた適切な機械工具、仮設設備等を選定し、適切に使用する。

機械設備工事の試運転・調整に当たっては、所定の有資格者の指揮のもと、高温、低温、高圧、危険物、感電、電気機械器具等による事故・災害の防止のため、作業内容を関係者に周知徹底するとともに、安全区域を設定し表示する等の対策を講ずる。

改修前後写真撮影要領

1 撮影計画

- (1) 外観写真は、工事着手前及び足場解体後以降に撮影する。
- (2) 外観写真及び内観写真の撮影位置、カメラアングル等については、事前に発注担当課と協議の上決定する。
- (3) 特別の指定のない場合の撮影箇所及び撮影枚数の標準は別表による。

2 撮影者

写真の撮影について十分な経験を有するものとし、監督員の承諾を受けた写真専門業者とする。

3 撮影の実施

- (1) 撮影は、次の事項に注意して行う。
 - ・外観写真の撮影は、自動車、人物及びゴミ等の雑物が極力入らないようにする。万が一写り込んだ場合は、人物が特定できないようにする。
 - ・改修前の撮影は、工事着手前とし、足場等仮設材の写り込みに注意すること。
 - ・改修後の撮影は、補修及び手直しが完了した後に行う。
 - ・撮影日は、晴天及び融雪後とする。
 - ・内観（共用部を含む）撮影は、照明をできるだけ点灯した状態で撮影する。ただし、色の変化や、写真撮影用照明の写り込みに注意して行う。
 - ・工事に含まれない家具等は原則として写さない。
- (2) 写真の色彩は、カラーとする。
- (3) 撮影に使用する機材はデジタルカメラとし、出版物等への使用に適切な解像度を有するものとする。（3000×2000 ピクセル以上を目安とする。）

4 撮影原版の整理

- (1) 撮影原版は、電子データとしてCD-ROM等に整理する。
- (2) CD-ROM等には、以下を記載する。
 - ・工事名称、工期、受注者、撮影業者、団地名称

5 撮影原版の提出

撮影原版について、完了後速やかに発注担当者に提出する。なお、発注担当課に提出したデータと同様のデータを工事引渡し書類（一括書類）にも格納すること。

6 著作権等の取扱い

- 受注者は、以下事項を満たす写真専門業者を選定・契約し、改修前後写真を提出すること。
- ・受注者は、当該改修前後写真に係る著作権（著作権法第2章及び第3章に規定する著作権者の権利をいい、著作権法第27条及び第28条に規定するものを含む。）を著作権者から取得し、発注者に無償で譲渡する。
 - ・受注者は、著作者との間で、著作者が当該改修前後写真に関し著作者人格権（著作権法第2章第3節第2款に規定する権利をいう。）を行使しない旨取り決める。

7 その他

当該改修前後写真は、事前に断りなくUR都市機構が、UR都市機構が社内・外の広報に無償にて使用するほか、UR都市機構が作成する外部の出版物等にも無償にて使用、関係者に無償配布することを予定している。

以上

別表

改修前後の撮影箇所及び撮影枚数の標準

区分	場所	撮影対象	撮影内容	撮影枚数
建築工事 (保全工 事)	外観	本体建物	<ul style="list-style-type: none"> ・各面又は2面を含む全体の外観 ・遠景外観(全景) ・正面エントランス廻りの外観 ・アプローチからの外観 	工事着手前:15枚以上 工事完成後:15枚以上
		付属建物	・各1面又は2面	1枚以上
		外構	・舗装、植栽、団地の入口	適宜
	内観	エントランスホール		工事着手前:5枚以上 工事完成後:5枚以上
		共用廊下		適宜
		バルコニー		適宜

耐火乾式戸境壁の施工

[使用する製品等の確認]

- (1) 受注者は、施工に先立ち特記仕様書に定める耐火性能を証する大臣認定の指定書を監督員に提出し確認を受ける。
- (2) 受注者は、施工に先立ち施工計画書（(1)の指定書にある仕様書を含む）を監督員に提出し確認を受ける。

[施工及び施工監理]

- (1) 耐火乾式戸境壁の直接施工を行う作業員の代表者は、製造者の実施する技術研修を終了した技能者とし、受注者は技術研修修了証明書を監督員に提出し確認を受ける。
- (2) 耐火乾式戸境壁の施工業者（下請）は、直接現場を管理及び指導できる専任の主任技術者を選任し、受注者は技術者証明書を監督員に提出し確認を受ける。
- (3) (2)の主任技術者は、耐火乾式戸境壁廻りの耐火処理を重点施工箇所とし、作業に先立ち、作業員に現場に則した作業方法、注意事項等を指導する。
- (4) 受注者は、耐火乾式戸境壁廻りの耐火処理状況を全数確認記録し、これを監督員に報告するとともに立会い、確認を受ける。

以 上

〇〇団地〇号棟他〇棟外壁修繕その他工事
外壁塗装工における給排気筒の閉塞防止指導会

指導会参考資料

令和〇〇年〇〇月〇〇日

株式会社〇〇建設

現場代理人 〇〇 〇〇

目 次

1. 閉塞防止指導会の目的
2. 給排気筒とは
3. 過去の事故事例
4. 当現場における養生に関する注意事項

- 添付資料
- ・ 外壁塗装工における給排気筒の閉塞防止指導会（参考）
 - ・ **別図 1** 注意喚起図（参考）※現場毎に確認を行い作成すること。
 - ・ **別図 2** 立面図（参考）※現場毎に確認を行い作成すること。
 - ・ 腕章等（参考）

1. 閉塞防止指導会の目的

保全工事はお客様がお住まいの中で行うものが多く、工事の実施に当たっては、お客様の安全・安心の確保を第一に考える必要があります。

特に外壁塗装工事においては、ガス機器の給排気筒（煙突）・換気扇・吸気口（以下、「給排気筒」といいます。）などの給排気設備を、養生ビニールシートなどにより塞がれた状態でお客様がガス機器を使用すると、不完全燃焼による一酸化炭素中毒事故や、異常着火による機器の破損事故等の重大事故が発生する危険があります。

これらの事故を未然に防ぐ為には、外壁塗装工事に関わる作業員全員が給排気筒の養生の危険性を理解した上で、作業を実施することが重要となります。

本指導会は、塗装工事の養生作業において給排気筒を養生することの危険性を作業員一人一人が理解し、事故発生を防止することを目的とします。

2. 給排気筒とは

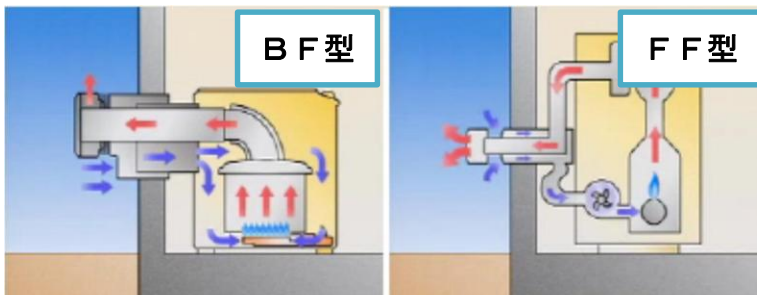
ガス機器の作動（燃焼）に必要な給気を行い、排気ガスを安全に屋外へ排出するために必要なものです。閉そくされることにより、不完全燃焼での一酸化炭素中毒事故や、異常着火での機器の破損事故を引き起こす可能性があります。

<機器の種類>

(1) 密閉式燃焼器具

燃焼用の空気は専用の給気筒を使用して直接屋外から吸引し、燃焼排ガスも専用の排気筒を使用して直接屋外に排出します。自然通気力を利用するものを自然給排気式（BF式）、動力を利用するものを強制給排気式（FF式）と呼びます。屋外からは給排気筒のみ確認することができます。

RH（レンジフード）型給湯器の給排気トップは、換気扇の排気カバーと一体化しているため、特に注意してください。



（出展：経済産業省HP）



⇐給排気筒外観



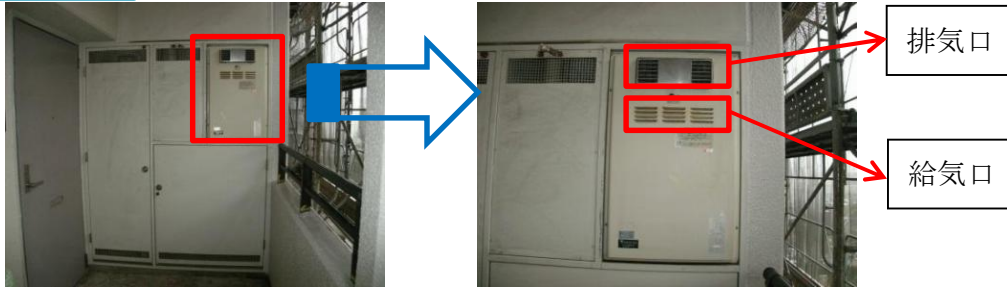
RH型給排気トップ



(2) 屋外設置式燃焼器具

屋外に設置して、給排気を屋外で行うものです。本体を屋外から確認することができますが、給気口と排気口の位置に注意してください。

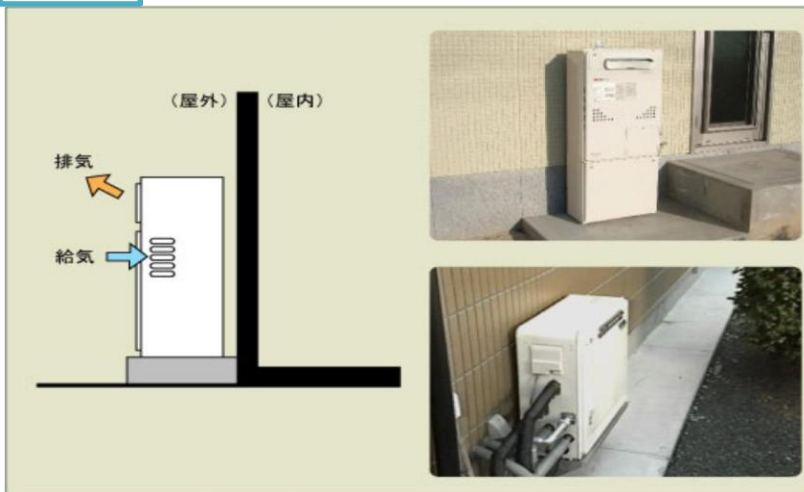
壁掛型



下記は正面からわかりにくいですが、扉内に給湯器が設置されています。



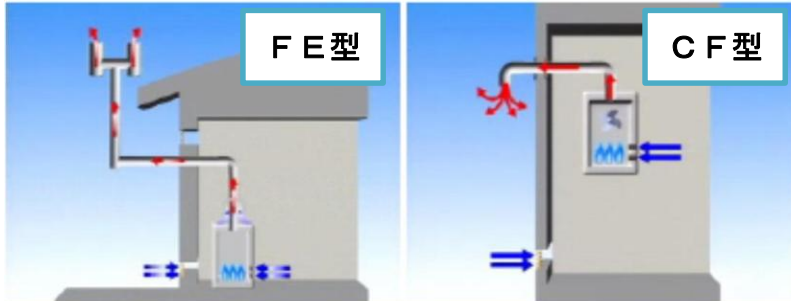
床置型



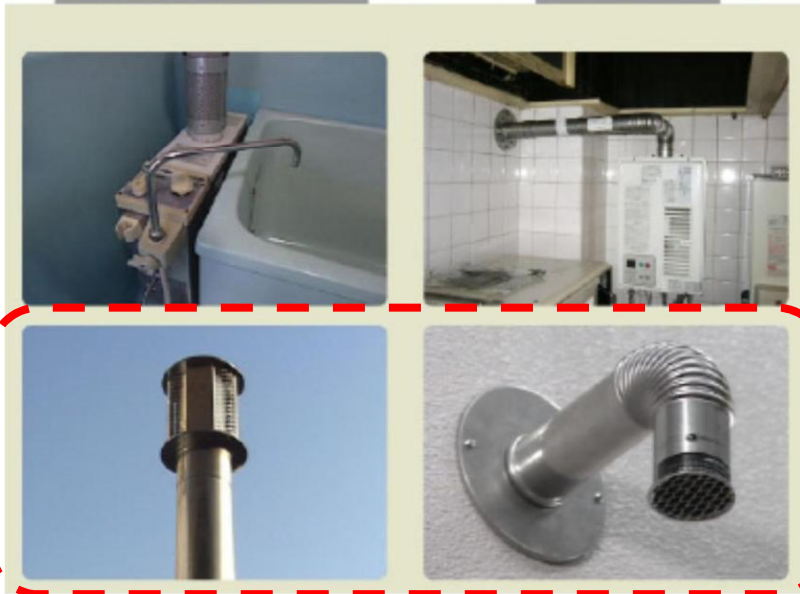
(出展：経済産業省HP)

(3) 半密閉燃焼器具

自然通気力で排出するものを自然排気式（CF式）、動力で排出するものを強制排気式（FE式）と呼びます。屋外からは排気筒と給気口を確認することができます。



(出展：経済産業省HP)



←排気筒外観

3. 過去の事故事例

自社の事例及び各工事の現場状況等に合わせて作成

(1) 不完全燃焼による一酸化炭素中毒事故 (経済産業省資料を参照して一部抜粋)

【全国の事故事例】

発生日	場所	事故概要	機器分類
平成 20 年 2 月	愛知	廊下に面した窓や風呂釜を収めるパイプスペースの扉をビニールシートで養生。 ⇒ <u>一酸化炭素中毒により浴室で死亡。</u>	半密閉 (CF) 式風呂釜
平成 21 年 1 月	千葉	浴室の換気口と給気口をビニールシートで養生。 ⇒入浴中に気分が悪くなり病院に搬送。(2名軽症)	半密閉 (CF) 式風呂釜
平成 21 年 6 月	東京	ベランダに設置された屋外式風呂釜の換気口と給気口がビニールシートで養生。 ⇒病院に搬送。(軽症)	屋外 (RF) 式風呂釜
平成 23 年 10 月	岡山	ベランダ全面をビニールシートで密閉。給湯器は安全装置で自動停止した。 ⇒自動停止により中毒は起こらなかったが、酸欠による体調不良と診断された。(2名軽症)	屋外 (RF) 式給湯器
平成 29 年 1 月	兵庫	空き部屋と間違え、給排気口をビニールシートで養生。 ⇒1歳児が緊急搬送。1晩入院。(1名軽症)	型式不明風呂釜

(2) 異常着火等によるガス機器の変形・破損事故 (経済産業省資料を参照)

【全国の事故事例】

発生年	発生件数
平成 20 年	3 件
平成 21 年	14 件
平成 22 年	10 件
平成 23 年	21 件
平成 24 年	11 件
平成 25 年	27 件
平成 26 年	33 件
平成 27 年	22 件
平成 28 年	17 件
平成 29 年	12 件

※事故内容の詳細は、経済産業省 HP 等を参照する

4. 当現場における養生に関する注意事項

- (1) 当閉塞防止指導会を受講していない作業者は当現場において、養生に関する作業は出来ません。当指導会受講後、受講済であることを証明する「腕章」(現場により記載の変更可)を配布致しますので、足場作業を実施する際には必ず「腕章」をして作業を実施して下さい。

※腕章は当現場で作業を行う作業員個人へ受講の証明として配布致しますので、腕章の貸与又は、その他のUR都市機構の現場で使用することは出来ません。

- (2) 当現場では、給排気筒(給湯器本体を含む)及び周囲の養生は禁止です。

給排気筒を塞いだことによるガス器具の不完全燃焼等は一酸化炭素中毒や火災等の重大な事故につながる可能性があるため、以下に対して一切の養生を行わないでください。

- ① 給湯器本体
- ② ガス機器等が格納されたメーターボックス等の鋼製建具
- ③ 配管類の開口端部
- ④ ガス機器の給排気口及び給排気筒
- ⑤ 外壁に設置された全ての給排気口

上記の①～⑤の四方1m程度の範囲には、同様に一切の養生を行わないでください。

特に、台所の給湯器の給排気トップは、換気扇と台所RH給湯器の給排気を兼用したフードになったものがあるため、同様に養生を行わないように注意してください。

給排気筒に関する事故は瞬間的に発生しますので、「ボード等を給湯器及び給排気筒に載せて養生する」等の一時的な養生も禁止です。

養生を実施しないことで、給排気筒に塗料等が付着した場合は、塗装作業終了後、速やかにふき取ることで対応してください。

※ 作業現場の特性上、どうしても給排気筒の養生が必要な場合は、事前にお住まいのお客様へ周知を徹底し、養生を実施している時間内のガス器具の使用制限をお願いする必要がありますので、現場代理人へ報告願います。現場代理人の許可なしに養生を実施することは禁止します。なお、養生は塗装当日に行い、塗装後速やかに撤去してください。

※ お客様へ直接説明する際には、現場代理人又は監督員が行うようにしてください。

- (3) 台風又は強風が予想される場合においては、強風の影響で給排気筒の付近の養生材及び足場シートなどが外れて給排気筒にかかり、事故が発生する恐れがあります。

強風が予想される場合は、給排気筒の付近の養生材及び足場シート等が適切に固定されているかの確認が必要です。固定方法等に不安がある場合は養生材及び足場シートの撤去が必要ですので、現場代理人に報告してください。

- (4) 当現場の給排気筒種別を別図1注意喚起図に、給排気筒設置位置を別図2立面図に示します。必ず事前に該当箇所を確認のうえ、作業に取掛るようにしてください。作業前又は作業中、養生して良いか判断に迷う部位があった場合は、必ず現場代理人へ報告、相談して下さい。作業者個人での判断は禁止します。

以 上

参考資料

外壁塗装工における給排気筒の閉塞防止指導会管理名簿

工事名称： RO-〇〇団地外壁修繕その他工事

名簿管理者： 〇〇建設(株) 現場代理人 〇〇〇〇

回数	管理No.	日付	氏名	所属
第1回	1	10/24		(株)〇〇工業
	2	10/24		(株)〇〇工業
	3	10/24		(株)〇〇工業
	4	10/24		(株)〇〇工業
	5	10/24		(株)〇〇工業
第2回	6	10/25		(株)〇〇工業
第3回	7	10/29		(株)〇〇工業
第4回	8	11/1		(株)〇〇工業
	9	11/1		(株)△△塗装工業
	10	11/1		(株)△△塗装工業
	11	11/1		(株)〇〇工業
第5回	12	11/2		(株)〇〇工業
	13	11/2		(株)〇〇工業
第6回	14	11/7		(株)〇〇工業
第7回	15	11/9		(株)△△塗装工業
	16	11/9		(株)△△塗装工業
第8回	17	11/12		(株)〇〇工業
第9回	18	11/14		(株)〇〇工業
	19	11/14		(株)〇〇工業
第10回	20	11/15		(株)△△塗装工業
第11回	20	11/17		(株)△△塗装工業
	21	11/17		(株)△△塗装工業
第12回	22	11/21		(株)△△塗装工業
	23	11/21		(株)△△塗装工業
第13回	24	11/27		(株)〇〇工業
	25	11/27		(株)〇〇工業
	26	11/27		(株)〇〇工業

周知会開催回数 13回

参加人数 〇〇人

別図1 注意喚起図 (参考)



現場毎に作成すること！

養生禁止 絶対に養生しないこと！！
汚れたときは清掃すること。



現場毎に作成すること！

養生禁止 絶対に養生しないこと！！
汚れたときは清掃すること。

別図1 注意喚起図(参考)



現場毎に作成すること！

養生禁止 絶対に養生しないこと！！
汚れたときは清掃すること。



現場毎に作成すること！

養生禁止 絶対に養生しないこと！！
汚れたときは清掃すること。

別図1 注意喚起図 (参考)



現場毎に作成すること！

養生禁止 絶対に養生しないこと！！
汚れたときは清掃すること。



現場毎に作成すること！

養生禁止 絶対に養生しないこと！！
汚れたときは清掃すること。

別図1 注意喚起図(参考)



現場毎に作成すること！

養生禁止 絶対に養生しないこと！！
汚れたときは清掃すること。



現場毎に作成すること！

養生禁止 絶対に養生しないこと！！
汚れたときは清掃すること。

別図1 注意喚起図(参考)



現場毎に作成すること!

○号棟共用廊下
養生禁止 絶対に養生しないこと!!
汚れたときは清掃すること。

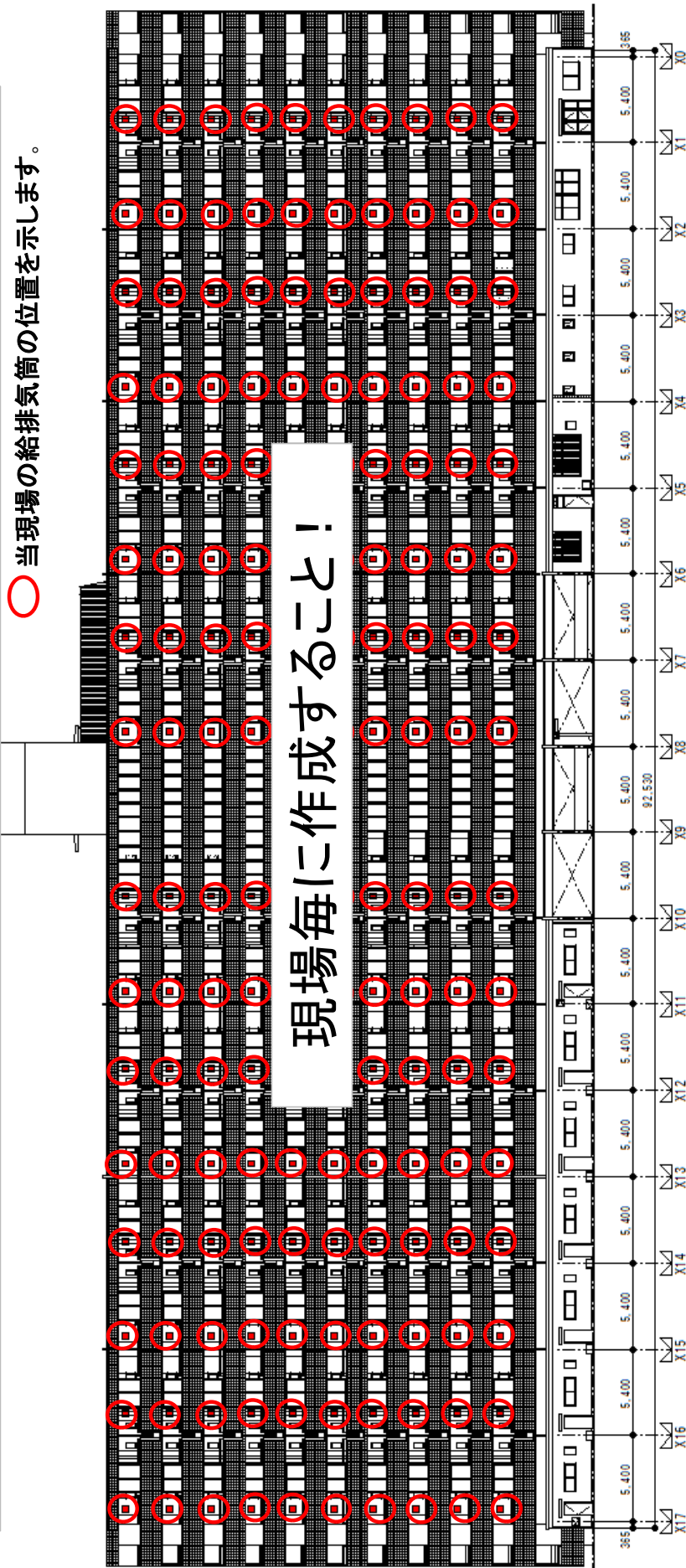


現場毎に作成すること!

要注意: バルコニー側の給気排気
養生禁止 絶対に養生しないこと!!
汚れたときは清掃すること。

別図2 号棟〇〇面立面図 (参考)

- ※ 立面図等は白黒印刷でも該当箇所がわかりやすいように作成してください。
- ※ 現場の作業員に該当箇所がわかることが重要です。既存の当該現場の図面等资料を利用して簡易に作成するようにして下さい。

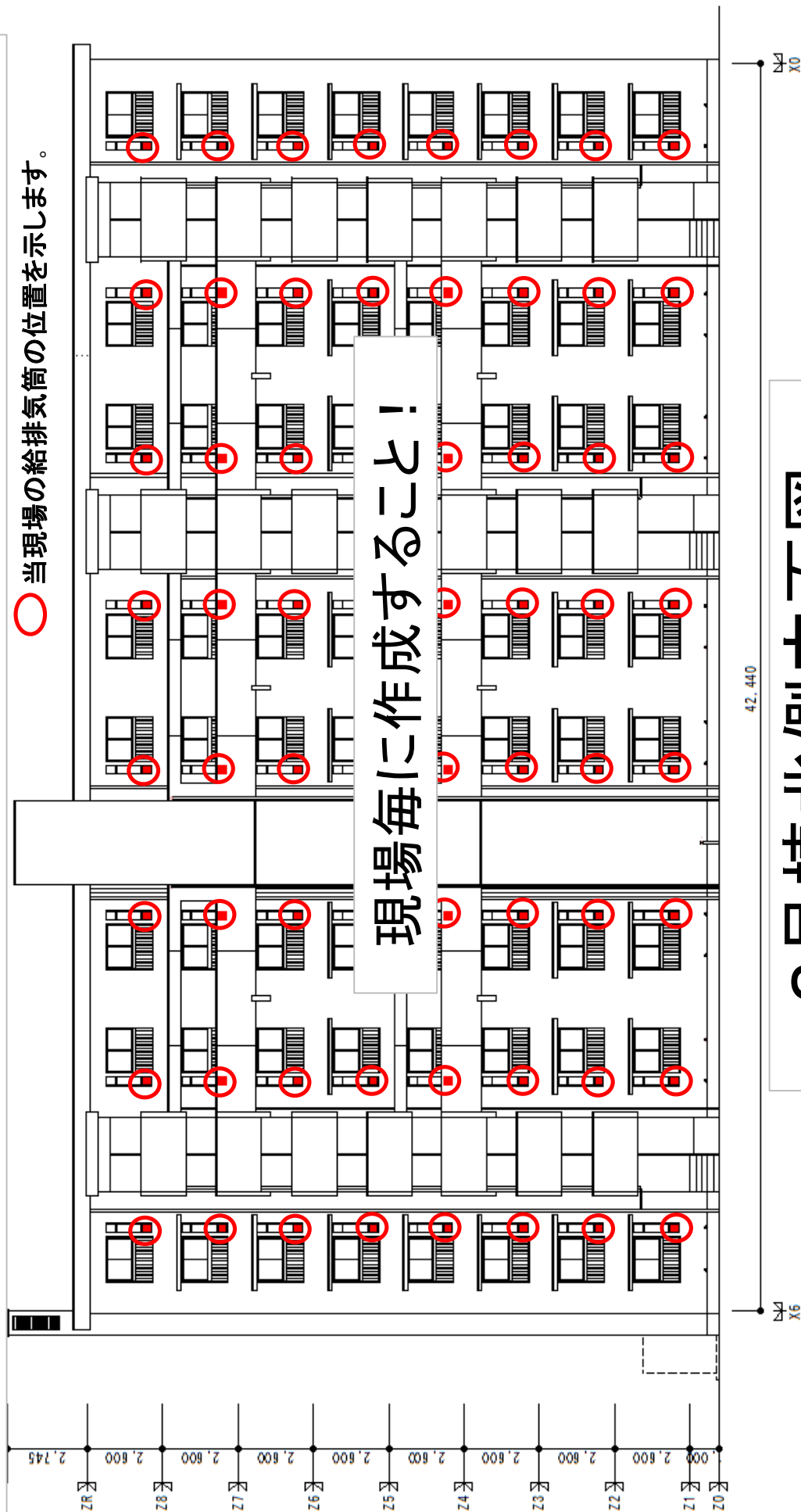


1号棟北側立面図

別図2 号棟〇〇面立面図(参考)

※ 立面図等は白黒印刷でも該当箇所がわかりやすいように作成してください。

※ 現場の作業員に該当箇所がわかることが重要です。既存の当該現場の図面等資料を利用して簡易に作成するようにして下さい。



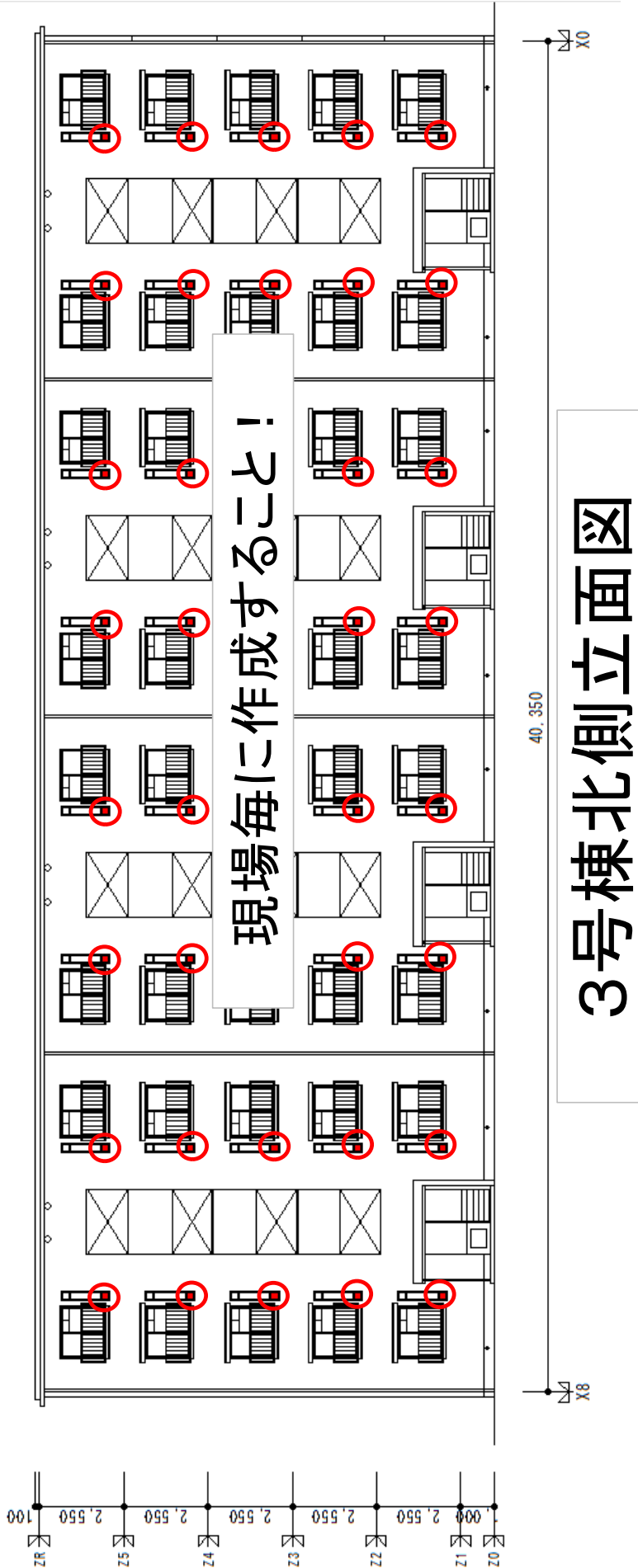
2号棟北側立面図

別図2 号棟〇〇面立面図 (参考)

※ 立面図等は白黒印刷でも該当箇所がわかりやすいように作成してください。

※ 現場の作業員に該当箇所がわかることが重要です。既存の当該現場の図面等資料を利用して簡易に作成するようにして下さい。

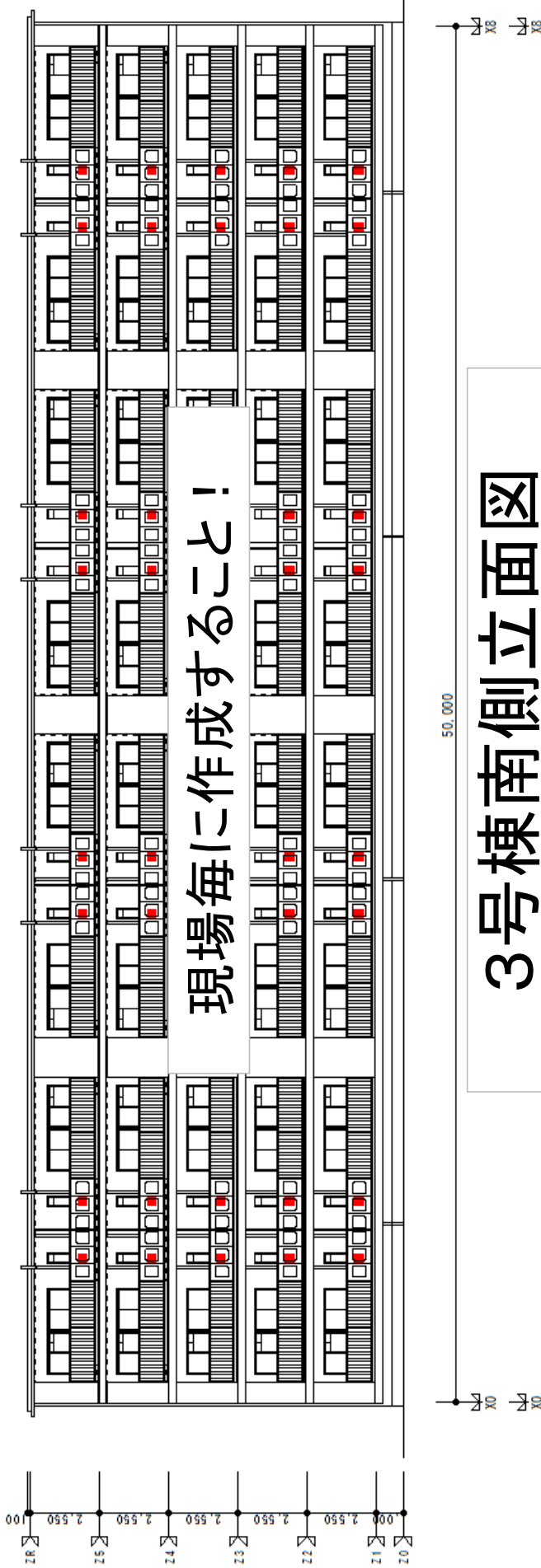
○ 当現場の給排気筒の位置を示します。



別図2 号棟○○面立面図 (参考)

- ※ 立面図等は白黒印刷でも該当箇所がわかりやすいように作成してください。
- ※ 現場の作業員に該当箇所がわかることが重要です。既存の当該現場の図面等資料を利用して簡易に作成するようにして下さい。

○ 当現場の給排気筒の位置を示します。



3号棟南側立面図

腕章等参考

(株)〇〇建設

閉塞防止指導会受講

所属：△△塗装工業 管理NO. 〇〇 氏名 〇〇〇〇

〇〇団地〇号棟他〇棟外壁修繕その他工事
仮設足場工における給排気筒の閉塞防止指導会

指導会参考資料

令和〇〇年〇〇月〇〇日

株式会社〇〇建設

現場代理人 〇〇 〇〇

目 次

1. 閉塞防止指導会の目的
2. 給排気筒とは
3. 過去の事故事例
4. 当現場における閉塞に関する注意事項

- 添付資料
- ・ 足場工における給排気筒の閉塞防止指導会受講者管理名簿（参考）
 - ・ **別図 1** 注意喚起図（参考）※現場毎に確認を行い作成すること。
 - ・ **別図 2** 立面図（参考）※現場毎に確認を行い作成すること。
 - ・ 腕章等（参考）

1. 閉塞防止指導会の目的

保全工事はお客様がお住まいの中で行うものが多く、工事の実施に当たっては、お客様の安全・安心の確保を第一に考える必要があります。

足場組立工事においては、ガス機器の給排気筒（煙突）・換気扇・吸気口（以下、「給排気筒」といいます。）などの給排気設備を、足場材（建地・布板・水平材・ブレース・巾木・層間ネット）などにより塞がれた状態でお客様がガス機器を使用すると、不完全燃焼による一酸化炭素中毒事故や、異常着火による機器の破損事故等の重大事故が発生する危険があります。

これらの事故を未然に防ぐ為には、足場組立工事に関わる作業員全員が給排気筒の閉塞の危険性を理解した上で、作業を実施することが重要となります。

本指導会は、足場組立工事において給排気筒を閉塞することの危険性を作業員一人一人が理解し、事故発生を防止することを目的とします。

2. 給排気筒とは

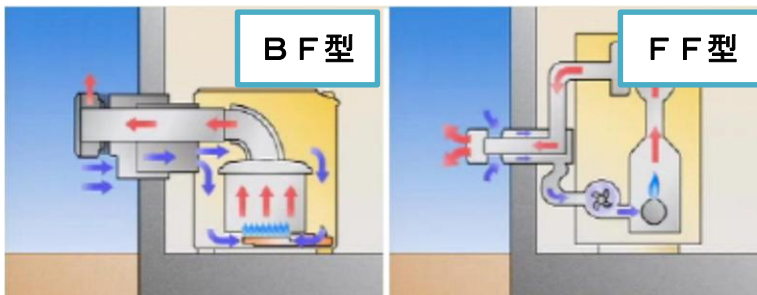
ガス機器の作動（燃焼）に必要な給気を行い、排気ガスを安全に屋外へ排出するために必要なものです。閉そくされることにより、不完全燃焼での一酸化炭素中毒事故や、異常着火での機器の破損事故を引き起こす可能性があります。

<機器の種類>

(1) 密閉式燃焼器具

燃焼用の空気は専用の給気筒を使用して直接屋外から吸引し、燃焼排ガスも専用の排気筒を使用して直接屋外に排出します。自然通気力を利用するものを自然給排気式（BF式）、動力を利用するものを強制給排気式（FF式）と呼びます。屋外からは給排気筒のみ確認することができます。

RH（レンジフード）型給湯器の給排気トップは、換気扇の排気カバーと一体化しているため、特に注意してください。



（出展：経済産業省HP）



⇨給排気筒外観



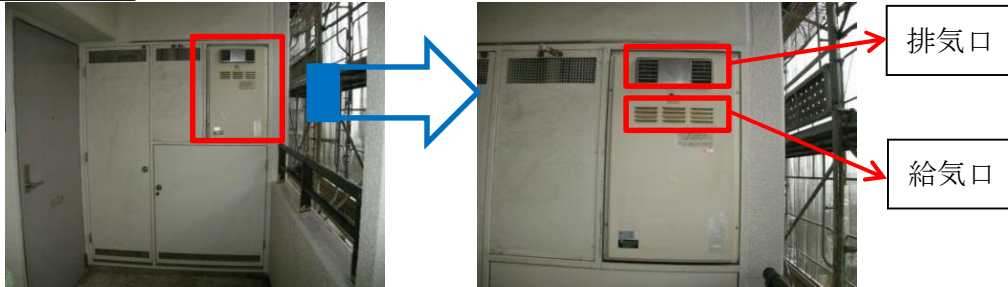
RH型給排気トップ



(2) 屋外設置式燃焼器具

屋外に設置して、給排気を屋外で行うものです。本体を屋外から確認することができますが、給気口と排気口の位置に注意してください。

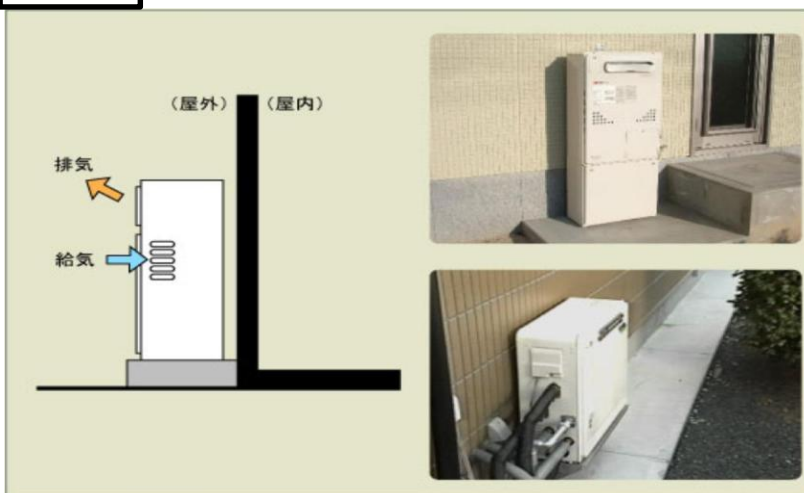
壁掛型



下記は正面からわかりにくいですが、扉内に給湯器が設置されています。



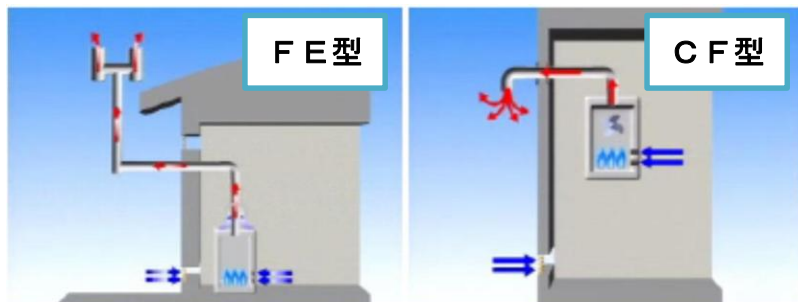
床置型



(出展：経済産業省HP)

(3) 半密閉燃焼器具

自然通気力で排出するものを自然排気式 (CF式)、動力で排出するものを強制排気式 (FE式) と呼びます。屋外からは排気筒と給気口を確認することができます。



(出展：経済産業省HP)



←排気筒外観

3. 過去の事故事例

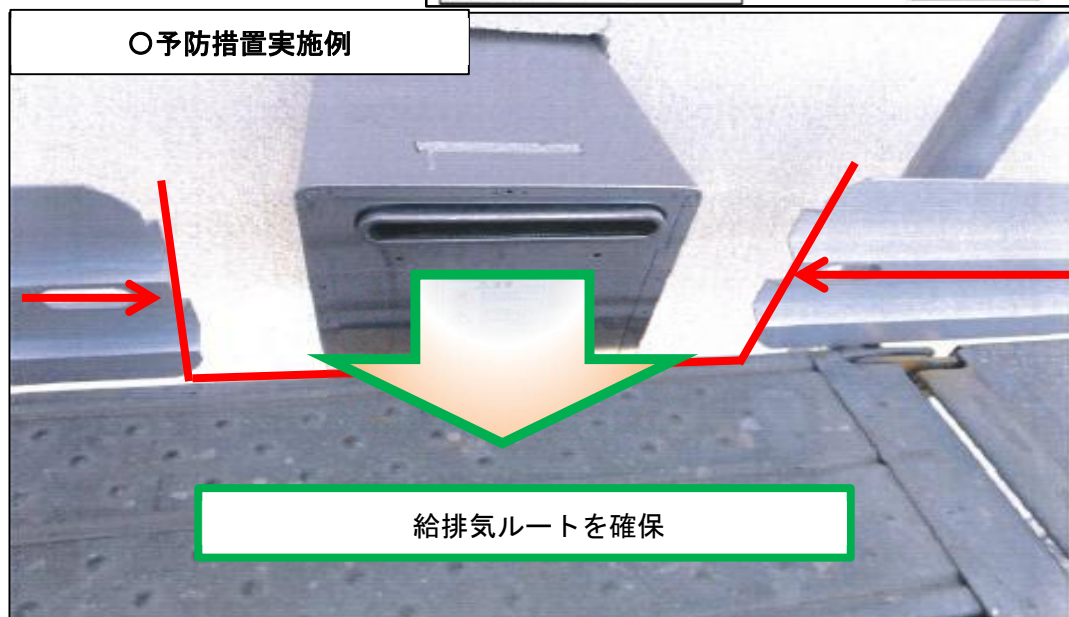
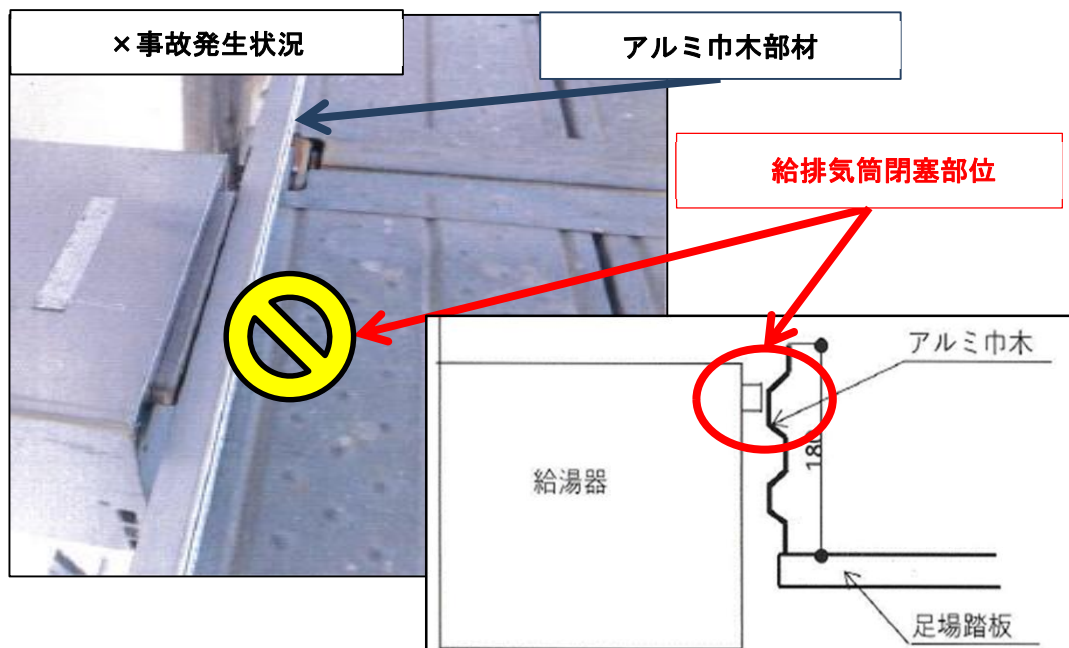
自社の事例及び各工事の現場状況等に合わせて作成してください。

(1) 巾木による給排気筒の閉塞事例

<事故概要>

- ・ 外部足場設置工事において、巾木をガス給湯器の給排気筒前に設置。
- ・ 居住者がガス給湯器を運転したところ、給排気筒の給気及び排気が閉塞されガス機器が作動しなかった。

<事故発生状況>



(2) 層間ネットによる給排気筒の閉塞事例

<事故概要>

- ・ 居住者よりガス給湯器に不具合があるとの申し出。
- ・ 層間ネットのたるみにより、給排気口を閉塞していた。

<事故発生状況>



4. 当現場における足場組立工事に関する注意事項

- (1) 当閉塞防止指導会を受講していない作業者は当現場において、足場工事に関する作業は出来ません。当指導会受講後、受講済であることを証明する「腕章」(現場により記載の変更可)を配布致しますので、足場作業を実施する際には必ず「腕章」をして作業を実施して下さい。
※腕章は当現場で作業を行う作業員個人へ受講の証明として配布致しますので、腕章の貸与又は、その他のUR都市機構の現場で使用することは出来ません。
- (2) **別図1**注意喚起図に示す給排気筒(給湯器本体を含む)の吹き出し口等を足場材(建地・布板・水平材・ブレース・巾木・層間ネット)等で閉塞することは禁止です。給排気筒の吹き出し口を塞いだことによるガス器具の不完全燃焼等は一酸化炭素中毒や火災等の重大な事故につながる可能性があるため、作業前又は作業中、判断に迷う部位があった場合は、必ず現場代理人へ報告、相談して下さい。作業員個人での判断は禁止します。
- (3) **別図2**立面図に給排気筒の設置位置を示します。必ず事前に該当箇所を確認のうえ、作業に取掛るようにして下さい。作業前又は作業中、判断に迷う部位があった場合は、必ず現場代理人へ報告、相談して下さい。作業員個人での判断は禁止します。

以 上

参考資料

足場工における給排気筒の閉塞防止指導会受講者管理名簿

工事名称： RO-〇〇団地外壁修繕その他工事

名簿管理者： 〇〇建設(株) 現場代理人 〇〇〇〇

回数	管理No.	日付	氏名	所属
第1回	1	10/24		(株)〇〇工業
	2	10/24		(株)〇〇工業
	3	10/24		(株)〇〇工業
	4	10/24		(株)〇〇工業
	5	10/24		(株)〇〇工業
第2回	6	10/25		(株)〇〇工業
第3回	7	10/29		(株)〇〇工業
第4回	8	11/1		(株)〇〇工業
	9	11/1		(株)△△塗装工業
	10	11/1		(株)△△塗装工業
	11	11/1		(株)〇〇工業
第5回	12	11/2		(株)〇〇工業
	13	11/2		(株)〇〇工業
第6回	14	11/7		(株)〇〇工業
第7回	15	11/9		(株)△△塗装工業
	16	11/9		(株)△△塗装工業
第8回	17	11/12		(株)〇〇工業
第9回	18	11/14		(株)〇〇工業
	19	11/14		(株)〇〇工業
第10回	20	11/15		(株)△△塗装工業
第11回	20	11/17		(株)△△塗装工業
	21	11/17		(株)△△塗装工業
第12回	22	11/21		(株)△△塗装工業
	23	11/21		(株)△△塗装工業
第13回	24	11/27		(株)〇〇工業
	25	11/27		(株)〇〇工業
	26	11/27		(株)〇〇工業

周知会開催回数 13回

参加人数 〇〇人

別図1 注意喚起図(参考)



閉塞禁止



閉塞禁止

別図1 注意喚起図 (参考)



現場毎に作成すること！

閉塞禁止



現場毎に作成すること！

閉塞禁止

別図1 注意喚起図 (参考)



閉塞禁止



閉塞禁止

別図1 注意喚起図(参考)



閉塞禁止



閉塞禁止

別図1 注意喚起図 (参考)

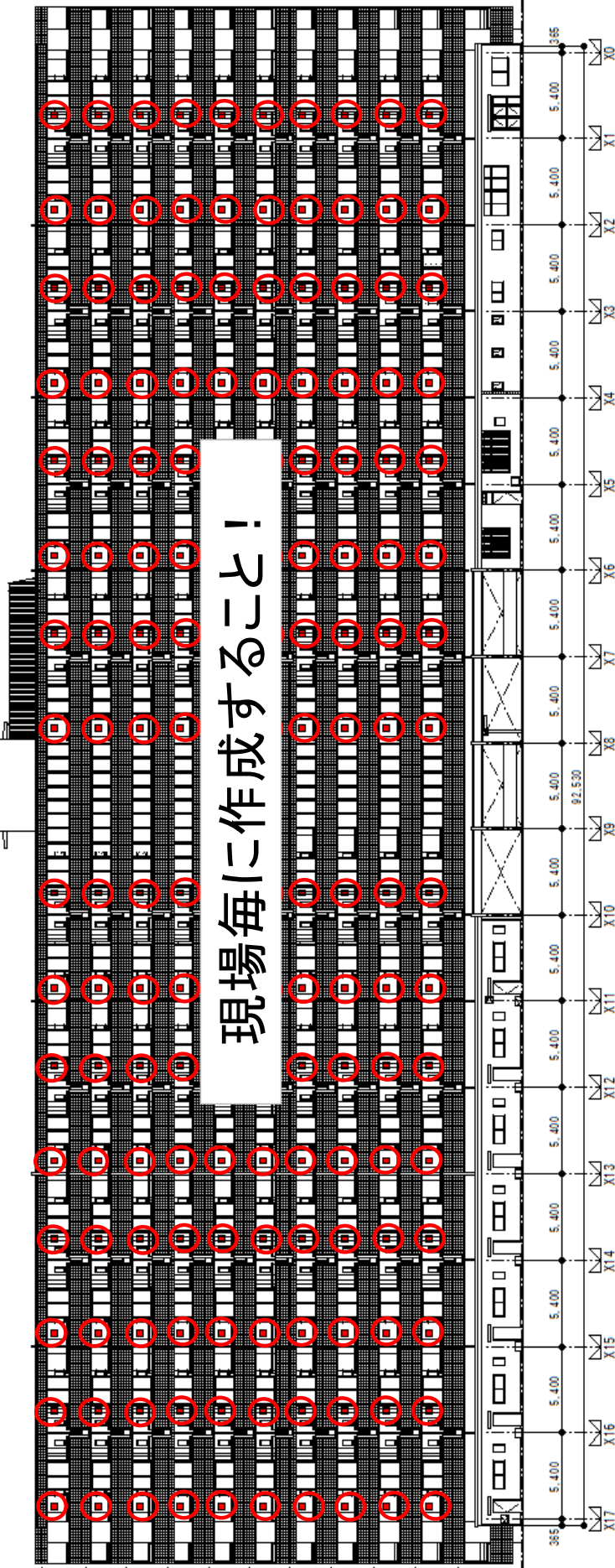


○号棟共用廊下等
階段室等内部足場設置時は要注意
閉塞禁止

別図2 号棟〇〇面立面図 (参考)

- ※ 立面図等は白黒印刷でも該当箇所がわかりやすいように作成してください。
- ※ 現場の作業員に該当箇所がわかることが重要です。既存の当該現場の図面等资料を利用して簡易に作成するようにして下さい。

○ 当現場の給排気筒の位置を示します。



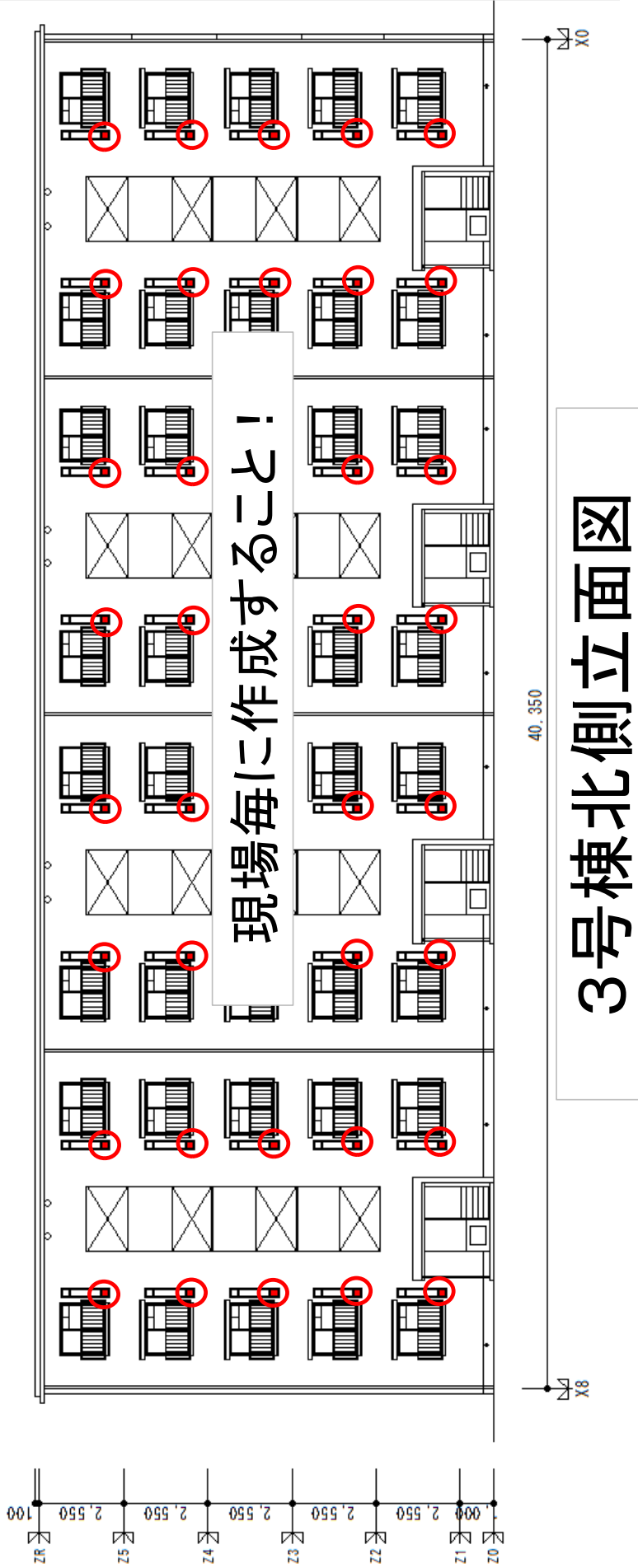
1号棟北側立面図

別図2 号棟〇〇面立面図 (参考)

※ 立面図等は白黒印刷でも該当箇所がわかりやすいように作成してください。

※ 現場の作業員に該当箇所がわかることが重要です。既存の当該現場の図面等資料を利用して簡易に作成するようにして下さい。

○ 当現場の給排気筒の位置を示します。

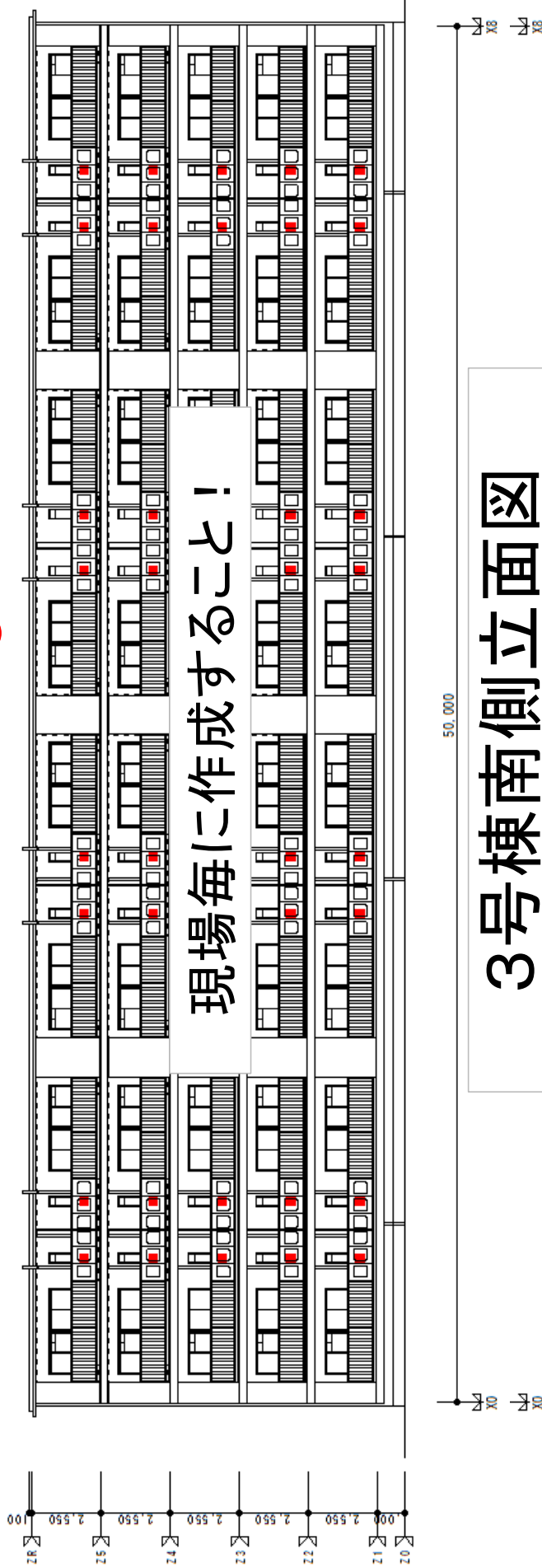


別図2 号棟○○面立面図 (参考)

※ 立面図等は白黒印刷でも該当箇所がわかりやすいように作成してください。

※ 現場の作業員に該当箇所がわかることが重要です。既存の当該現場の図面等資料を利用して簡易に作成するようにして下さい。

○ 当現場の給排気筒の位置を示します。



3号棟南側立面図

腕章等参考

(株)〇〇建設

閉塞防止指導会受講

所属：△△塗装工業 管理NO. 〇〇 氏名 〇〇〇〇

(別紙)

設備機器等取扱説明書の作成要領

- ① 建築、電気、機械、ガス、エレベーターの各設備機器に関する取扱説明書を作成しクリアブックに取りまとめる。なお、電気、機械設備等分離発注の場合、取扱説明書の作成は、各工事受注者が行う。
- ② 取扱説明書の取りまとめは、受注者のうち建築工事の受注者が行う。取りまとめ方は監督員の指示による。
- ③ 取扱説明書の部数
 - イ) 住戸用：各住戸1部として戸数分+3部(タイプ毎)
 - ロ) 共用部分：3部
- ④ クリアブックの色は、賃貸用を青色、分譲用を赤色とすること。クリアブックの規格は、A4サイズ20ポケット中紙入りを標準とする。また、クリアブックの購入は、建築工事の受注者とする。
- ⑤ 「特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律」に基づき、各住戸の玄関等に関する防犯性能表示説明書（防犯性能、製品に関する製造者問い合わせ先等）を取扱説明書と一緒にクリアブックに同封すること。

以 上

完成図作成要領（保全工事版）

1 基本的な考え方

- (1) 完成図は当初発注、設計変更及び現場処理等の情報を一括編集する。(契約図面を重ねただけとしない。)
- (2) 管理開始後の立場で編集する。(管理上の街区名、棟番号、住戸位置等が突合できるよう工夫する。)

2 図面作成方法（標準）

- (1) URが提供する設計図（当初設計および変更設計）をもとに、現場処理等の内容も含め、完成した工事目的物と整合するように作成する。撤去工事をおこなった場合は、撤去の対象や範囲を示す。
- (2) 各図面に完成図であることを明示する。図面枠または中表紙に施工者名を記載する。
- (3) 設計事務所欄、設計名称欄は空欄にする。

3 作成する図面の種類及び仕様

- (1) 作成する図面
 - ・ 完成図
- (2) 製本の仕様
 - ・ A3-2つ折背貼製本
- (3) 電子データの仕様
 - ・ 完成図面等の電子データの仕様は、契約単位かつ1データあたり100MB以下となるよう作成し、データの形式は、PDFデータとCADデータ（DXF形式を標準）とすること。
 - ・ 電子データの名称は、資料-04完成「引継ぎ資料等電子データ作成時の留意点」に基づき作成すること。

4 完成図の作成部数

完成図の作成部数は以下のとおりとする。

	図面種類	部数	用途（参考）
①	製本	2部	○発注担当課（保管用） ○住まいセンター（管理用）
②	電子データ (PDF)	2部	○発注担当課（保管用） ○管理担当課（附番作業）
③	電子データ (CAD (DXF))	1部	○住まいセンター（作業用）

5 完成図の提出先

監督員の確認を受けた上、発注担当課に提出する。

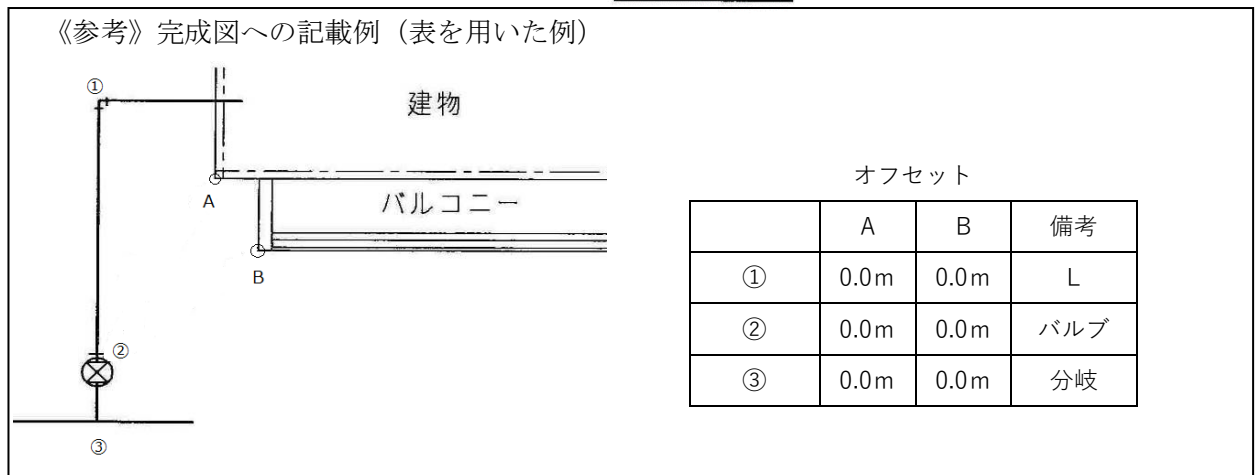
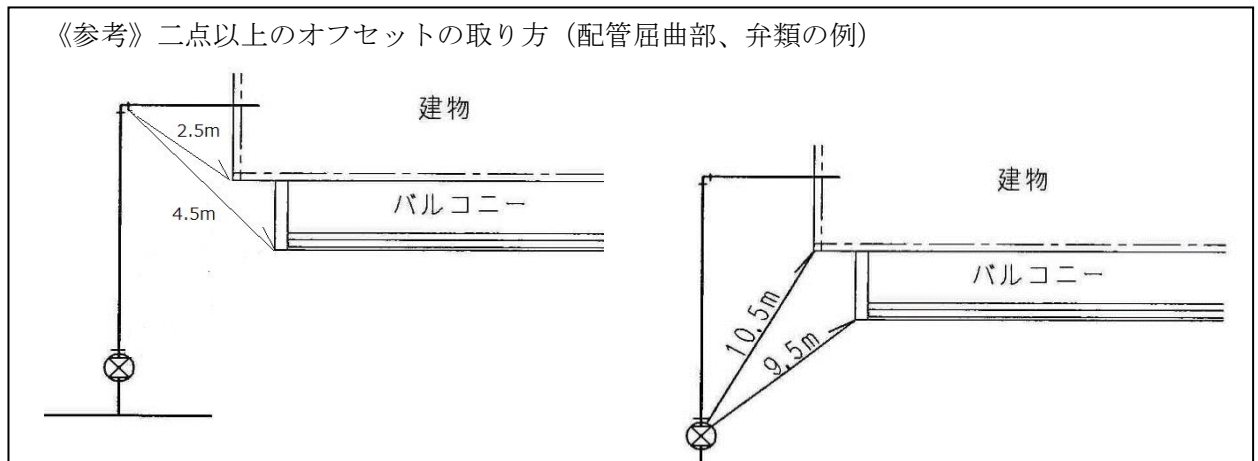
完成図の作成範囲等

1. 作成範囲

- 1) 図面目録
- 2) 案内図
- 3) 設備関係図（屋外配管は、オフセットを記入する。）

2. 作成方法

- 1) 貸与するCADデータ（設計図書のデータ）を用いて作成する。
- 2) 発注担当課が指示する図面をCAD、PDFデータにて提出すること。
- 3) 縮尺は、図面の種類に応じ設計図書にならい選択する。
- 4) 各図共、必要に応じて、方位、キープラン等を記載する。
- 5) 各種凡例、シンボル等は原則として関係諸規定等に定めるところによる。
- 6) 屋外完成図は、団地単位でまとめた1枚仕上げを原則とする。
- 7) 屋外完成図には、配管・バルブ・栓帽等と共に表示杭・表示ピンも記入する。
- 8) オフセット図は、屋外埋設配管及びその弁類の不動構造物2点以上からの距離を記録した図面をいう。



以 上

引継ぎ資料等電子データ作成時の留意点

(1) 各工事の電子データのファイル名称は、次のとおりとする。

■ 新築工事

	電子データ（100MB 毎に分割 ※1）	ファイル名称
① 完成図 ※2,3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 意匠図 ・ 構造図 ・ 電気設備図 ・ 機械設備図 ・ ガス設備図 ・ EV 設備図 ・ 土木図 ・ 造園図（屋外でまとめても可） ・ 補備工事図 ・ 構造計算書（号棟ごとに作成）※4 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 団地名称_号棟名_意匠図 ・ 団地名称_号棟名_構造図 ・ 団地名称_号棟名_電気設備図 ・ 団地名称_号棟名_機械設備図 ・ 団地名称_号棟名_ガス設備図 ・ 団地名称_号棟名_EV 設備図 ・ 団地名称_号棟名_土木図 ・ 団地名称_号棟名_造園図 ・ 団地名称_号棟名_補備工事図 ・ 団地名称_号棟名_構造計算書 <p>* 団地名称は(2)①による * 号棟名は(2)②による</p>
② 工事書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用材料報告書 ・ 契約不適合等処理担当責任者決定通知 ・ 各種保証書 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事件名_使用材料報告書_職種 ・ 工事件名_契約不適合等処理担当責任者決定通知 ・ 工事件名_各種保証書_職種 <p>* 工事件名は(2)③による</p>
③ 申請図書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請分類（登録票区分）ごとに作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 団地名称_号棟名_申請名称 <p>* 団地名称は(2)①による * 号棟名は(2)②による</p>

■ 保全工事

次の①～③のうち、該当する者すべてとする。（①完成図のうち、「完成図」と「発注図及び変更図」については、いずれか又は両方とする。）

	電子データ（100MB 毎に分割 ※1）	ファイル名称
① 完成図 ※2,3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 完成図 ・ 発注図及び設計変更図 ・ 耐震改修構造計算書（号棟ごとに作成）※5 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事件名_完成図 ・ 工事件名_発注図及び設計変更図 ・ 工事件名_号棟名_耐震改修構造計算書 <p>* 工事件名は(2)③による * 号棟名は(2)②による</p>
② 工事書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用材料報告書 ・ 契約不適合等処理担当責任者決定通知 ・ 各種保証書 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事件名_使用材料報告書_職種 ・ 工事件名_契約不適合等処理担当責任者決定通知 ・ 工事件名_各種保証書_職種 <p>* 工事件名は(2)③による</p>
③ 申請図書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請分類（登録票区分）ごとに作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 団地名称_号棟名_申請名称 <p>* 団地名称は(2)①による * 号棟名は(2)②による</p>

■ リニューアル等工事（共用部回収に限る）

次の①～③のうち、該当する者すべてとする。

	電子データ（100MB 毎に分割 ※1）	ファイル名称
① 完成図※2※3	<ul style="list-style-type: none"> 共用部改修工事指示図面 共用部改修工事当初指示図面及び変更指示図面 	<ul style="list-style-type: none"> 工事件名_完成図 工事件名_発注図及び設計変更図 工事件名_号棟名_耐震改修構造計算書 *工事件名は(2)③による *号棟名は(2)②による
② 工事書類	<ul style="list-style-type: none"> 使用材料報告書 契約不適合等処理担当責任者決定通知各種保証書 	<ul style="list-style-type: none"> 工事件名_使用材料報告書 工事件名_契約不適合等処理担当責任者決定通知 工事件名_各種保証書 *工事件名は(2)③による
③ 申請図書	申請分類（登録票区分）ごとに作成	<ul style="list-style-type: none"> 団地名称_号棟名_申請名称 *団地名称は(2)①による *号棟名は(2)②による

※1 団地情報管理システム（以下ctweb）及び保全システムに、100MB 以上登録できないため。

※2 複数号棟をまとめても良い。

※3 対象工事により不要な図は除くこと。

※4 実施設計業務成果品とする。

※5 耐震改修実施設計業務成果品とする。

(2) ファイル名称の留意点について

① 団地名称（新築工事の完成図、全工事の申請図書）

団地名称は、正式名称で全角とする。

- 例： ○ コンフォール和光西大和
 × コンフォール和光西大和 ←半角
 × CF和光西大和 ←略称
 × CF和光西大和 ←略称・半角

② 号棟名（新築工事の完成図、保全工事の耐震改修構造計算書全工事の申請図書）

号棟名は、管理住棟で全角とする。

- 例： ○ 1号棟
 ○ 13-1号棟
 ○ 1～3号棟 ←複数棟まとめる場合
 × 13-1号棟 ←半角
 × 1-A号棟 ←工事発注時の号棟名

③ 工事件名（保全工事・リニューアル工事の完成図、全工事の工事書類）

工事件名は、正式名称とする。

- 例： ○ 西大和団地第Ⅰ期第1住宅建設工事
 × 西大和団地第ⅰ期第1住宅建設工事 ←正式名称でない

④ その他

アンダーバーは半角とする

- 例： ○ 西大和団地第Ⅰ期第1住宅建設工事_意匠図
 × 西大和団地第Ⅰ期第1住宅建設工事_意匠図 ←全角